

第5章 特定共同住宅等

第1 用語の意義・適用範囲

1 法令の略称

この章における法令の略称は、次による。

- (1) 「省令40号」とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (2) 「位置・構造告示」とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号）をいう。
- (3) 「構造類型告示」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）をいう。
- (4) 「区画貫通告示」とは、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成17年消防庁告示第4号）をいう。
- (5) 「17号告示」とは、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第17号）をいう。
- (6) 「18号告示」とは、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）をいう。
- (7) 「19号告示」とは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）をいう。
- (8) 「20号告示」とは、戸外表示器の基準（平成18年消防庁告示第20号）をいう。

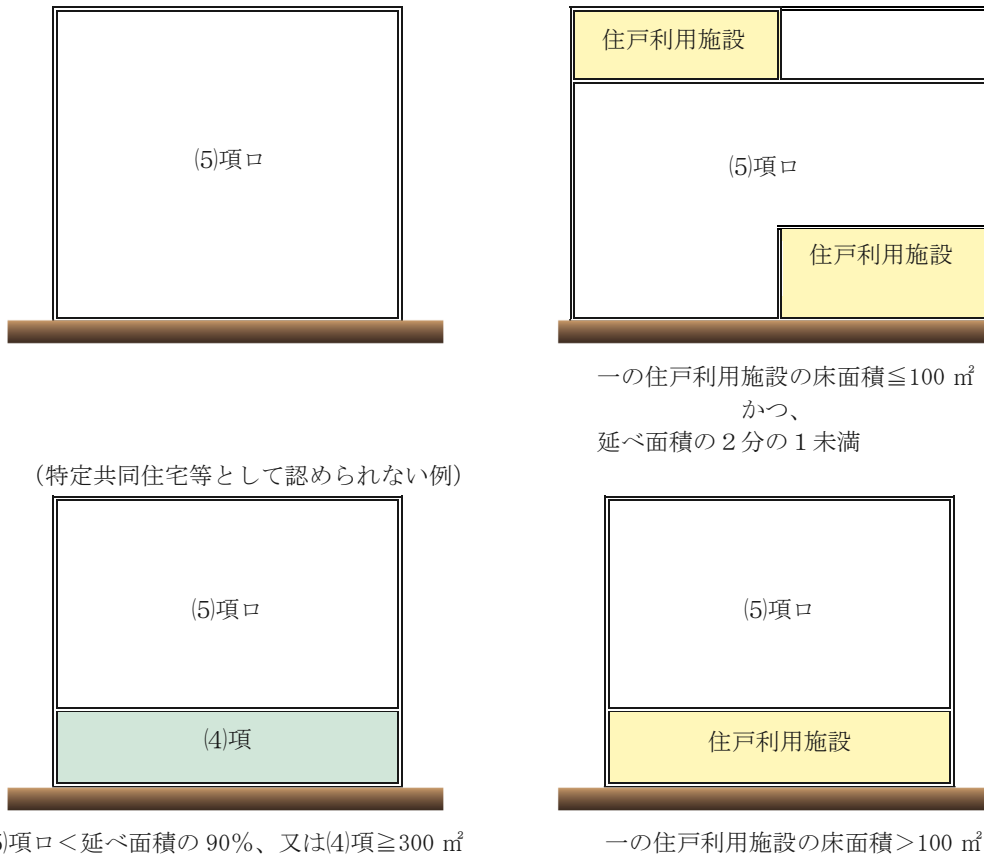
2 用語の意義

この章において用いる用語の意義は、次による。

- (1) 「住戸利用施設」とは、特定共同住宅等の部分であって、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限るものをいい、かつ、各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下この章において同じ。）の床面積がいずれも100㎡以下であるものをいう。
- (2) 「特定共同住宅等」とは、次のア又はイに掲げる防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について位置・構造告示の基準に適合するものをいう。（第1-1図参照）

ア 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項ロに掲げる防火対象物又は住戸利用施設の用途以外の用途に供される部分が存せず、(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上のものに限る。）

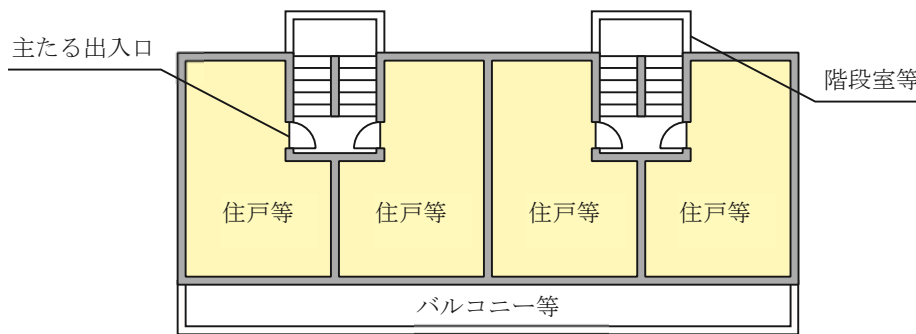


第1-1図

- (3) 「特定住戸利用施設」とは、住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、省令第12条の2第1項又は第3項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。
- ア 政令別表第1(6)項口(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- イ 政令別表第1(6)項口(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（省令第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が 275 m^2 以上のものに限る。）
- (4) 「住戸等」とは、特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分の住戸利用施設を含む。以下この章において同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室をいう。
- (5) 「共用室」とは、特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室、キッズルーム、来客用宿泊施設、カラオケルーム、シアタールームその他これらに類する室をいう。
- (6) 「共用部分」とは、特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場（オートバイ置場を含む。）、駐輪場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であつて、住戸等以外の部分をいう（通常居住者が専有するバルコニーその他これに類するもの（以下この章において「バルコニー等」という。）を除く。）。
- (7) 「階段室等」とは、避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室（当該階段が壁、床又は防火設備等で区画されていない場合を含む。）をいう。

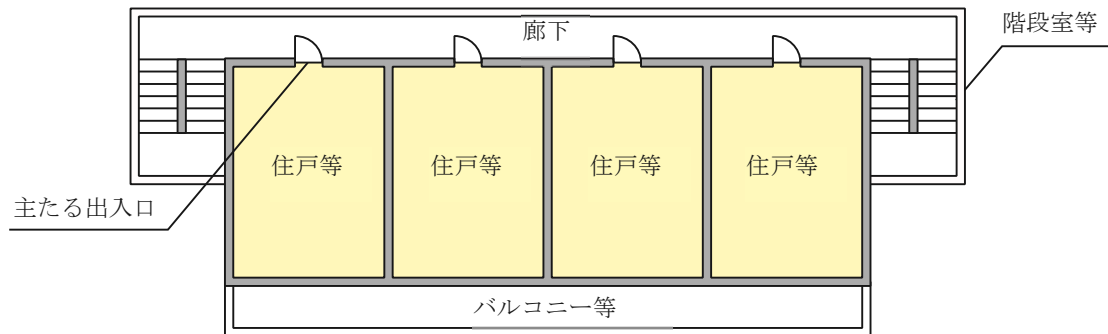
- (8) 「開放型廊下」とは、直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。
- (9) 「開放型階段」とは、直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。
- (10) 「階段室型特定共同住宅等」とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等をいう。(第1-2図参照)
- (11) 「廊下型特定共同住宅等」とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等をいう。(第1-3図参照)

(階段室型特定共同住宅等の例)



第1-2図

(廊下型特定共同住宅等の例)

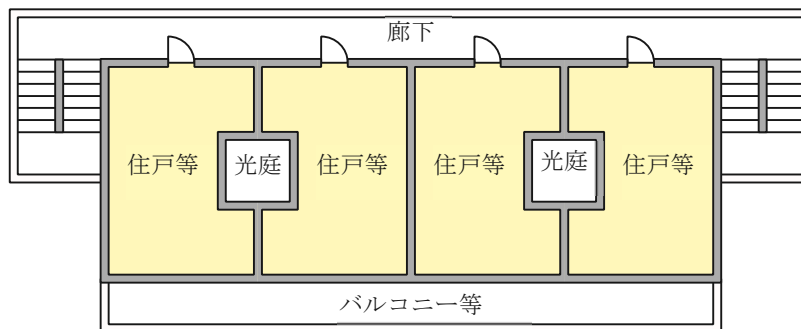


第1-3図

- (12) 「二方向避難型特定共同住宅等」とは、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なる避難経路を確保している特定共同住宅等として構造類型告示で定める構造を有するものをいう。
- (13) 「開放型特定共同住宅等」とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として構造類型告示で定める構造を有するものをいう。

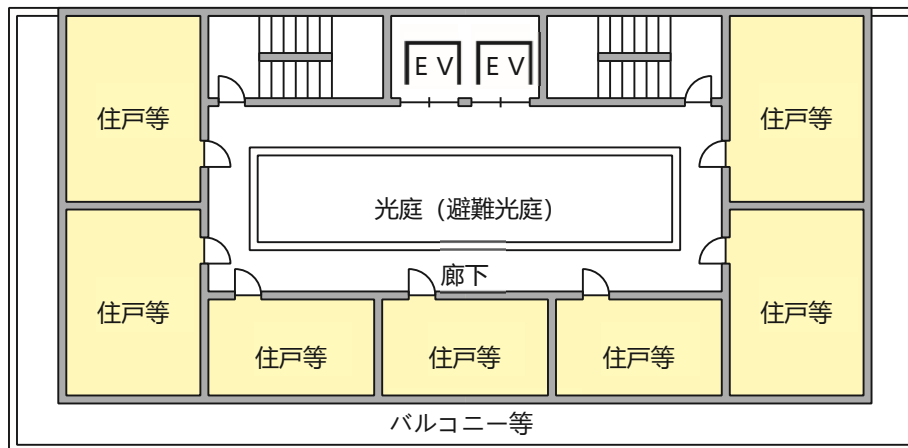
- (14) 「二方向避難・開放型特定共同住宅等」とは、(12)及び(13)の双方の基準を満たしているものをいう。
- (15) 「その他の特定共同住宅等」とは、(12)から(14)までに掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。
- (16) 「光庭」とは、主として採光又は通風のために設けられる空間であって、その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きになっているものをいう。(第1-4図参照)
- (17) 「避難光庭」とは、光庭のうち、火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が、当該光庭に面して設けられるものをいう。(第1-5図参照)

(光庭の例)



第1-4図

(避難光庭の例)



第1-5図

- (18) 「特定光庭」とは、光庭のうち第6特定光庭の取り扱いで定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いもの及び避難光庭を経由して避難する者が火災の影響を受ける危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。
- (19) 「共住区画」とは、特定共同住宅等の住戸等を開口部のない耐火構造の床又は壁で区画するもので、第3位置、構造及び設備の要件2に適合するものをいう。

- (20) 「初期拡大支援性能を主として有する消防の用に供する設備等」とは、特定共同住宅等において、火災の拡大を初期に抑制する性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等で、次に掲げるものをいう。

ア 住宅用消火器及び消火器具

イ 共同住宅用スプリンクラー設備

「共同住宅用スプリンクラー設備」とは、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドに限る。以下この章において同じ。）、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

ウ 共同住宅用自動火災報知設備

「共同住宅用自動火災報知設備」とは、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器（住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下この章において同じ。）等で構成され、かつ、自動試験機能又は遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

エ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

(7) 「住戸用自動火災報知設備」とは、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

(4) 「共同住宅用非常警報設備」とは、特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であって、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。

- (21) 「避難安全性能を主として有する消防の用に供する設備等」とは、特定共同住宅等において、火災時に安全に避難することを支援する性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等で、次に掲げるものをいう。

ア 共同住宅用自動火災報知設備

イ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

- (22) 「消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等」とは、階段室型特定共同住宅等において、消防隊による活動を支援する性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等で、次に掲げるものをいう。

ア 共同住宅用連結送水管

「共同住宅用連結送水管」とは、階段室型特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、放水口、配管、送水口等で構成されるものをいう。

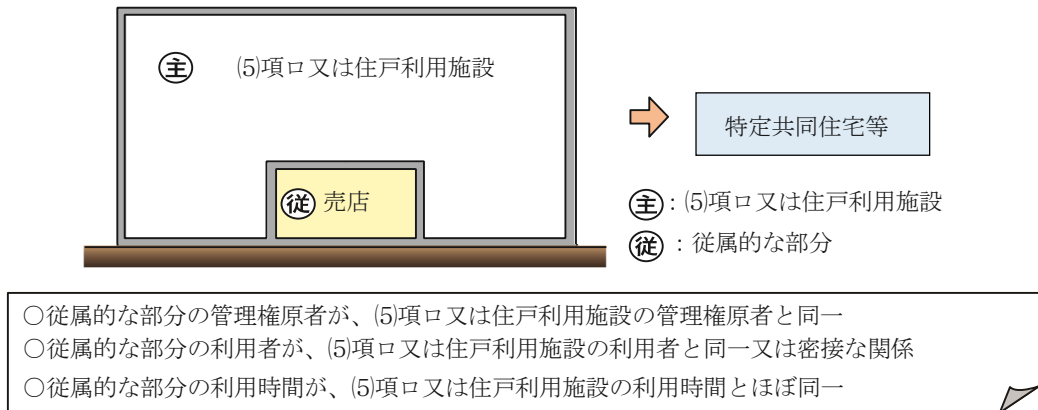
イ 共同住宅用非常コンセント設備

「共同住宅用非常コンセント設備」とは、階段室型特定共同住宅等における消防隊による活動を支援する設備であって、非常コンセント、配線等で構成されるものをいう。

3 適用範囲

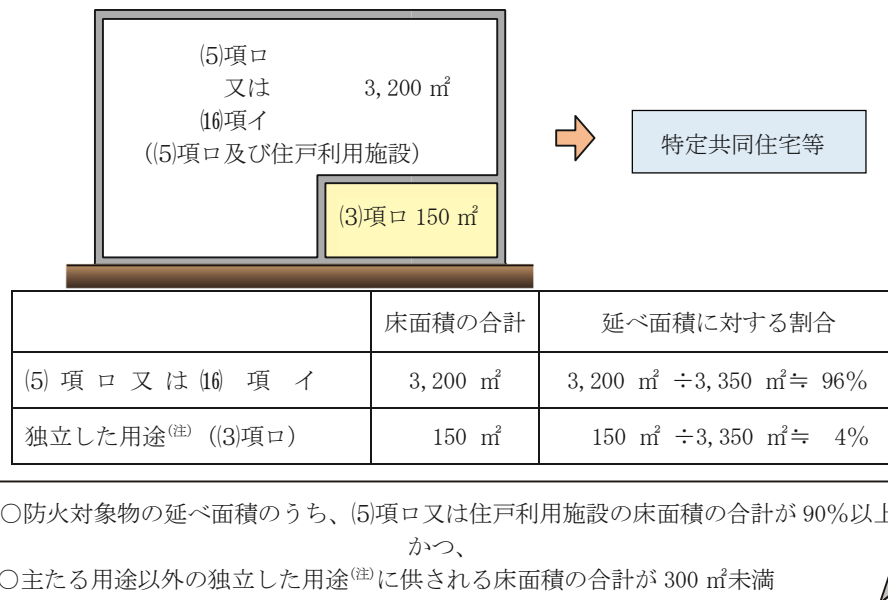
省令40号の規定を適用できる防火対象物の範囲は、省令40号第2条第1号の規定によるほか、次の(1)から(4)までのいずれかに適合する場合、適用できるものであること。

- (1) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い5(1)機能従属により、政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は住戸利用施設に機能的に従属している部分として認められる場合（例 居住者専用の売店、フィットネススペースは、共用室とみなして省令40号を適用しても差し支えない。第1-6図参照）



第1-6図

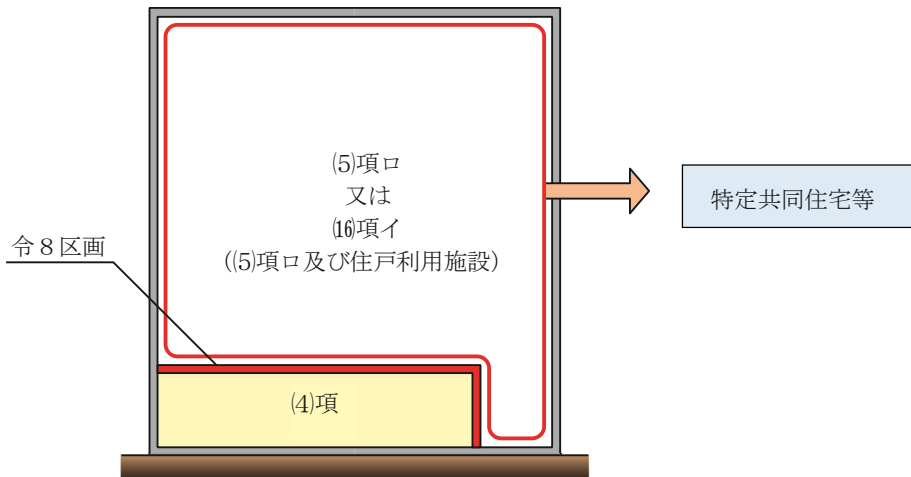
- (2) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い5(2)みなし従属により、政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は住戸利用施設以外の独立した用途に供される部分が、省令40号第2条第1号に規定にする防火対象物とみなされる場合（第1-7図参照）



- (注) 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。

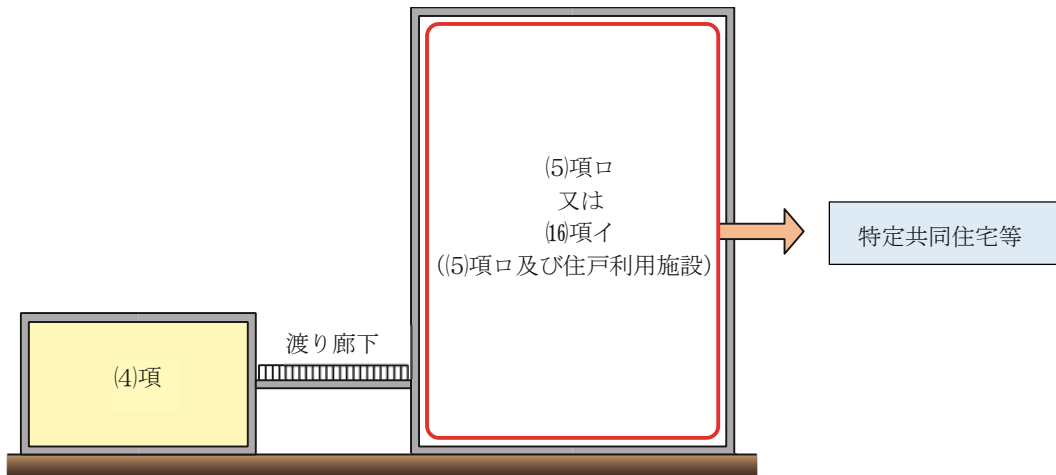
第1-7図

- (3) 第3章第2政令第8条に規定する区画等の取り扱いにより、令8区画された部分が、省令40号第2条第1号に規定する防火対象物となる場合（第1-8図参照）



第1-8図

- (4) 第3章第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い、第5 地下連絡路で接続されている場合の取扱い又は第6 洞道で接続されている場合の取扱いにより、別棟として取扱う部分が、省令40号第2条第1号に規定する防火対象物となる場合（第1-9図参照）



第1-9図

第2 必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等の設置区分

特定共同住宅等において、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分は、次によること。

1 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能（以下この章において「初期拡大抑制性能」という。）及び火災時に安全に避難することを支援する性能（以下この章において「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、次によること。

(1) 二方向避難型特定共同住宅等

- ア 地階を除く階数が5以下のもの（第2-1図参照）
- イ 地階を除く階数が10以下のもの（第2-2図参照）
- ウ 地階を除く階数が11以上のもの（第2-3図参照）

(2) 開放型特定共同住宅等

- ア 地階を除く階数が5以下のもの（第2-4図参照）
- イ 地階を除く階数が6以上のもの（第2-5図参照）

(3) 二方向避難・開放型特定共同住宅等

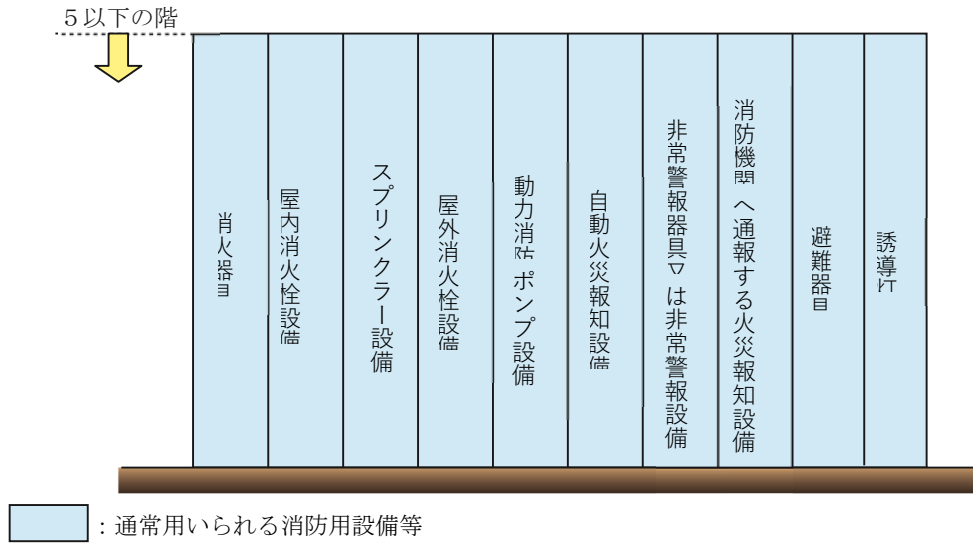
- ア 地階を除く階数が10以下のもの（第2-6図参照）
- イ 地階を除く階数が11以上のもの（第2-7図参照）

(4) その他の特定共同住宅等

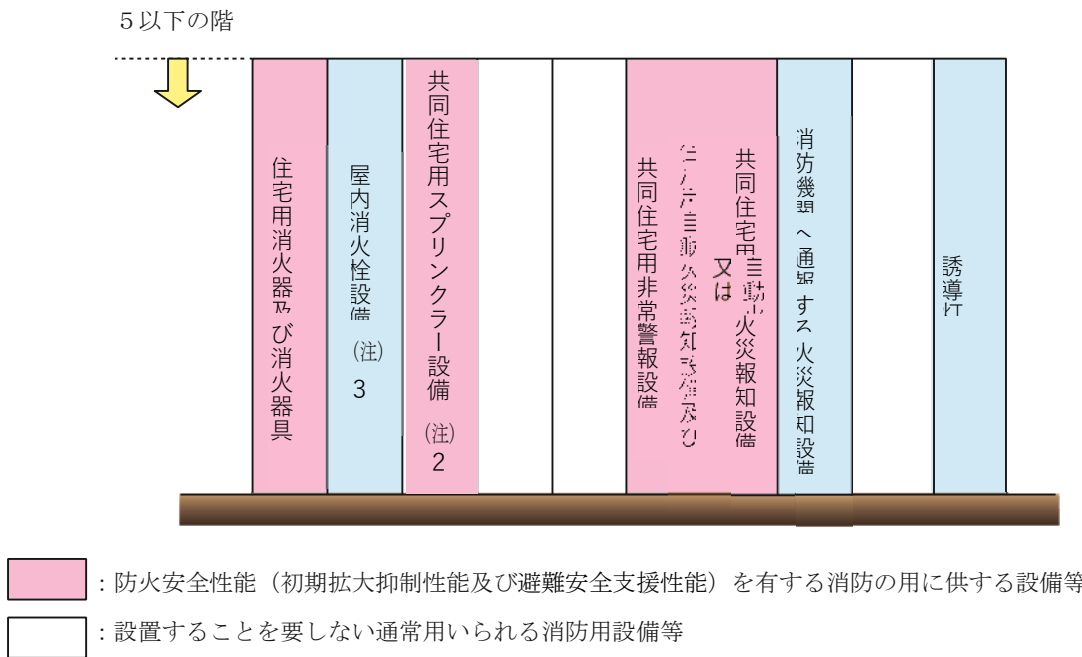
- ア 地階を除く階数が10以下のもの（第2-8図参照）
- イ 地階を除く階数が11以上のもの（第2-9図参照）

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

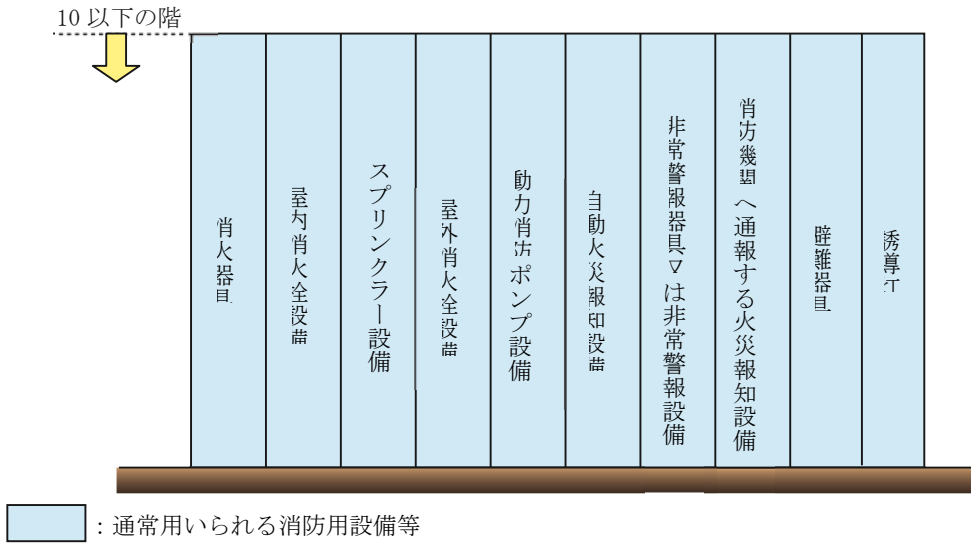
2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に除く。

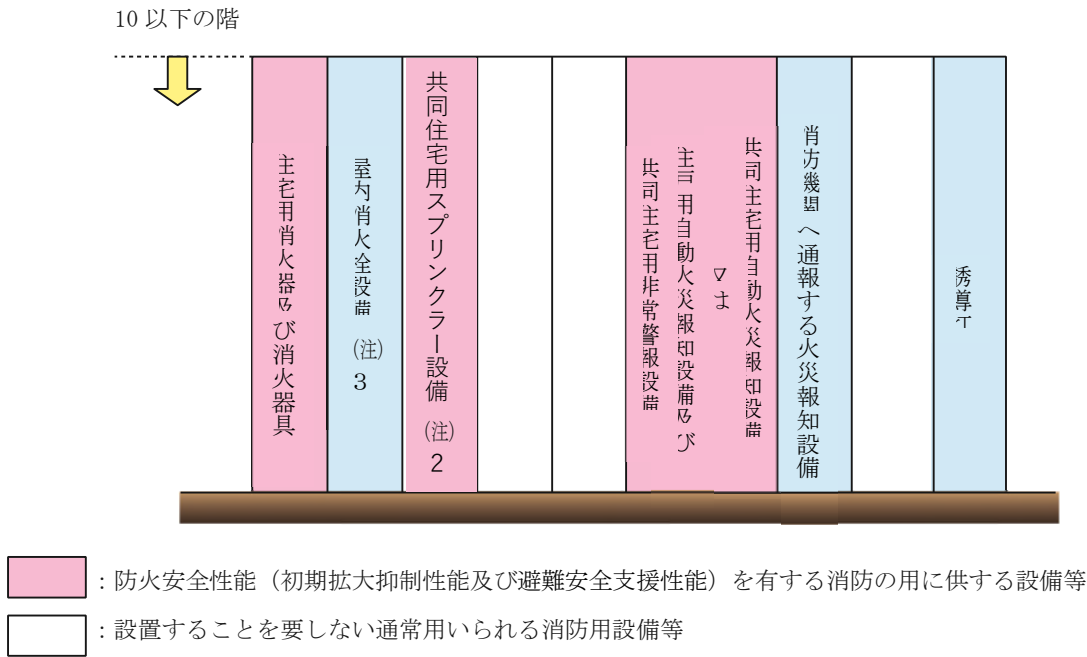
第2-1図

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



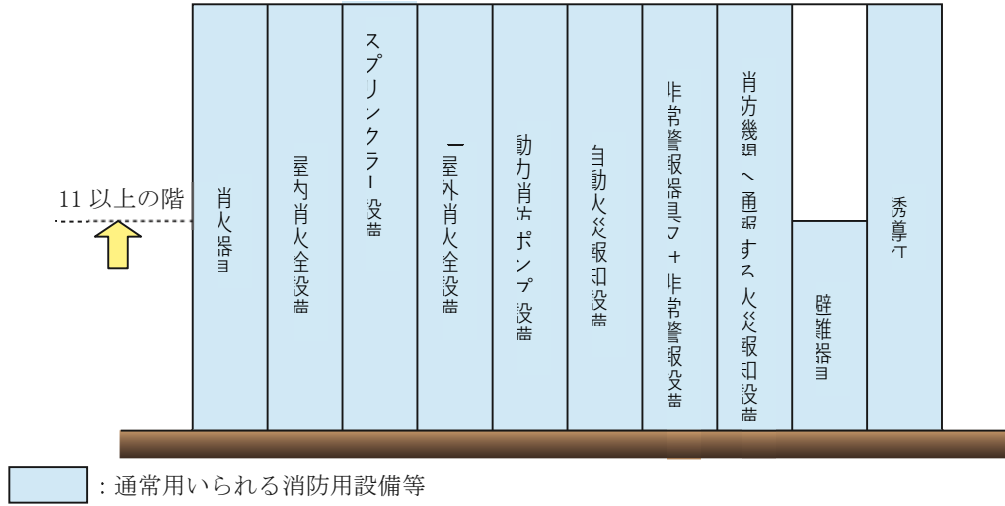
（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に限る。

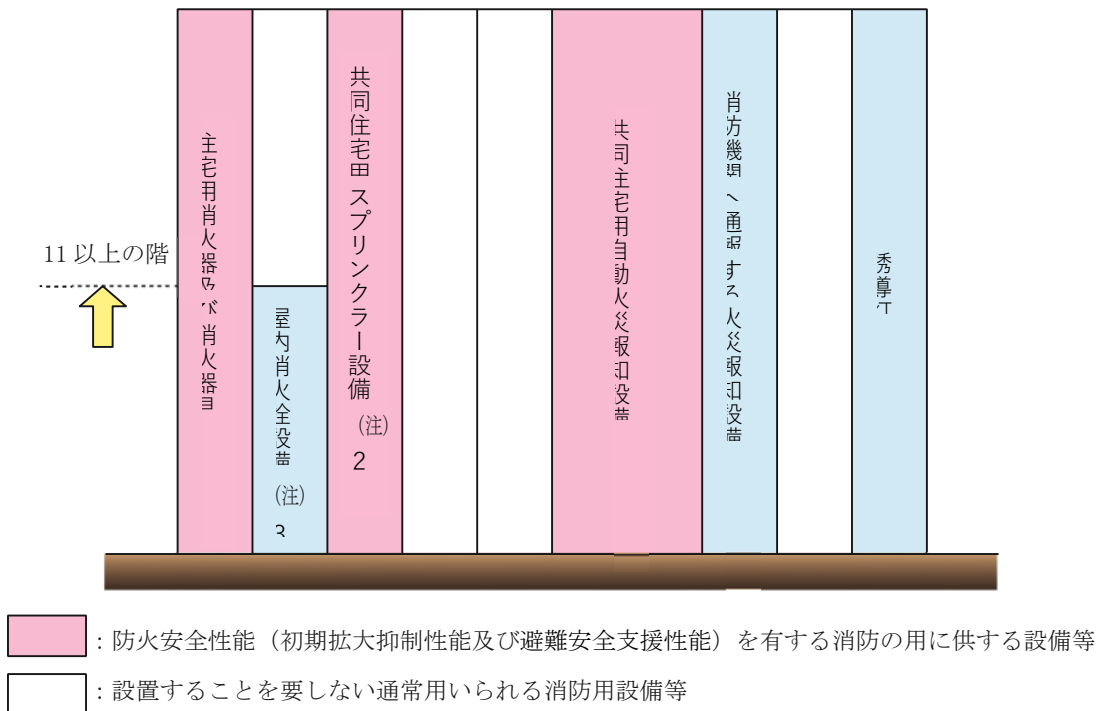
3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に除く。

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置すること。

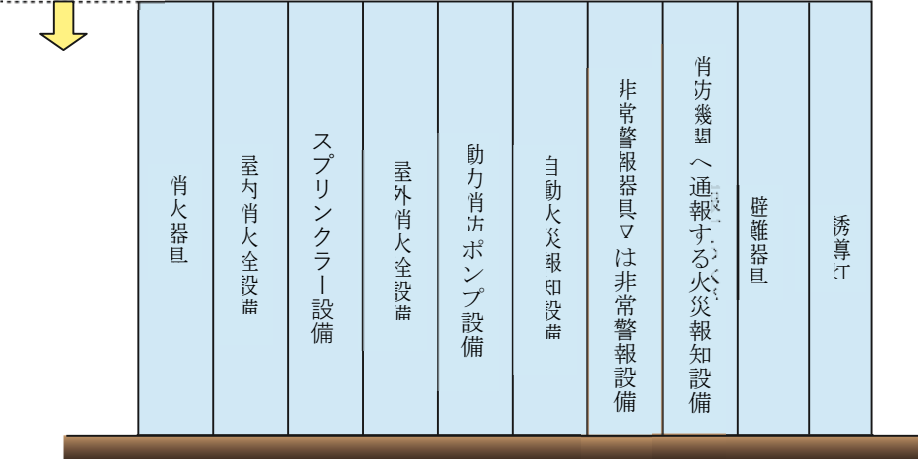
2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に除く。

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が5以下のもの）

(通常用いられる消防用設備等 (注))

5以下の階

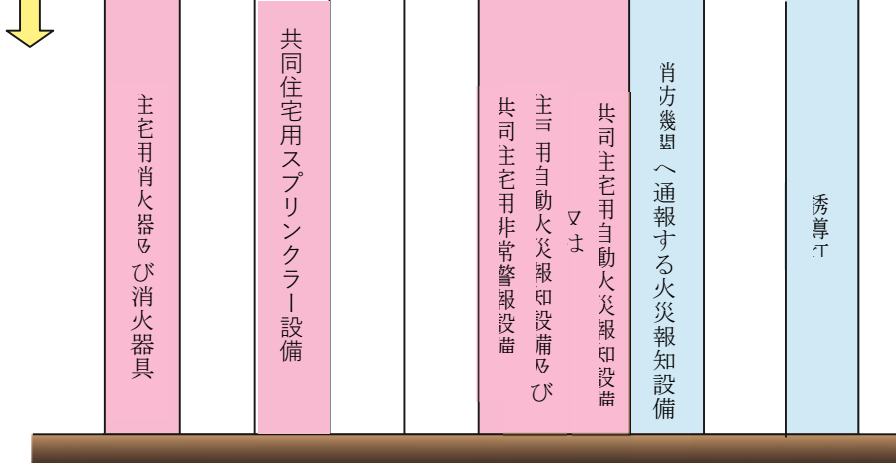


: 通常用いられる消防用設備等



(防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等)

5以下の階



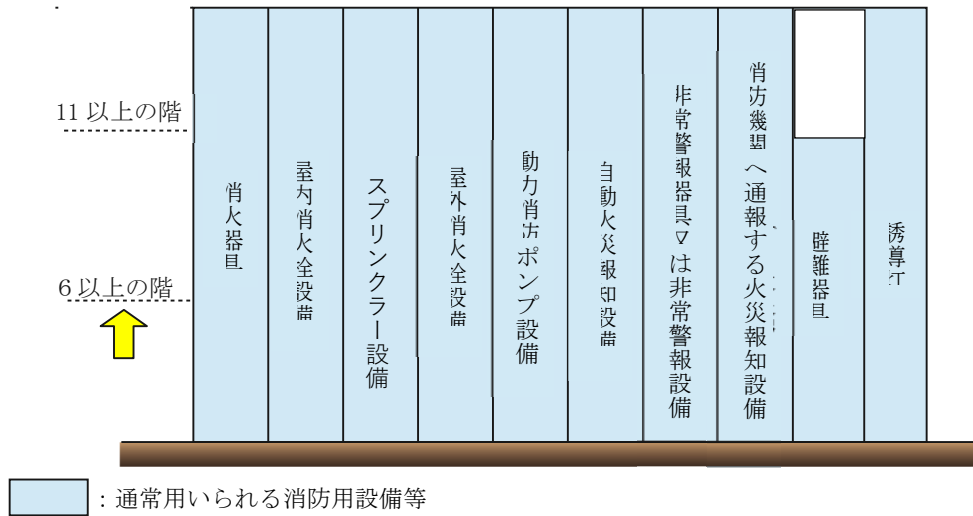
: 防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等

: 設置することを要しない通常用いられる消防用設備等

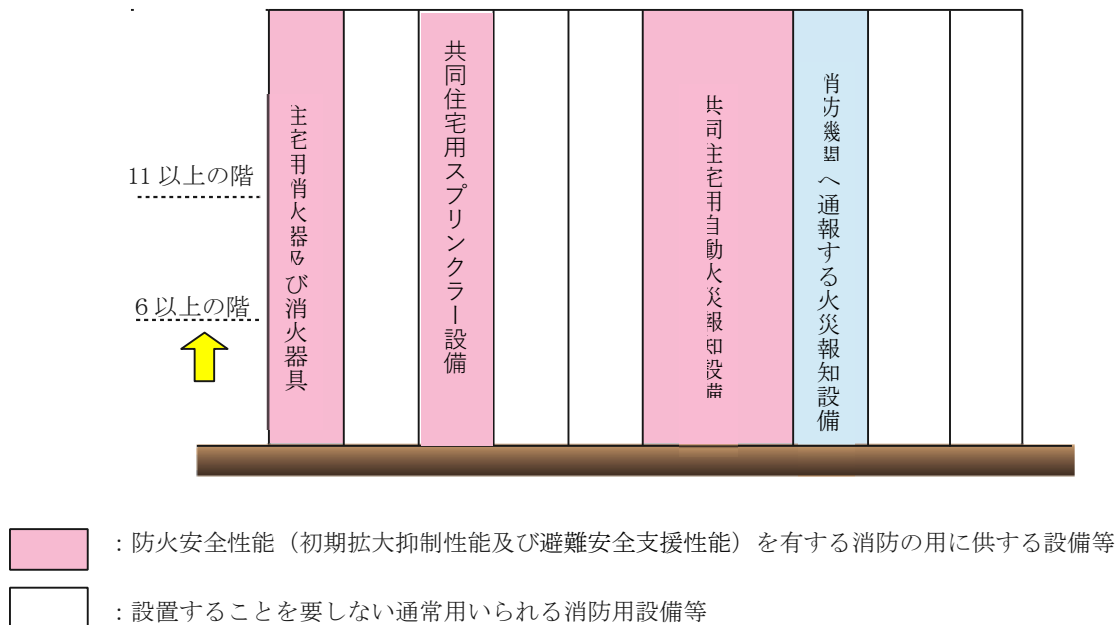
(注) 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が6以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



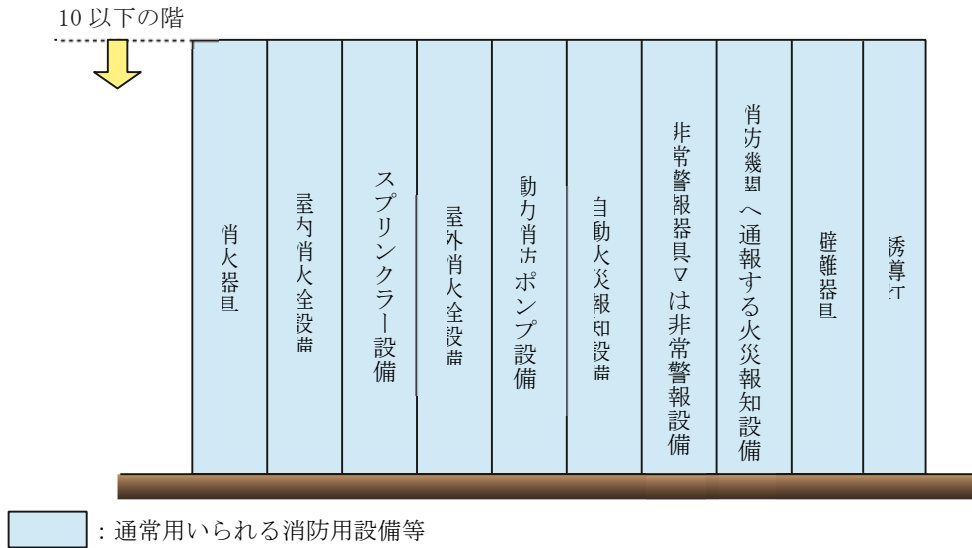
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



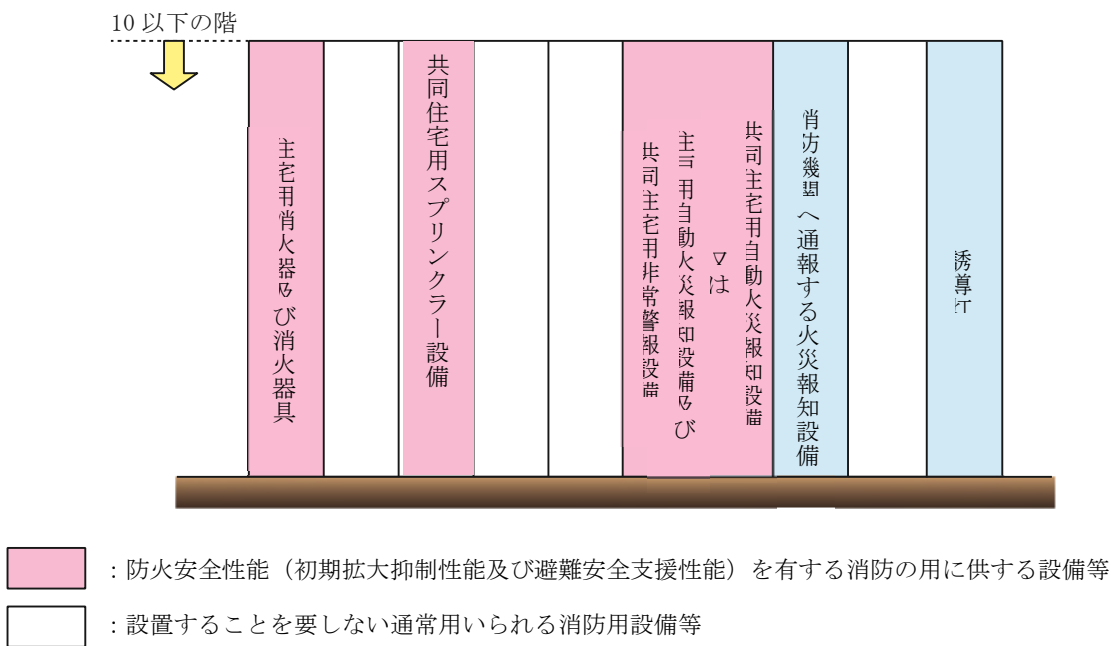
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



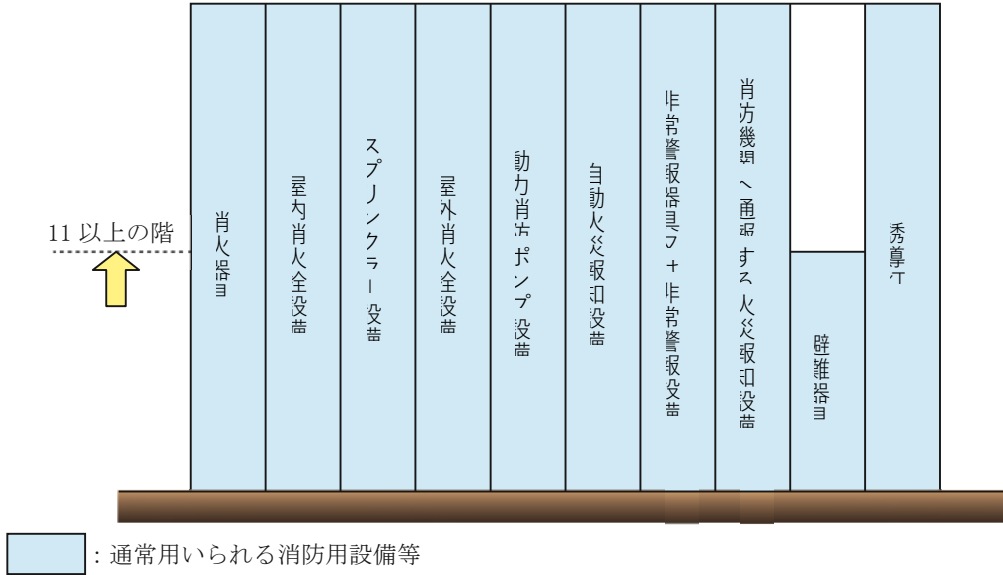
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



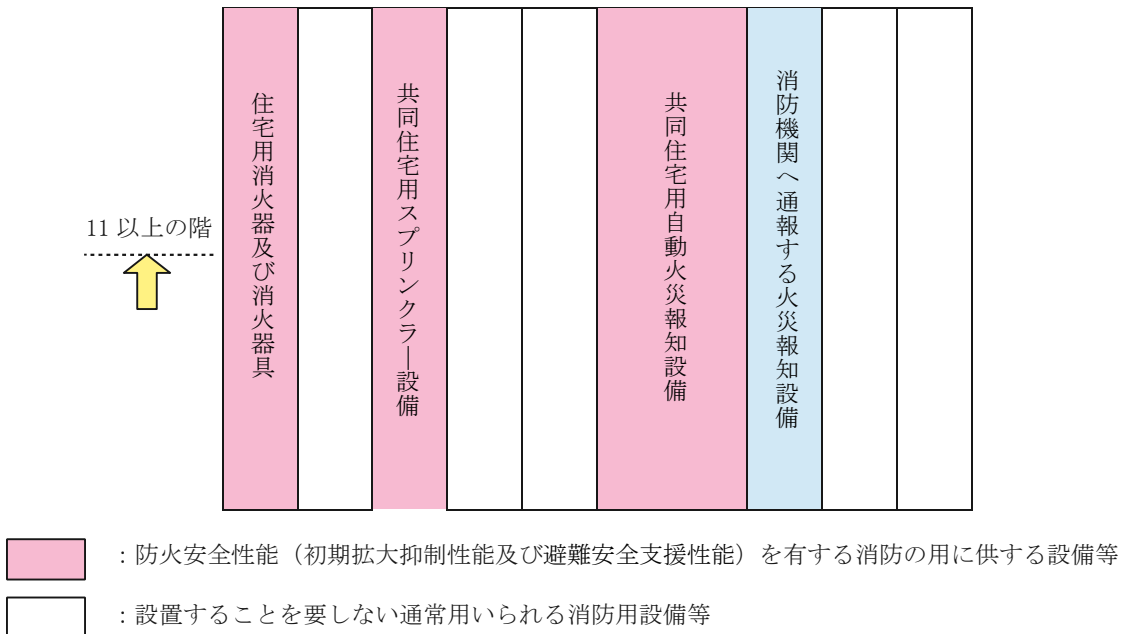
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



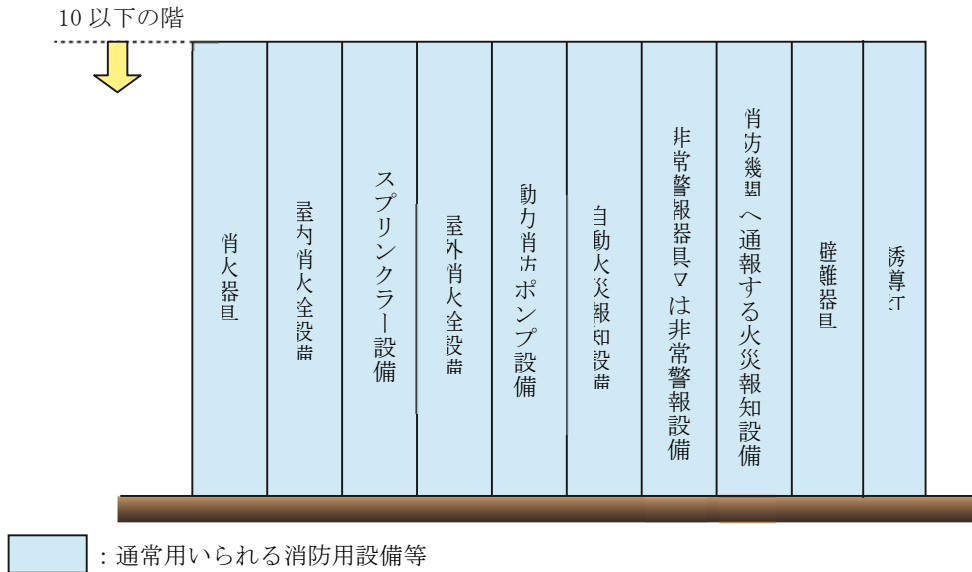
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



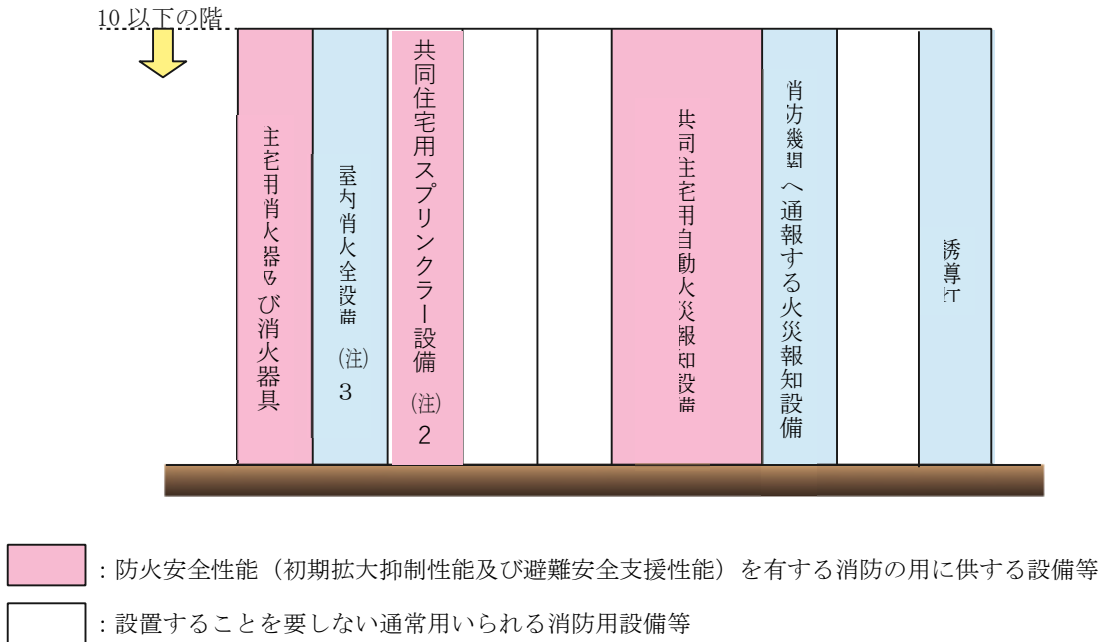
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

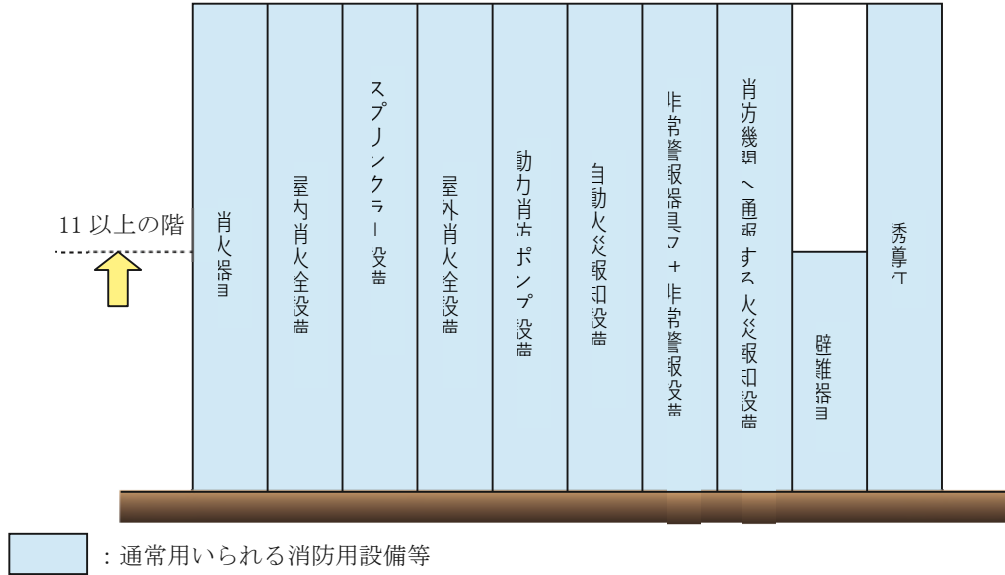


（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

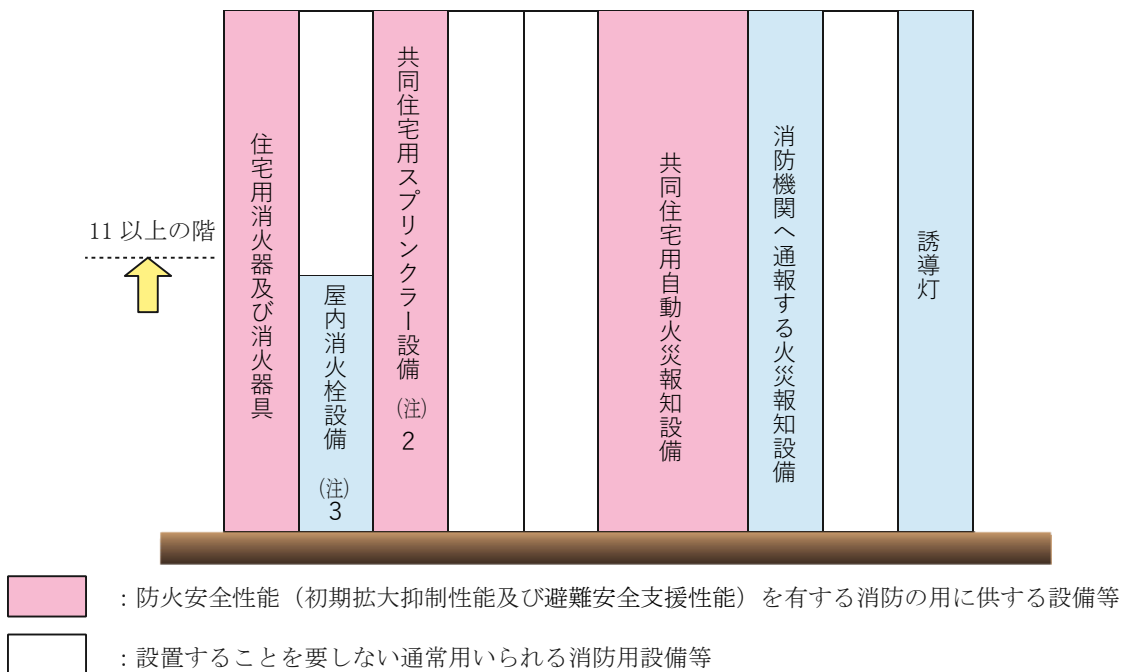
- 2 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分に除く。

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものである

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

(参考) 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置基準(住戸利用施設を除く。)

○二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)

対象条件		通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
延べ面積	150 m ²	住宅用消火器及び消火器具
	500 m ²	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備(注1、注2)
	1,000 m ²	消防機関へ通報する火災報知設備
	1,400 m ²	屋内消火栓設備(内装制限をしたもの $\geq 2,100$ m ²)(注3)
	3,000 m ² ※	共同住宅用スプリンクラー設備(10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計 $\geq 3,000$ m ² 、かつ、住戸利用施設が存する階)(注3)
	5,000 m ²	消防用水(20,000 m ² \geq 敷地面積、かつ、1階及び2階の床面積の合計、耐火建築物 $\geq 15,000$ m ²)
	25,000 m ²	消防用水(地階に係るものを除く、かつ、高さ ≥ 31 m)
	50,000 m ²	総合操作盤
無窓階	全部	誘導灯
	300 m ²	屋内消火栓設備(内装制限をしたもの ≥ 450 m ²)
	1,000 m ² ※	共同住宅用スプリンクラー設備(10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計 $< 3,000$ m ² 、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が1,000 m ² 以上存する階)(注3)
階の規模	地上4階	屋内消火栓設備(床面積 ≥ 300 m ² 、内装制限をしたもの ≥ 450 m ²)
	地上4以上10以下の階※	共同住宅用スプリンクラー設備(10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計 $< 3,000$ m ² 、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が1,500 m ² 以上存する階)(注3)
	地上11階	誘導灯
	地階を除く階数が5	連結送水管(延べ面積 $\geq 6,000$ m ²)(注4)
	地階を除く階数が7	連結送水管(注4)
	地階を除く階数が11	共同住宅用スプリンクラー設備(11階以上の階)(注3)
	地階を除く階数が11	非常コンセント設備(注4)
	地階を除く階数が11	総合操作盤(延べ面積 $\geq 10,000$ m ²)
地階を除く階数が15	総合操作盤(延べ面積 $\geq 30,000$ m ²)	

(注)1 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を用いる場合は、二方向避難型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が5以下に限る。また、その他の特定共同住宅等にあつては用いることができない。

2 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

- 3 共同住宅用スプリンクラー設備を省令40号第3条第3項第2号イロ及びハ（地階を除く階数が10以下）又は省令40号第3条第3項第2号イ（地階を除く階数が11以上）に掲げる階及び部分に設置したときは、その階及び部分に屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- 4 階段室型特定共同住宅においては、連結送水管及び非常コンセント設備に代えて、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備を用いることができる。

※ 特定樹と利用施設を除く。

○開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）

対象条件		通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
延べ面積	150 m ²	住宅用消火器及び消火器具
	500 m ²	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（注）1、2
	1,000 m ²	消防機関へ通報する火災報知設備
	3,000 m ² ※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計≥3,000 m ² 、かつ、住戸利用施設が存する階）（注）3
	5,000 m ²	消防用水（20,000 m ² ≥敷地面積、かつ、1階及び2階の床面積の合計、耐火建築物≥15,000 m ² ）
	25,000 m ²	消防用水（地階に係るものを除く、かつ、高さ≥31m）
	50,000 m ²	総合操作盤
無窓階	1,000 m ² ※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計<3,000 m ² 、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が1,000 m ² 以上存する階）（注）3
階の規模	地上4以上10以下の階※	共同住宅用スプリンクラー設備（10階以下の階の住戸利用施設の床面積の合計<3,000 m ² 、かつ、住戸利用施設の床面積の合計が1,500 m ² 以上存する階）（注）3
	地階を除く階数が5	連結送水管（延べ面積≥6,000 m ² ）（注）4
	地階を除く階数が7	連結送水管（注）4
	地階を除く階数が11	共同住宅用スプリンクラー設備（11階以上の階）（注）3
	地階を除く階数が11	非常コンセント設備（注）4
	地階を除く階数が11	総合操作盤（延べ面積≥10,000 m ² ）
	地階を除く階数が15	総合操作盤（延べ面積≥30,000 m ² ）

- (注) 1 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を用いる場合は、開放型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が5以下、二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が10以下に限る。
- 2 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 3 二方向避難・開放型特定共同住宅等（※印のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（※印の部分のうち14階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（省令第13条第2項第1号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火戸（省令第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているときは、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 4 階段室型特定共同住宅においては、連結送水管及び非常コンセント設備に代えて、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備を用いることができる。

2 住戸利用施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

住戸利用施設において、初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、次によること。

(1) 二方向避難型特定共同住宅等

- ア 地階を除く階数が 5 以下のもの（第 2-10 図参照）
- イ 地階を除く階数が 10 以下のもの（第 2-11 図参照）
- ウ 地階を除く階数が 11 以上のもの（第 2-12 図参照）

(2) 開放型特定共同住宅等

- ア 地階を除く階数が 5 以下のもの（第 2-13 図参照）
- イ 地階を除く階数が 10 以下のもの（第 2-14 図参照）
- ウ 地階を除く階数が 11 以上のもの（第 2-15 図参照）

(3) 二方向避難・開放型特定共同住宅等

- ア 地階を除く階数が 10 以下のもの（第 2-16 図参照）
- イ 地階を除く階数が 11 以上のもの（第 2-17 図参照）

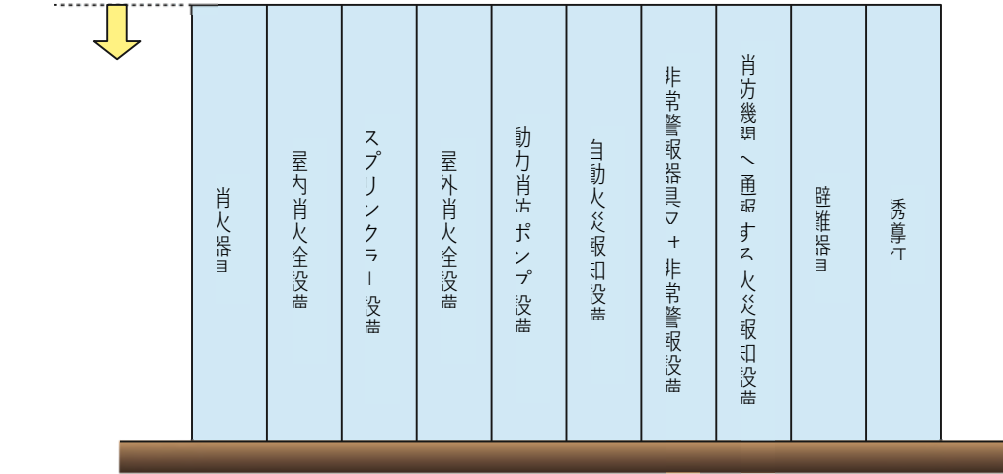
(4) その他の特定共同住宅等

- ア 地階を除く階数が 10 以下のもの（第 2-18 図参照）
- イ 地階を除く階数が 11 以上のもの（第 2-19 図参照）

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）

5以下の階

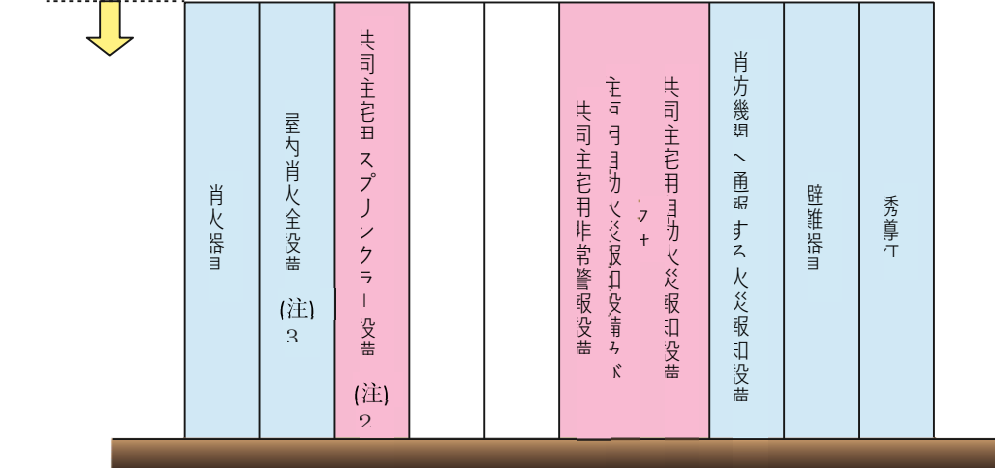


：通常用いられる消防用設備等



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

5以下の階



：防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等

：設置することを要しない通常用いられる消防用設備等

（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

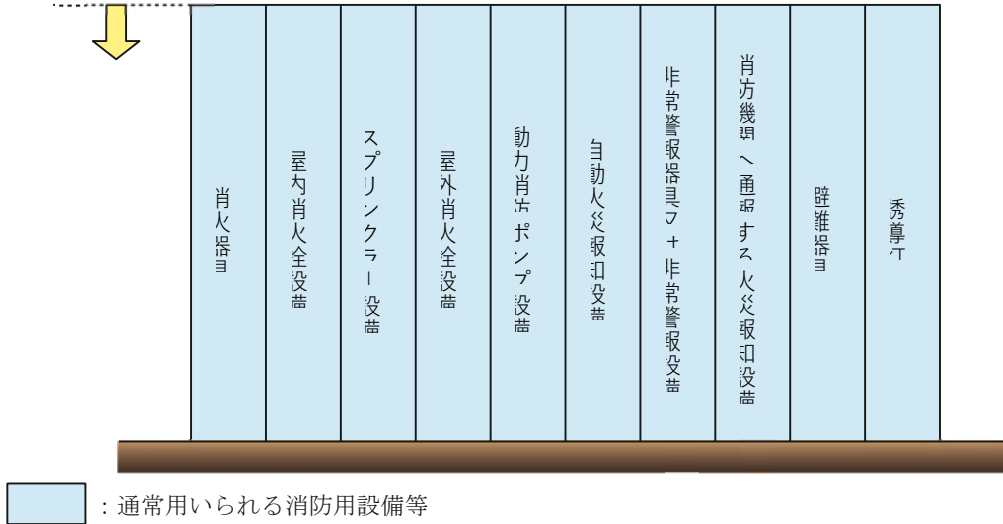
2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

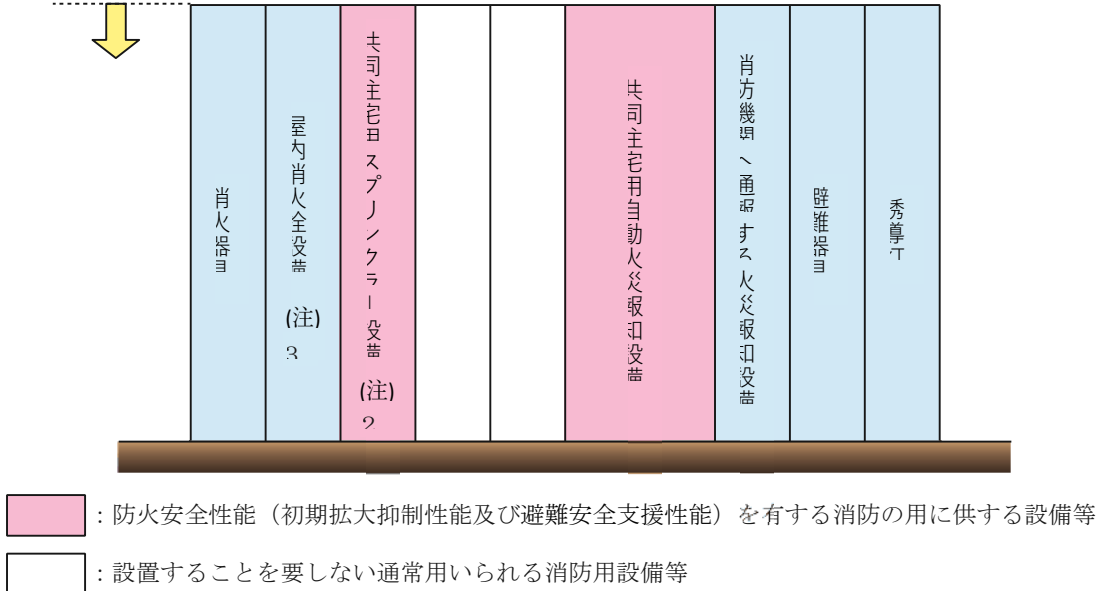
（通常用いられる消防用設備等（注）1）

10以下の階



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

10以下の階



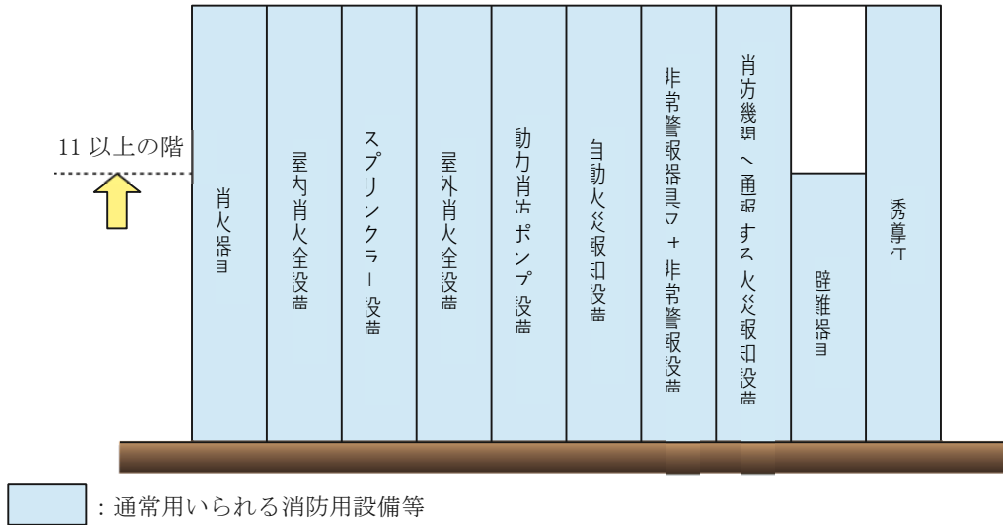
(注) 1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

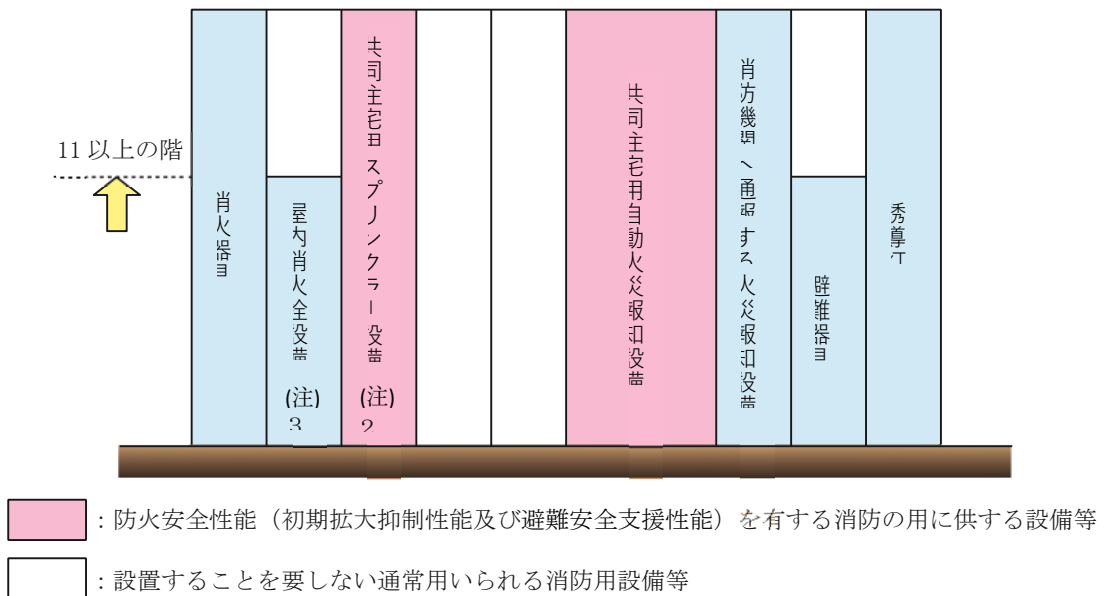
3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分を除く。

○二方向避難型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

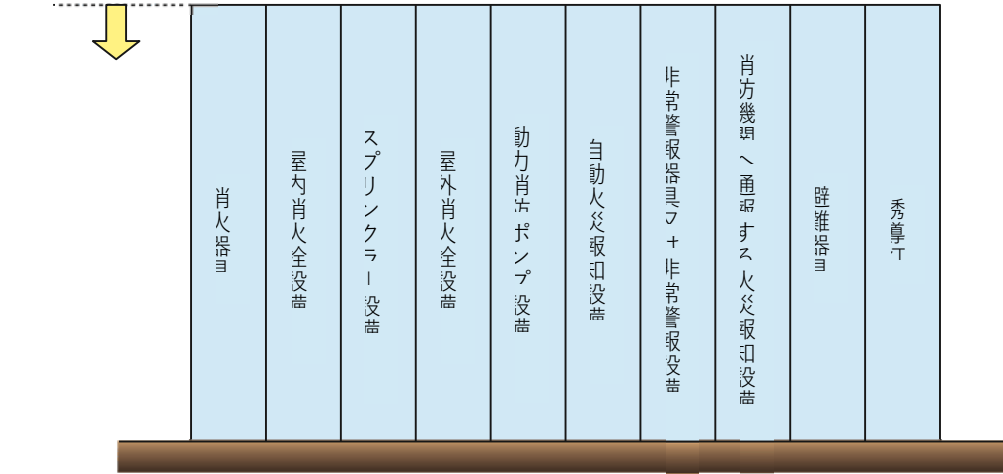
2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）

5以下の階



: 通常用いられる消防用設備等



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

5以下の階



: 防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等

: 設置することを要しない通常用いられる消防用設備等

(注) 1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

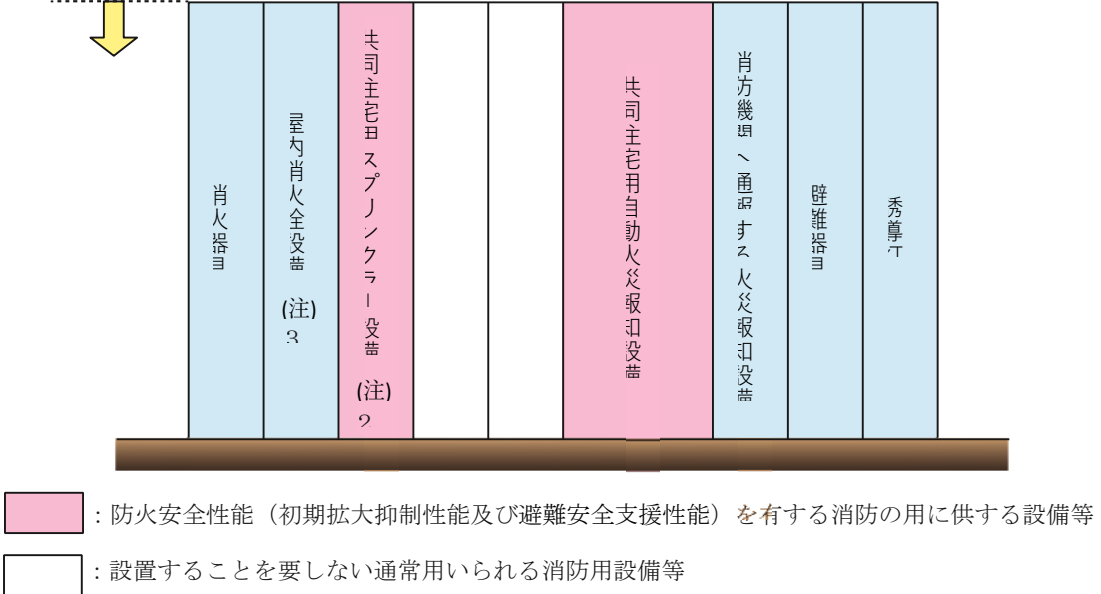
（通常用いられる消防用設備等（注）1）

10以下の階



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

10以下の階



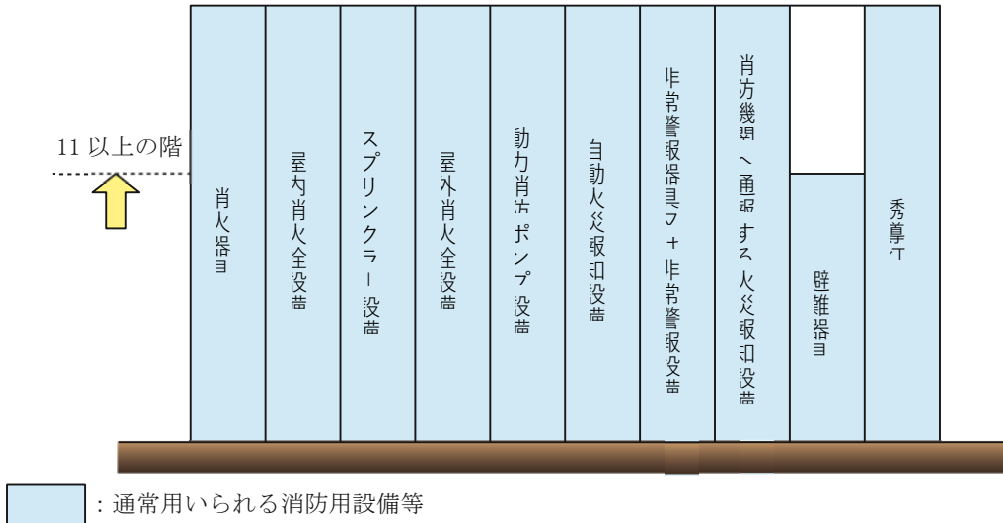
（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

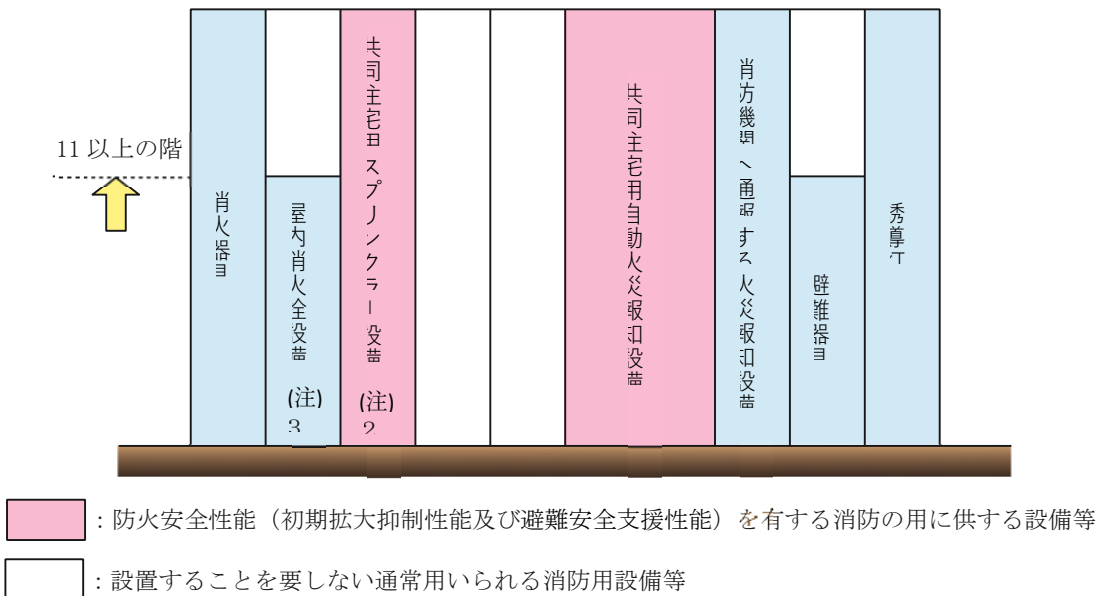
3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

○開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



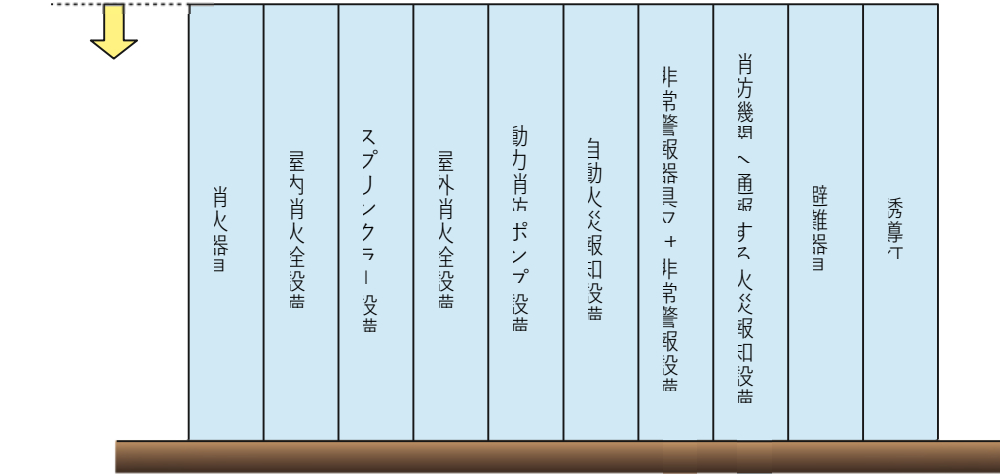
(注) 1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令 40 号第 3 条第 3 項第 2 号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令 40 号第 3 条第 3 項第 2 号イに掲げる階及び部分に除く。

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）

10以下の階



□：通常用いられる消防用設備等



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

10以下の階



□：防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等

□：設置することを要しない通常用いられる消防用設備等

（注）1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

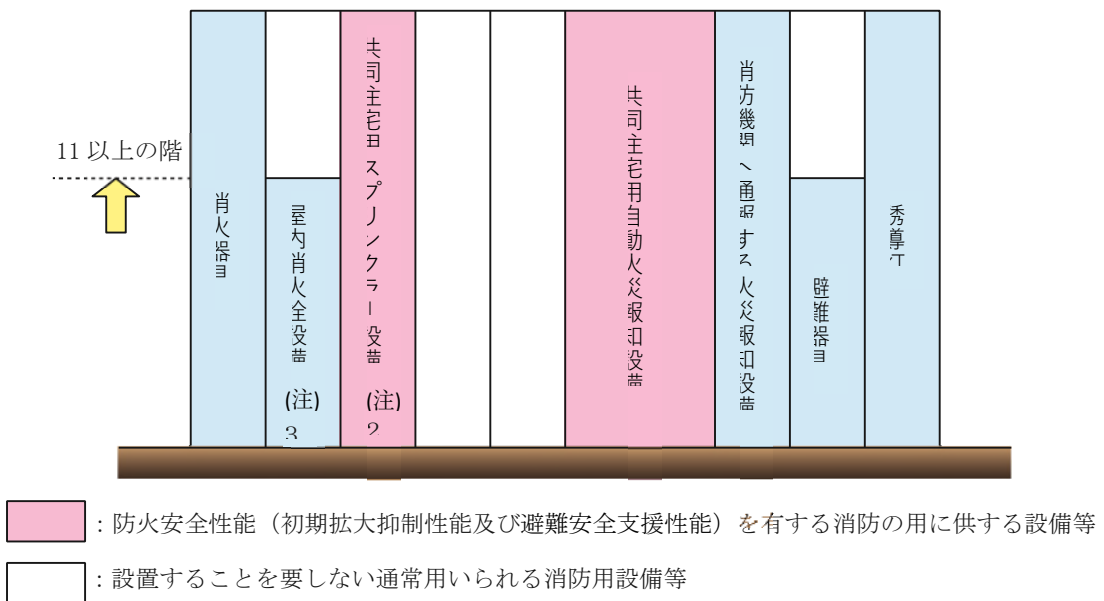
3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

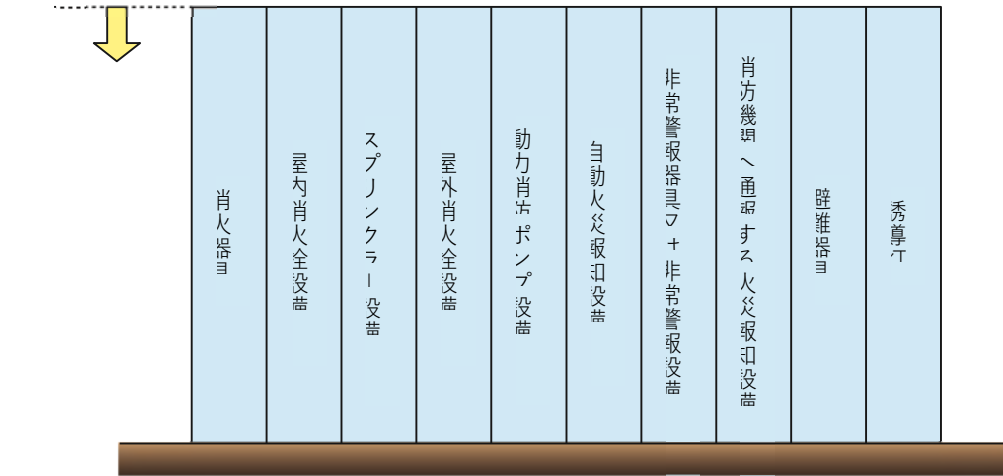


- (注) 1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。
- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
 - 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注）1）

10以下の階

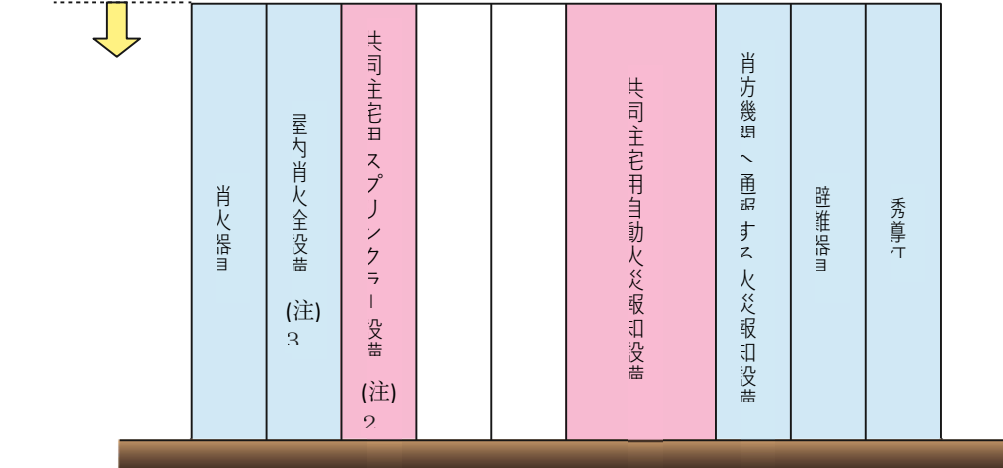


□：通常用いられる消防用設備等



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）

10以下の階



□：防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等

□：設置することを要しない通常用いられる消防用設備等

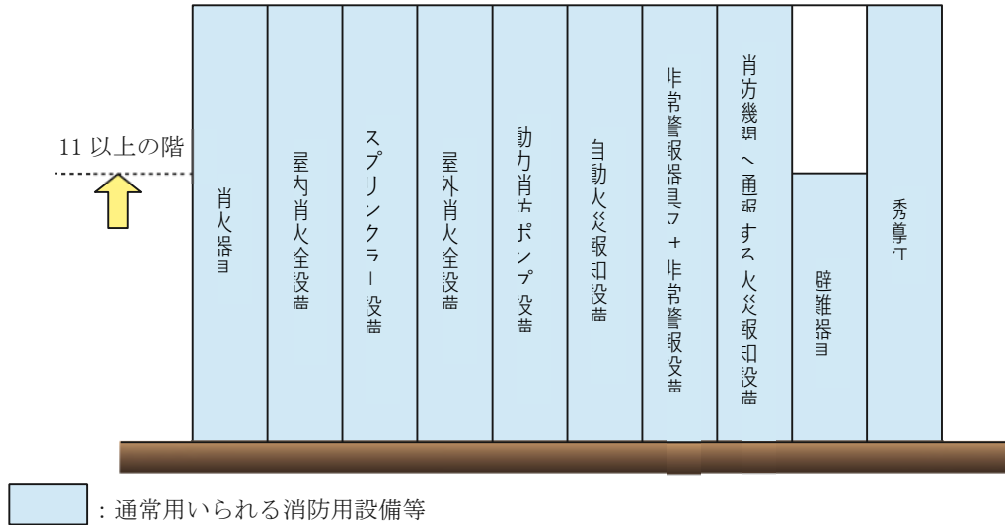
(注) 1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

2 省令 40 号第 3 条第 3 項第 2 号イに掲げる階及び部分に限る。

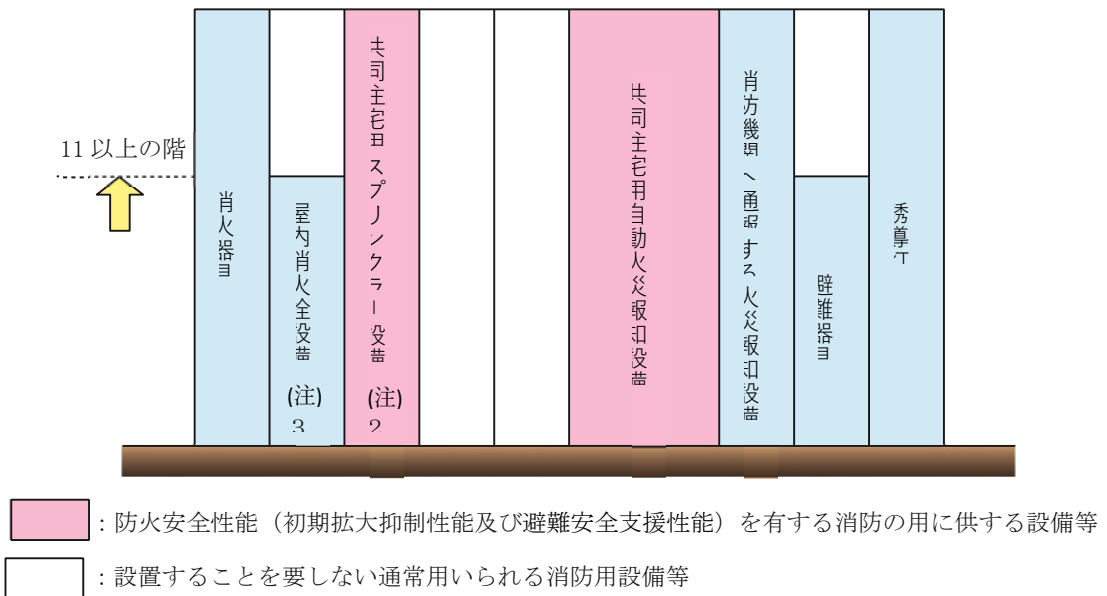
3 省令 40 号第 3 条第 3 項第 2 号イに掲げる階及び部分に除く。

○その他の特定共同住宅等（住戸利用施設。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注1））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能）を有する消防の用に供する設備等）



(注) 1 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

- 2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。
- 3 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に除く。

(参考) 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置基準 (住戸利用施設)

		通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
延 べ 面 積	全部	消火器具
	全部	共同住宅用スプリンクラー設備(注)1、2
	全部	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 (注)3
	全部	消防機関へ通報する火災通報装置 ((6)項口の部分に限る。)
	全部	誘導灯
	500 m ²	消防機関へ通報する火災報知設備 ((5)項イ及び(6)項ハの部分に限る。)
	1,400 m ²	屋内消火栓設備 (内装制限をしたもの $\geq 2,100$ m ²) (注)2
	5,000 m ²	消防用水 (20,000 m ² \geq 敷地面積、かつ、1階及び2階の床面積の合計、耐火建築物 $\geq 15,000$ m ²)
	25,000 m ²	消防用水 (地階に係るものを除く、かつ、高さ >31 m)
	50,000 m ²	総合操作盤
無 窓 階	300 m ²	屋内消火栓設備 (内装制限をしたもの ≥ 450 m ²) (注)2
階 の 規 模	地階を除く階数が5	連結送水管 (延べ面積 $\geq 6,000$ m ²) (注)4
	地階を除く階数が5	総合操作盤 (延べ面積 $\geq 20,000$ m ²)
	地階を除く階数が7	連結送水管 (注)4
	地階を除く階数が11	共同住宅用スプリンクラー設備
	地階を除く階数が11	非常コンセント設備 (注)4
	地階を除く階数が11	総合操作盤 (延べ面積 $\geq 10,000$ m ²)
	地階を除く階数が15	総合操作盤 (延べ面積 $\geq 30,000$ m ²)
収 容 人 員	階10人	避難器具 (直通階段が1のみのもの、3階以上 (避難階及び11階以上の階を除く。))
	階20人	避難器具 (避難階及び11階以上の階を除く。)

(注)1 政令別表第1(6)項口(5)に掲げる特定住戸利用施設のうち、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外のものについては、275 m²以上

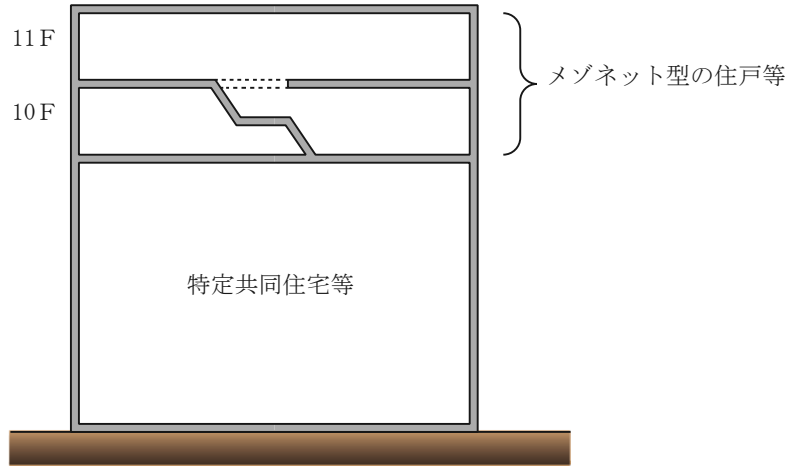
2 省令40号第3条第3項第2号イに掲げる階及び部分に限る。

3 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を用いる場合は、二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等にあつては地階を除く階数が5以下、二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては、地階を除く階数が10以下のものに限る。

4 階段室型特定共同住宅においては、連結送水管及び非常コンセント設備に代えて、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備を用いることができる。

3 階数の取扱い

メゾネット型の住戸等（一の住戸等の階数が2以上であるものをいう。）の階の算定にあつては、当該住戸等を一の階として取扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定により取扱うものであること。（第2-20図参照）



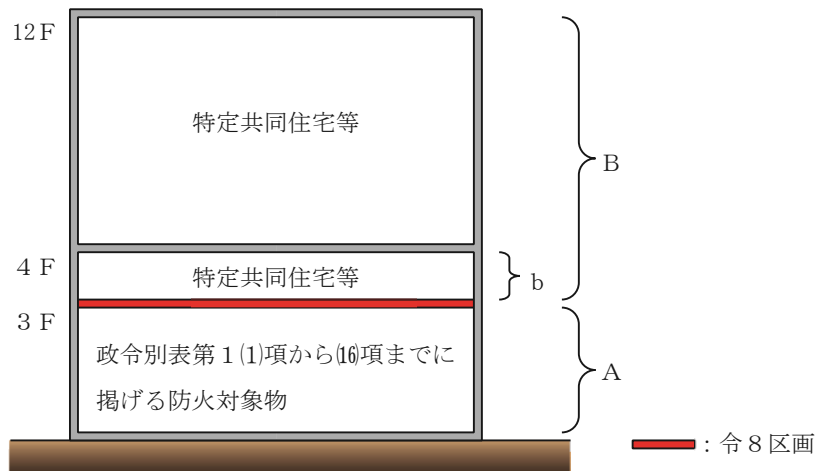
階数11 特定共同住宅等として、また、メゾネット型の住戸等の2階部分は11階に該当する必要とされる消防用設備等を設置する。

第2-20図

4 令8区画された特定共同住宅等の取扱い

特定共同住宅等に供される部分が、令8区画されているときは、その区画された部分については、それぞれ別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合、令8区画した特定共同住宅等の階の算定にあつては、当該階の用途の防火対象物とみなされる階を含めること。（第2-21図参照）



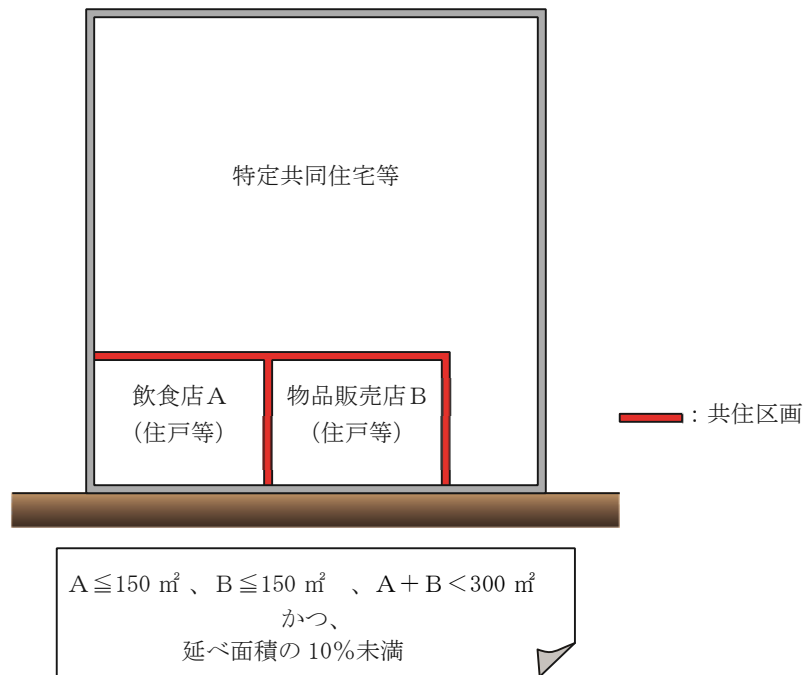
A：階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B：階数12の特定共同住宅等として、また、b部分は4階に該当する必要とされる消防用設備等を設置する。

第2-21図

5 独立した用途に供される部分の取扱い

特定共同住宅等に供される部分（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、特定共同住宅等に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。）の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該特定共同住宅等以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である部分（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）は、特定共同住宅等とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合において、当該独立した用途に供される部分は、「住戸等」として、床面積150㎡以内ごとに共住区画されている必要があること。（第2-22図参照）



第2-22図

6 地階が存する特定共同住宅等の取扱い

地階が存する特定共同住宅等の取扱いは、次によること。

- (1) 地階には、住戸が存しないこと。

ただし、傾斜地で階としては地階の扱いになるが、当該階が避難階の場合は、この限りでない。

- (2) 地階には、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のほか、法第17条第1項の規定により地階において必要とされる消防用設備等（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が代替している通常用いられる消防用設備等を除く。）を設置するものであること（例 地階の床面積の合計が700㎡以上の場合、連結散水設備）。

なお、開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等は、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものであるが、地階の階数、床面積、用途等を勘案し、必要があると認める場合には、地階部分に誘導灯を政令第26条に定める技術上の基準に従って設置すること。

7 共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる特定共同住宅等の階

次のいずれかに適合する特定共同住宅等の階については、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。

- (1) 二方向避難型・開放型特定共同住宅等（省令40号第3条第3項第2号イに掲げる部分に限り特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（省令40号第3条第3項第2号イに掲げる部分のうち14階以下の部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）のうち、次のア及びイのいずれにも適合するもの（第2-25図参照）

ア 住戸等の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料としたとき（以下この(1)及び(2)において「内装制限」という。）。

なお、内装制限については、次によること。

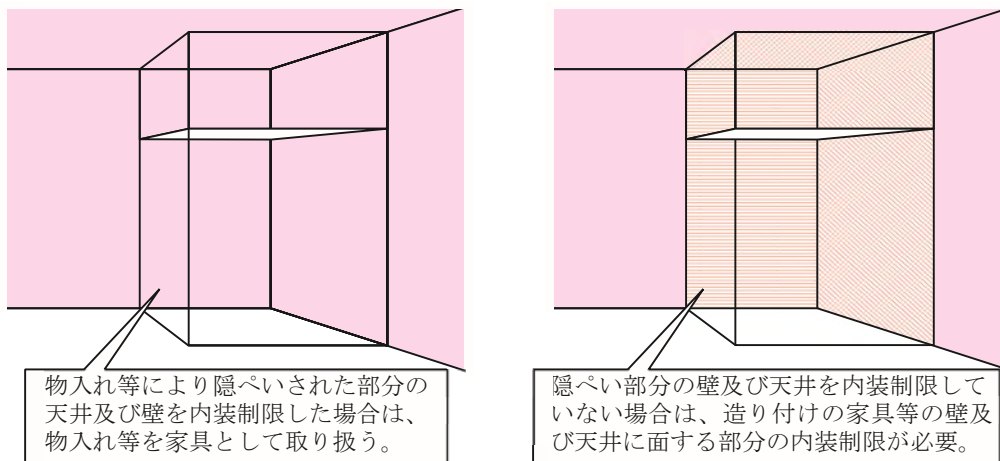
- (7) 室内とは、建基法第2条第4号に規定する居室をいうものではなく、住戸等の室内すべての部分をいうものであること。
- (i) 壁には、簡易間仕切（天井まで達しない仕切若しくは移動仕切壁のうち、高さがおおむね2m以上のもの又は床に固定されているもの。）も含まれるものであること。
- (ii) 室内に面する天井又は壁の一部に可燃材料を用いる場合は、室内に面する部分の面積が、各面の面積の10分の1以下であること。
- (c) 防火薬液の塗布による内装制限は、原則として認められないものであること。
- (k) 収納のために人が出入りする形態を有しない押入れ内及びユニットバス内で、かつ、その床面積が4㎡未満のものについては、壁及び天井の内装制限は不要であること。
- (h) 造り付けの家具等（4㎡未満の収納庫のものを含む。）を設置した場合は、次のa又はbにより内装制限することが必要であること。（第2-23図参照）

ただし、中棚の下面及び天袋の床の下面は、天井には該当しないため、内装制限の対象とはならないこと。

- a 造り付けの家具等を設置する部分の当該造り付けの家具等が接する部分の壁及び天井
- b 造り付けの家具等内の当該壁及び天井に面する部分（扉を除く。）

（壁及び天井を内装制限する場合（a））

（造り付けの家具等を内装制限をする場合（b））



物入れ等により隠ぺいされた部分の天井及び壁を内装制限した場合は、物入れ等を家具として取り扱う。

隠ぺい部分の壁及び天井を内装制限していない場合は、造り付けの家具等の壁及び天井に面する部分の内装制限が必要。

- : 壁及び天井内装制限
- : 造り付けの家具等の壁及び天井に面する部分の内装制限

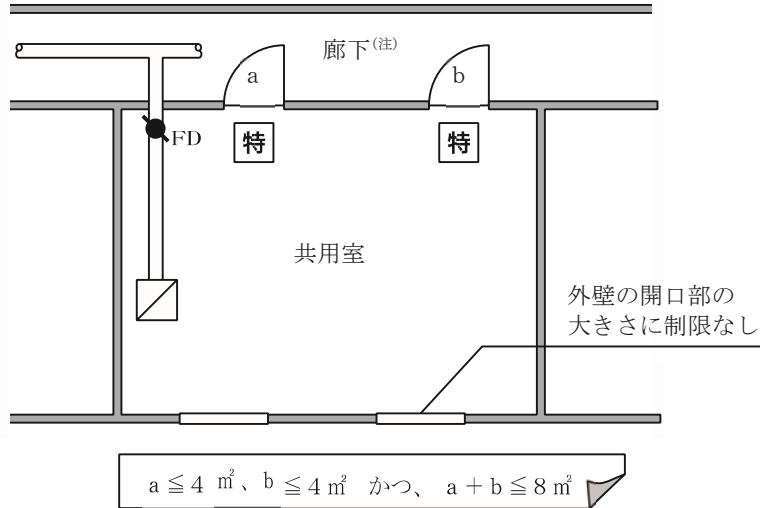
第2-23図

イ 共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部が、次に掲げるとき。（第2-24図参照）

(7) 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限り。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。

(4) (7)の開口部には、特定防火戸で、常時閉鎖式のものを用いたものであること。



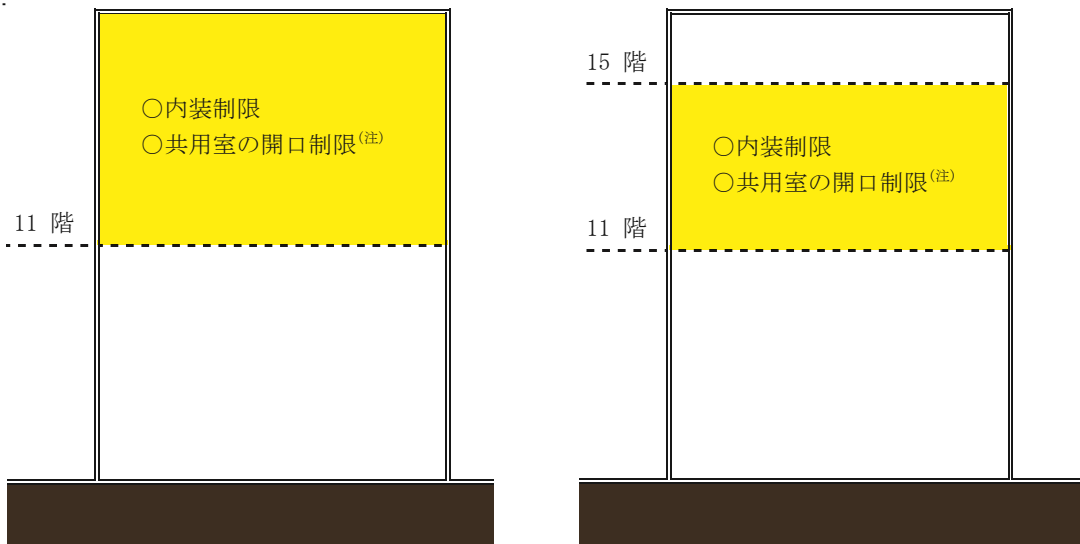
特：常時閉鎖式の特定防火戸

(注) 開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。

第2-24図

(二方向避難型・開放型特定共同住宅等)

(開放型特定共同住宅等)

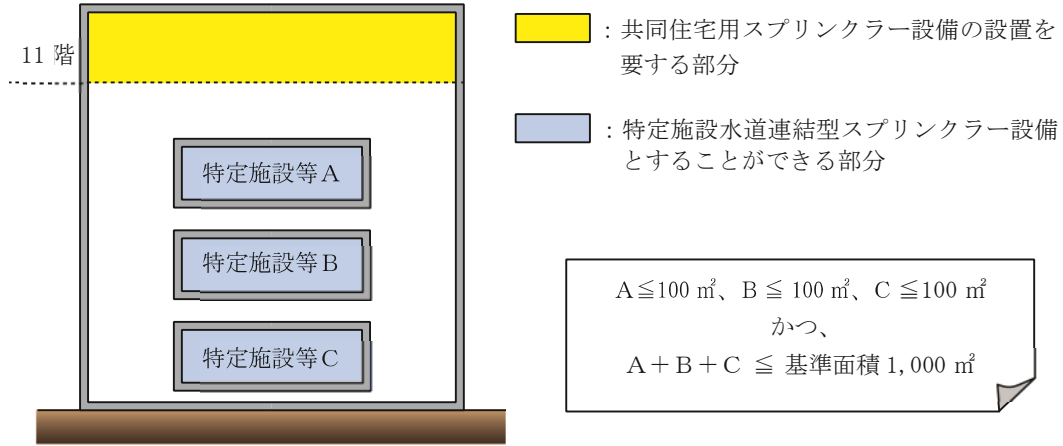


黄色：共同住宅用スプリンクラーを設置しないことができる部分

(注) 開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。

第2-25図

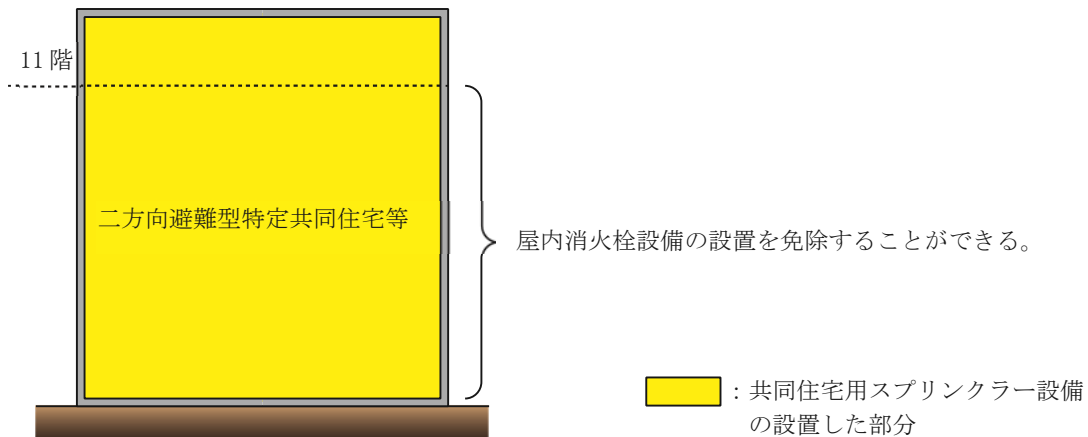
- (2) 10階以下の階に存する特定住戸利用施設を政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同条第2項第3号の2に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。（第2-27図参照）



第2-26図

8 屋内消火栓設備を設置しないことができる特定共同住宅等

第2-27図の例に示すとおり、地階を除く階数が11以上の二方向避難型特定共同住宅等について、10階以下の階に省令40号第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、屋内消火栓設備を設置しないことができる。



第2-28図

9 総合操作盤の設置に係る取扱い

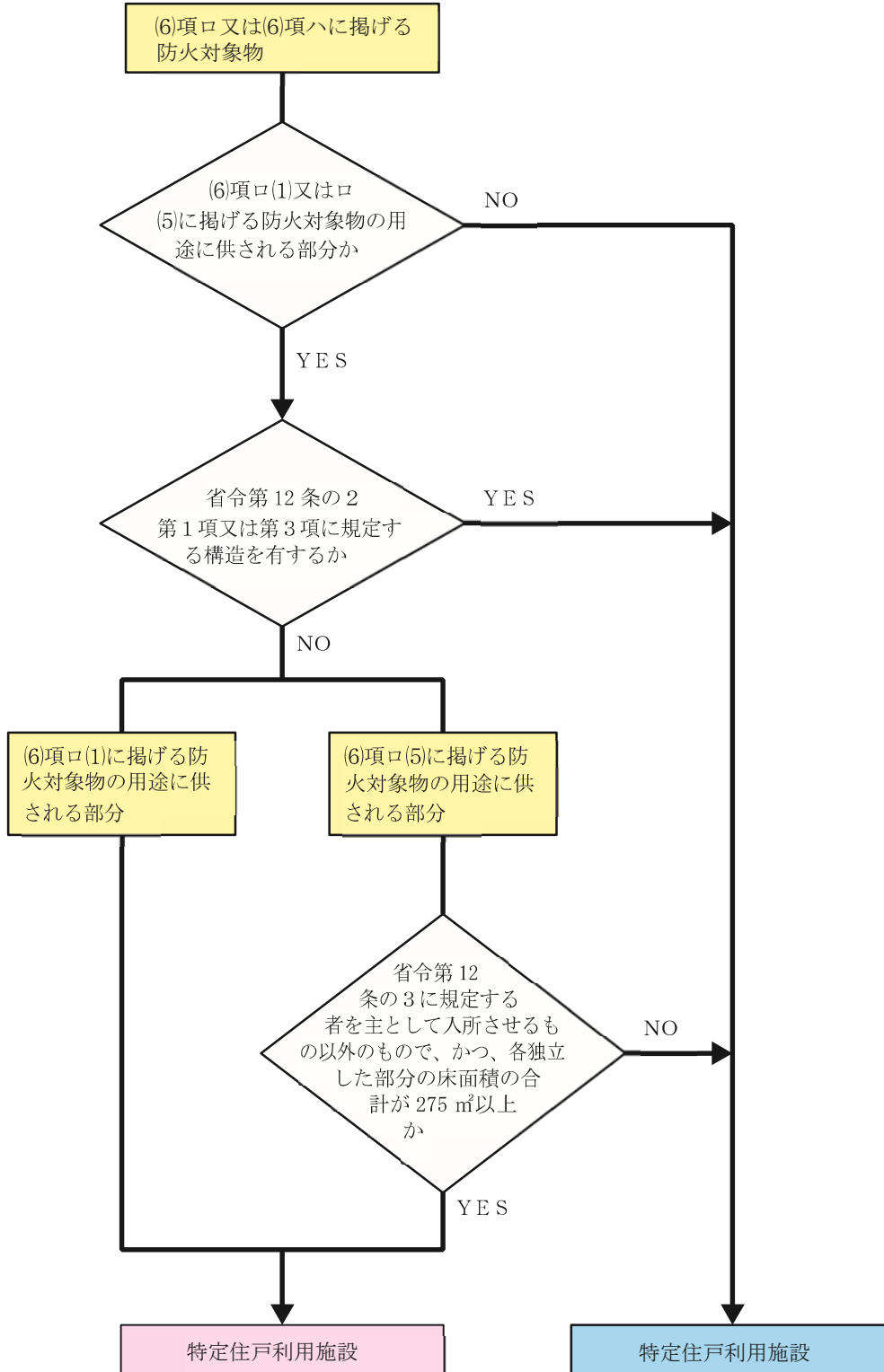
省令第12条第1項第8号に規定する高層建築物又は大規模建築物に該当する特定共同住宅等には、総合操作盤を設置する必要があること。

ただし、特定共同住宅等のうち、監視及び制御する設備が、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のみで、住棟受信機等に表示を並列するだけで監視及び制御が行える場合は、政令第32条の規定を適用し、総合操作盤を設置しないことができる。

10 住戸利用施設

特定共同住宅等の部分に住戸利用施設が存する場合は、次によること。

(1) 特定福祉施設に該当するかの判断基準は、第2-28図に示すフローに基づき行うこと。



第2-28図

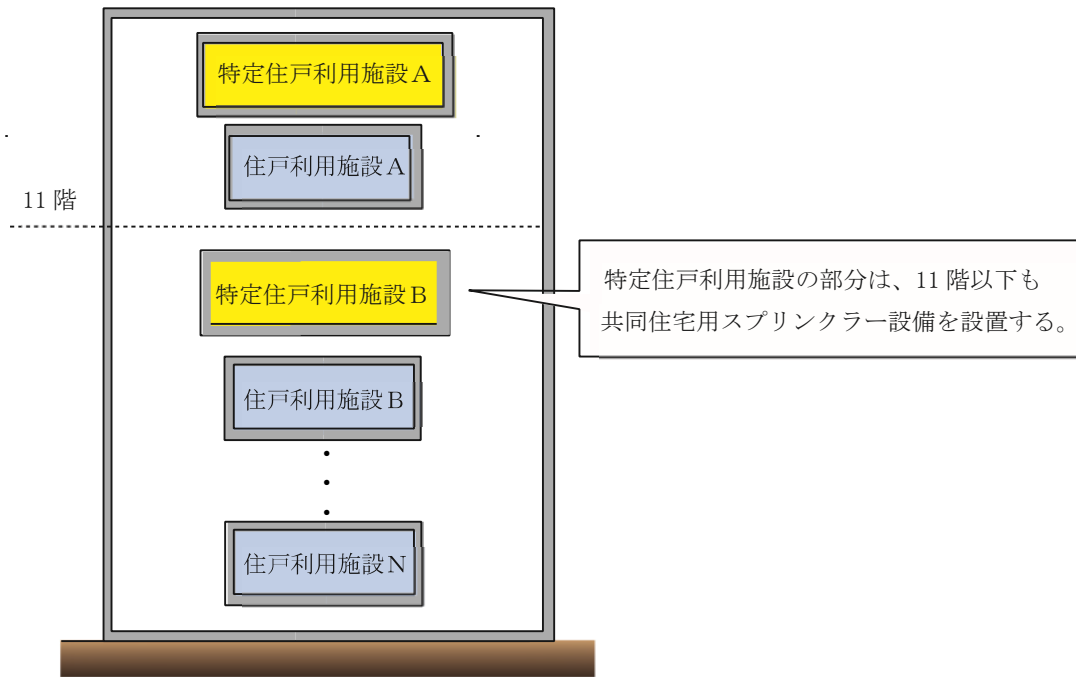
(2) 共同住宅用スプリンクラー設備

省令40号第3条第4項第1号の規定により、特定住戸利用施設は、前7(1)に適合する場合であっても、当該住戸利用施設の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を設置しなければならないこと。

(3) 屋内消火栓設備

住戸利用施設（特定住戸利用施設を除く。）の部分が政令第11条第1項第2号又は第6号に掲げる規定に該当する場合は、屋内消火栓設備を設置しなければならないこと。（第2-29図参照）

（二方向避難型・開放型特定共同住宅等の例）



- : 共同住宅用スプリンクラー設備の設置しなければならない部分
- : 屋内消火栓を設置しなければならない部分

$A \leq 100 \text{ m}^2$ 、 $B \leq 100 \text{ m}^2$ 、…… $N \leq 100 \text{ m}^2$
かつ、
福祉施設等の床面積の合計^法 $\geq 1,400 \text{ m}^2$ 以上（内装制限をした場合 $2,100 \text{ m}^2$ ）

(注) 特定住戸利用施設を除く。

第2-29図

第3 位置、構造及び設備の要件

通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備は、位置・構造告示第3によるほか、次に定めるところによること。

1 共用部分の壁及び天井の仕上げ

位置構造告示第3第2号の規定により、共用部分の壁（腰壁以下を含む。）及び天井（天井のない場合にあっては屋根。以下この章において同じ。）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この章において同じ。）の仕上げについては、準不燃材料とされているが、次のアからウまでの部分についても準不燃材料とする必要があること。

ア 開放型廊下（当該廊下に設けられた手すり、防風スクリーン、目隠しスクリーン、侵入防止柵等を含む。）

イ 開放型階段（当該階段に設けられた手すり、^{あげうら}上裏、段裏等を含む。）

ウ 常時外気に開放された部分で、かつ、床面積が発生する部分

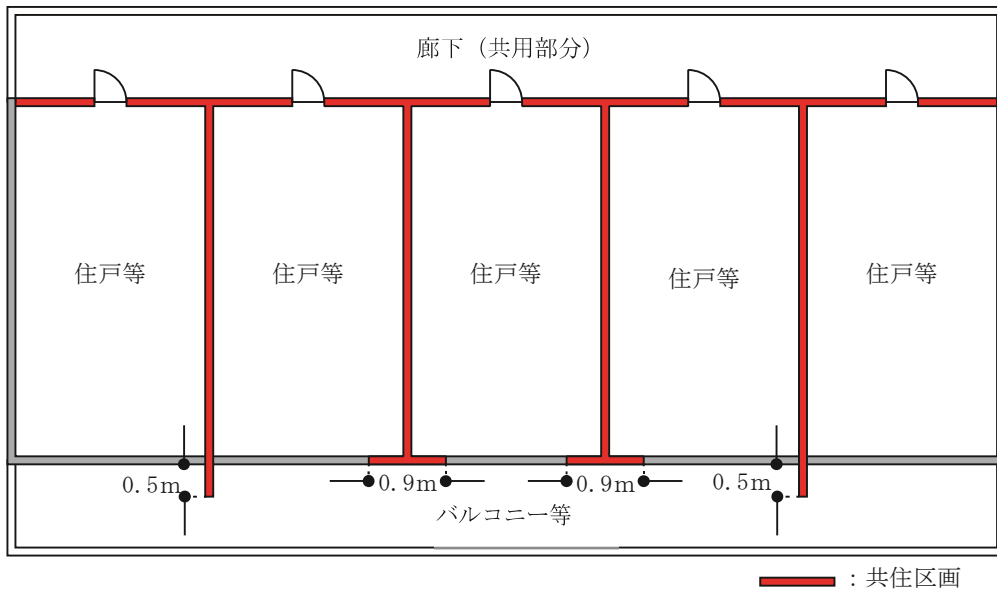
2 共住区画

共住区画は、位置・構造告示第3第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 位置・構造告示第3第3号に規定する「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画する」とは、次に掲げる部分を共住区画することをいうものであり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリート、カーテンウォール、軽量気泡コンクリート製パネルその他これらと同等に堅牢かつ容易に変更できない構造を有する必要があること。（第3-1図参照）

ア 住戸等と住戸等との間の床又は壁

イ 住戸等と共用部分の間の床又は壁（位置・構造告示第3第3号(3)の規定に適合する開口部を含む。）



第3-1図

(2) 位置・構造告示第3第3号(1)に規定する「床又は壁は、耐火構造であること」とは、壁及び床に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、建基令第107条第2号に規定する可燃物燃焼温度以上に上昇しないものをいう。

(3) 住戸等と住戸等との間の共住区画を形成する壁のうち、乾式のもの（以下この章において「乾式壁」という。）を用いる場合は、次のアからウまでに定めるところにより、施工管理体制が整備されているものについては、認めて差支えないこと。

なお、乾式壁に開口部を設ける場合は、第4区画貫通及び耐火性能11によること。

ア 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

イ 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。

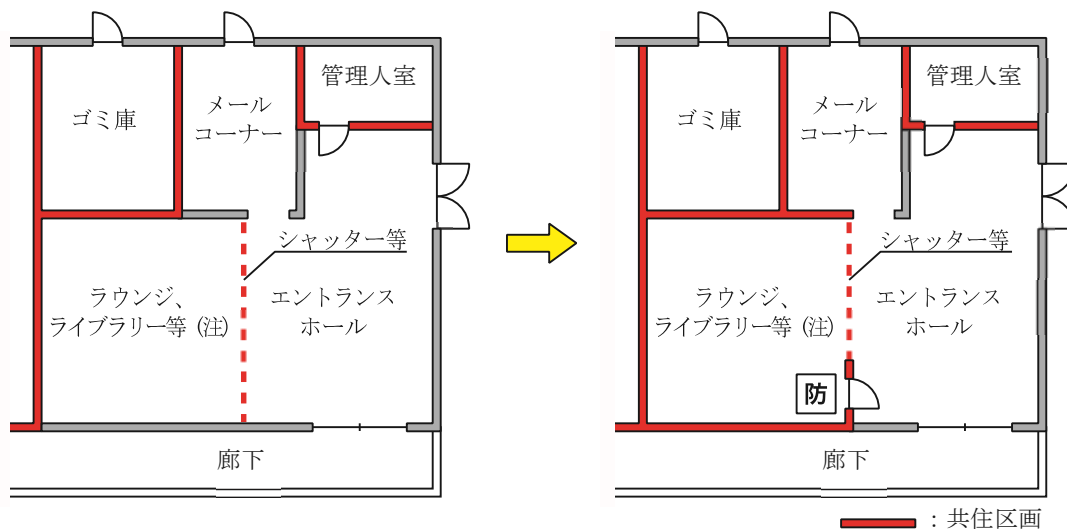
ウ 乾式壁の施工にあたり、具体的な施工管理等の方法については、次の(7)から(9)までに定めるところによること。

(7) 自主検査等により乾式壁の施工が適正に実施されているか確認を行い、かつ、その結果を保存すること。

(8) 乾式壁の施工管理体制の整備については、当該特定共同住宅等の施行工事全般に係る責任者が施工管理規定等を作成し保管されていること。また、その内容が施工実施者に周知徹底されていること。

(9) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、乾式壁の施工に係る現場責任者が徹底した施工管理を行うこと。また、その施工管理状況及び施工部分を写真等により記録し、保管すること。

(4) 共用部分の一部に管理用シャッター、防火シャッターその他随時閉鎖することができる構造の戸（以下この章において「シャッター等」という。）により、区画した場合に、住戸等と同様の用途が生ずる部分については、住戸等として取り扱い、共住区画とする必要があること。（第3-2図参照）



(注) シャッター等を設けることにより、住戸等として取り扱うこととなる。

この場合、住戸等と共用部分を区画する壁に常時閉鎖式の防火戸（防）を設ける必要がある。

第3-2図

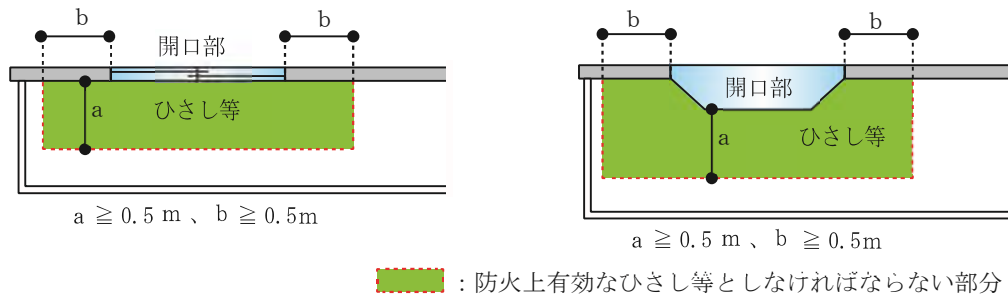
3 共住区画に設ける開口部

位置・構造告示第3第3号に規定する共住区画に設ける開口部は、次によること。

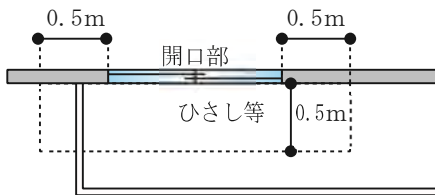
(1) 住戸等の外壁に面する開口部

住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第3第3号(2)の規定によるほか、次によること。

ア 位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「当該住戸等に接する他の住戸等との開口部との間に設けられる外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下この章において「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られている」とは、第3-3図に示すように、開口部の両端からそれぞれ0.5m以内となる範囲及び当該開口部の前面から0.5m以内となる範囲のひさし等に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、建基令第107条第2号に規定する可燃物燃焼温度以上に上昇しないものをいう。

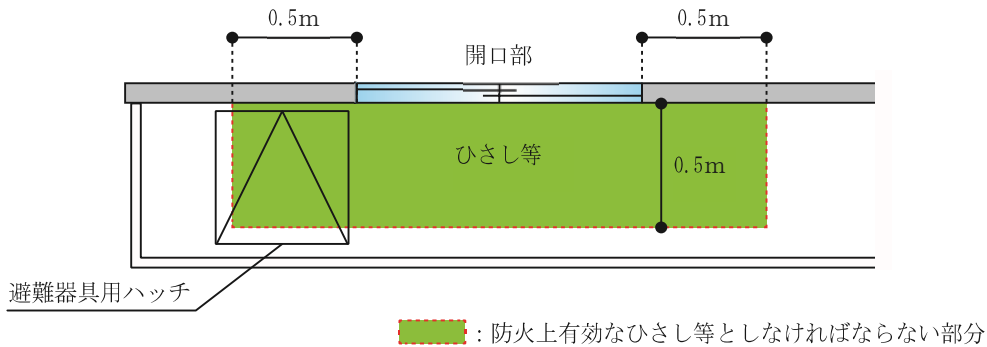


(防火上有効に遮られているひさし等として認められない例)



第3-3図

イ ひさし等に面する開口部の両端から側方0.5m以内となる範囲及び当該開口部の前面から0.5m以内となる範囲に避難器具用ハッチを設ける場合は、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）第8第5号の規定に適合するもの又は認定品のものにあつては、位置・構造告示第3第3号(2)の規定を満たしているものであること。（第3-4図参照）

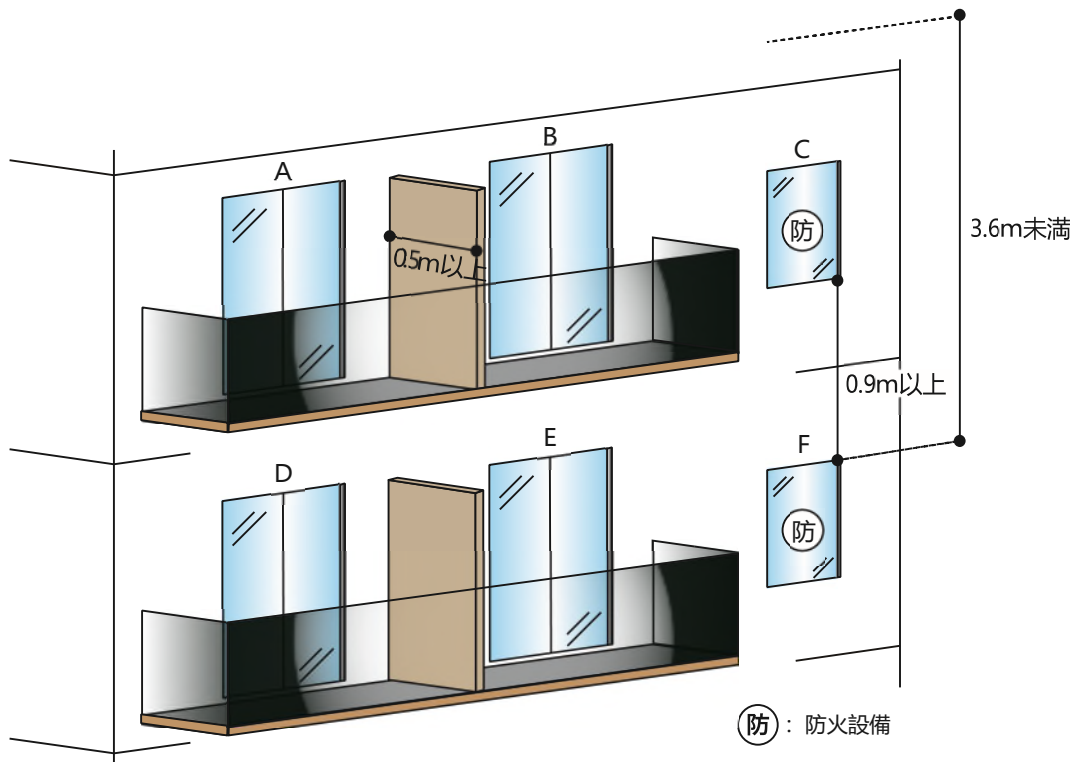


第3-4図

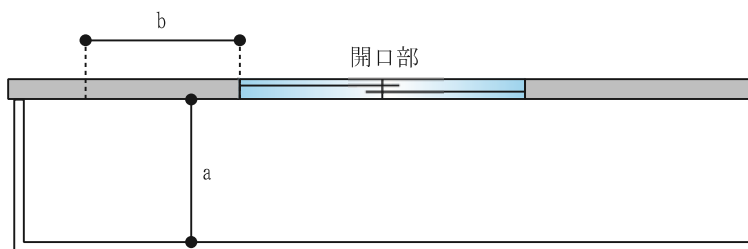
ウ 位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部相互間の距離が、0.9m以上」は、次の例により取り扱うこと。(第3-5図参照)

- (イ) AとBの水平距離が0.9m以上ない場合は、Aの高さ以上で幅0.5m以上の袖壁が必要となる。
- (ロ) AとDの垂直距離が0.9m以上ない場合は、幅0.5m以上のひさし等がDの開口部の端より左右それぞれ0.5m以上の長さが必要となる。(平面図 $a \geq 0.5m$ 、 $b \geq 0.5m$)
- (ハ) Aの面するひさし等に腰壁(当該部分の共住区画と同等の構造及び耐火性能のものに限る。)が設けられており、当該腰壁を含めてAとDが0.9m以上離隔される場合にあっては、AとDの垂直距離が0.9m以上あるものとして扱う。(平面図 a は制限なし)
- (ニ) CとEの水平距離及び垂直距離が0.9m以上の場合は、ひさし等がなくても防火設備の措置は不要であること。
- (ホ) ひさし等がない場合、CとFの垂直距離が0.9m以上3.6m未満であれば防火設備の措置が必要となる。

(立面図)



(ひさし等の平面図)

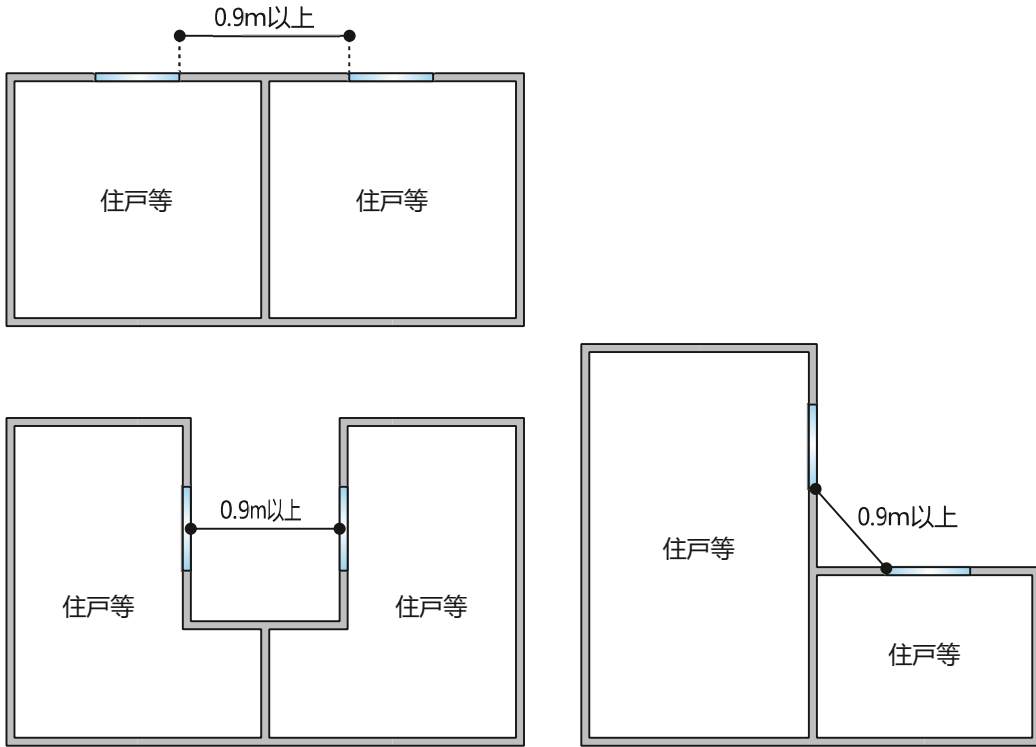


第3-5図

エ 開口部相互間の距離は、次により取り扱うこと。

(7) 隣接する住戸等の場合（第3-6図参照）

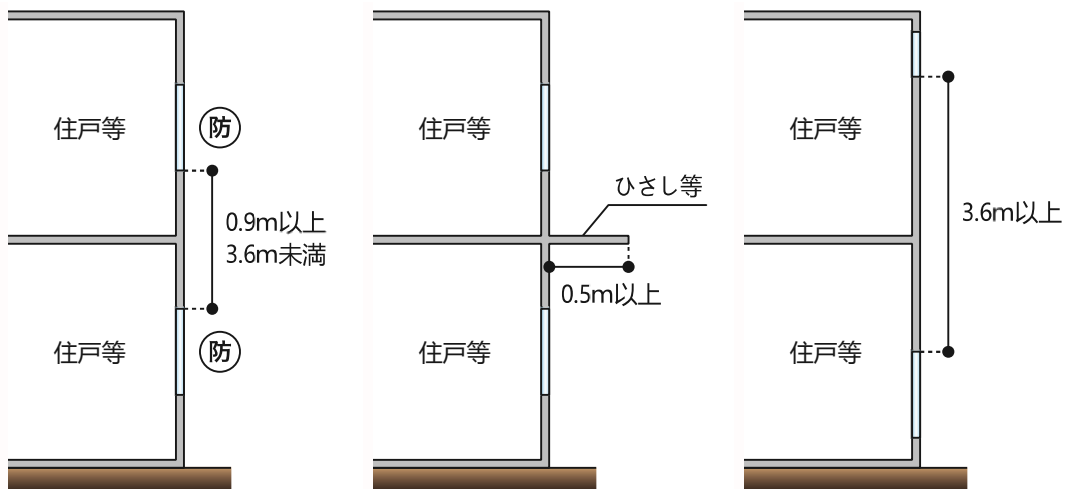
（平面図）



第3-6図

(i) 上下に位置する住戸等の場合（第3-7図参照）

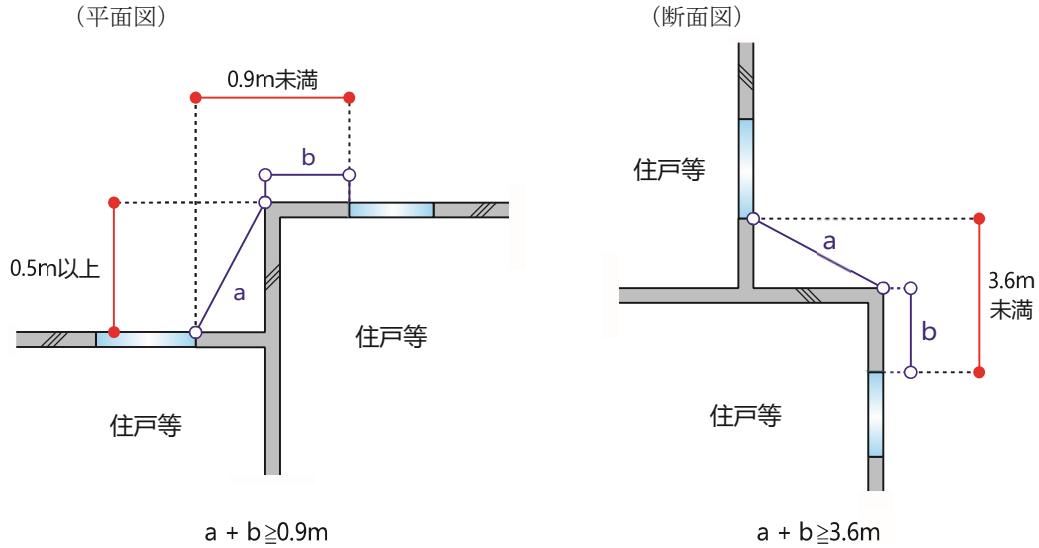
（断面図）



防：防火設備

第3-7図

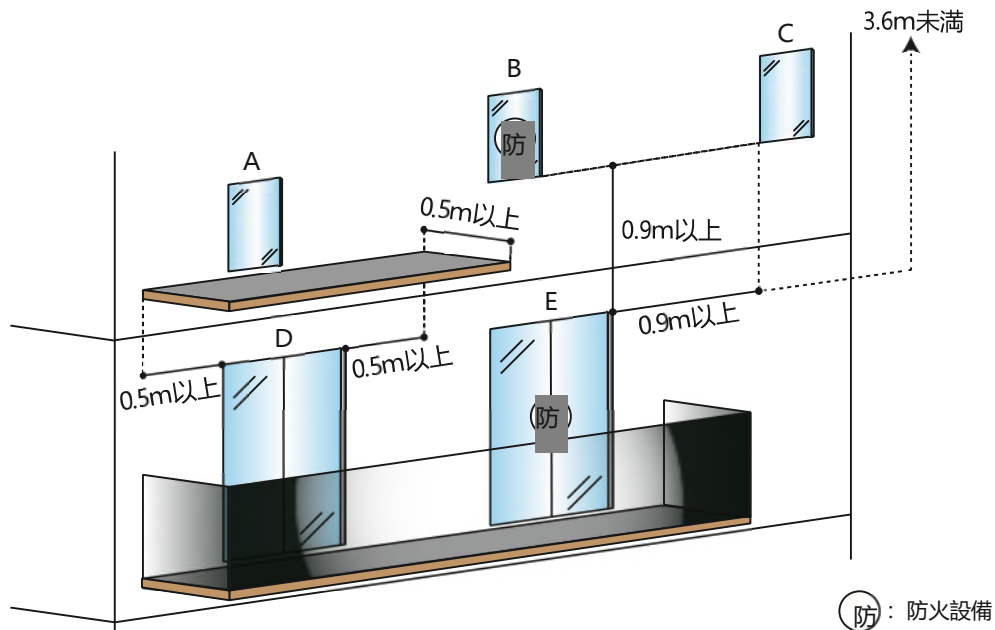
オ 第3-8図の例に示す場合、住戸等の外壁面に面する開口部は、当該住戸等に隣接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「防火上有効に遮られている」ものとみなして差し支えないこと。



第3-8図

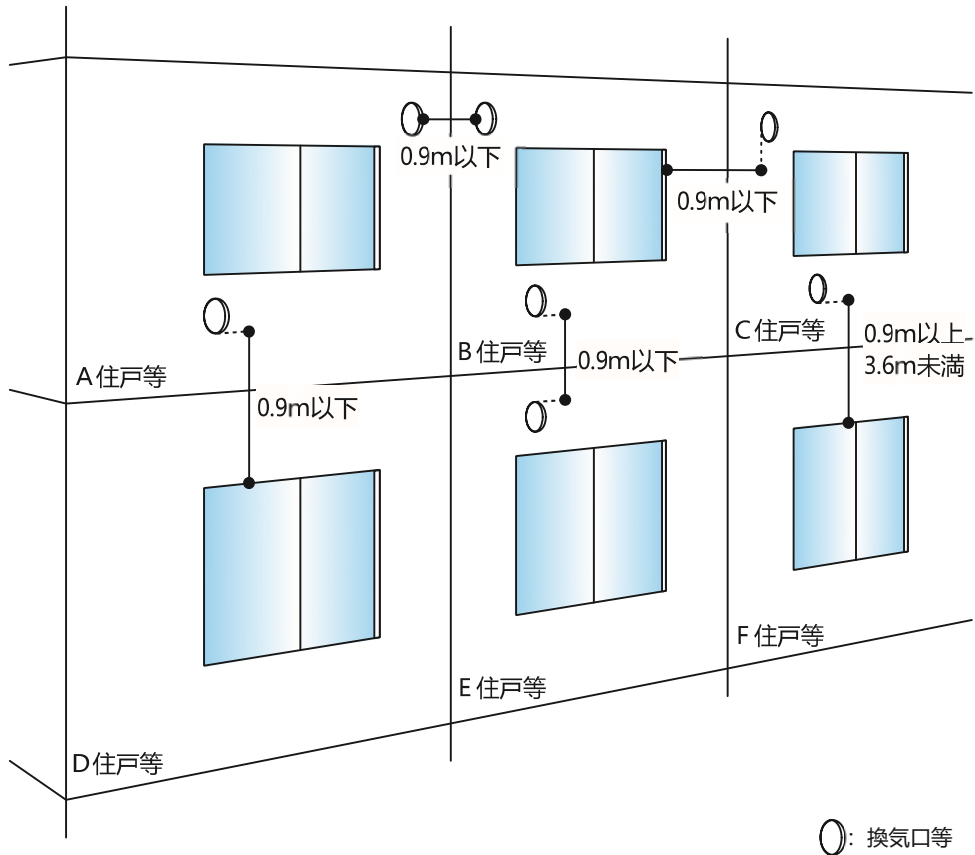
カ 上下に設けられた開口部にひさし等を設ける場合で、かつ、上下の開口部の大きさが異なるもの及び水平距離が異なるものについては、次の例により取り扱うこと。(第3-9図参照)

- (i) 上下の開口部の大きさが異なるAとDの垂直距離が0.9m以上ない場合は、幅0.5m以上のひさし等がDの開口部の端より左右それぞれ0.5m以上の長さが必要であること。
- (ii) CとEの水平距離及び垂直距離が0.9m以上の場合、ひさし等がなくても防火設備の措置は不要であること。



第3-9図

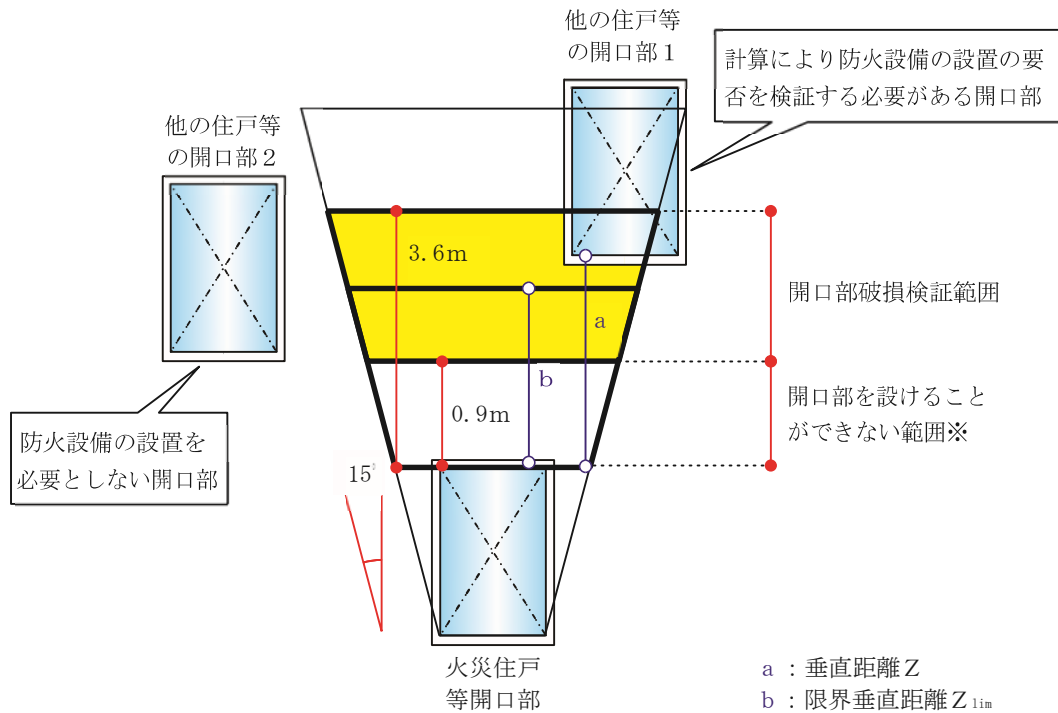
- キ 上下に設けられた開口部（相互間の距離が 3.6m以上であるものを除く。）の外壁面に日除け、格子等（侵入及び転落防止ルーバー、目隠しスクリーンその他これらに類するものをいう。）を設ける場合は、火災発生時に延焼媒体となる可燃性素材のものをを用いないこと。▲
- ク 開口部のうち換気口等は、次により取扱うこと。（第3-10図参照）
- (7) A住戸等とB住戸等の相互間の水平距離が0.9m以下の部分に換気口等を設ける場合は、直径0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01㎡以下の換気口等とする必要があること。
 - (8) B住戸等の開口部とC住戸等の換気口等の水平距離が0.9m以上ない場合は、直径0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01㎡以下の換気口等とする必要があること。
 - (9) D住戸等の開口部とA住戸等の換気口等の水平距離が0.9m以上ない場合は、直径0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01㎡以下の換気口等とする必要があること。
 - (10) B住戸等とE住戸等相互間の垂直距離が0.9m以下の部分に換気口等を設ける場合は、直径0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01㎡以下の換気口等とする必要があること。
 - (11) C住戸等の開口部とF住戸等の開口部の垂直距離が0.9m以上であれば、直径0.15m以下の換気口等とした場合、換気口等に防火設備の措置は不要であること。



第3-10図

ケ 位置・構造告示第3第3号(2)ロに規定する「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたもの」とは、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が、次に定める基準に適合しているものをいうことができるものであること。(第3-11 図参照)

(火災住戸等の開口部から噴出する火炎の影響を考慮すべき範囲)



備考：開口部を設けることができない範囲（※）には、開口面積が 0.01 m^2 以下のもの又は直径 0.15m 以下、かつ、防火設備を設けたものにより設置することができる。

第3-11 図

- (7) 火災が発生した住戸等（以下この章において「火災住戸等」という。）の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15° 開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができること。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下この項において「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。
- (4) 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15° 開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が 3.6m 以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部 0.9m の範囲を除く。以下この項において「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離 Z が、次の a から f までの手順により求めた限界垂直距離 Z_{lim} より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（第3-11 図中の他の住戸等の開口部 1 をいう。）に防火設備を設けること。

ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径 0.15m 以下のもの又は開口部の面積が 0.01 m^2 以下のものにあつては、この限りでない。

- a 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。

$$\Delta T = T_{lim} - 293$$

ΔT : 他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差 (単位 k (ケルビン))

T_{lim} : 他の住戸等の開口部の材料に応じて、表により求められる許容温度 (単位 k)

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373 k
フロートガラス (飛散防止フィルム付)	423 k
線入りガラス	673 k

※ 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

- b 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径 (当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下この項において同じ。) を次式により求めること。

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}}$$

r_0 : 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径 (単位 m)

A : 火災住戸等の一の開口部の面積 (開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。) (単位 m^2)

π : 円周率

- c 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H}$$

Q : 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

H : 火災住戸等の一の開口部の高さ (火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。) (単位 m)

- d 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値 Θ を次式により求めること。

$$\Theta = \frac{16.09 \Delta T r_0^{\frac{5}{3}}}{(QT_{lim})^{\frac{2}{3}}}$$

- e 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_i を Θ の値に従い、次の(a)又は(b)の式により求めること。

- (a) dにより求められる Θ の値が 0.35 以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05 r_0}{\Theta}$$

Z_t : 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 (単位 m)

(b) dにより求められる Θ の値が 0.35 より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^{-3} r_0}{\Theta^7}$$

f 限界垂直距離 Z_{lim} は、e で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さ Z_{Lm} のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離が Z_{lim} より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

$$Z_{Lm} = 2.39H$$

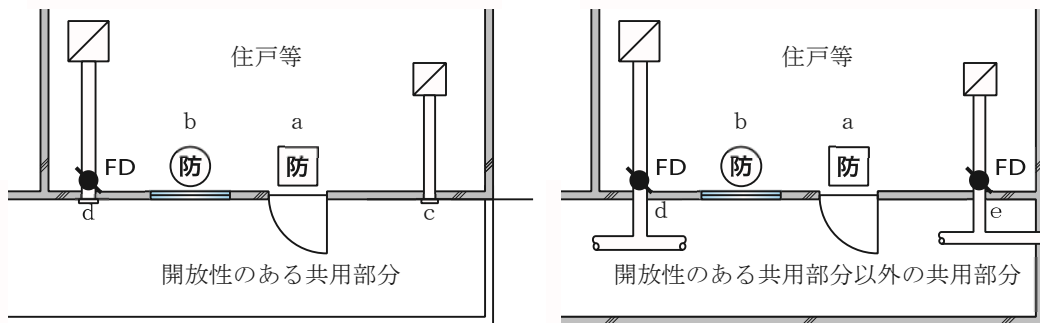
(2) 住戸等と共用部分を区画する壁

住戸等と共用部分を区画する壁は、位置・構造告示第3第3号(3)によるほか、次によること。

ア 位置・構造告示第3第3号(3)イに規定する「主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの」とは、常時閉鎖式の防火戸であつて、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火戸は含まれないものであること。

イ 住戸等と共用部分を区画する壁に開口部を設ける場合は、次によること。(第3-12図参照)

- (7) 開口部及び換気口等を設ける場合は、次によること。
 - a 主たる出入口に設けられる開口部 常時閉鎖式の防火戸
 - b 主たる出入口以外に設けられる開口部 防火設備
 - c 直径 0.15m未滿の換気口等 (開放性のある共用部分に面するものに限る。)
 - d 直径 0.15m以上の換気口等 (防火設備が設けられているものに限る。)
 - e c及びdに掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等



防 : 常時閉鎖式の防火戸

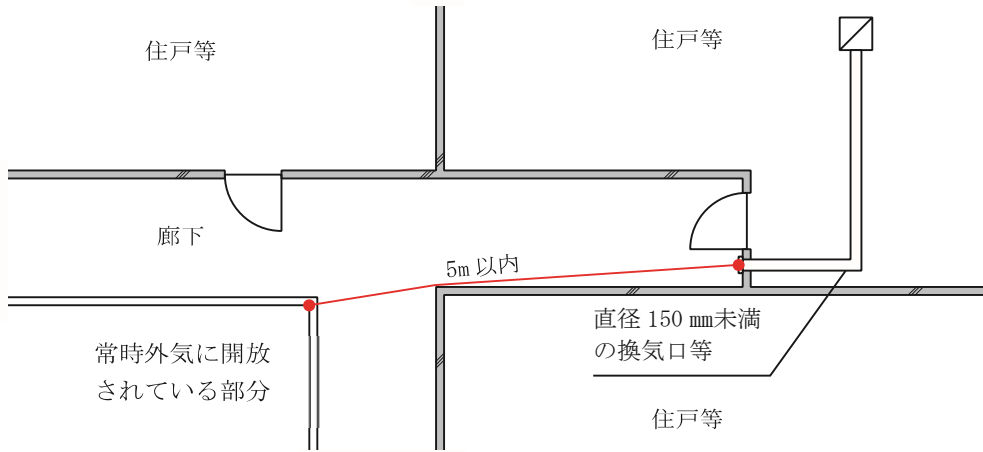
防 : 防火設備

第3-12図

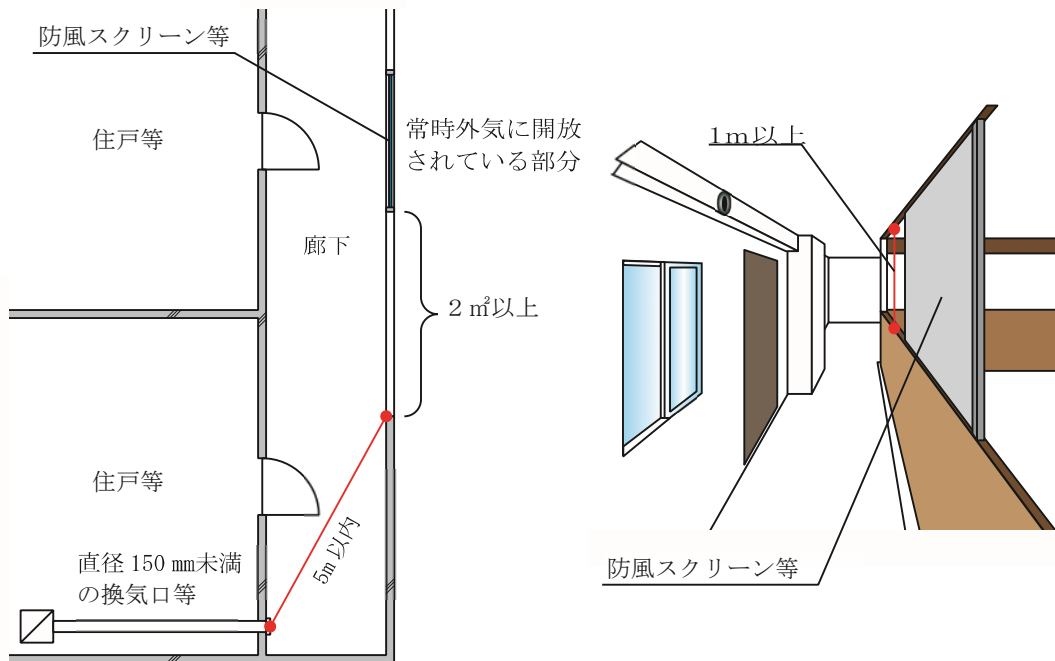
(イ) 位置・構造告示第3第3号(3)イ(イ)に規定する「開放性のある共用部分」とは、共用部分の全部又は一部が、常時外気に開放されている部分をいい、次のaからcまでのすべてに適合するものをいう。(第3-13図参照)

- a 換気口等から常時外気に開放されている部分までの距離が5m以内であるものであること。
- b 常時外気に開放されている部分の開口部の大きさは、2㎡以上であること。
- c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さが1m以上常時外気に開放されているものであること。

(換気口等から常時外気に開放されている部分までの距離の例)



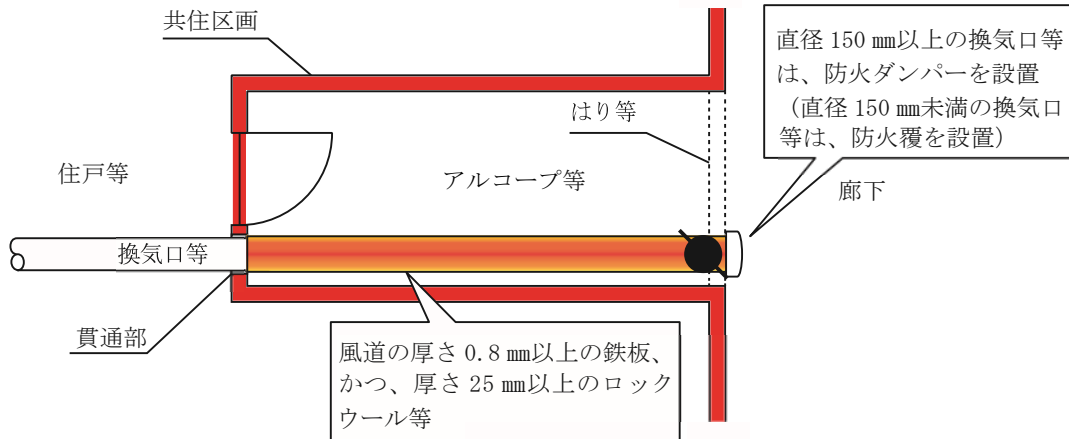
(常時外気に開放されている部分の開口部の大きさの例)



第3-13図

(h) 換気口等の風道が住戸等と共用部分を区画する壁を貫通する部分のうち、当該貫通する部分にやむを得ず防火設備が設けられない場合は、次のa及びbに掲げる場合は、風道及び貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして取り扱うことができること。(第3-14図参照)

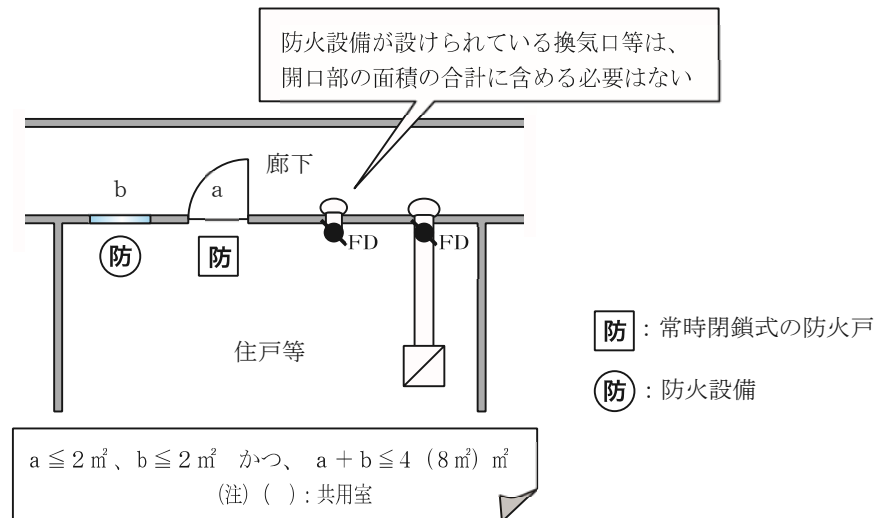
- a 当該貫通する部分から常時外気に開放されている部分までに使用する風道の厚さが1.5mm以上の鉄板としたもの、又は風道の厚さが0.8mm以上の鉄板とし、かつ、厚さ25mm以上の金属以外の不燃材料(例 ロックウール)を被覆したものであること。
- b 風道(直径0.15m以上のものに限る。)の常時外気に開放されている部分には、防火設備が設けられていること。



第3-14図

ウ 開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等と共用部分を区画する壁に開口部を設ける場合は、次によること(共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。)

- (7) 位置・構造告示第3第3号(3)ロに規定する「開口部の面積の合計」には、換気口等を含める必要はないこと。
- (i) 位置・構造告示第3第3号(3)ロに規定する「一の住戸等につき4㎡以下」及び「一の開口部の面積は、2㎡以下」は、第3-15図の例によること。



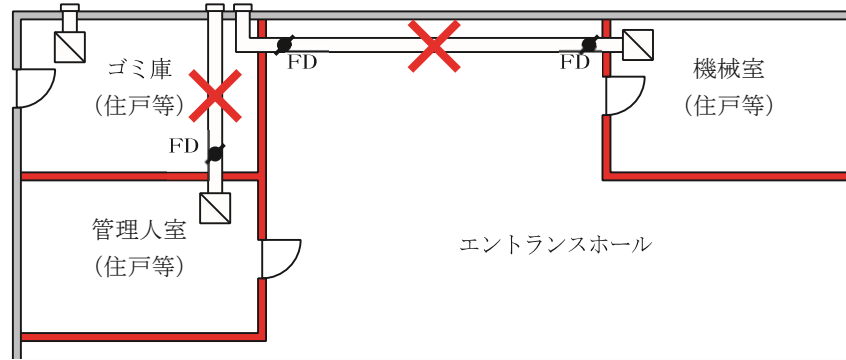
第3-15図

(3) 住戸等と住戸等を区画する壁

住戸等と住戸等を区画する壁には、開口部を設けることはできないものであること。

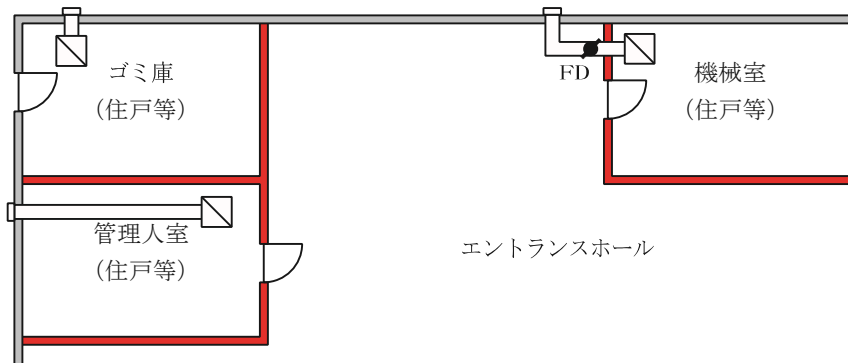
したがって、第3-16図の例に示すとおり、換気口等の風道が、住戸等から共用部分を経て、また、住戸等へ貫通する施工方法は、認められないものであること。

(認められない設置例)



住戸等（管理人室）と住戸等（ゴミ庫）の壁に開口部（換気口等）を設けることとなるため、防火ダンパー等の防火設備を設置しても、換気口等の設置は認められない。
また、住戸等（機械室）から共用部分を経て、また、住戸等（ゴミ庫）へ貫通するものも認めることはできない。

(認められる設置例)



外気に開放された部分又は共用部分を介した換気口等の風道ルートであるため、設置することができる。
防火設備の設置については、前(2)の判断基準により設置の可否を判断すること。

第3-16図

4 共住区画を貫通する配管等

共住区画を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの及び貫通部分に設ける開口部は、位置・構造告示第3第3号(4)によるほか、第4区画貫通及び耐火性能に定めるところによること。

第4 区画貫通及び耐火性能

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められないものである。

ただし、必要不可欠な配管等であって、当該区画を貫通する配管等及び当該貫通部（床を貫通する配管等については、住戸等と地下ピット部分を除く。以下この章において同じ。）について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が、次に定めるところによる場合は、位置・構造告示第3第3号(4)の規定に適合するものとして認めて差し支えないものであること。

1 配管等の用途

共住区画を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下この項において「配管等」という。）の用途は、次のアからクまでに掲げるもの又はこれらに類するものであること。

- ア 給排水管
- イ 通気管
- ウ 空調用冷温水管
- エ ガス管
- オ 冷媒管
- カ 配電管
- キ 通信線
- ク 燃料供給配管

ただし、燃料供給配管は、次の(7)から(9)までに適合するものに限る。

- (7) 配管の用途は、特定共同住宅等の住戸等に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
- (8) 配管は、JIS H3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
- (9) 配管及び燃料供給施設が「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）及び条例第31条の2第2項第9号に適合するものであること。

2 配管等の種類

共住区画を貫通する配管等は、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取り扱い2(1)（エを除く。）を準用すること。

3 配管等及び貫通部の耐火性能

床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部に、特定共同住宅等において発生が予測される火災による火熱が1時間加えられた場合に、加熱面以外の面に一定の火炎及び煙を出すことがなく、かつ、当該加熱面以外の面の温度が建基令第107条第2号に規定する可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

4 耐火性能を有する範囲

配管等が、共住区画を貫通する場合においては、これらの配管等の構造は、次のいずれかに適合するものとする。

- (1) 配管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を前2に掲げる配管等とすること。

ただし、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次のア及びイに適合する場合は、この限りでない。(第4-1図参照)

- ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

(2) 配管等の外径が、当該配管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。(第4-1表参照)

第4-1表

給水管の用途	覆いの有無	材 質	配管等の外径	配管等の肉厚
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	90 mm	5.5 mm以上
			115 mm	6.6 mm以上
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	90 mm	5.5 mm以上
排水管（雨水管含む。）及び排水管に付属する通気管	覆いの無い場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	61 mm	4.1 mm以上
			90 mm	5.5 mm以上
			90 mm	6.6 mm以上
	厚さ0.5 mm以上の鉄板で覆われている場合		90 mm	5.5 mm以上
			115 mm	6.6 mm以上
	115 mm	7.0 mm以上		

備考1 準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1422号）の一部抜粋

- 2 共住区画を貫通する配管等は、通常の火災の火熱に1時間耐える性能を有する必要があること。
- 3 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

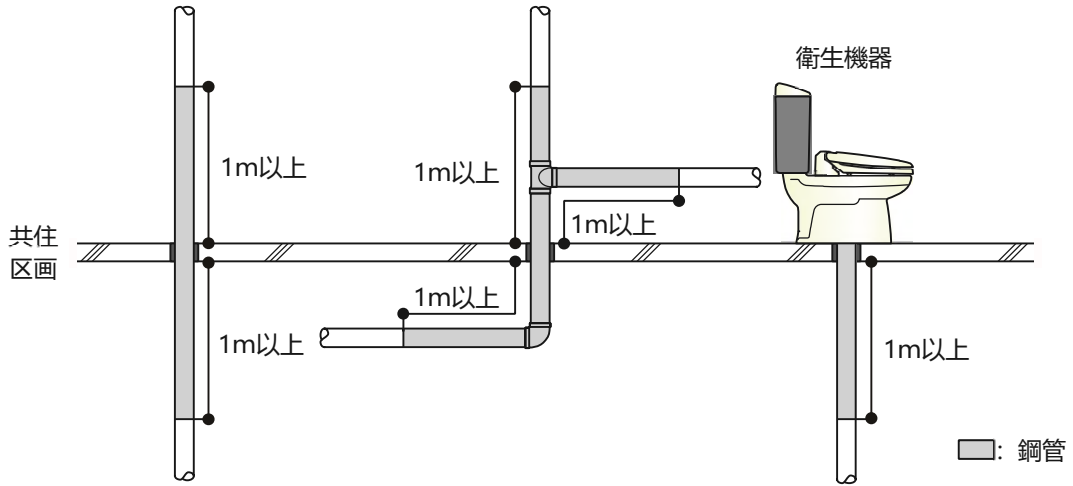
(3) 区画貫通告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。(第4-2図参照)

なお、消防防災用設備機器性能評定委員会（(一財)日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたものを、当該評定条件に基づき施工されたものであること。▲

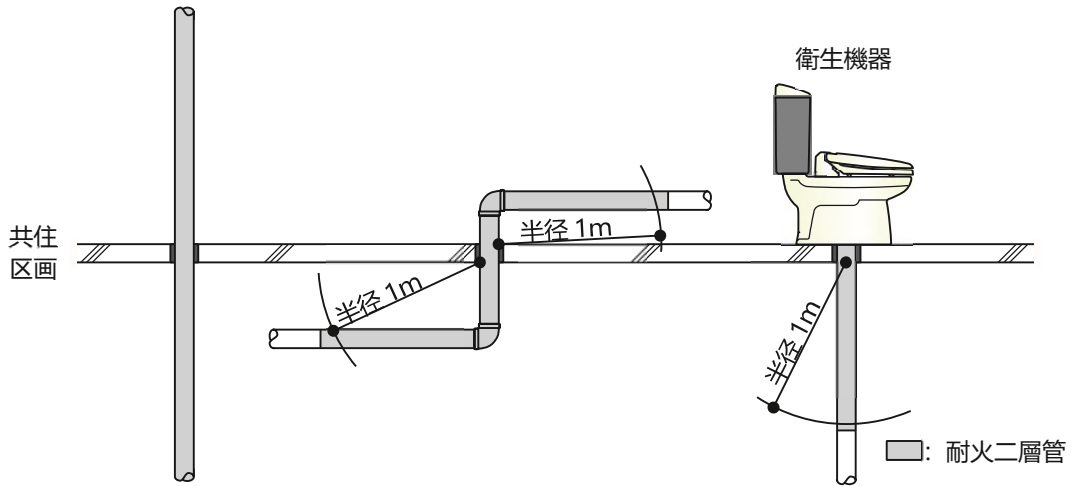
ただし、建基令第129条の2の5第1項第7号ハに適合する国土交通大臣の認定を受けたもの（防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後60分間防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものに限る。）で、次によるものについては、性能評定されたものと同等のものとして、取り扱うことができる。

- ア 国土交通大臣の認可を受けた指定性能評価機関が行った区画貫通告示に適合していると認められる資料（以下この項において「耐火性能試験成績書」という。）を建築確認申請書に添付又は消防機関に提出すること。
- イ 耐火性能試験成績書には、区画貫通告示第3各号に掲げる耐火性能試験を実施した内容が容易に判断できる資料を添付すること。
- ウ 耐火性能試験成績書には、区画貫通告示第3各号に掲げる耐火性能試験を実施した結果の合否が判断できる資料を添付すること。

(排水管に鋼管を用いた場合の例)

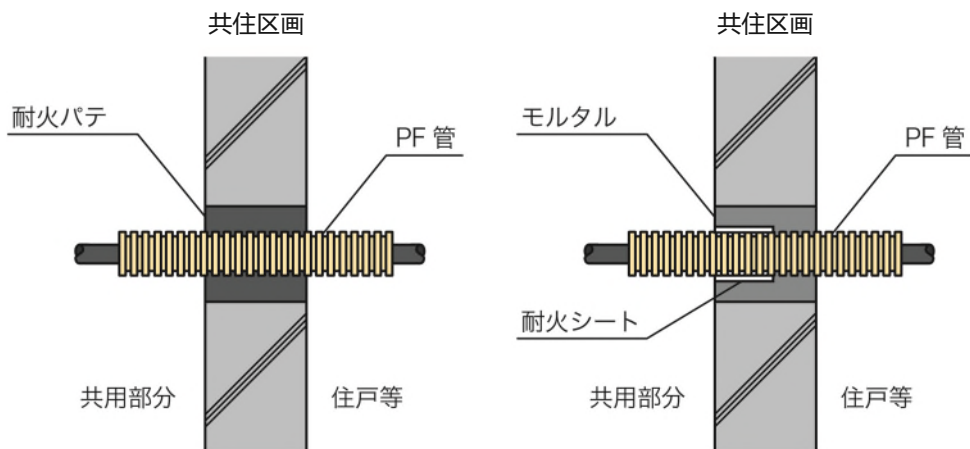


(排水管に耐火二層管を用いた場合の例)



第4-1図

(配電管に合成樹脂製可とう電線管を用いた場合の例)



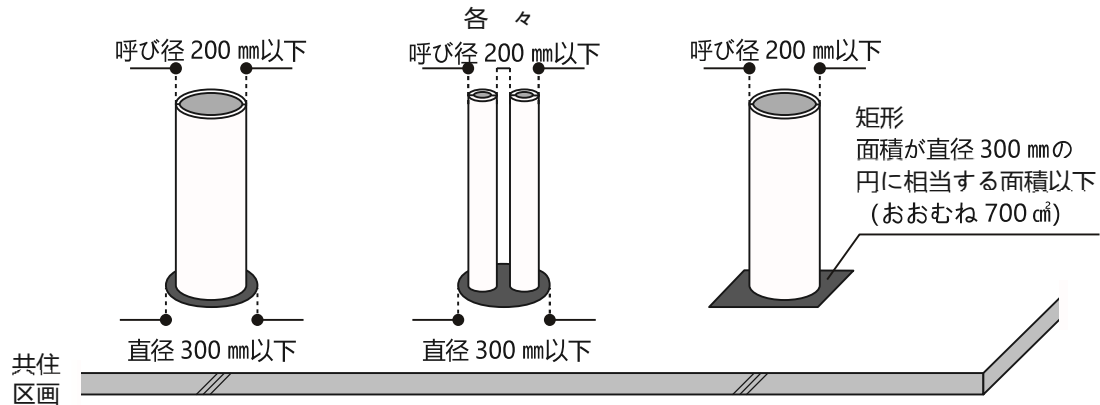
第4-2図

5 配管等の設置

床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、位置・構造告示第3第3号(4)によるほか、次によること。

- (1) 位置・構造告示第3第3号(4)に規定する「配管等の呼び径は、呼び径が200mm以下」及び同号(4)ハに規定する「配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径300mmの円の面積以下」は、第4-3図の例によること。

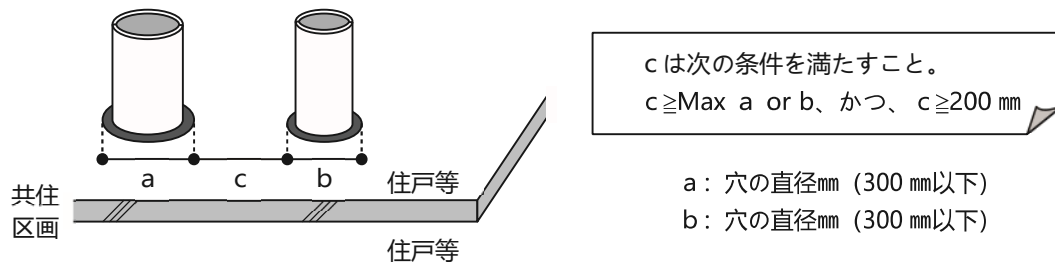
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。



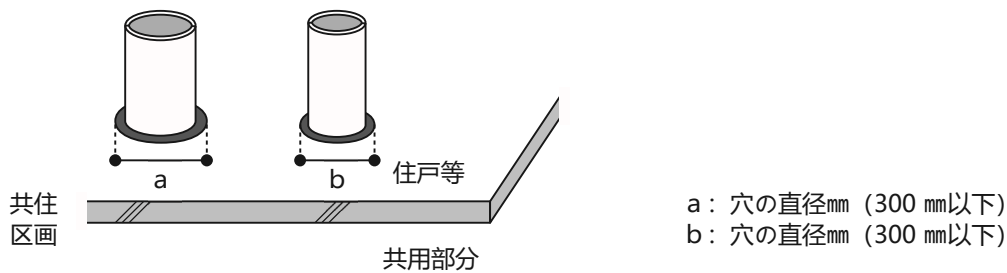
第4-3図

- (2) 位置・構造告示第3第3号(4)ニに規定する「配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁に2以上設ける場合にあつては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上」は、第4-4図の例によること。

(住戸等と住戸等の共住区画に設ける配管等を貫通させるために設ける開口部の場合)



(住戸等と共用部分の共住区画に設ける配管等を貫通させるために設ける開口部の場合)



第4-4図

6 配管等の貫通部の処理

位置・構造告示第3第3号(4)ホ(i)後段に規定する配管等の貫通部の処理は、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取り扱い2(7)を準用すること。

7 可燃物への着火防止措置

位置・構造告示第3第3号(4)へただし書きに規定する「配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」の取扱いは、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取り扱い2(8)を準用すること。

8 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取扱い2(9)を準用すること。

9 配管等の接続

配管等を前4(1)の範囲において接続する場合には、第3章第2政令第8条に規定する区画等の取扱い2(10)を準用すること。

10 配管等の支持

配管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

11 乾式壁（中空壁）の貫通部の処理

乾式壁（中空壁）の部分にスイッチ、コンセントその他これらに類するもの（以下この項において「スイッチ等」という。）を設置する場合は、次のいずれかによること。

(1) 消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたものを、当該評定条件に基づき施工されたもの、又は前4(3)ただし書きで定める国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(2) 建基令第129条の2の5第1項第7号イの規定に適合し、かつ、次のすべての条件を満たすこと。

ア スイッチ等の配線は、不燃材料の配管内に収めること。

イ スイッチボックス、コンセントボックスその他これらに類するもの（以下この項においてスイッチボックス等という。）は、不燃材料で造ること。

ウ 配電管と共住区画及び配電管とスイッチボックス等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

エ 配電管の端口は、モルタルその他の不燃材料で埋めること。

オ スイッチボックス等が、当該共住区画の両側に対面する位置に当該共住区画を欠き込んで設けられていないこと。

第5 構造類型

特定共同住宅等の構造類型は、構造類型告示の規定によるほか、次によること。

1 二方向避難型特定共同住宅等

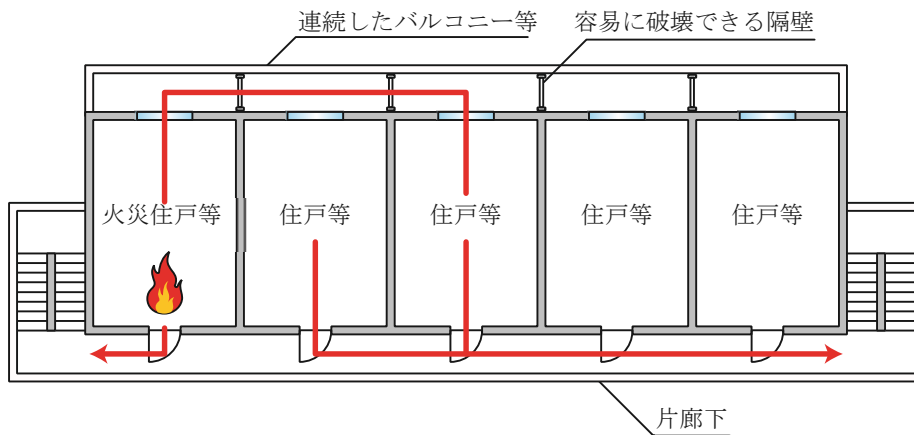
構造類型告示第3に規定する二方向避難型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

(1) 二方向避難の判断基準

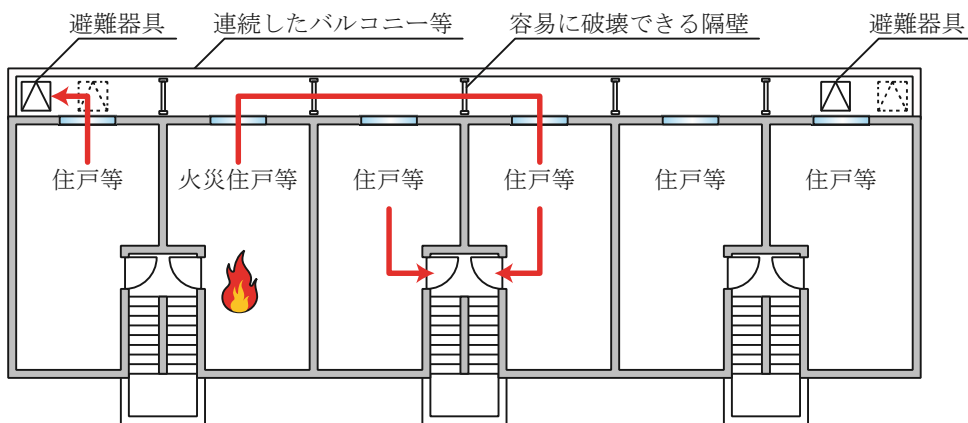
二方向避難とは、すべての住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下この項において同じ。）から避難階又は地上に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、それぞれ一の経路は安全に利用できる避難の状態をいう。

この場合、避難経路に火災住戸等内の間取りを考慮する必要はなく、また、連続したバルコニー等を經由する場合は、1住戸等以上隔てた住戸等内を經由する原則により、判定するものであること。（第5-1図参照）

（廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー等及び両端に2の階段がある場合）の例）



（階段室型特定共同住宅等（連続したバルコニー等及び両端に避難器具等がある場合）の例）



避難経路： →

第5-1図

(2) 避難上有効なバルコニー

構造類型告示第3第1号に規定する「避難上有効なバルコニー」とは、次のアからオまでのすべてに適合するものであること。

ア バルコニー等は、直接外気に開放され、バルコニー等に面する住戸等の外壁に設ける開口部は、構造類型告示第3第2号(3)の規定の例により、設けられていること。

イ 避難上支障のない幅員（60 cm以上）及び手すりその他の転落防止のための措置を講じたものであること。（第5-2図参照）

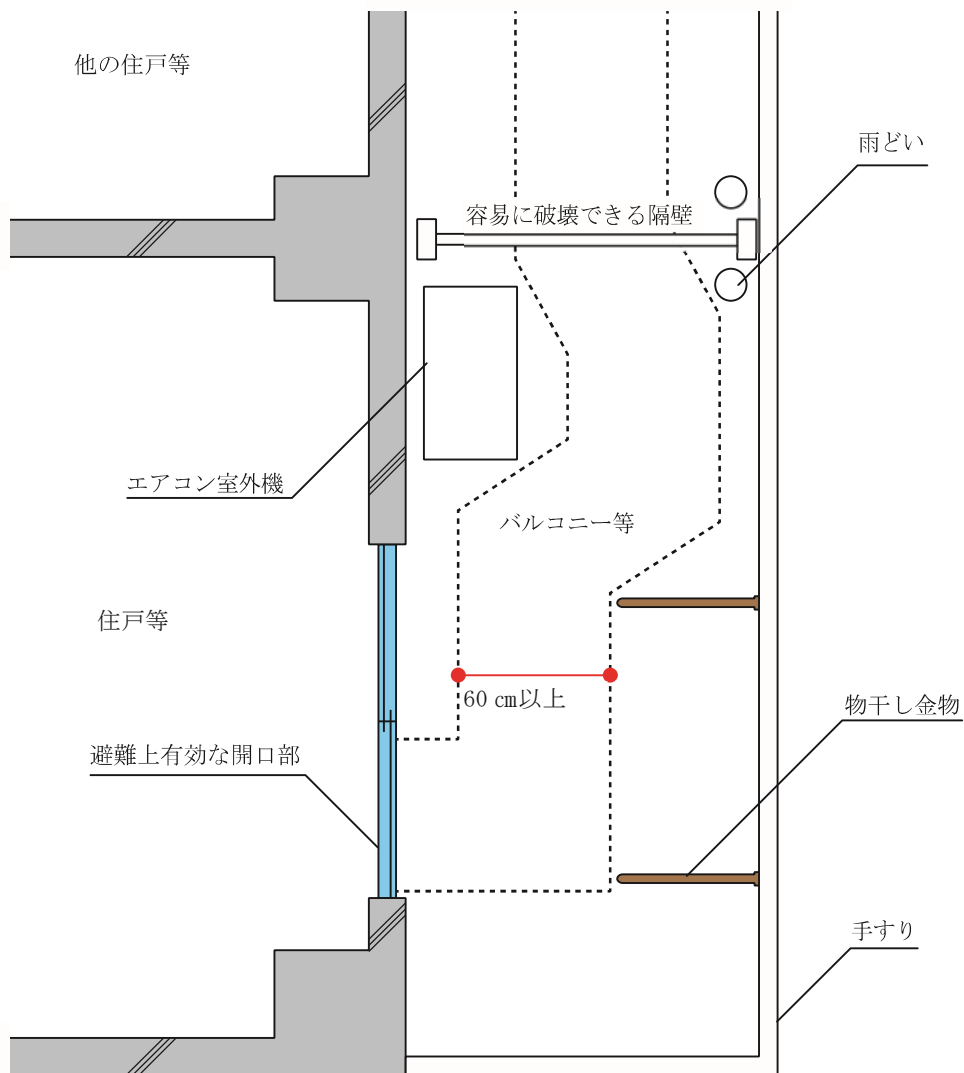
なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合、80 cm以上の幅員を有していることが望ましいものであること。▲

ウ 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

なお、他の住戸等の避難上有効なバルコニーが隔壁等によって隔てられている場合は、構造類型告示第3第2号(4)の規定の例によるほか、(6)で定める例により設けること。

エ バルコニー等の面積は、2㎡以上とし、奥行きは75 cm以上であること。

オ バルコニー等の床は、構造耐力上安全なものとする。



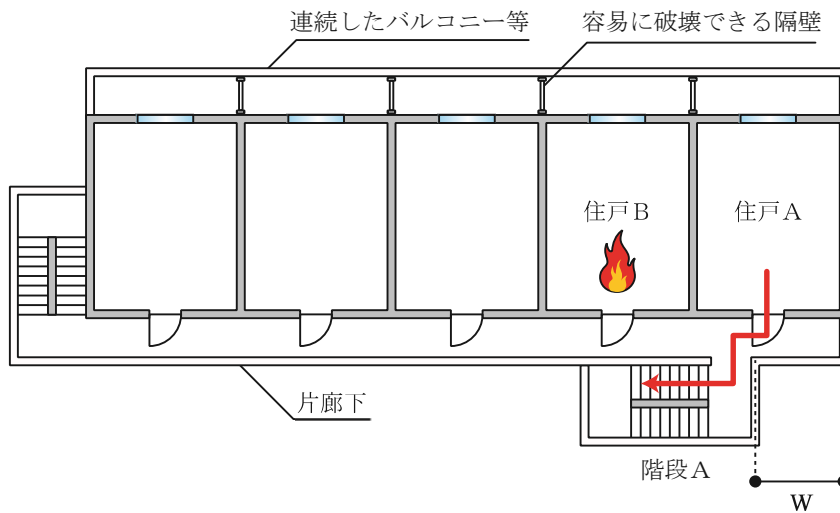
(注) 車いす利用者等の避難を考慮した場合は、80 cm以上

第5-2図

(3) 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

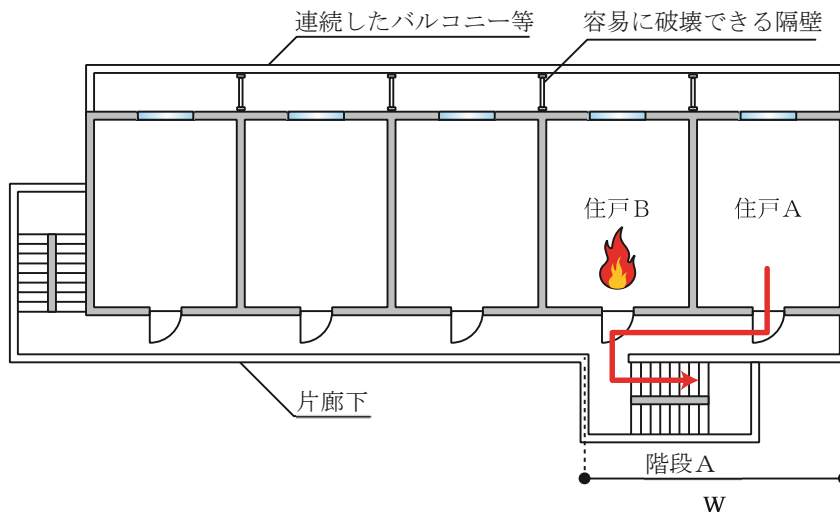
構造類型告示第3第2号(1)に規定する「階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、第5-3図の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に位置する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に位置する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。

(二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められる例)



住戸Bが火災になった場合、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難することができるため、二方向避難型の廊下型特定共同住宅等に該当する。

(二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められない例)



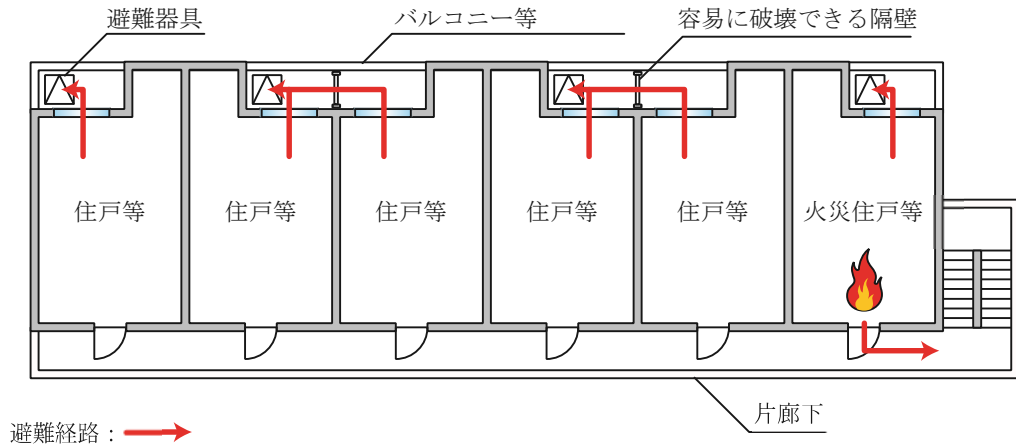
住戸Bが火災になった場合、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難することができないため、二方向避難型の廊下型特定共同住宅等に該当しない。

第5-3図

(4) バルコニー等

構造類型告示第3第2号(2)に規定する「バルコニーその他これらに類するものが避難上有効に設けられている」とは、(2)(ウを除く。)を準用するほか、バルコニー等から他の住戸等のバルコニー等又は当該住戸等のバルコニー等に設置されている避難器具により避難階まで安全に避難できるものであること。(第5-4図参照)

(住戸等のバルコニー等に設けられた避難器具により、避難階まで安全に避難できるものの例)

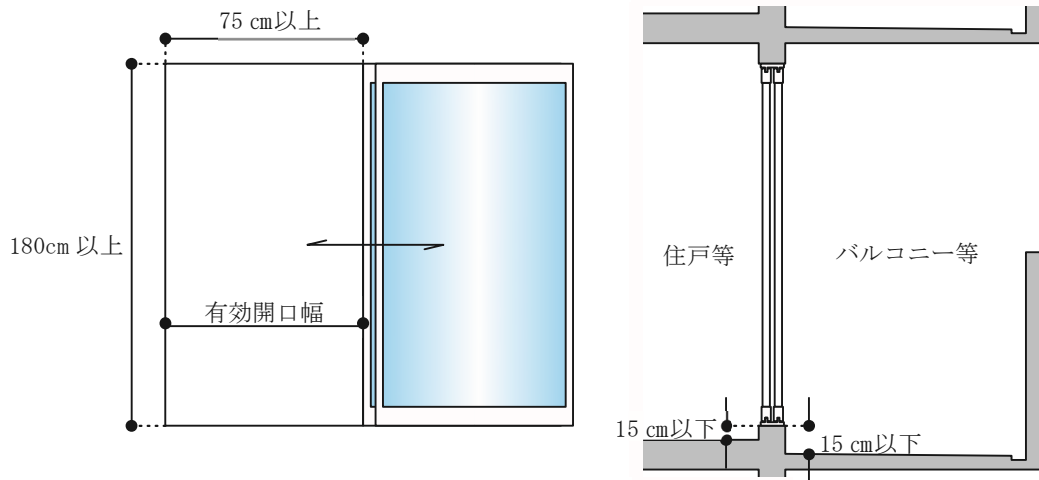


第5-4図

(5) 避難上有効な開口部

避難上有効な開口部は、構造類型告示第3第2号(3)の規定によるほか、次によること。

- ア 床面から開口部下端までの高さは、住戸等側及びバルコニー等側のいずれからでも15cm以内である必要があるものであること。(第5-5図参照)
- イ 開口部に鍵付き開口制限ストッパーその他住戸等側から容易に避難することを妨げる機構の鍵を設けた場合は、避難上有効な開口部として認められないものであること。
ただし、サムターン錠、クレセント錠等の避難の際、鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。



第5-5図

(6) 隔板等

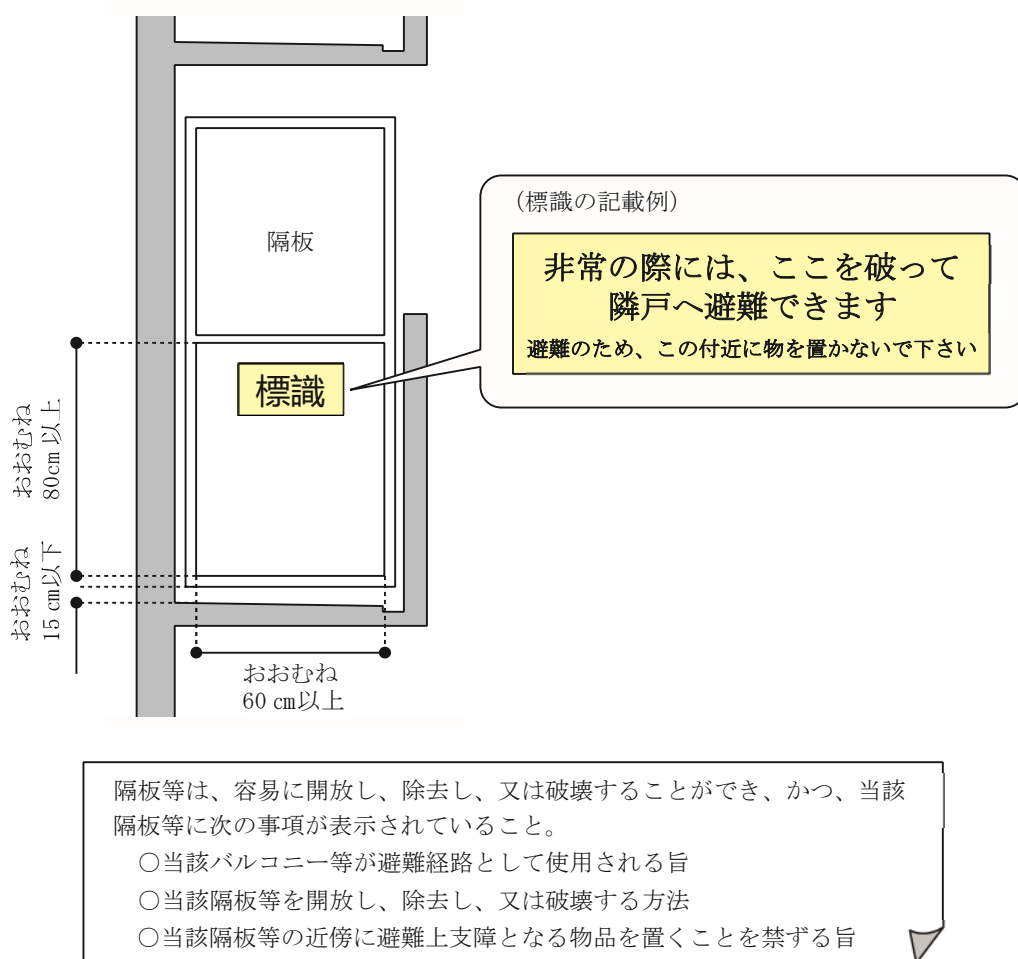
隔板等は、構造類型告示第3第2号(4)に規定するほか、次によること。

ア 隔壁等の大きさは、おおむね幅 60 cm以上、高さ 80 cm以上、下端の床面からの高さは 15 cm以下とすること。(第5-6図参照)

イ 隔壁等の材質は、難燃材料とし、容易に破壊できるものであること。

ウ 構造類型告示第3第2号(4)に規定する表示は、当該隔壁等の地色と文字の色が相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものとし、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、退色、変形等が生じないものであること。▲

(バルコニー等に設置する隔壁等の例)



第5-6図

(7) 避難器具

構造類型告示第3第2号(5)に規定する「避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）」をバルコニー等に設置する場合は、次によること。

ア 立てかけはしご、つり下げはしご、緩降機、すべり棒、避難ロープその他避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具は、構造類型告示第3第2号(5)に規定する避難器具として用いることができないものであること。

イ 避難器具は、政令第25条に定める技術上の基準の例により設置すること。

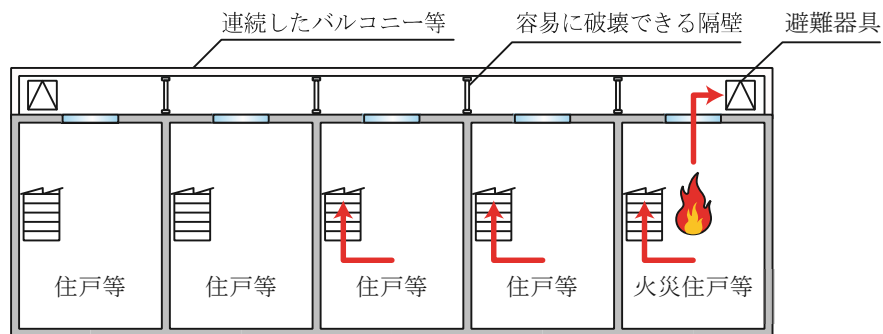
(8) 避難経路

構造類型告示第3第1号及び第2号(5)に規定する「避難経路」は、次によること。

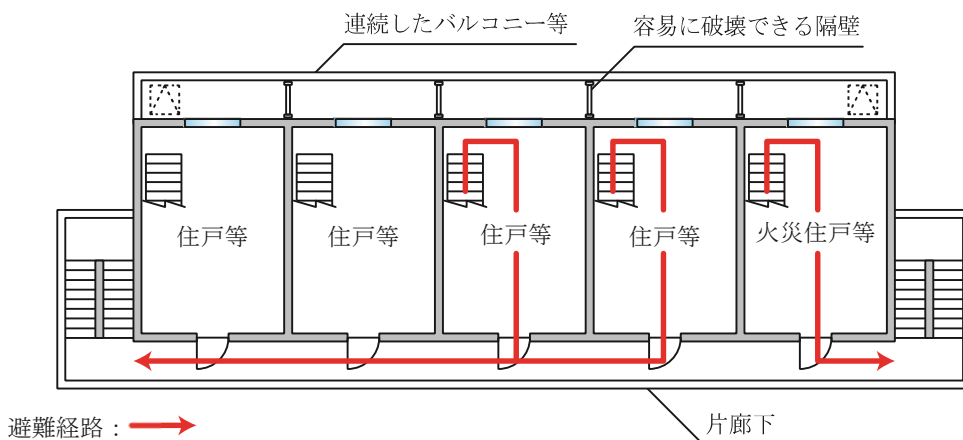
ア 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室については、構造類型告示第3第1号に規定する「2以上の異なった避難経路」の検証を行う必要はないこと。

イ メゾネット型住戸等（就寝を伴わず浴室が組み込まれていないものを除く。）についても各階ごとに2以上の避難経路を確保する必要があること。この場合において、メゾネット型住戸等の主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができるものであること。（第5-7図参照）

（メゾネット型住戸等の上階）



（メゾネット型住戸等の下階）



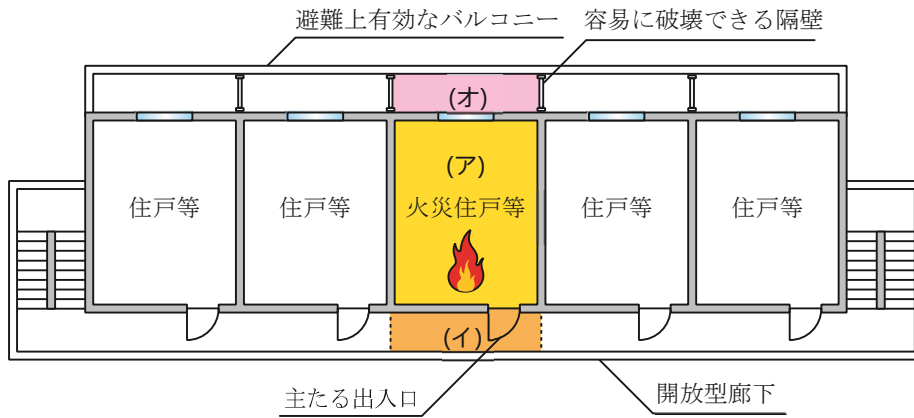
第5-7図

ウ 避難上有効なバルコニー及びバルコニー等を経由する避難経路には、同一階において火災住戸等に隣接する住戸等内を経由するものは含まないものであること。

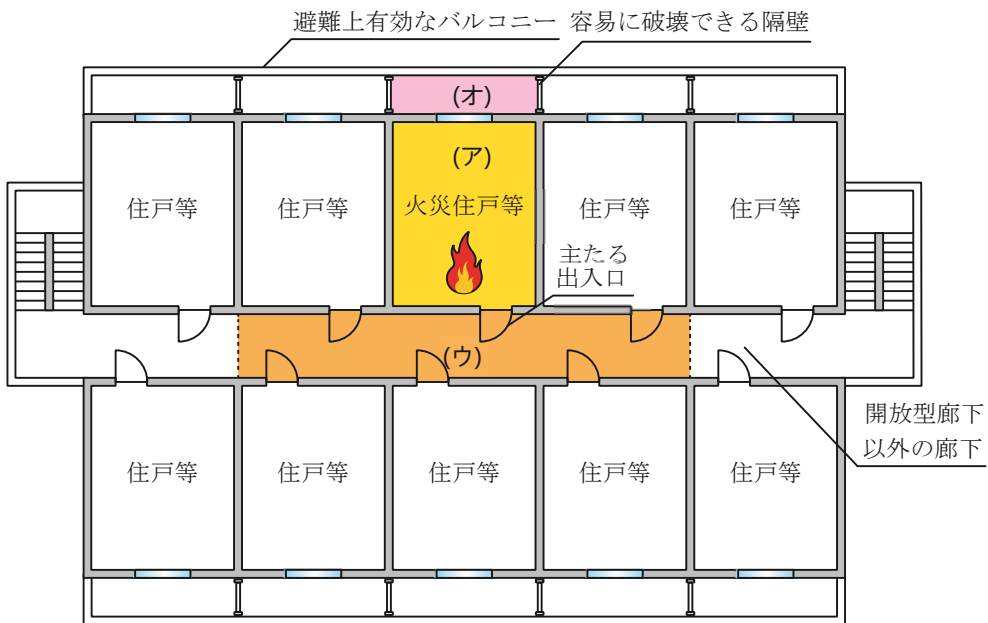
エ 構造類型告示第3第1号及び第2号(5)に規定する「避難経路」には、次の(7)から(11)までに定める部分については、含まれないものであること。（第5-8図参照）

- (7) 火災住戸等
- (8) 開放型廊下の火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分
- (9) 開放型廊下以外の廊下の階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分
- (10) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等
- (11) 火災住戸等のバルコニー等

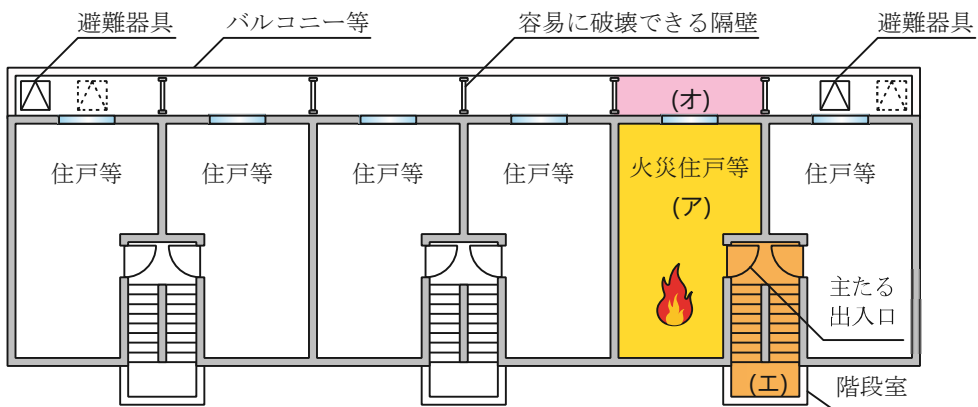
(開放型廊下の例)



(開放型廊下以外の廊下の例)



(階段室型の例)



第5-8図

2 開放型特定共同住宅等

構造類型告示第4に規定する開放型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

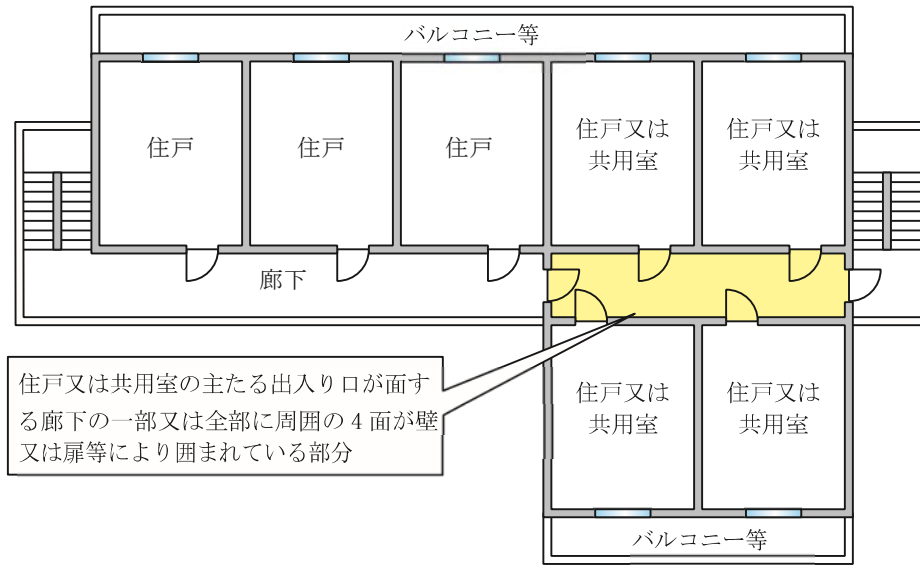
(1) 開放型廊下及び開放型階段と認められない特定共同住宅等

次に掲げる特定共同住宅等は、構造類型告示第4第1号に規定する「廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるもの」以外のもので開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。(第5-9図参照)

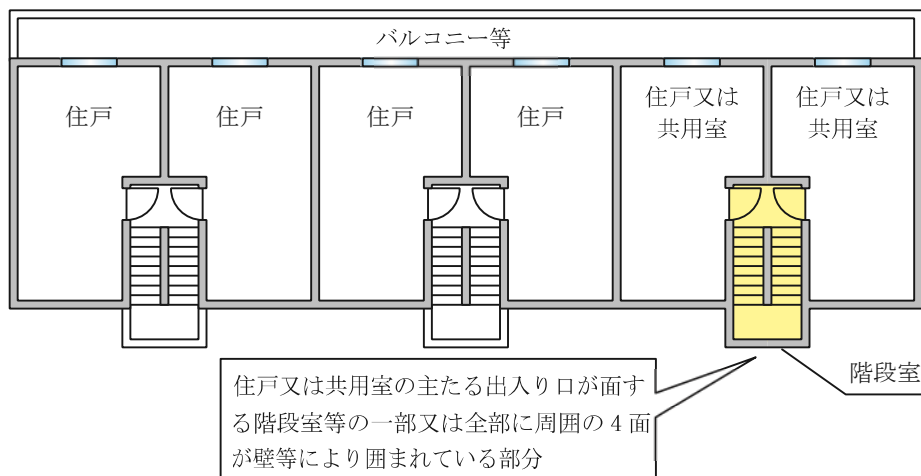
ア 廊下型特定共同住宅等のうち、住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁又は扉等により囲まれている部分が存するもの

イ 階段室型特定共同住宅等のうち、住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存するもの

(廊下型特定共同住宅等のうち、開放型廊下として認められない例)



(階段室型特定共同住宅等のうち、開放型階段として認められない例)

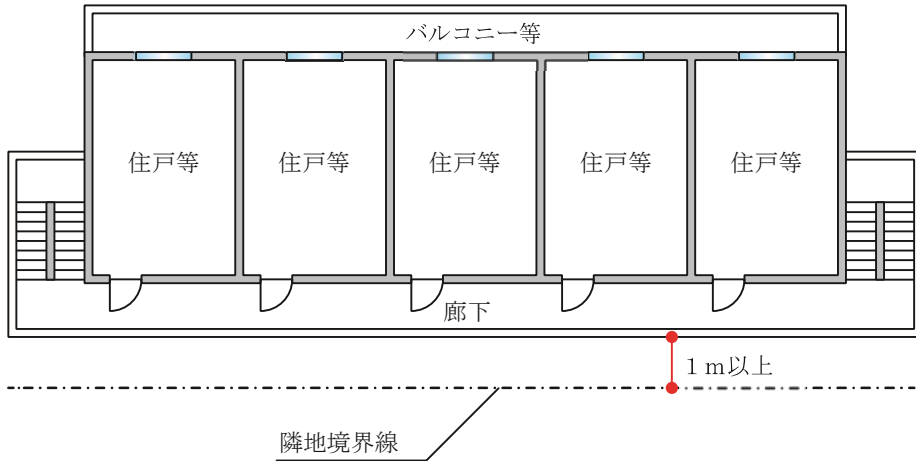


第5-9図

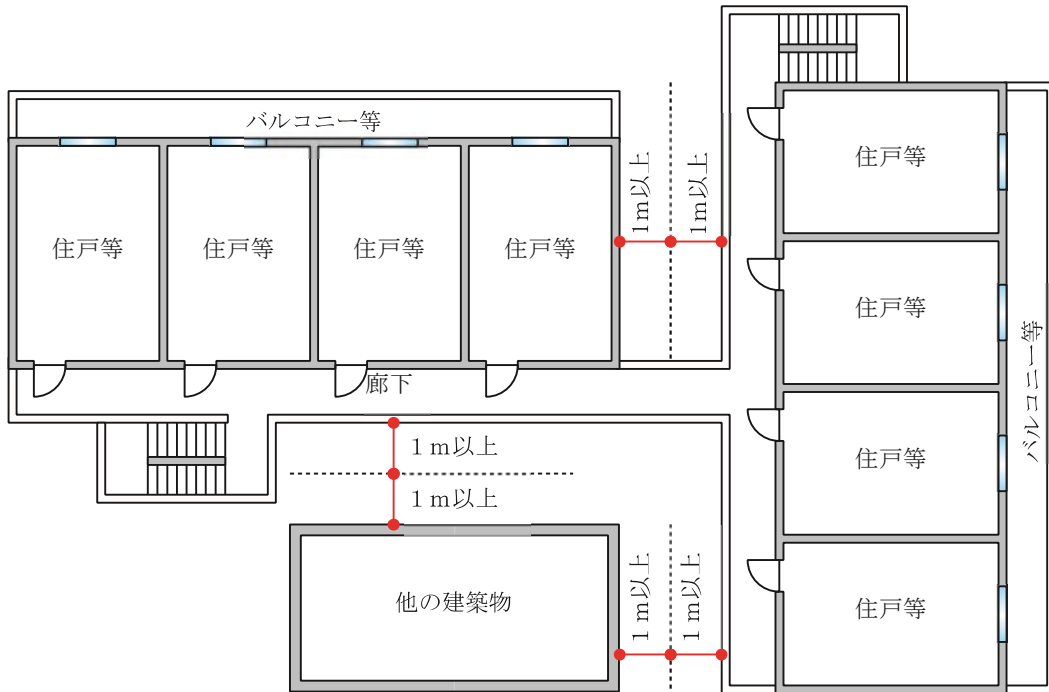
(2) 開放型廊下及び開放型階段の位置

ア 構造類型告示第4第2号(1)の規定により、「すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以上離れていること」が必要とされているが、ここでいう「他の建築物等の外壁」には、他の建築物等の外壁のほか、同一の特定共同住宅等の外壁、廊下及び階段室等に面した当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等を含むものであること。(第5-10図参照)

(廊下型特定共同住宅等〔隣地境界線から廊下までの距離〕)



(廊下型特定共同住宅等〔他の建築物等の外壁から廊下までの距離〕)

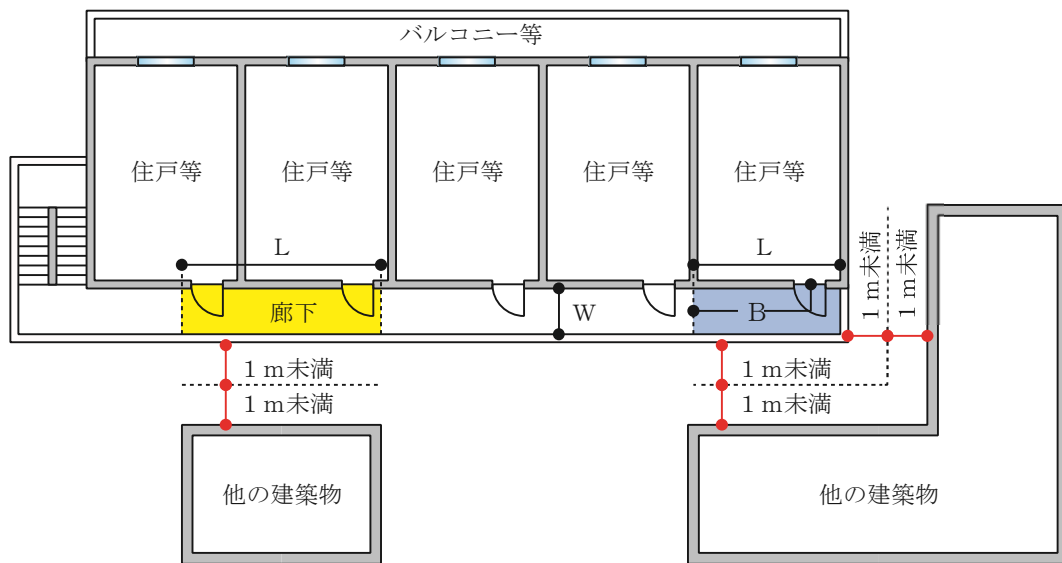


廊下と他の建築物等間の中心線 : - - - - -

第5-10図

イ 開放型廊下又は開放型階段室等のうち、その一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満であるときの取り扱いは、次によること。(第5-11図参照)

- (7) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(i)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、(6)イ(7)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(7)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8mをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。
- (4) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。



- [Yellow dashed box] 及び [Blue dashed box] 部分は、構造類型告示第4第2号(4)イ(i)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなしたとき、当該規定(当該壁等≦幅2m、かつ、相互間距離≧1m)を満たせば、構造類型告示第4第2号(1)の規定に適合しているものとして取り扱う。
- [Yellow dashed box] 及び [Blue dashed box] 部分は、構造類型告示第4第2号(4)イ(7)の規定による検証を行った場合、当該規定を満たせば、構造類型告示第4第2号(1)の規定に適合しているものとして取り扱う。
- [Blue dashed box] 部分は、構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定($B \leq 6$ m、かつ、 $4W$)を満たせば、構造類型告示第4第2号(1)の規定に適合しているものとして取り扱う。

第5-11図

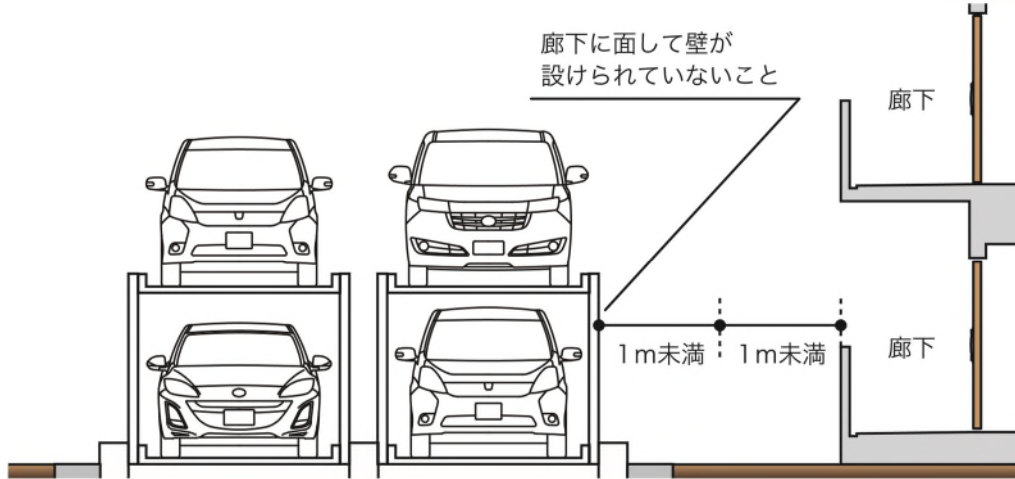
ウ 他の建築物等の外壁のうち、次に掲げる構造のものについては、当該部分は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

(第5-12図参照)

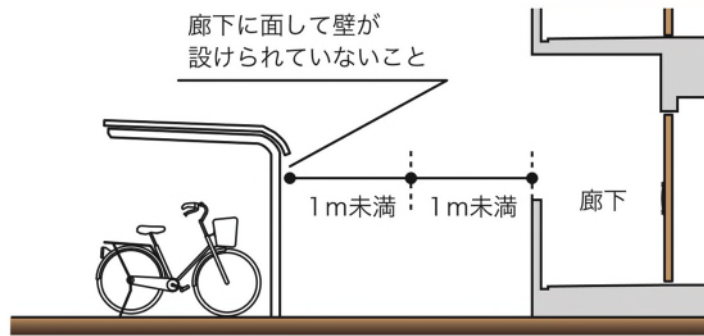
- (7) 多段方式の機械式駐車場(廊下及び階段室に面して壁が設けられていないものに限る。次の(4)において同じ。)

- (f) カーポート、サイクルポート
- (g) 不燃材料で造られたメッシュフェンス、ネットフェンス等
- (h) 廊下の手すり等の高さに満たない塀、擁壁等

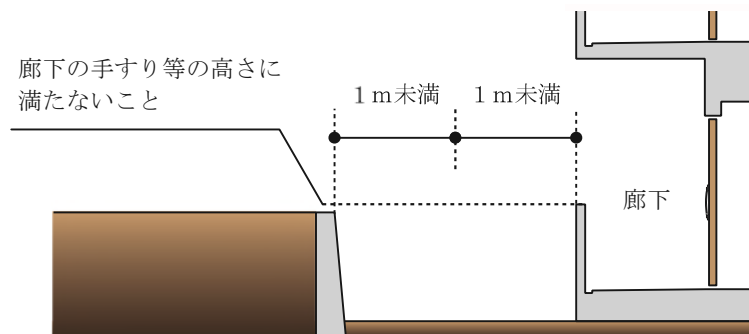
(多段方式の機械式駐車場の例)



(サイクルポートの例)



(廊下の手すりの高さに満たない擁壁の例)



第5-12図

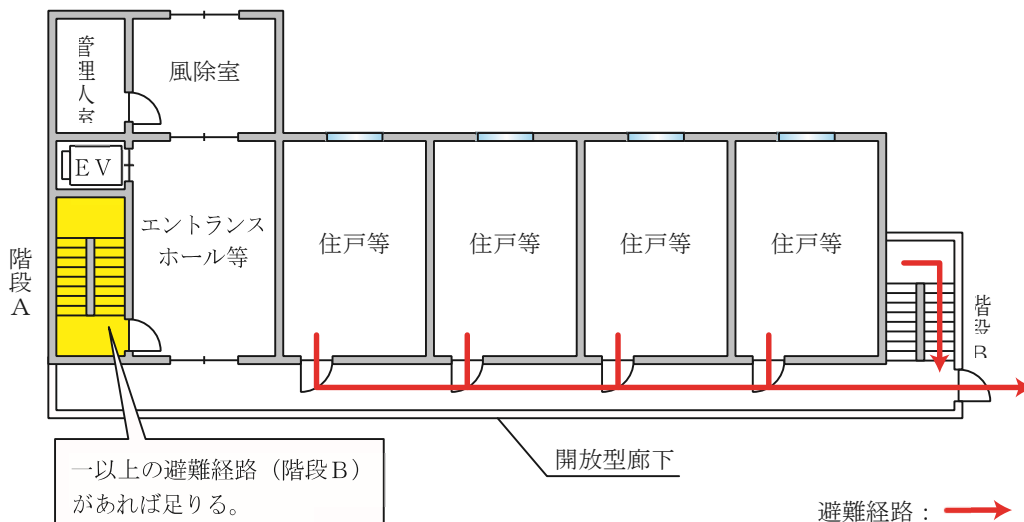
(3) 特定光庭

構造類型告示第4第1号(2)に規定する「すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと」は、第6特定光庭の取り扱いで定めるところにより検証し、判断すること。

(4) エントランスホール等

直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下この(4)において「エントランスホール等」という。）は、構造類型告示第4第2号(3)の規定によるほか、次によること。

ア 構造類型告示第4第2号(3)イに規定する「エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路」は、避難階において一以上の経路があれば足りるものであること。（第5-13図参照）

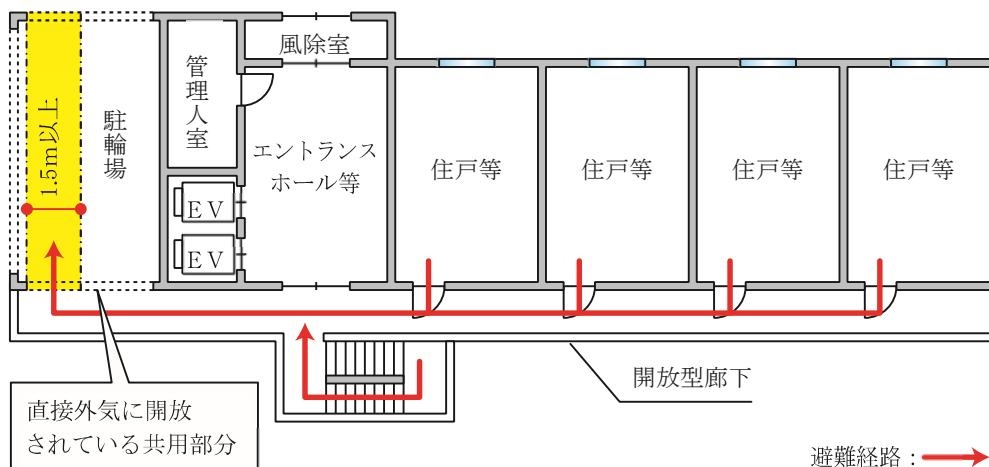


第5-13図

イ エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路は、避難階の廊下又は階段室等から直接屋外に避難することができるものであること。

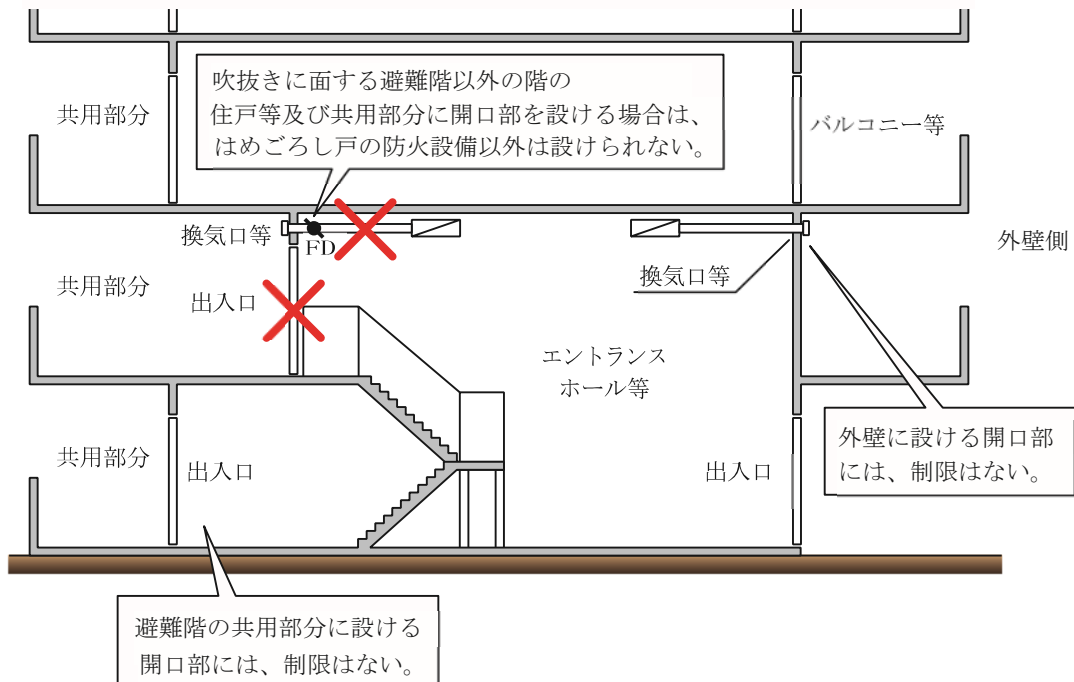
ただし、次の(7)から(9)までに掲げるすべての条件に適合する場合は、共用部分をエントランスホール等を経由しない避難経路とすることができる。（第5-14図参照）

- (7) 避難経路の有効幅員が1.5m以上あること。
- (8) 直接外気に開放されている開口部を有していること。
- (9) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものであること。



第5-14図

ウ 構造類型告示第4第2号(3)ロの規定により「当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあつては、防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る」とされているが、開口部に防火設備であるはめごろし戸を設けなければならない部分とは、第5-15図の例に示すとおり、吹抜き等によりエントランスホール等が2以上の階に渡る場合をいい、当該吹抜きに面する避難階以外の階の住戸等及び共用部分（外壁に面する部分を除く。）に開口部を設ける場合は、はめごろし戸の防火設備以外は設けられないものであること。



第5-15図

(5) 開放性の判断基準

構造類型告示第4第2号(4)及び(5)に規定する廊下及び階段室等の開放性の判断基準は、次によること。

ア 火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等の開放性の検証を行うこと。

ただし、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室又は避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分については、開放性の検証を要しないこと。

イ 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性の検証を行うこと。

ウ 構造類型告示第4第2号(4)イ(i)若しくは(ii)又は同号(5)イ若しくはロの規定は、設計者により、いずれかを選択することができるものであること。

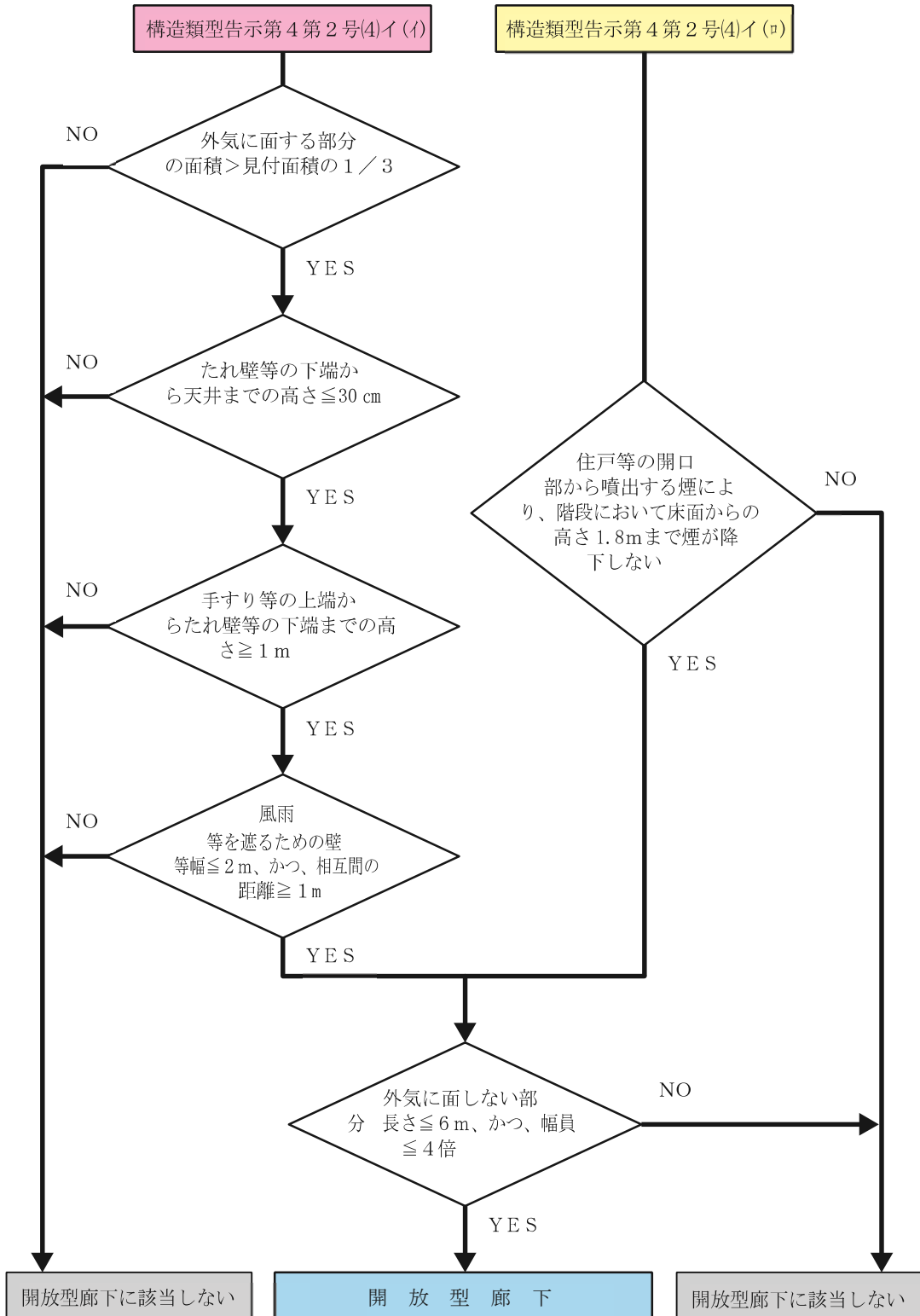
ただし、開放型特定共同住宅等の一の階において、異なる検証方法を混在することは認められないものであること。

エ 住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性の検証を要しないこと。

オ 廊下と一体的な空間を有していると認められる廊下と門扉で区画されている玄関前ポーチ（住戸、管理人室又は共用室の専有部として使用される部分）は、廊下として取り扱い、開放性の検証を行うこと。

(6) 開放型廊下

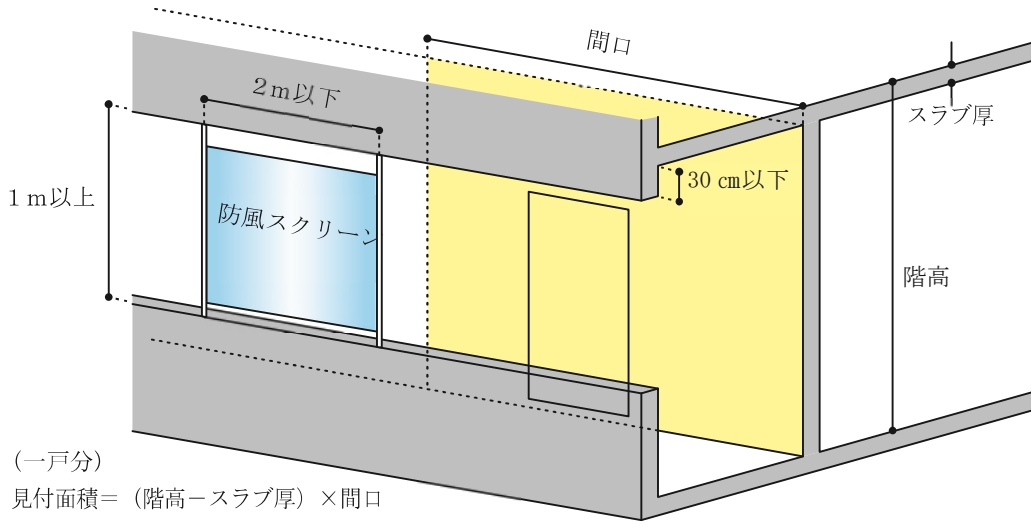
構造類型告示第4第2号(4)イに規定する開放型廊下の判断基準は、第5-16図に示すフローに基づき行うこと。



第5-16図

ア 開放型廊下の判断基準（構造類型告示第4第2号(4)イ(4)関係）

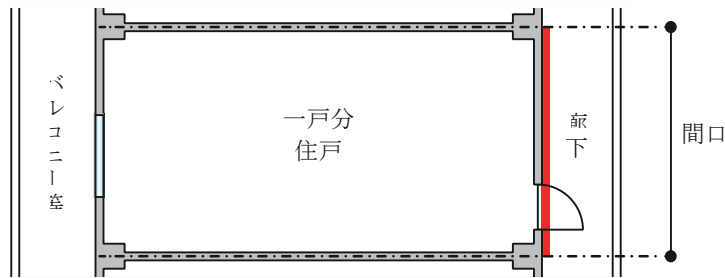
(7) 構造類型告示第4第2号(4)イ(4)の開放型廊下の判断基準の適用については、第5-17図の例によること。



第5-17図

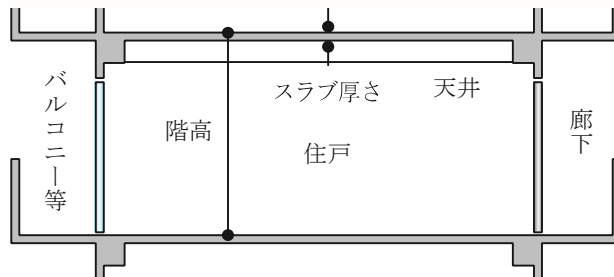
(4) 構造類型告示第4第2号(4)イ(4) aに規定する「見付面積」とは、住戸、共用室及び管理人室（避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除く。）の廊下に面した部分の幅に、当該住戸、共用室及び管理人室の階高からスラブ厚を減じた高さを乗じて得た数をいうものであること。（第5-18図参照）

(平面図)



— : 見付面積として算入する部分

(断面図)

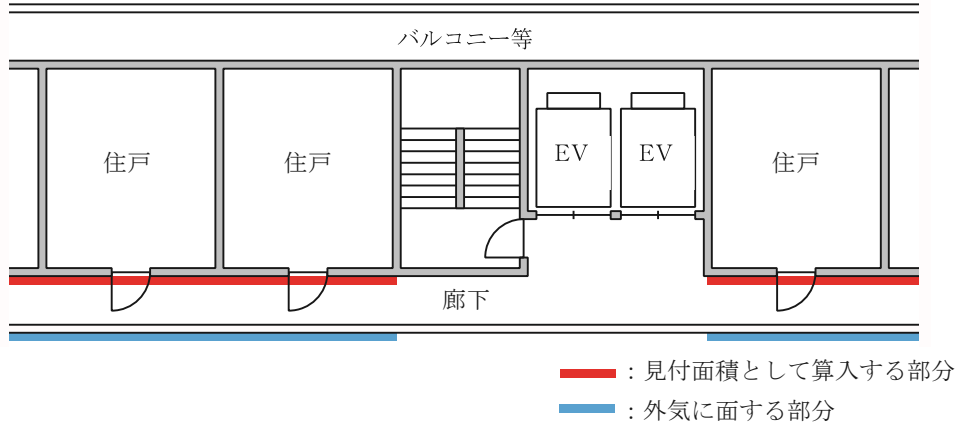


一戸分の見付面積 = (階高 - スラブ厚さ) × 間口

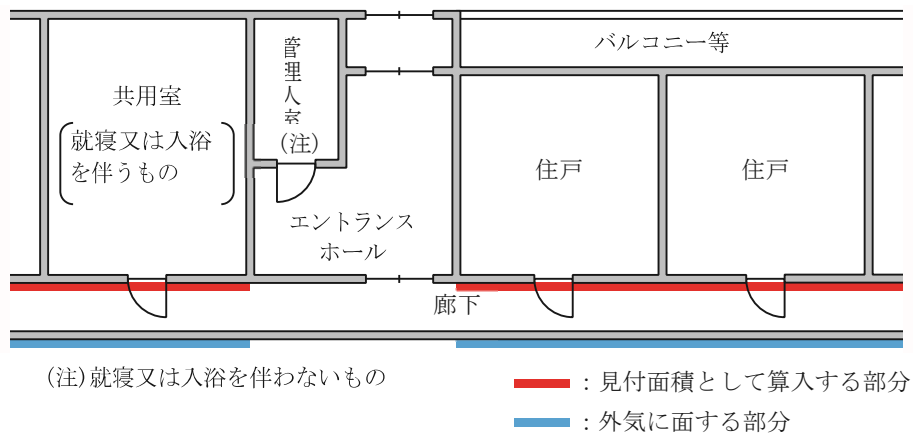
第5-18図

(7) 構造類型告示第4第2号(4)イ(4) aに規定する「当該階の見付面積」として算入する部分及び外気に面する部分は、第5-19図に示す例によること。

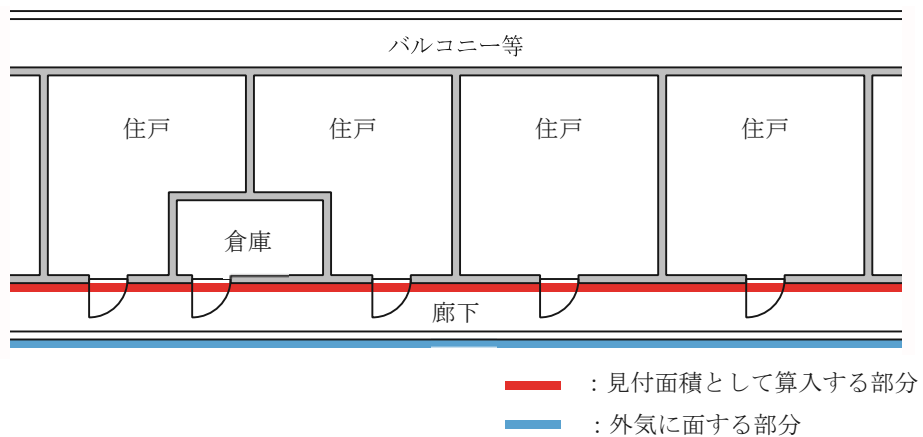
(例1)



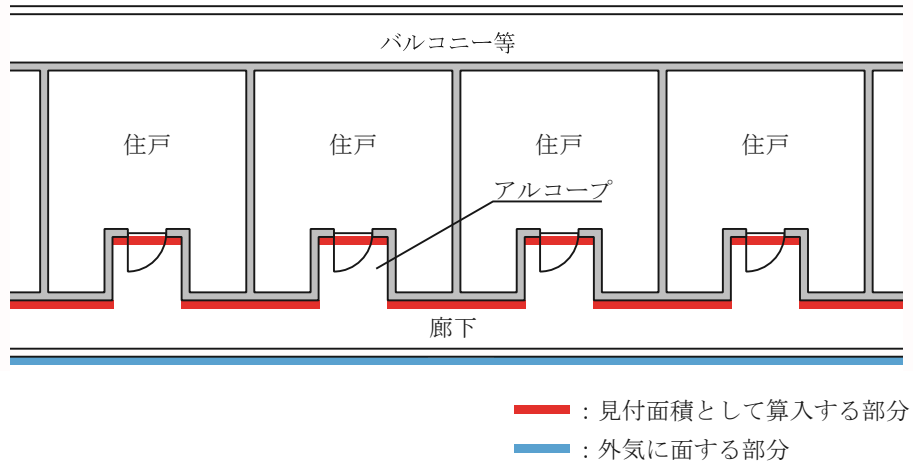
(例2)



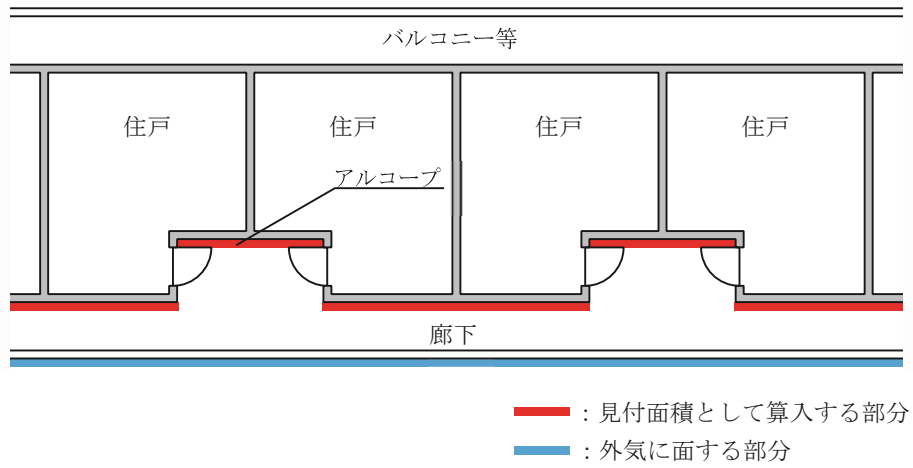
(例3)



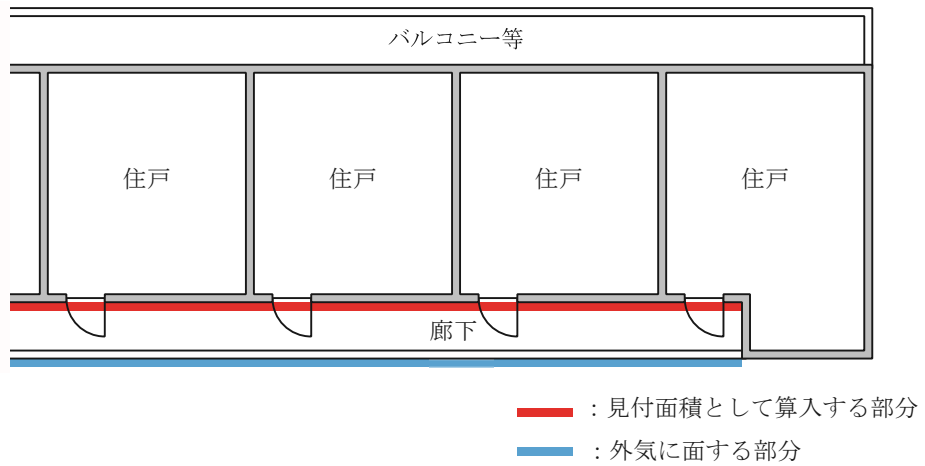
(例4)



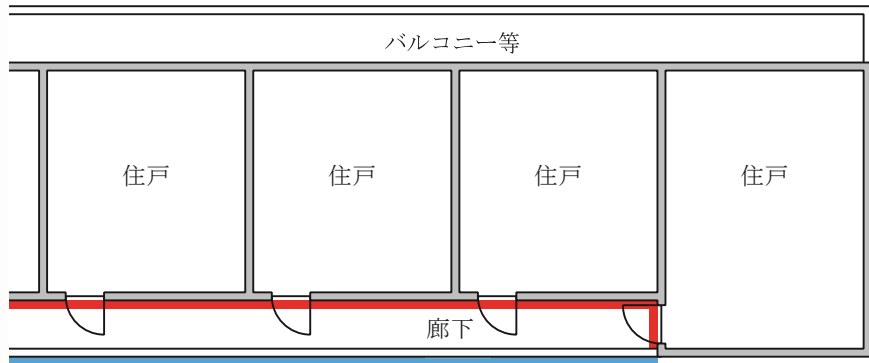
(例5)



(例6)

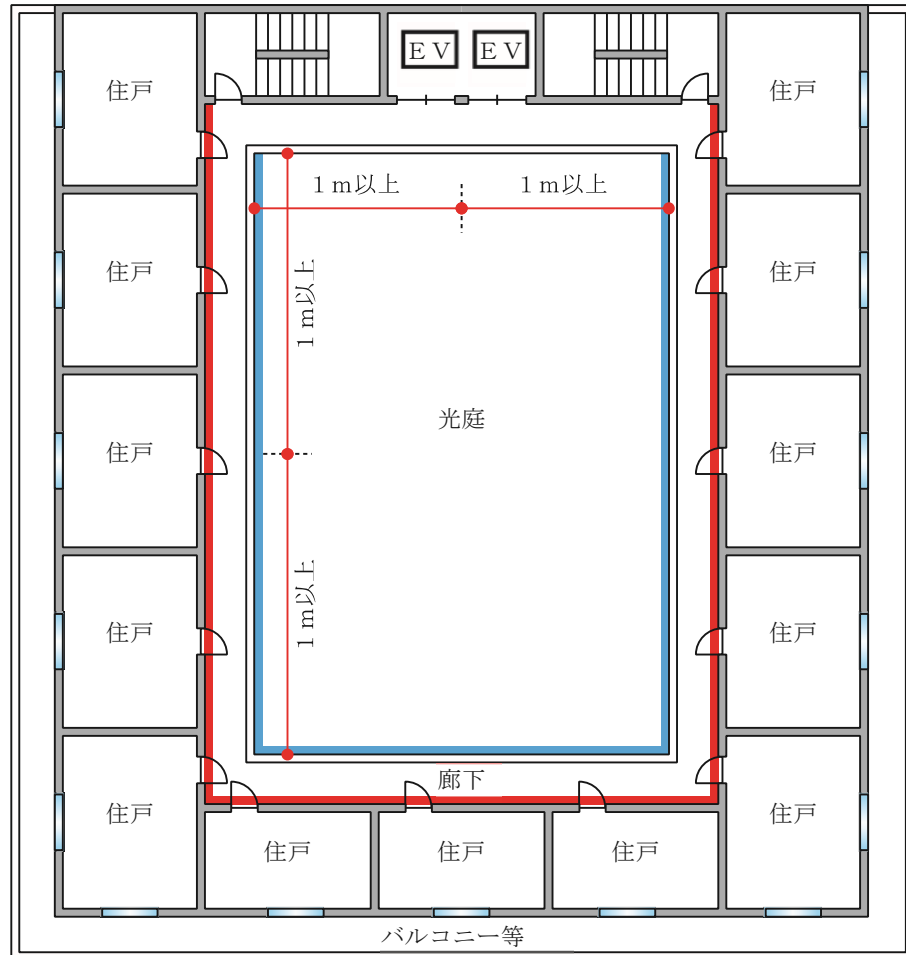


(例7)



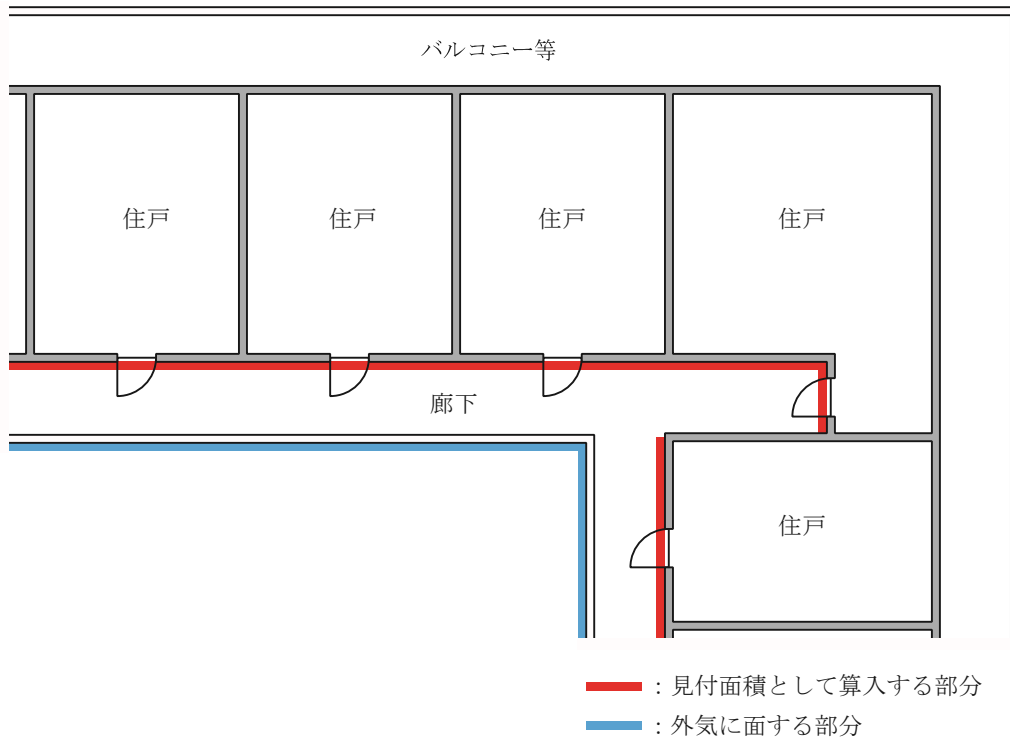
— : 見付面積として算入する部分
 — : 外気に面する部分

(例8)

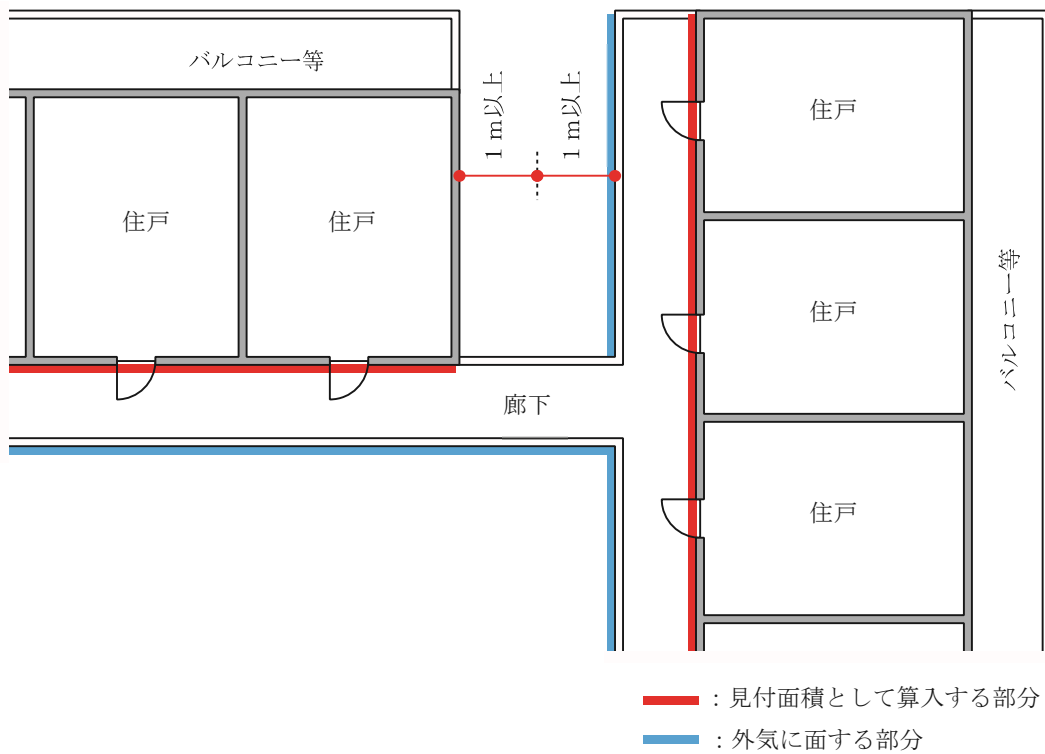


— : 見付面積として算入する部分
 — : 外気に面する部分

(例9)



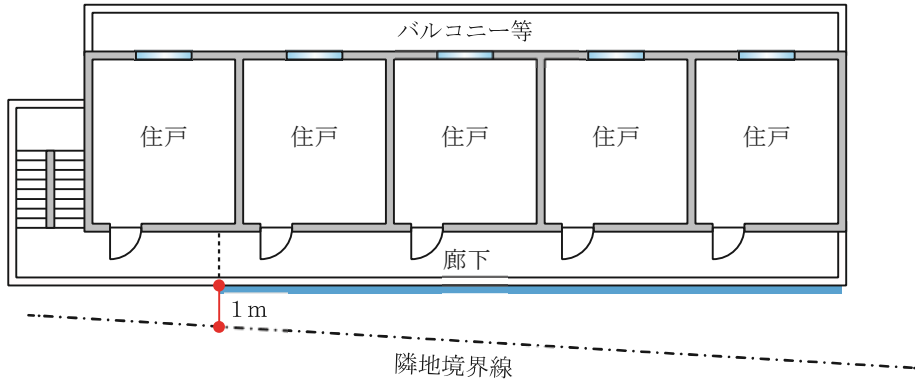
(例10)



第5-19図

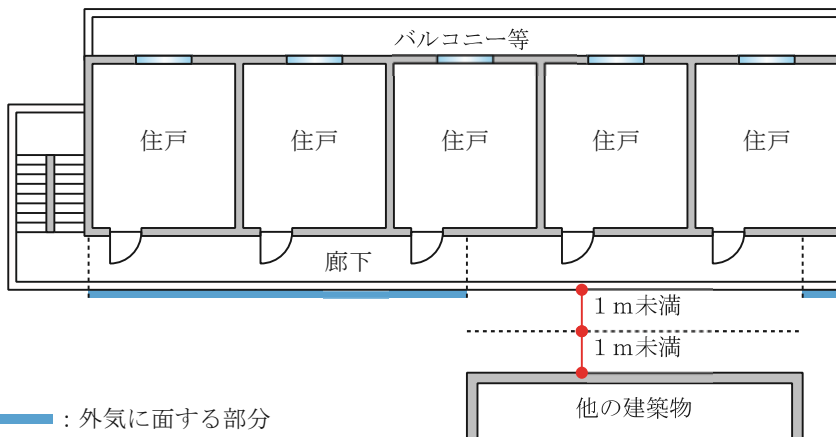
(イ) 隣地境界線及び他の建築物等との距離による開放型廊下の外気に面する部分の判断は、第5-20図に示す例によること。

(例1)



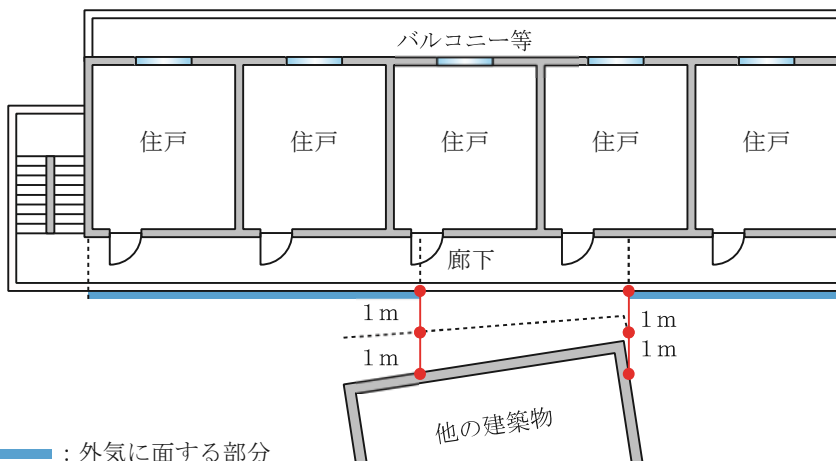
— : 外気に面する部分

(例2)



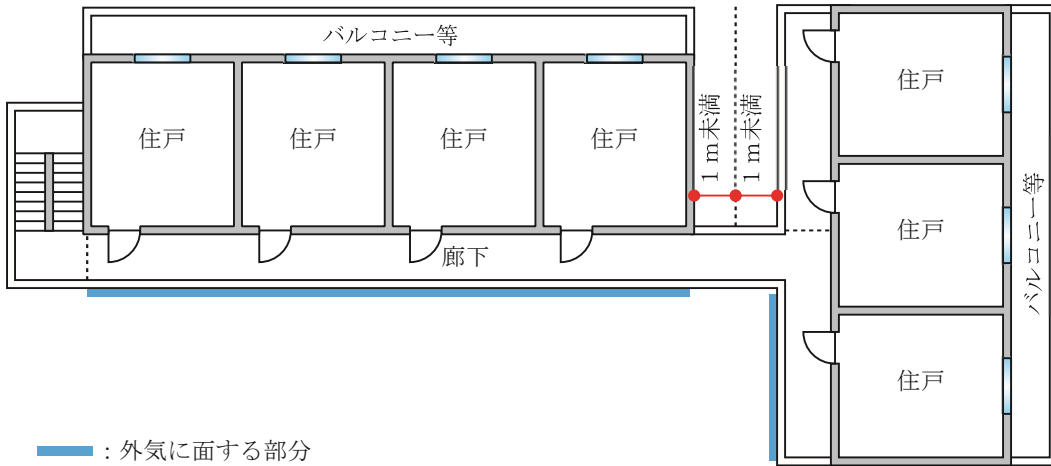
— : 外気に面する部分

(例3)

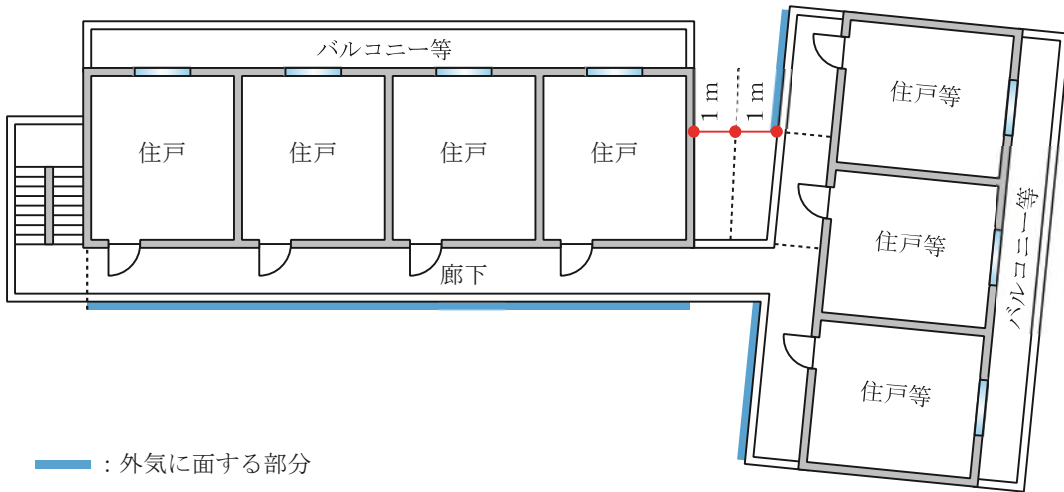


— : 外気に面する部分

(例4)

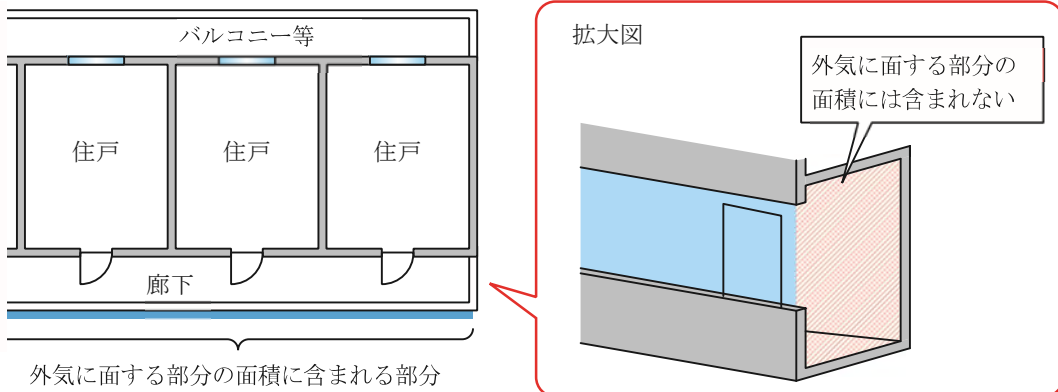


(例5)



第5-20図

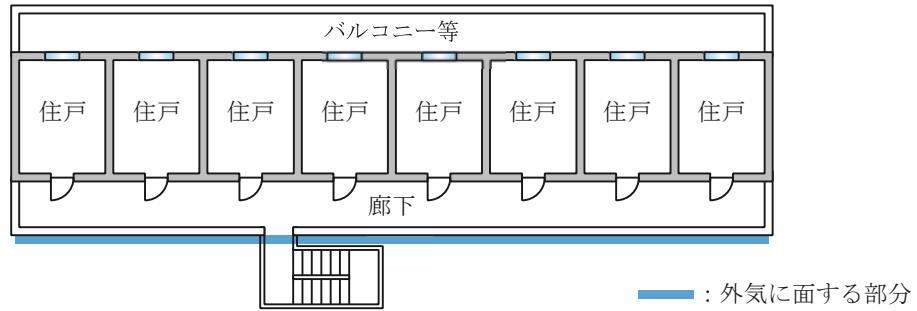
(イ) 構造類型告示第4第2号(4)イ(i) aに規定する「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。(第5-21図参照)



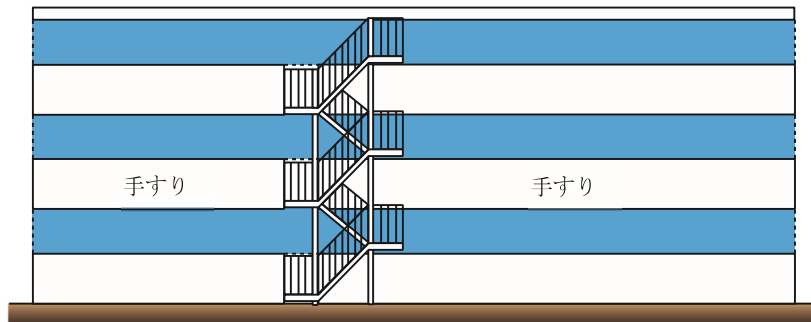
第5-21図

- (h) 廊下に面して開放型階段（廊下と階段の踊り場に高さが30cmを超える垂れ壁等が存しないものに限る。）を設けた場合、外気に面する部分の面積の取り扱いは、第5-22図に示す例により判断し、検証すること（開放型階段が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以上離れている場合に限る。）。

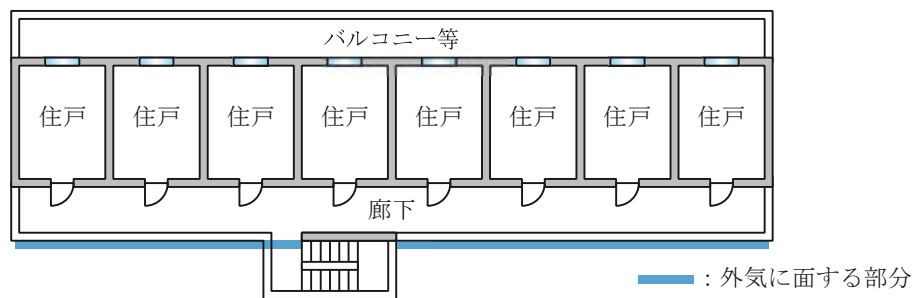
(例1) 平面図



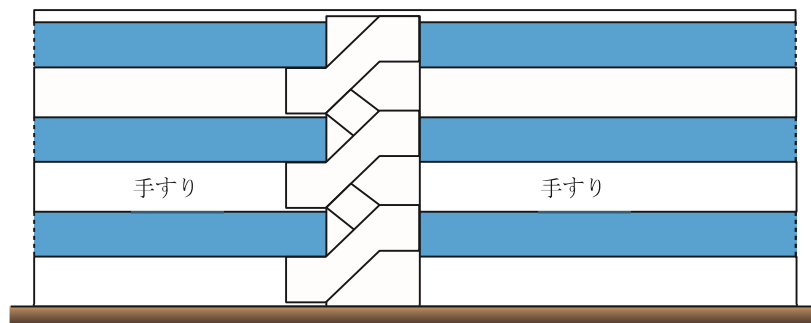
立面図



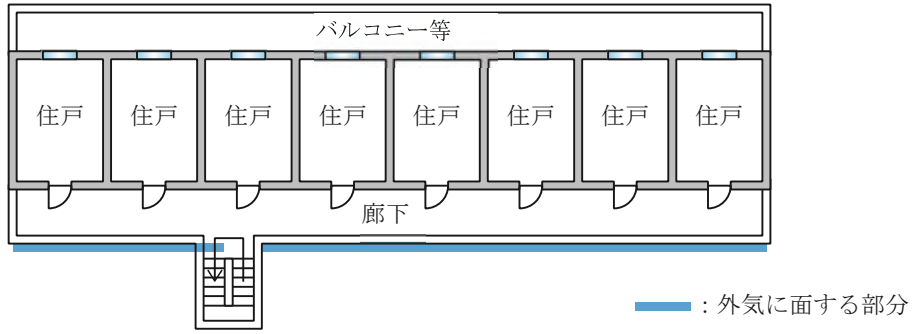
(例2) 平面図



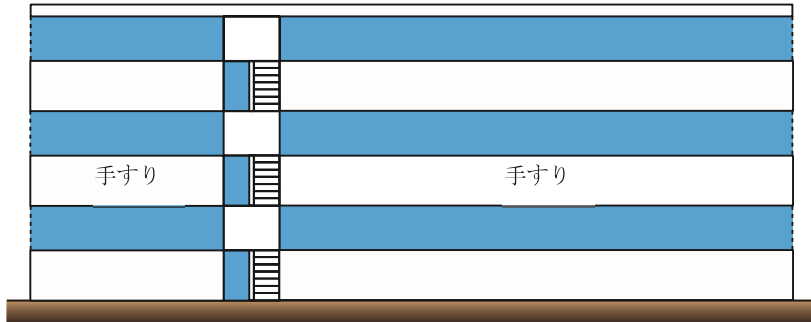
立面図



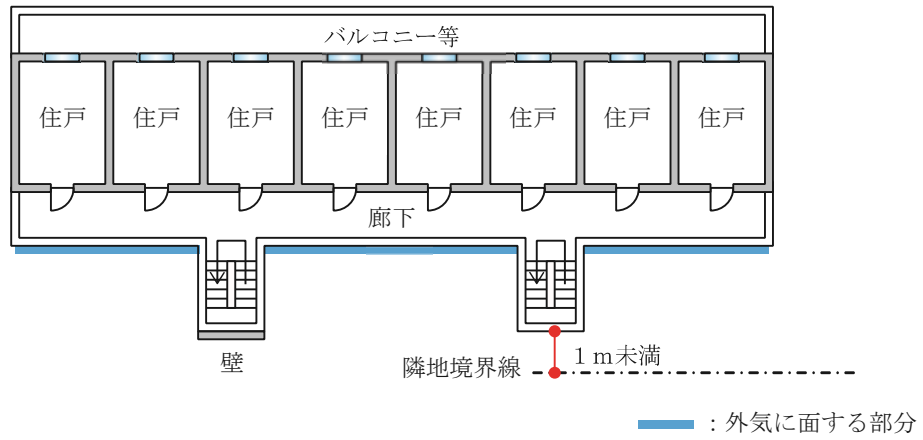
(例3) 平面図



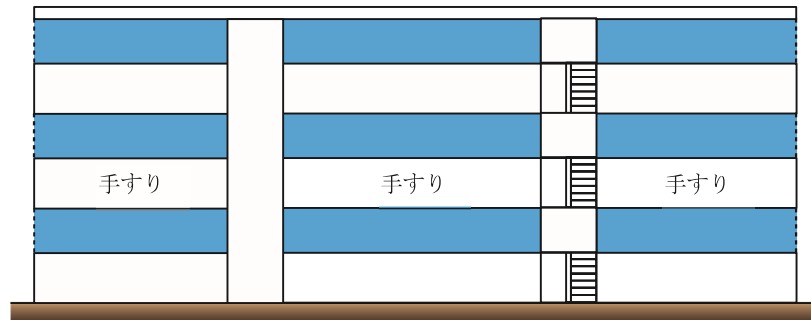
立面図



(例4) 平面図

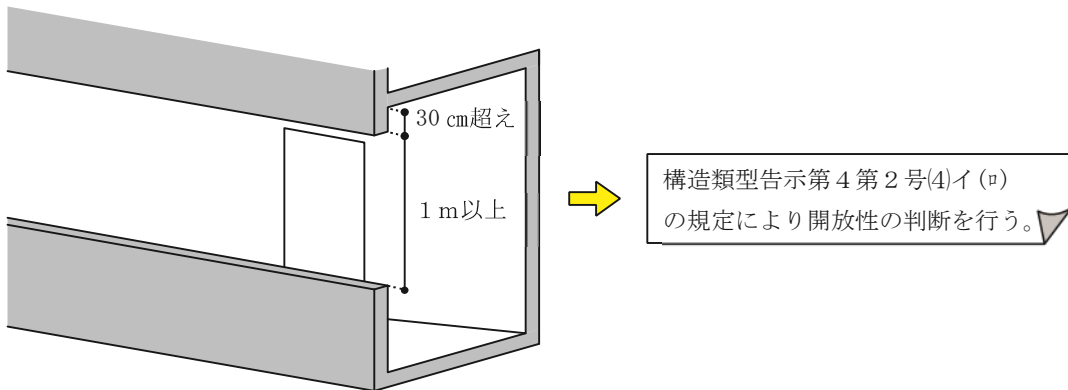


立面図

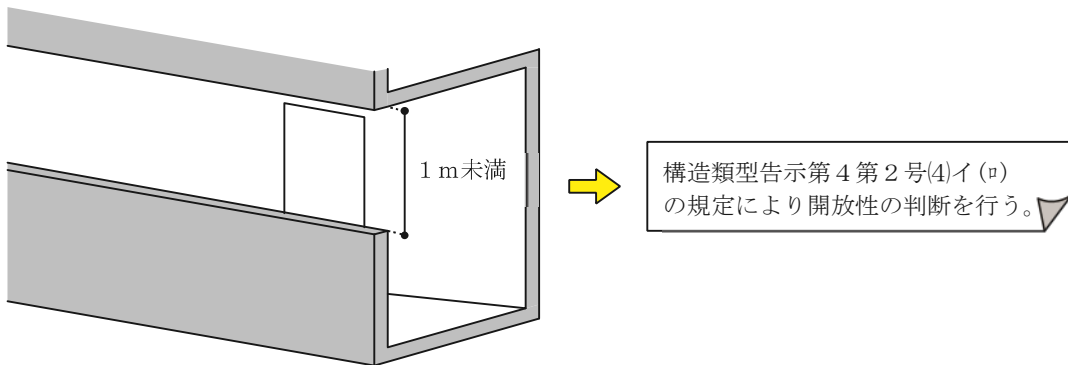


(イ) 構造類型告示第4第2号(4)イ(i) bからdまでの規定により、「垂れ壁等は、当該垂れ壁の下端から天井までの高さを30 cm以下」、「手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1 m以上」又は「外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を2 m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1 m以上」とすることとされているが、当該規定に適合しない廊下については、構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)の規定により開放性の判断を行うこと。(第5-23図参照)

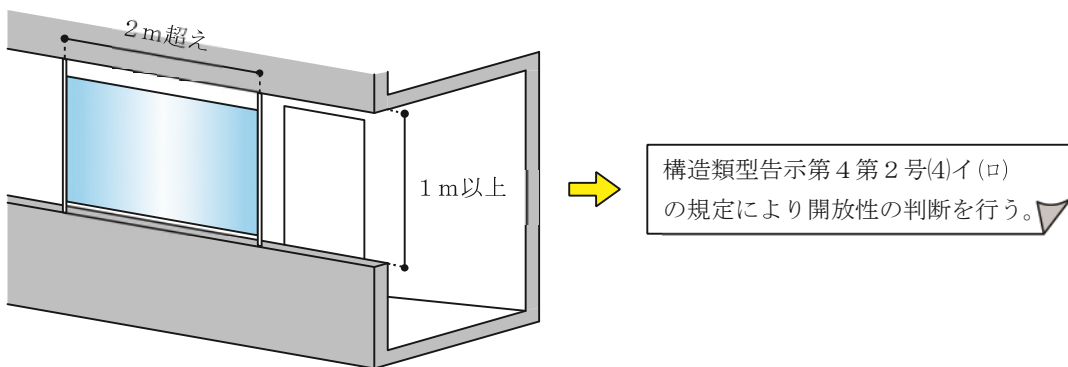
(垂れ壁の下端から天井までの高さが30 cmを超える場合)



(手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さが1 m未満の場合)



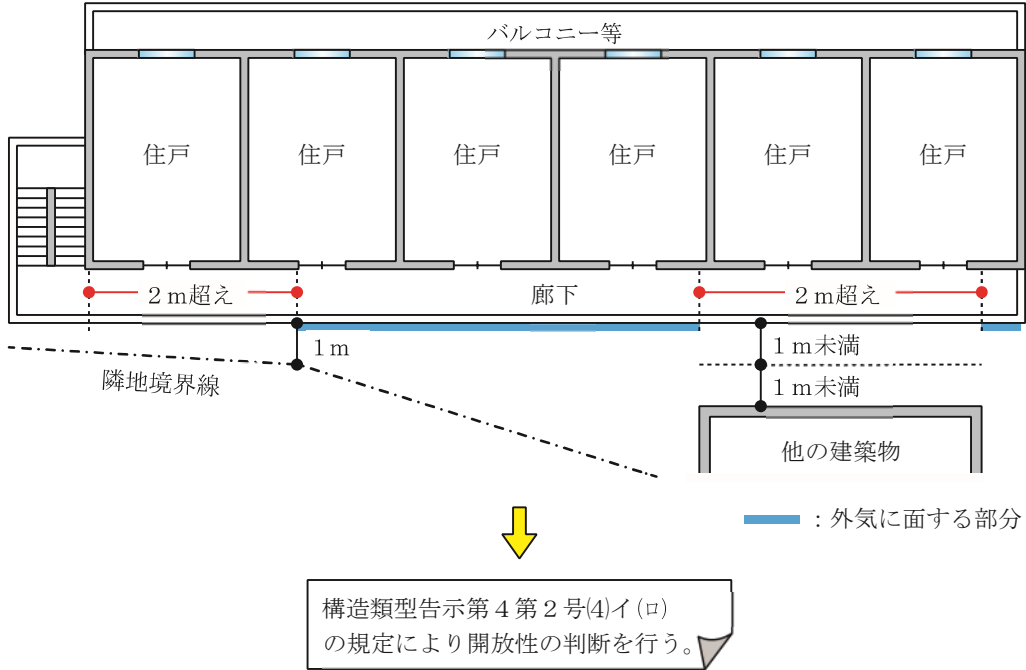
(防風スクリーンの幅が2 mを超える場合)



第5-23図

(f) 廊下に隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の部分がある場合は、「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなし、外気に面する部分の面積として算入することができないこと。

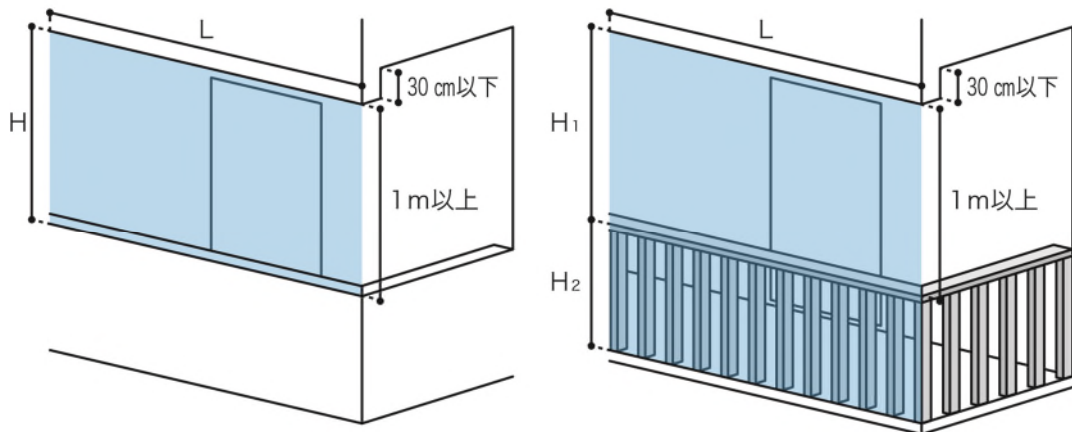
この場合、「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなした部分の幅が2mを超える場合は、構造類型告示第4第2号(4)イロの規定により開放性の判断を行うこと。(第5-24図参照)



第5-24図

(g) 構造類型告示第4第2号(4)イ(i) aに規定する「外気に面する部分の面積」には、手すり等の部分が、さく、金網等である場合、当該部分の有効開口率を乗じて得た値を、外気に面する部分の面積に含めることができるものであること。(第5-25図参照)

(手すり等がさく、金網等の場合)



外気に面する部分 = $L \times H$

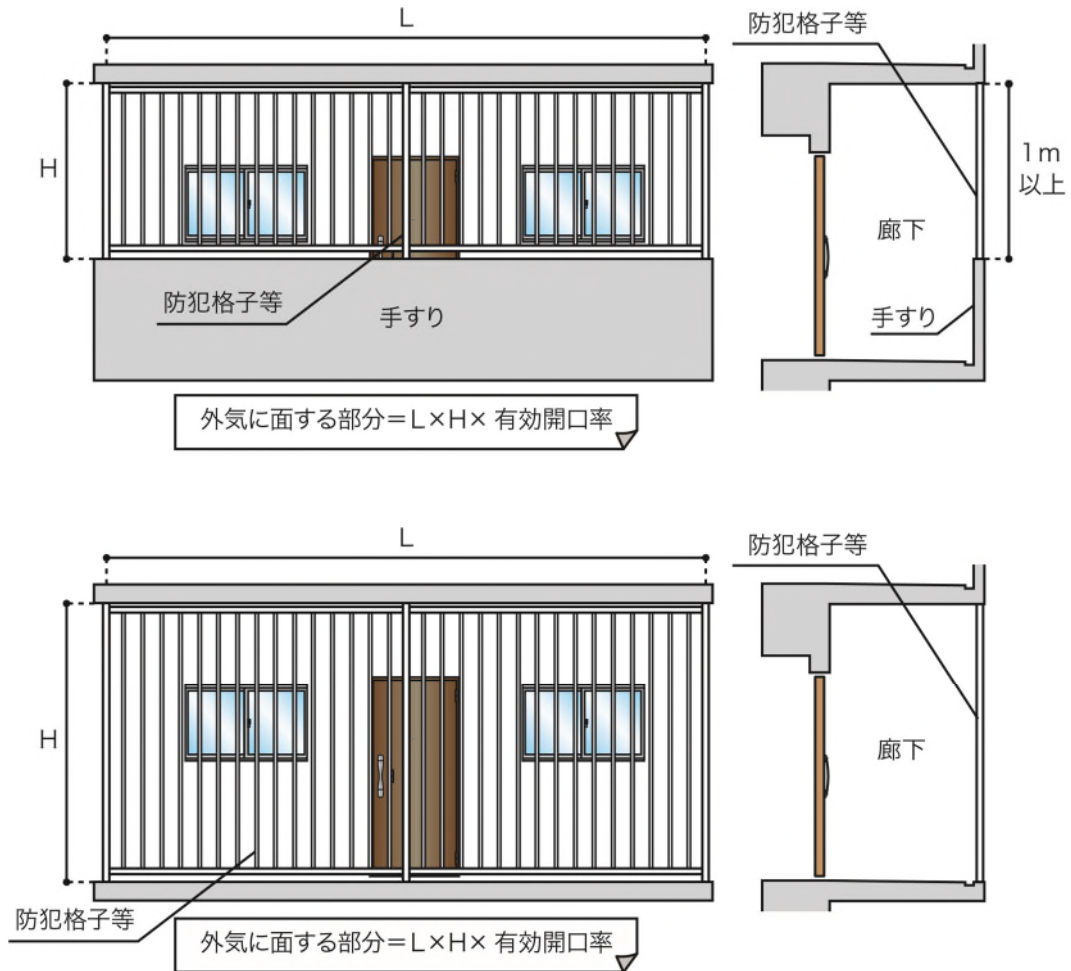
外気に面する部分 = $L \times H_1 + L \times H_2 \times \text{有効開口率}$

第5-25図

(d) 手すり等の上端に防犯のために設けられるパイプ等の簡易なもので適当な隙間を設けた格子状のもの（以下この項において「防犯格子等」という。）については、手すり等の上端から垂れ壁等までの高さが1 m以上である場合又は廊下の床面から設ける場合に限り、設置することができる。

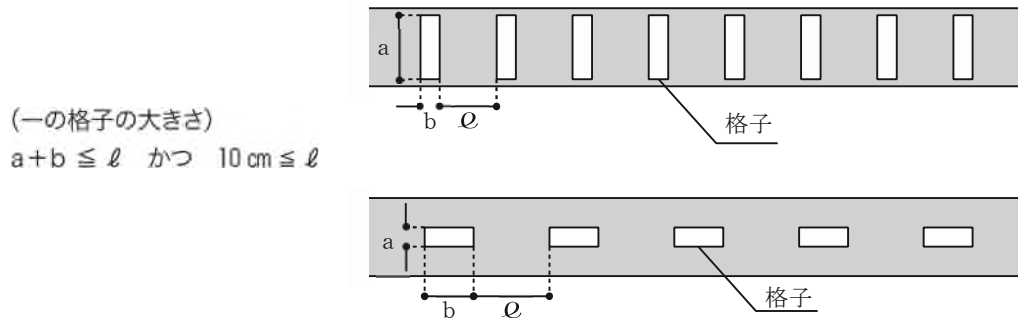
この場合の外気に面する部分の面積は、当該防犯格子等の有効開口率を乗じて得た値とすること。（第5-25図参照）

また、格子の形状及び格子間の間隔は、第5-26図によること（イ(㊦)において同じ。）。



第5-25図

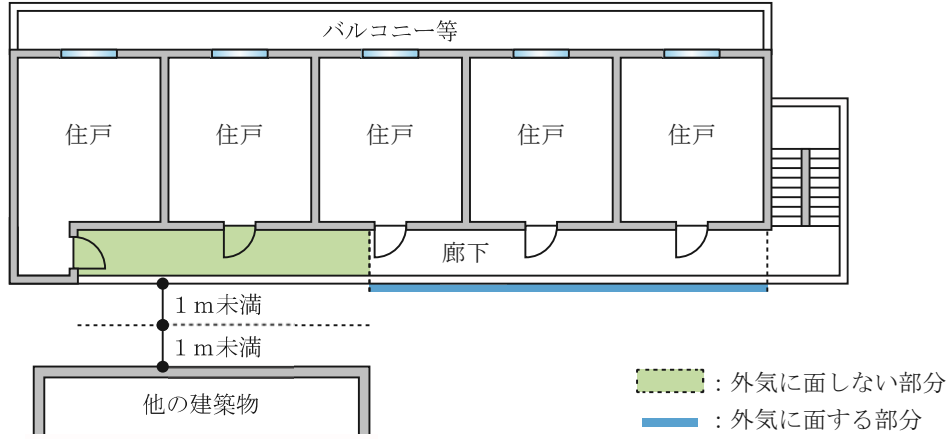
(格子の形状及び格子間の間隔)



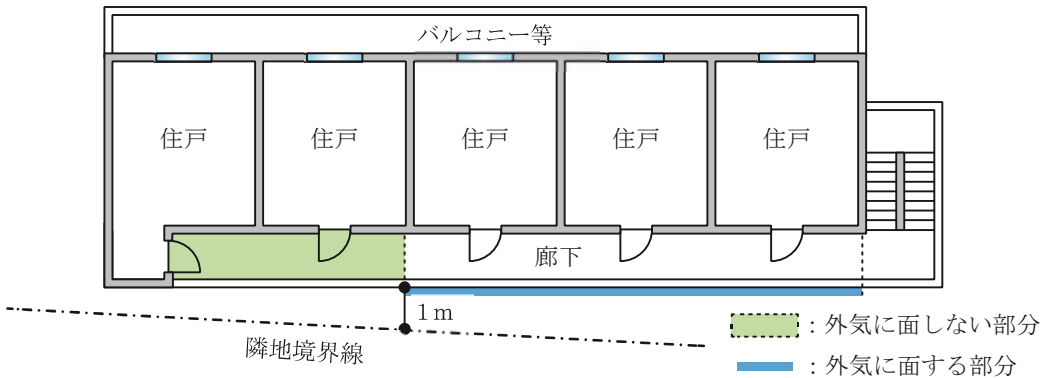
第5-26図

(※) 廊下の一部に構造類型告示第4第2号(4)ロに規定する「外気に面しない部分」が存在する場合は、構造類型告示第4第2号(4)イ(イ) dに規定する「風雨等を遮るために壁等を設ける場合」に準じて取り扱うこと。(第5-27図参照)

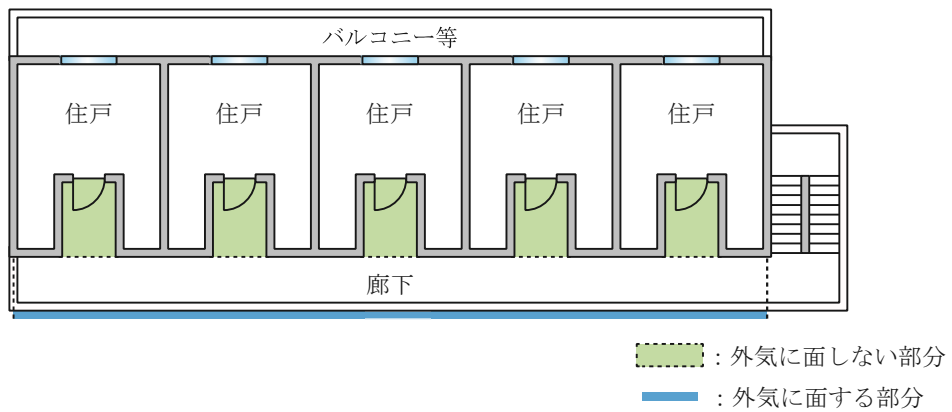
(例1)



(例2)



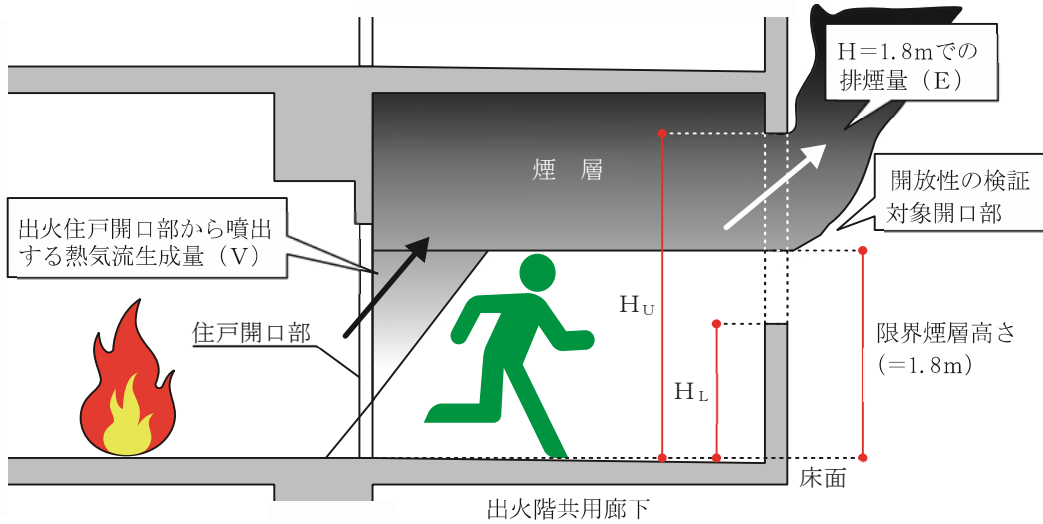
(例3)



第5-27図

イ 廊下に対する煙の降下状況の判断基準（構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)関係）

構造類型告示第4第4号(4)イ(ロ)に規定する住戸等から噴出する煙により、すべての階の廊下において、煙が床面からの高さ1.8mまで降下しないことの判断基準は、次によること。（第5-28図参照）



第5-28図

(7) 煙が床面からの高さ1.8mまで降下を確認する方法は、次のaからfまでの手順によること。

- a 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を次の式により求めること。

$$Q = 400A \sqrt{H}$$

A : 住戸等の開口部面積

Q : 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位 kW）

H : 火災住戸等の一の開口部の高さ（単位 m）

（注）火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。

- b 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_P = 0.52A \sqrt{H}$$

m_P : 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位 kg/s）

- c 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$P_c = \frac{353}{\left[293 + \frac{Q}{m_P + 0.1A_c} \right]}$$

- P_c : 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度 (単位 kg/m^3)
- A_c : 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さ (床面からの高さ 1.8mをいう。) まで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下の水平投影面積 (単位 m^2)

d 廊下における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{P_c}$$

V : 廊下における熱気流の発生量 (単位 m^3/min)

e 廊下における排煙量を次式により求めること。

$$E = ma \times \left[19L(H_u - 1.8)^{\frac{3}{2}} \frac{53.7L(H_u - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left[\frac{H_u - 1.8}{1.8 - H_L} \right]^2}} \right]$$

E : 廊下における排煙量 (単位 m^3/min)

L : 廊下の有効開口部の長さ (単位 m)

H_u : 床面からの廊下の有効開口部の上端の高さ (単位 m)

H_L : 床面からの廊下の有効開口部の下端 (床面から 1.8m未満の高さにあるものに限る。) の高さ (単位 m)

f dで求めた廊下における熱気流の発生量がeで求めた廊下における排煙量以下であることを確かめること。

- (i) 前(f)の計算は、平成19年1月30日事務連絡「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)等の運用に係る計算プログラムの消防庁ホームページへの掲載について」において示す計算プログラムにより実施し、関係図書を添えて建築確認申請書に添付すること ((7)イに示す階段室等に対する煙の降下状況の計算をする場合において同じ。)

(計算プログラムの掲載場所)

総務省消防庁 ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

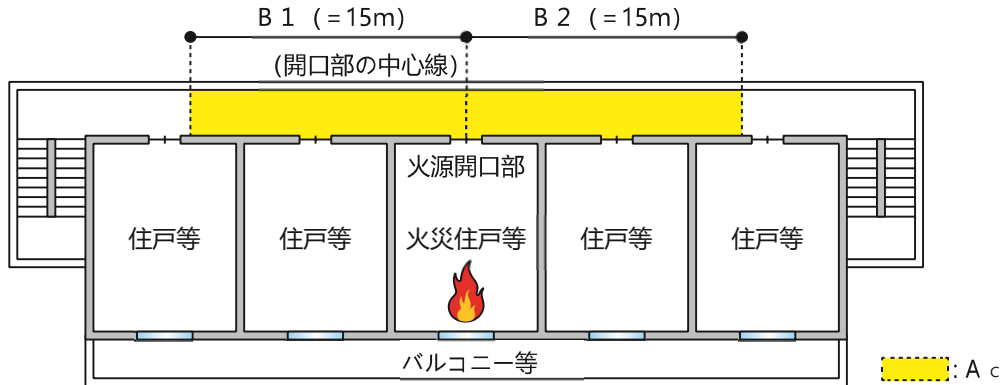
ホーム>消防防災関係者の方へ>所管法令・省令・規則検索・告示・通知・通達一覧>通知・通達 平成19年一覧>平成19年1月の通知について (平成19年1月4日)

- (ii) 開放型廊下の判定は、前(f)に示す手順により行われるが、火災の発生するおそれがあるすべての住戸等について煙の降下状況を確認する必要があること。

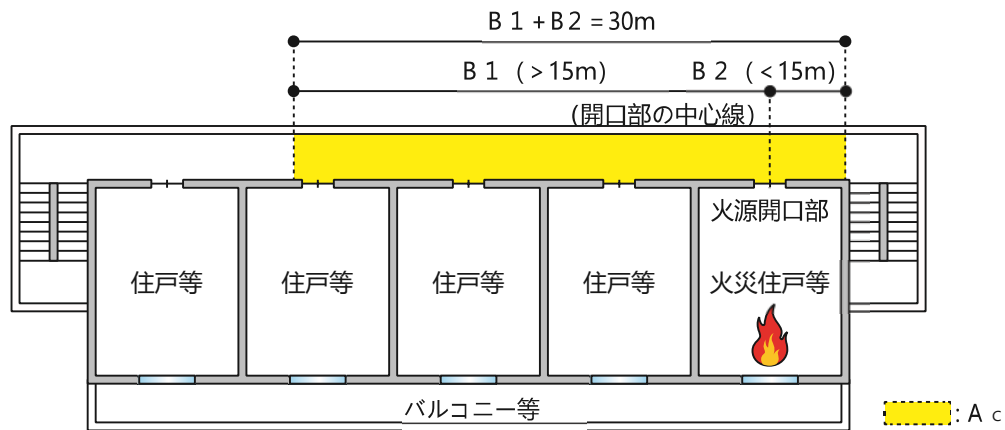
ただし、開放型廊下の形態等から、防火上最も危険な住戸等 (廊下の有効開口部の長さが最も短くなる住戸等など) が特定でき、当該住戸等について前(f)に示す手順により、煙が床面からの高さ 1.8mまで降下しないことを確認できる場合は、一の階について一の住戸等とすることができる。

(イ) (7) c の A_c (煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下の水平投影面積) は、廊下に向する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部 (以下このイにおいて「火源開口部」という。) の両側に最大で 30m 以内の廊下の水平投影面積をいい、第 5-29 図の例によること (例 6、例 9 及び例 10 に示すように廊下が T 字で 2 つに分岐される場合は、いずれか一方のうち廊下の有効開口部の長さが大きい部分を選択すること。)

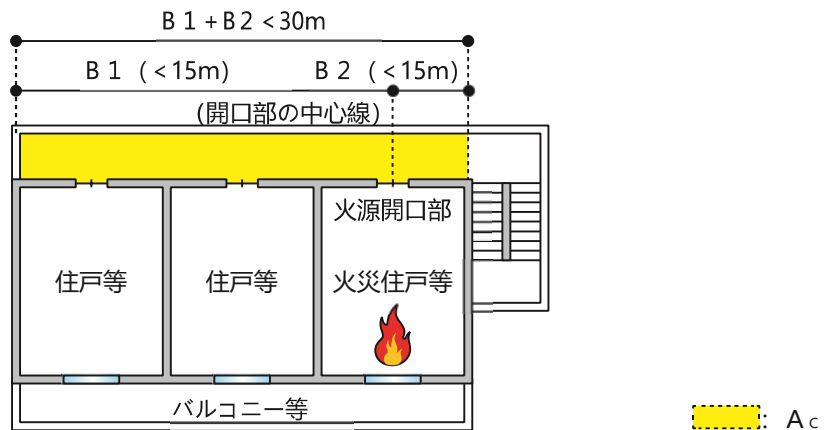
(例 1)



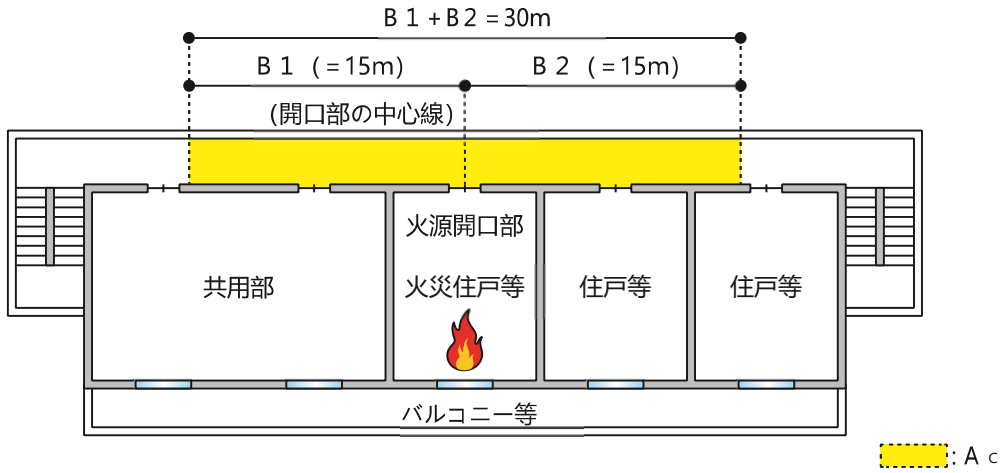
(例 2)



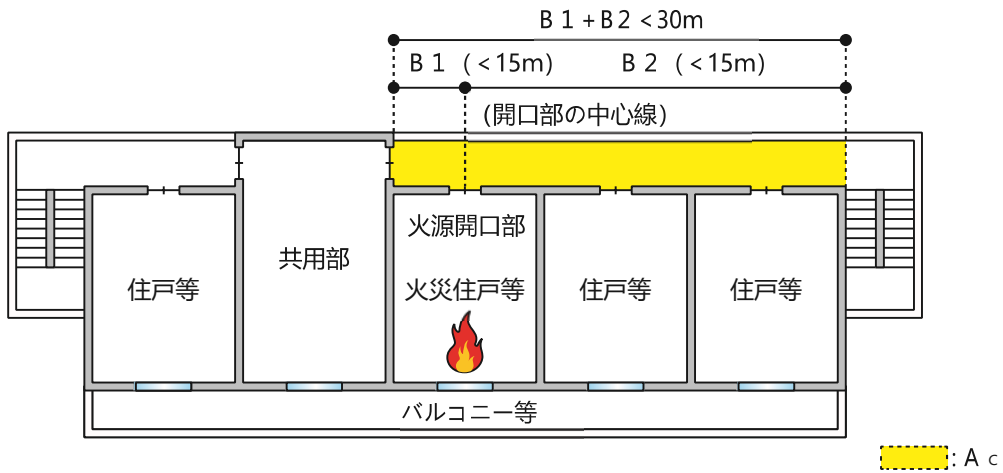
(例 3)



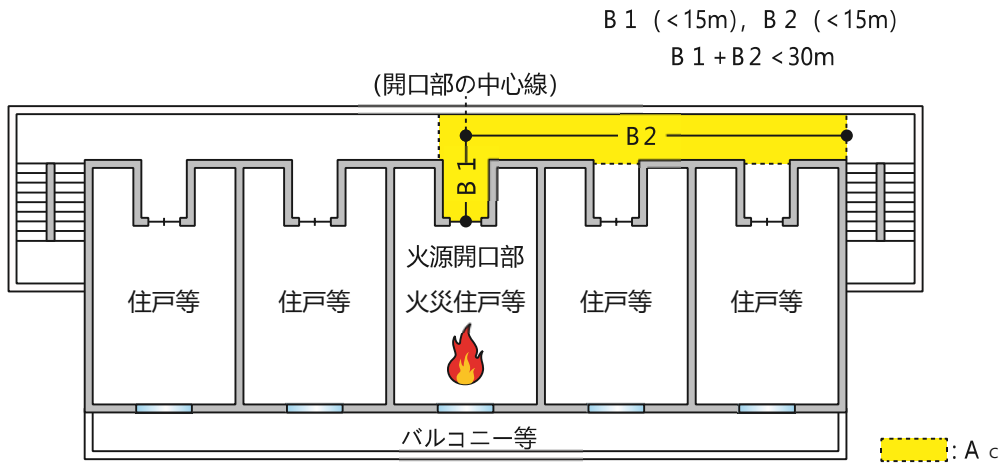
(例4)



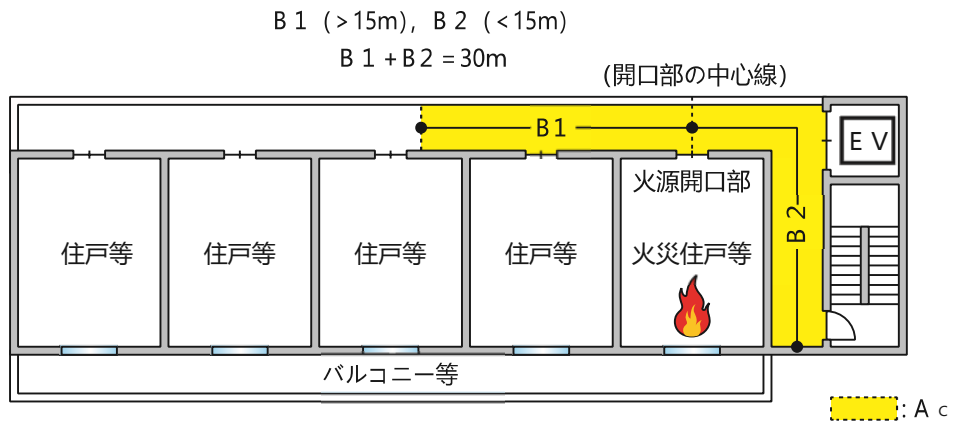
(例5)



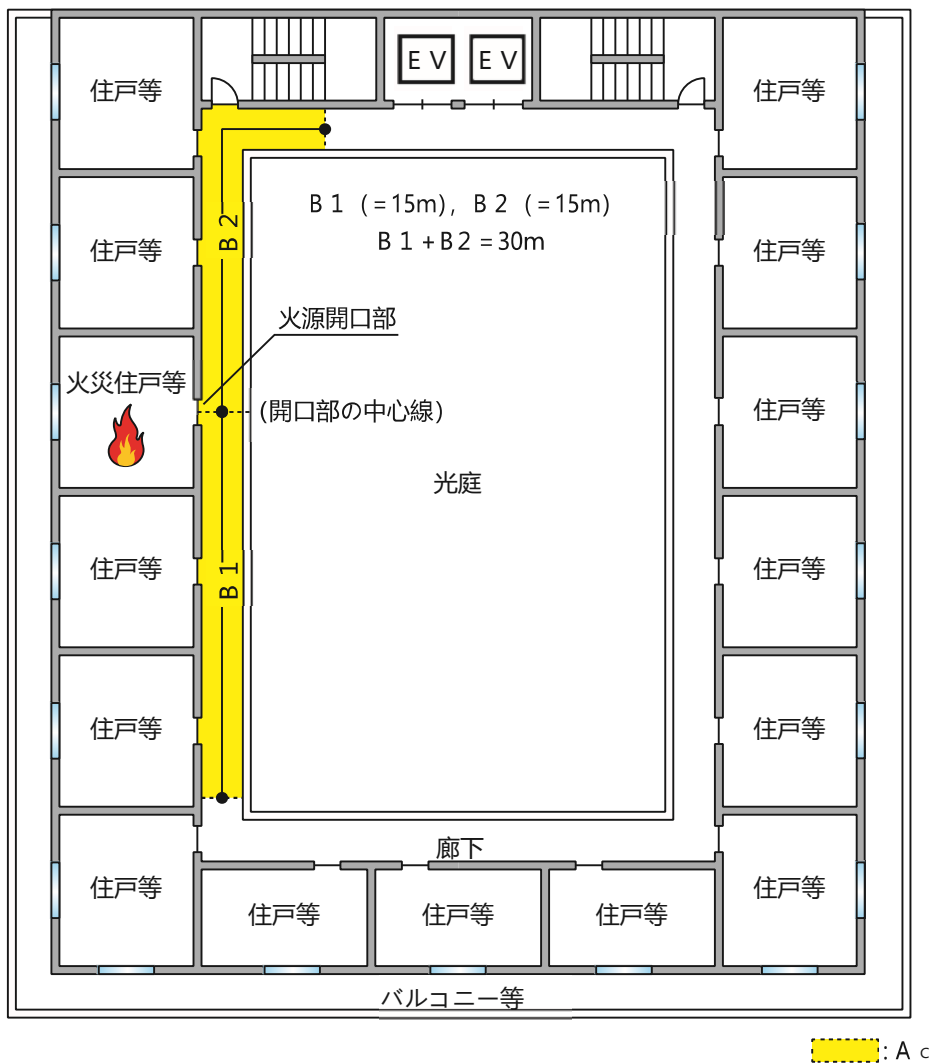
(例6)



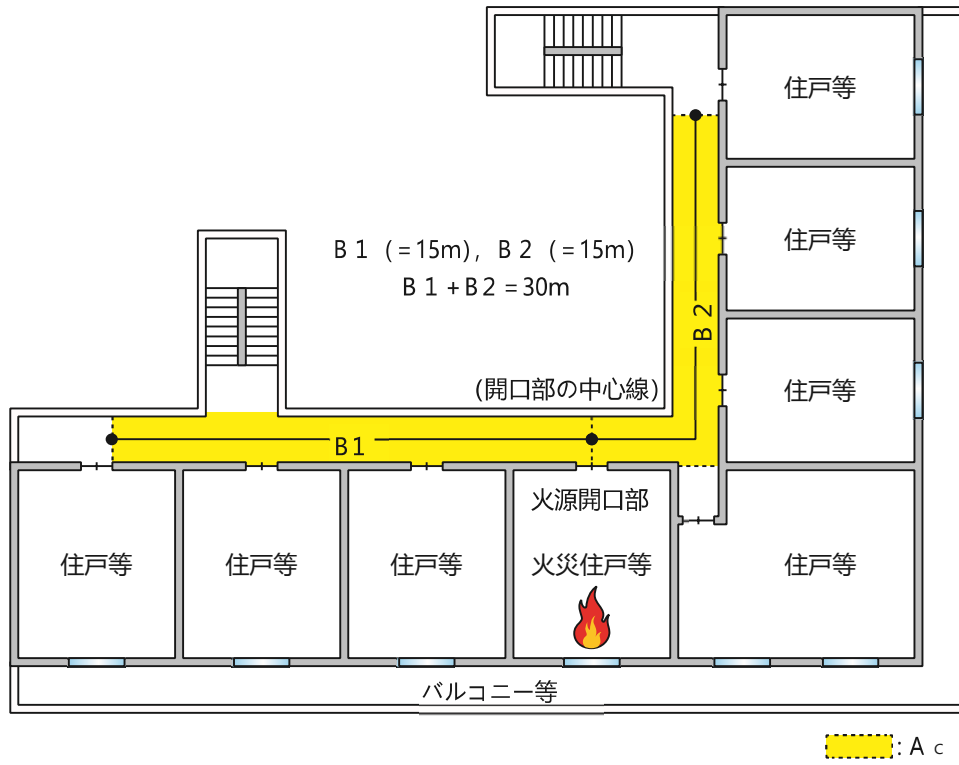
(例7)



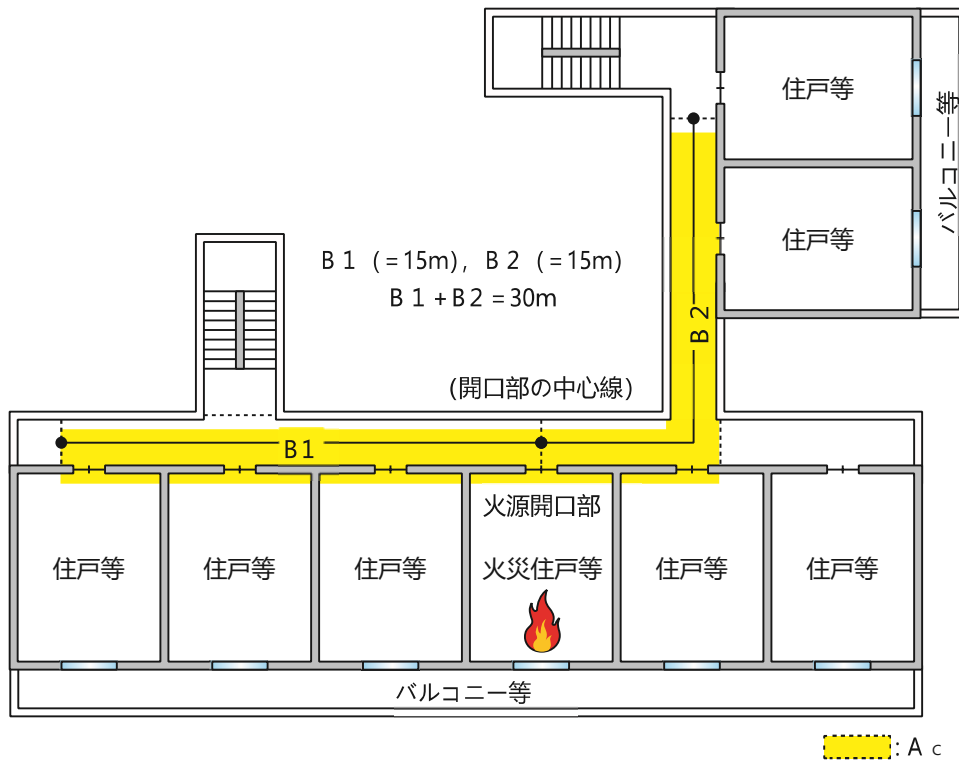
(例8)



(例9)

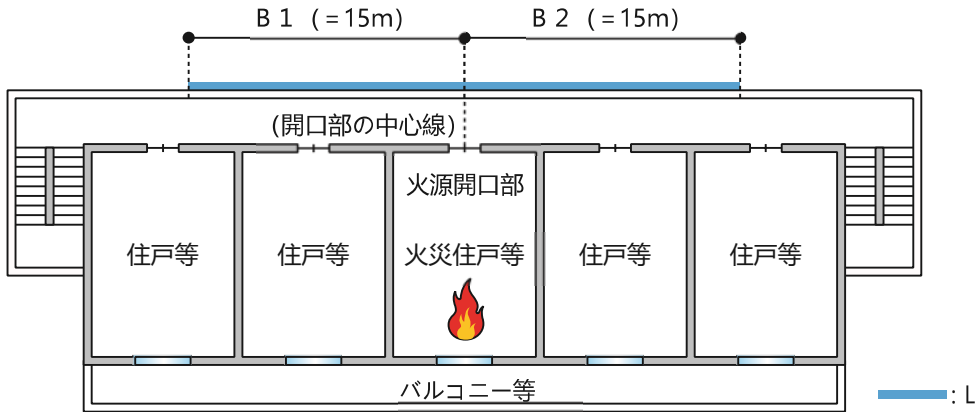


(例10)

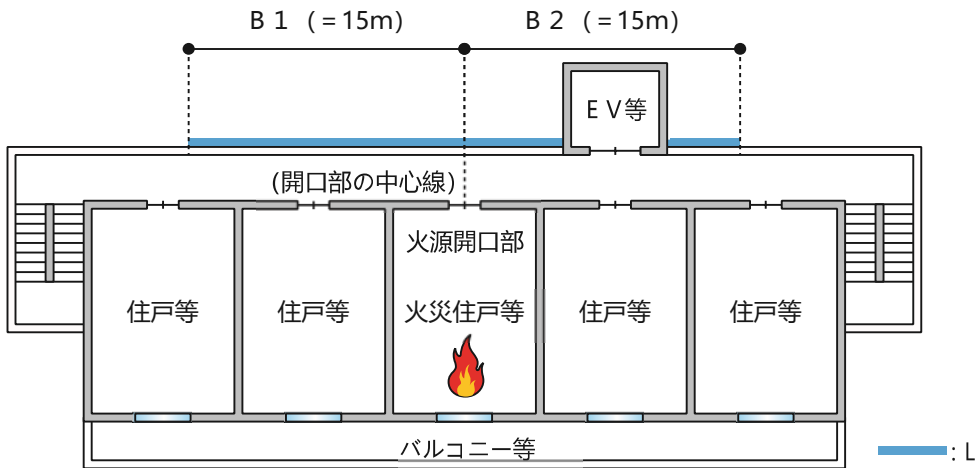


(イ) (7) e の L (廊下の有効開口部の長さ) は、火源開口部が面する廊下の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で 30m 以内の部分のことをいい、第 5-30 図の例によること。

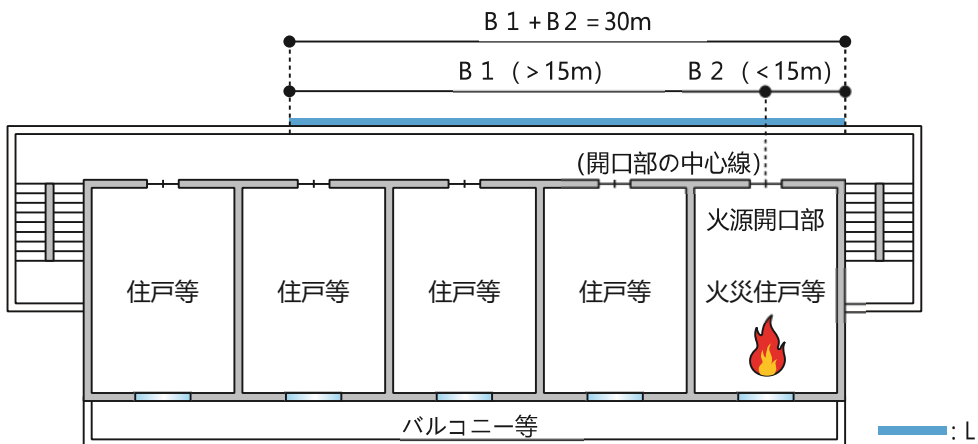
(例 1)



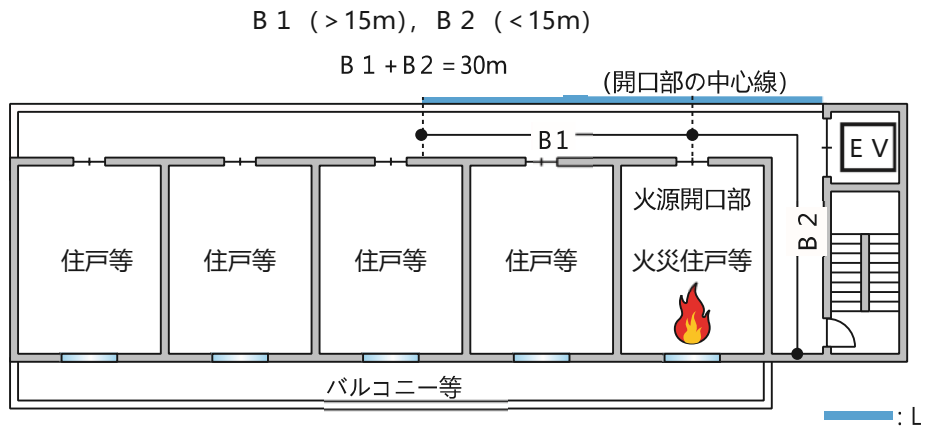
(例 2) 火源開口部の両側 30m 以内の部分に外気の流通を妨げる部分が存する場合



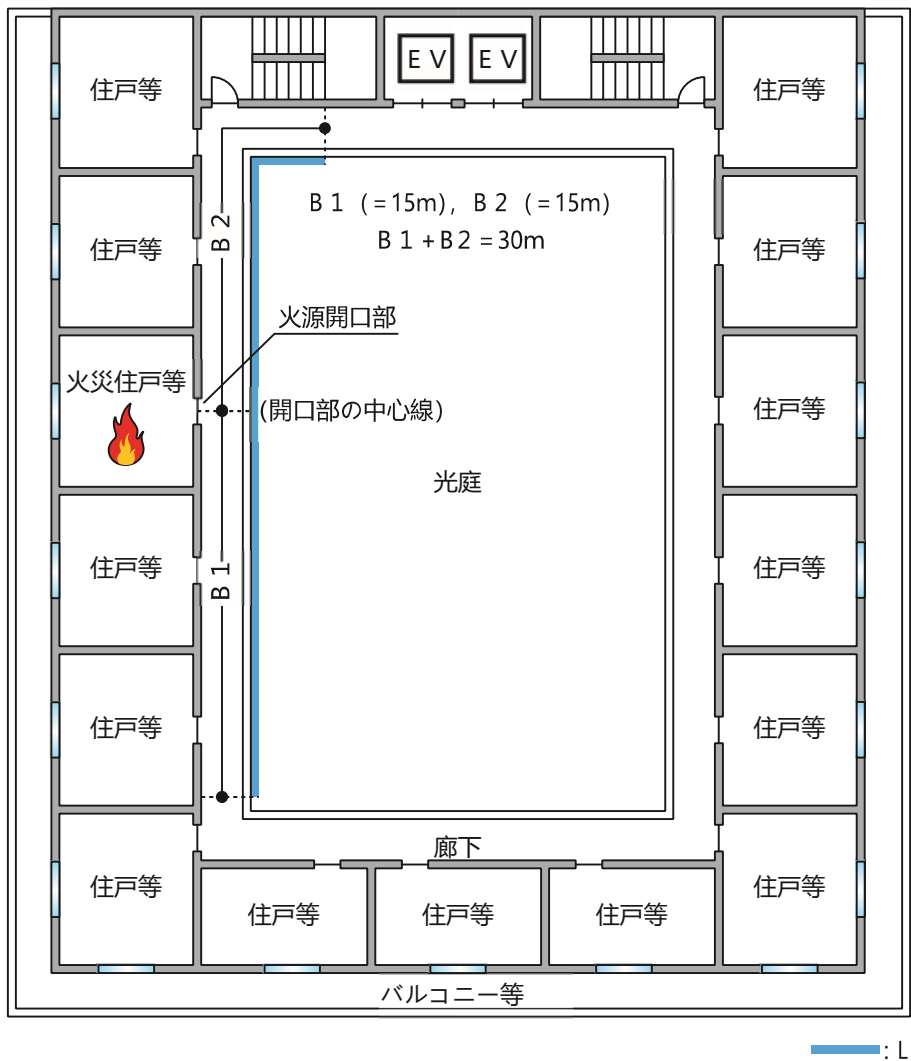
(例 3)



(例4) 火源開口部の両側 30m以内の部分に外気の流通を妨げる部分が存する場合

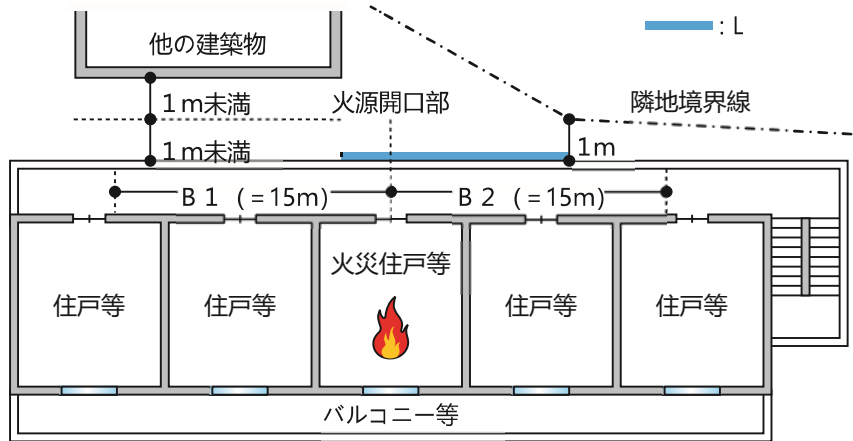


(例5)

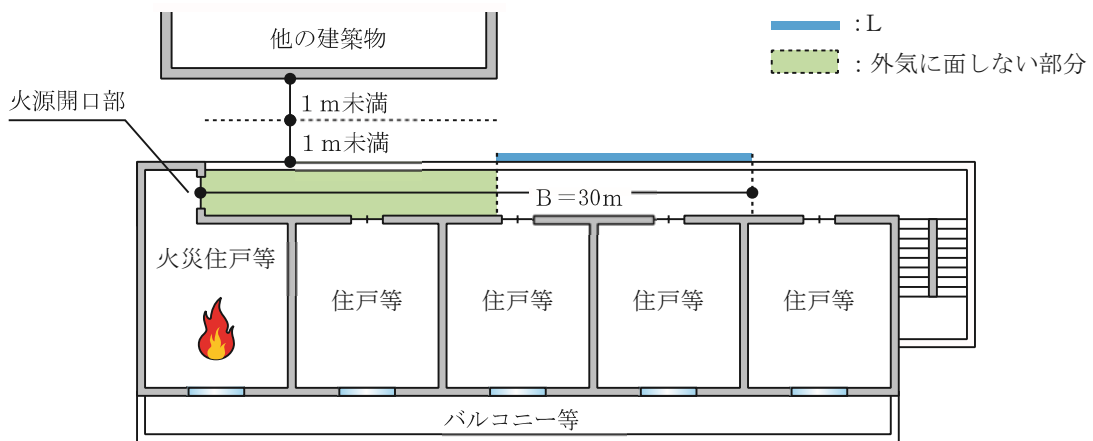


(h) 廊下に隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の部分がある場合又は廊下の一部に構造類型告示第4第2号(4)に規定する「外気に面しない部分」がある場合は、(7) e の L (廊下の有効開口部の長さ) として、算入することができないこと。(第5-31図参照)

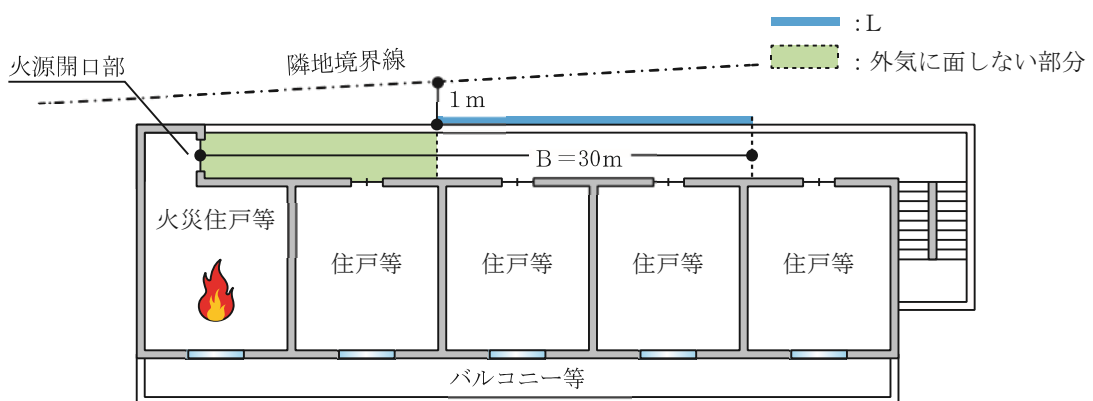
(例1)



(例2)

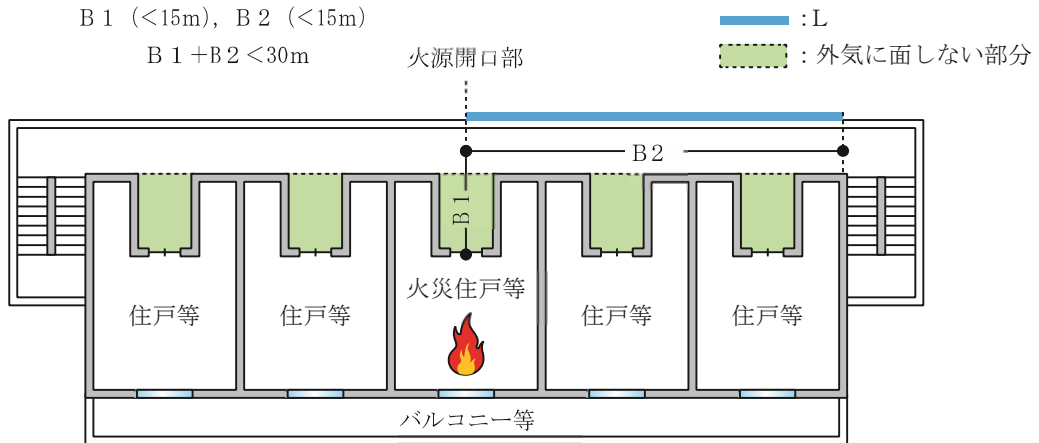


(例3)



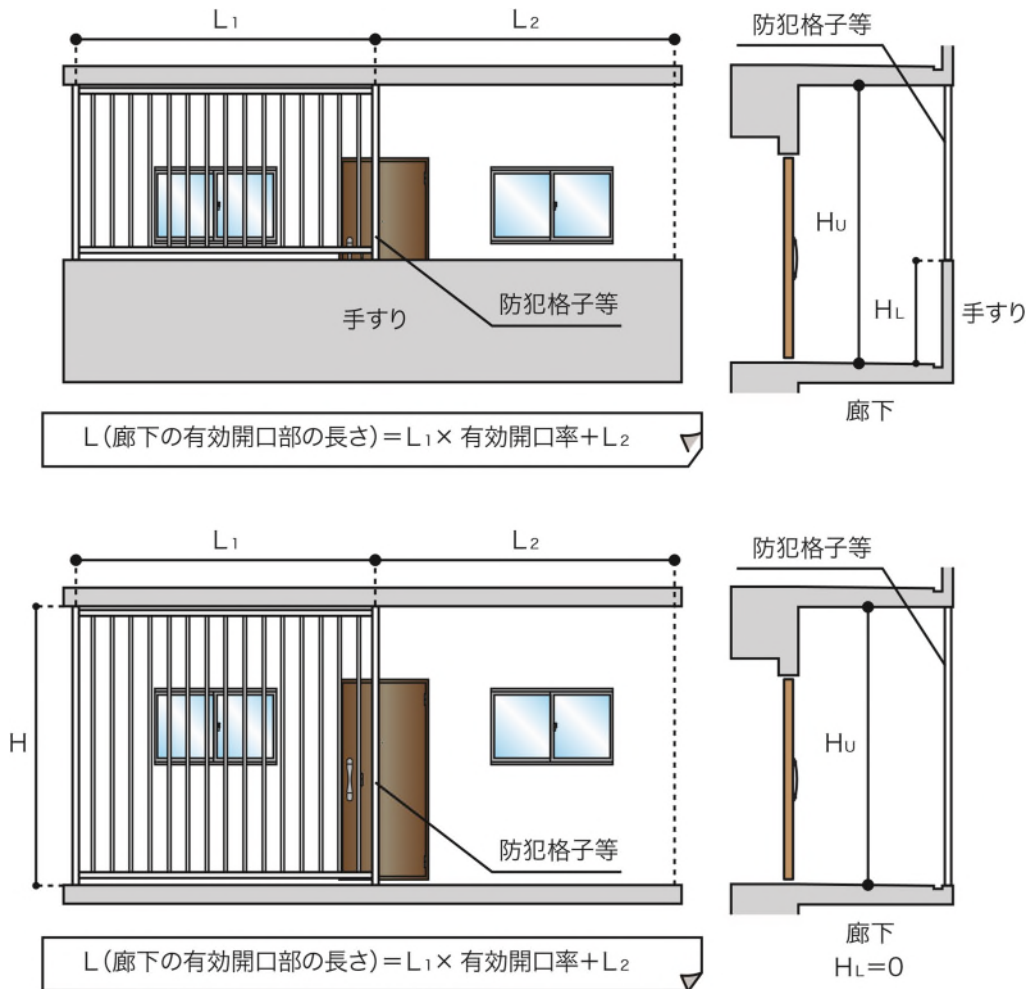
(例4)

B1 (<15m), B2 (<15m)
B1 + B2 < 30m



第5-31図

(イ) 手すり等の上端又は廊下の床面から上端に防犯格子等を設置する場合は、廊下の有効開口部の長さ、当該防犯格子等の有効開口率を乗じて得られた値を(イ) e の L (廊下の有効開口部の長さ) として用いること。(第5-32図参照)

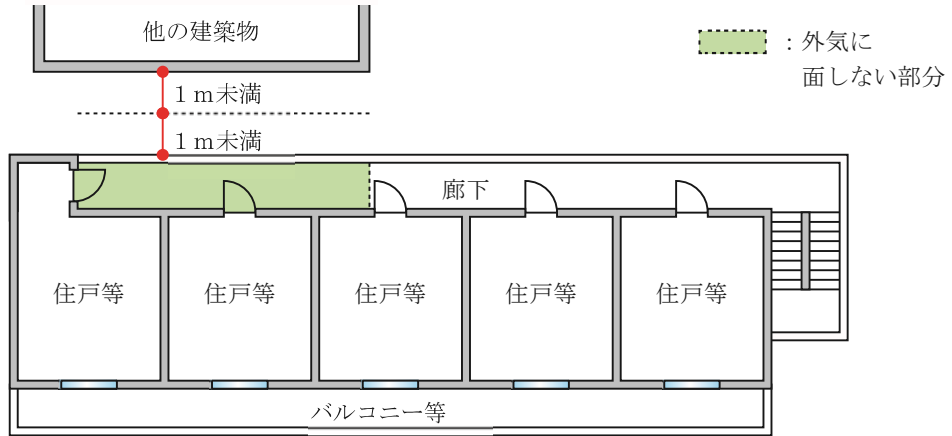


第5-32図

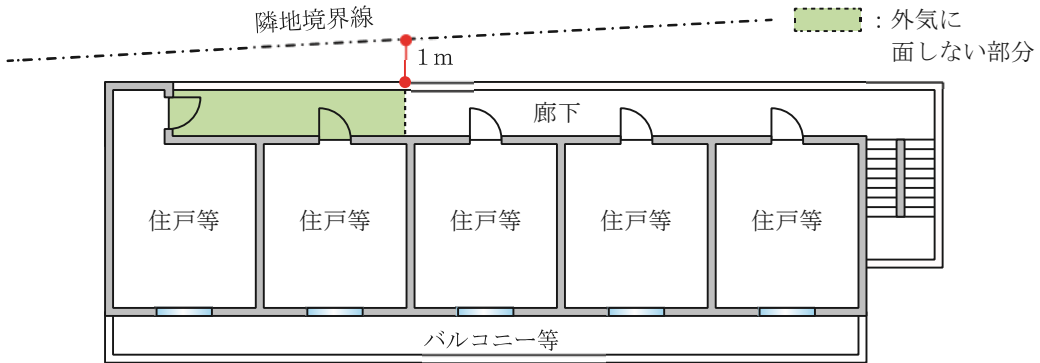
ウ 外気に面しない部分（構造類型告示第4第2号(4)ロ関係）

(7) 構造類型告示第4第2号(4)ロに規定する「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以下の位置で、周囲の3面が壁又は扉等により囲まれている部分が存するものをいう。（第5-33図参照）

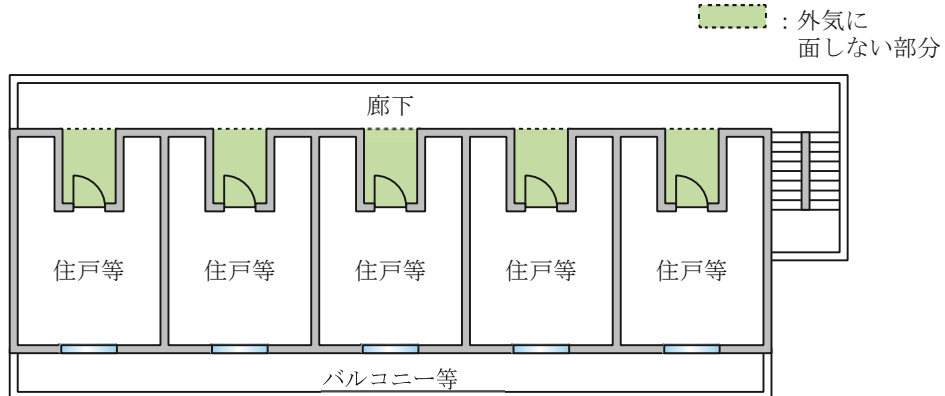
(例1) 他の建築物等の外壁との距離の例



(例2) 隣地境界線等と外壁との距離の例

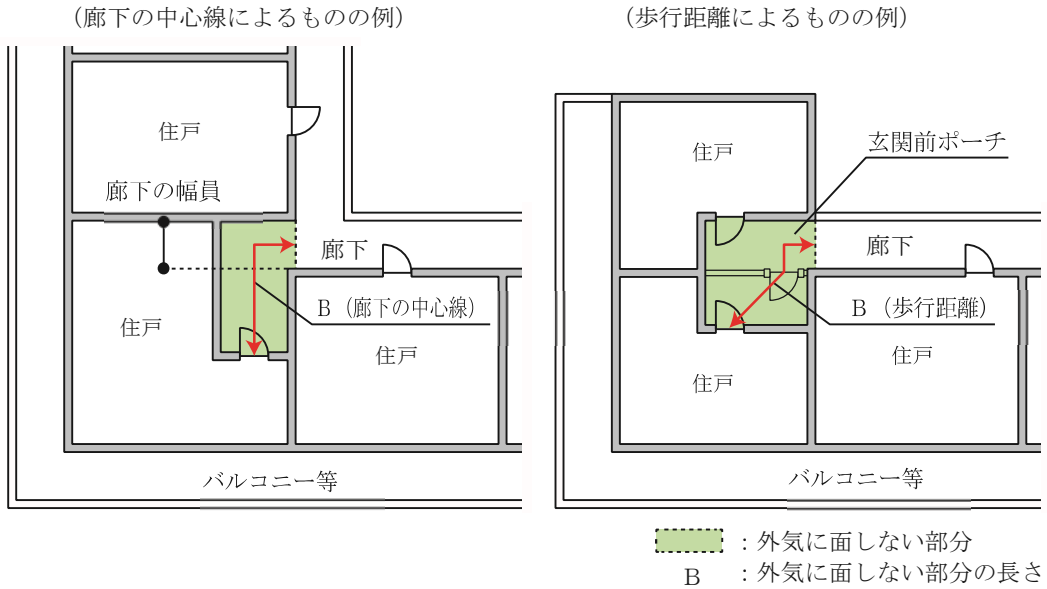


(例3) 周囲の3面が壁又は扉等により囲まれている部分の例



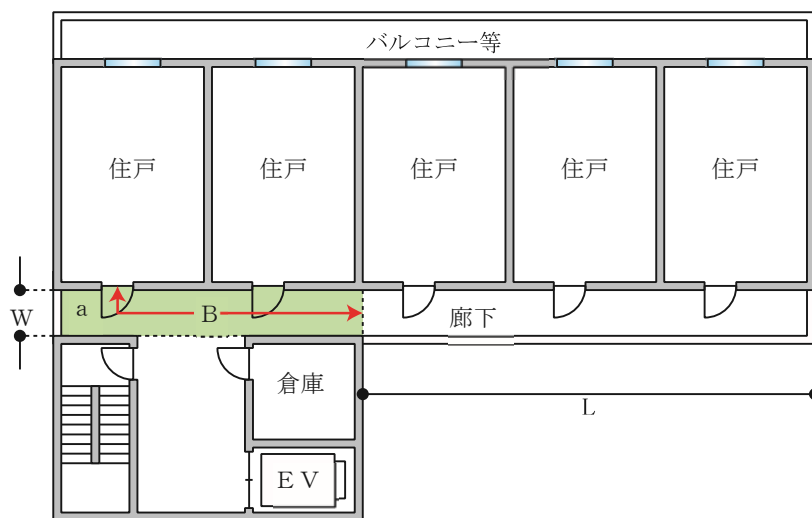
第5-33図

- (i) 外気に面しない部分の長さは、原則として廊下の中心線により、計測すること。
 ただし、玄関前ポーチその他廊下の中心線により計測し難いものについては、歩行距離により計測すること。(第5-34図参照)



第5-34図

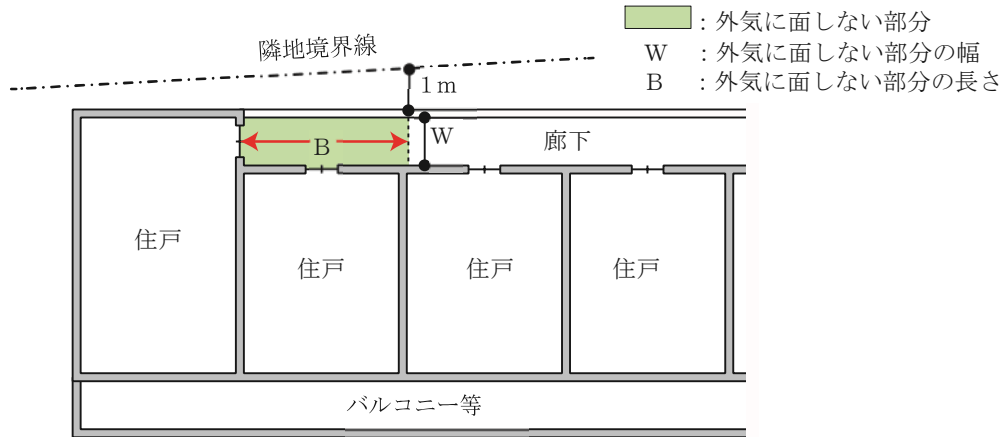
- (ii) 第5-35図の例に示すとおり、廊下の端部に設けられた開口部が、次のいずれかに適合している場合、Bは外気に面しない部分の長さに該当するものであること。
- a 廊下端部に存する開口部 (a) の幅が、外気に面しない部分の廊下の幅 (W) 未満のもの
 - b 廊下端部に存する開口部 (a) の上端の高さが、外気に面している部分 (L) の廊下の上端の高さ未満のもの
 - c 廊下端部に存する開口部 (a) の下端の高さが、外気に面している部分 (L) の廊下の開口部の下端の高さを超えるもの



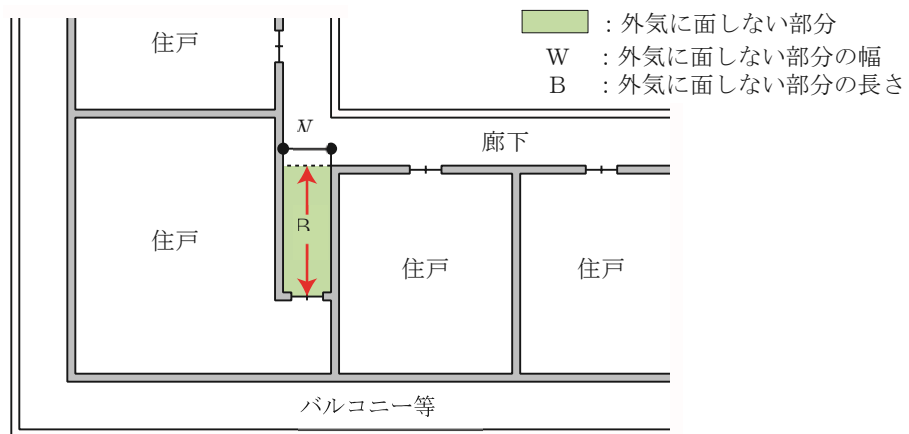
第5-35図

(イ) 外気に面しない部分の長さの具体的な算出例は、第5-36図の例によること（例6に示すように廊下の幅員が異なる場合は、廊下の幅員が小さいものにより算出すること。）。

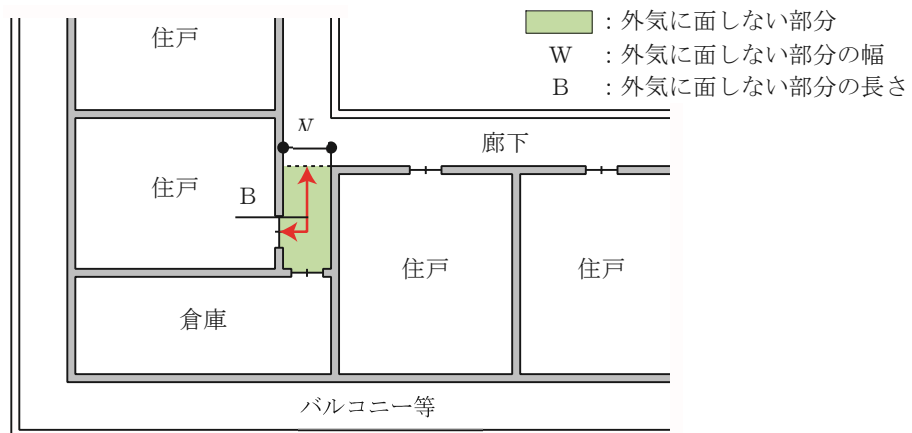
(例1)



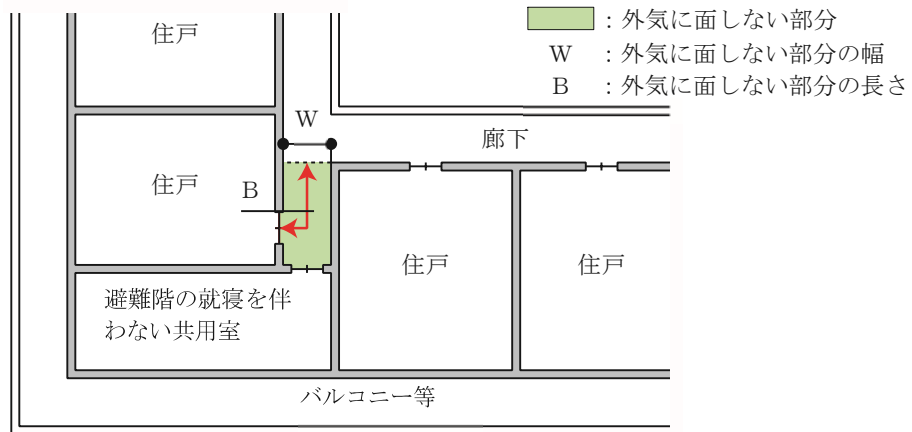
(例2)



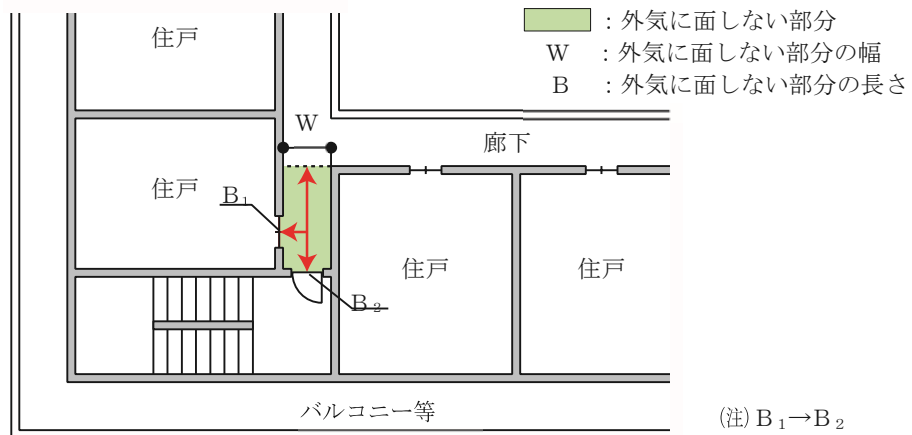
(例3)



(例4)

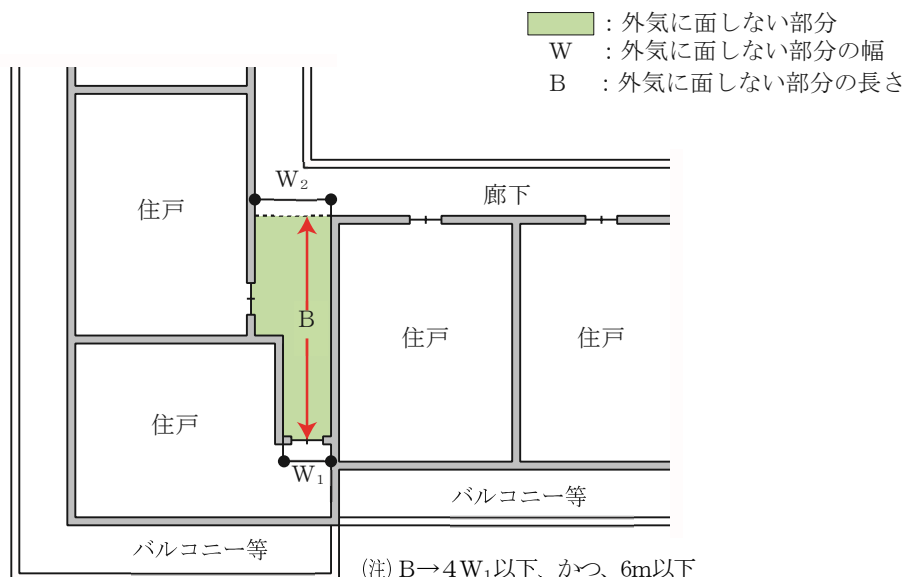


(例5)



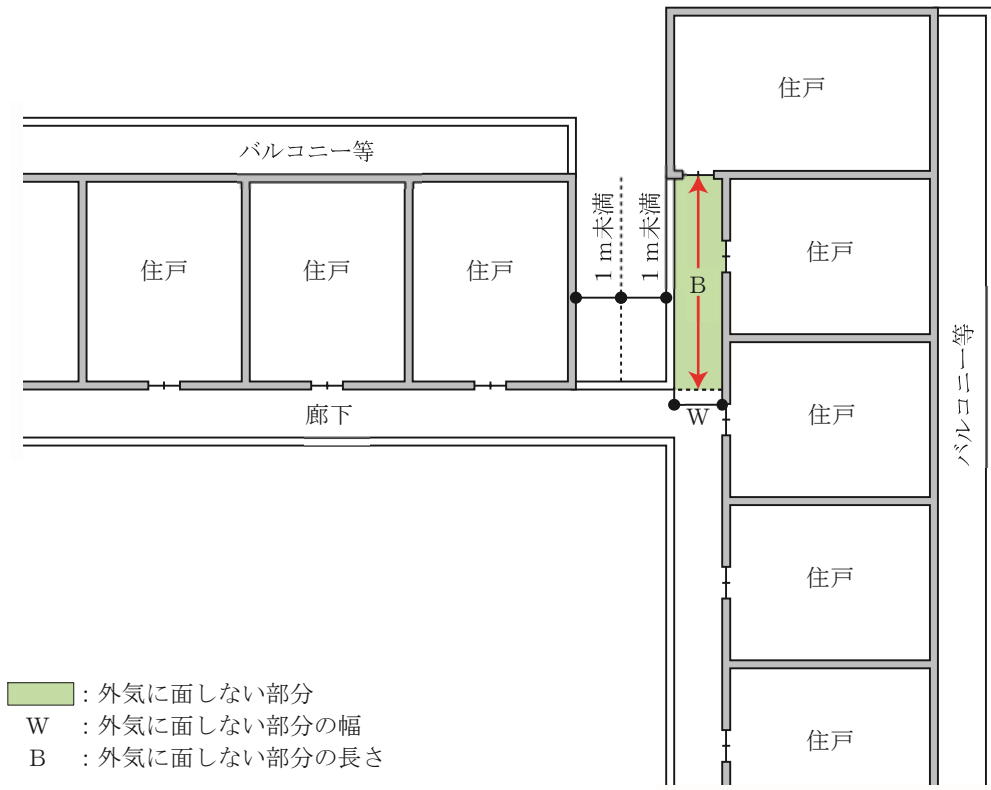
(注) $B_1 \rightarrow B_2$

(例6)

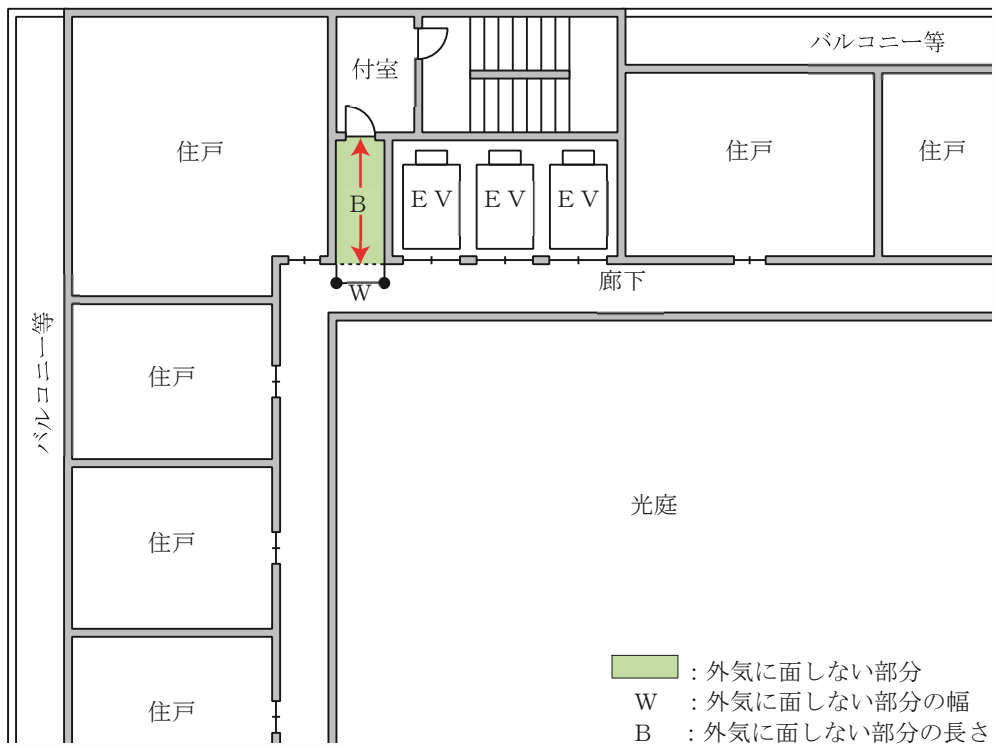


(注) $B \rightarrow 4W_1$ 以下、かつ、6m以下

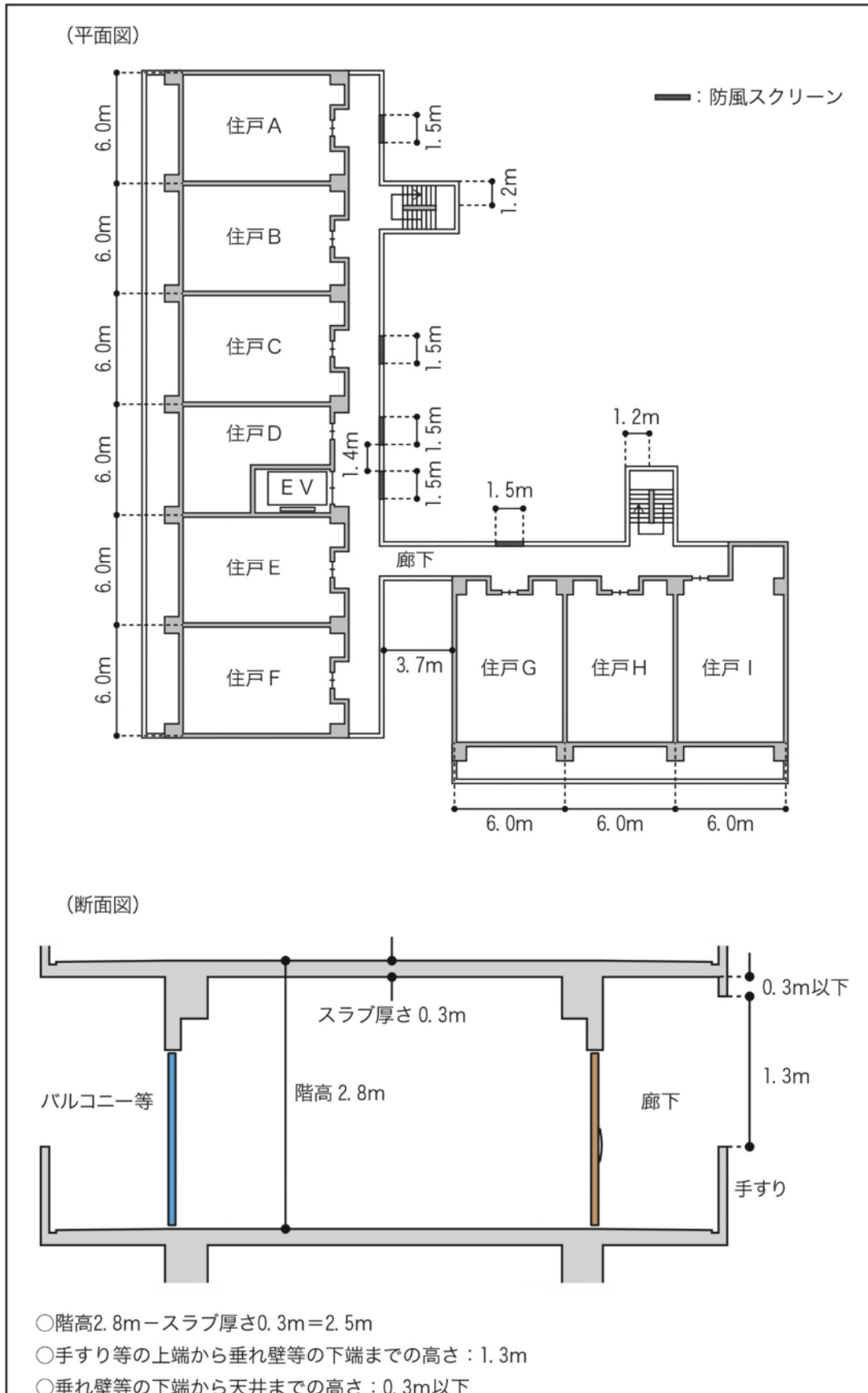
(例7)



(例8)

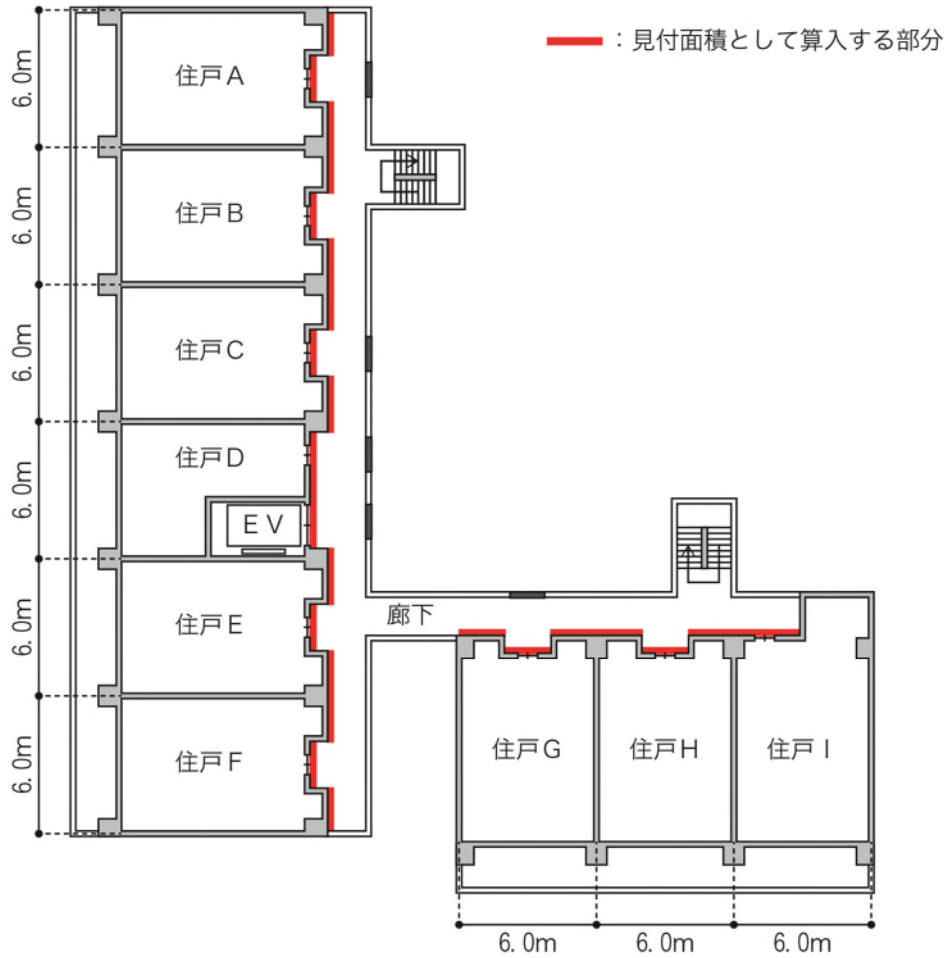


(参考) 開放型廊下の判定方法 (構造類型告示第4第2号(4)イ(4)によるもの)



1 見付面積を求める。

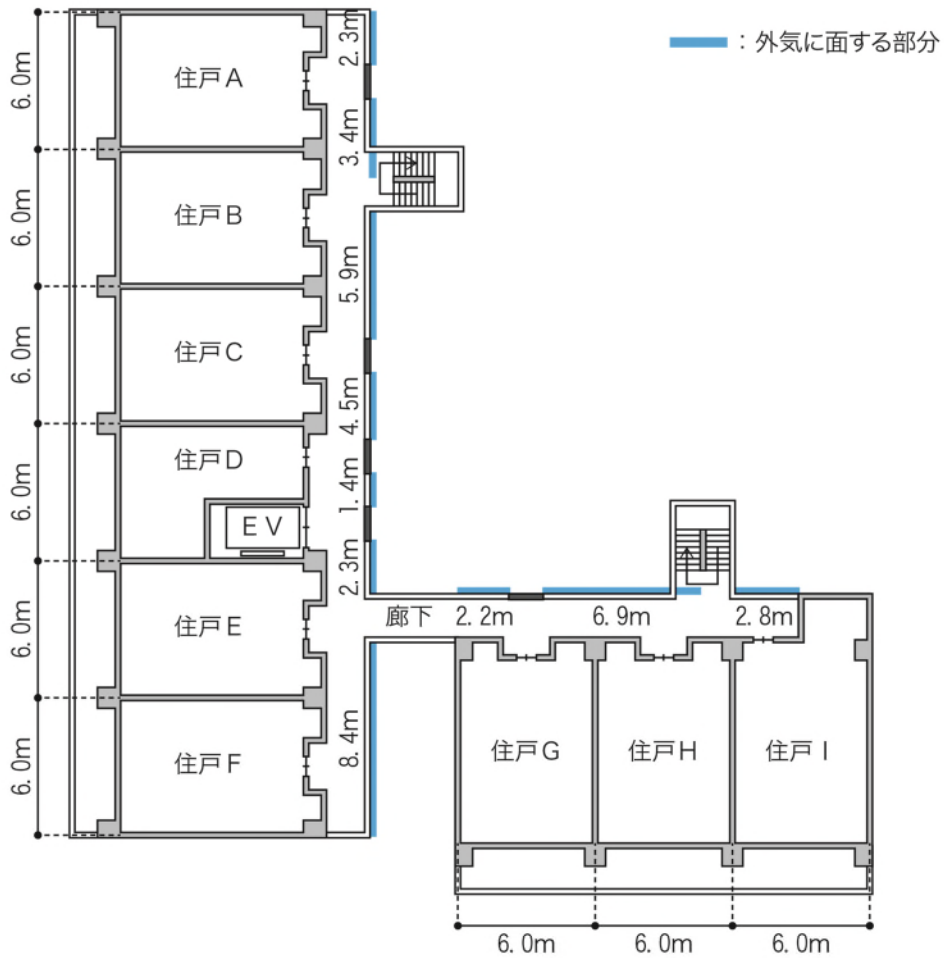
(平面図)



○見付面積：(階高－スラブ厚さ) × 住戸の間口
 $(2.8 - 0.3) \times (6.0 \times 8 + 2.8) = 127.0 \text{ m}^2$

2 外気に面する部分の面積を求める。

(平面図)



○外気に面する部分の面積 $(2.3+3.4+5.9+4.5+1.4+2.3+8.4+2.2+6.9+2.8) \times 1.3 = 52.13\text{m}^2$

○外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等 幅2m以下とし、かつ、相互間距離1m以上

3 階の見付面積の3分の1を超えているか求める。

○見付面積の $1/3$ $127.0\text{m}^2 \div 3 = 42.3\text{m}^2 <$ 外気に面する部分の面積 52.13m^2

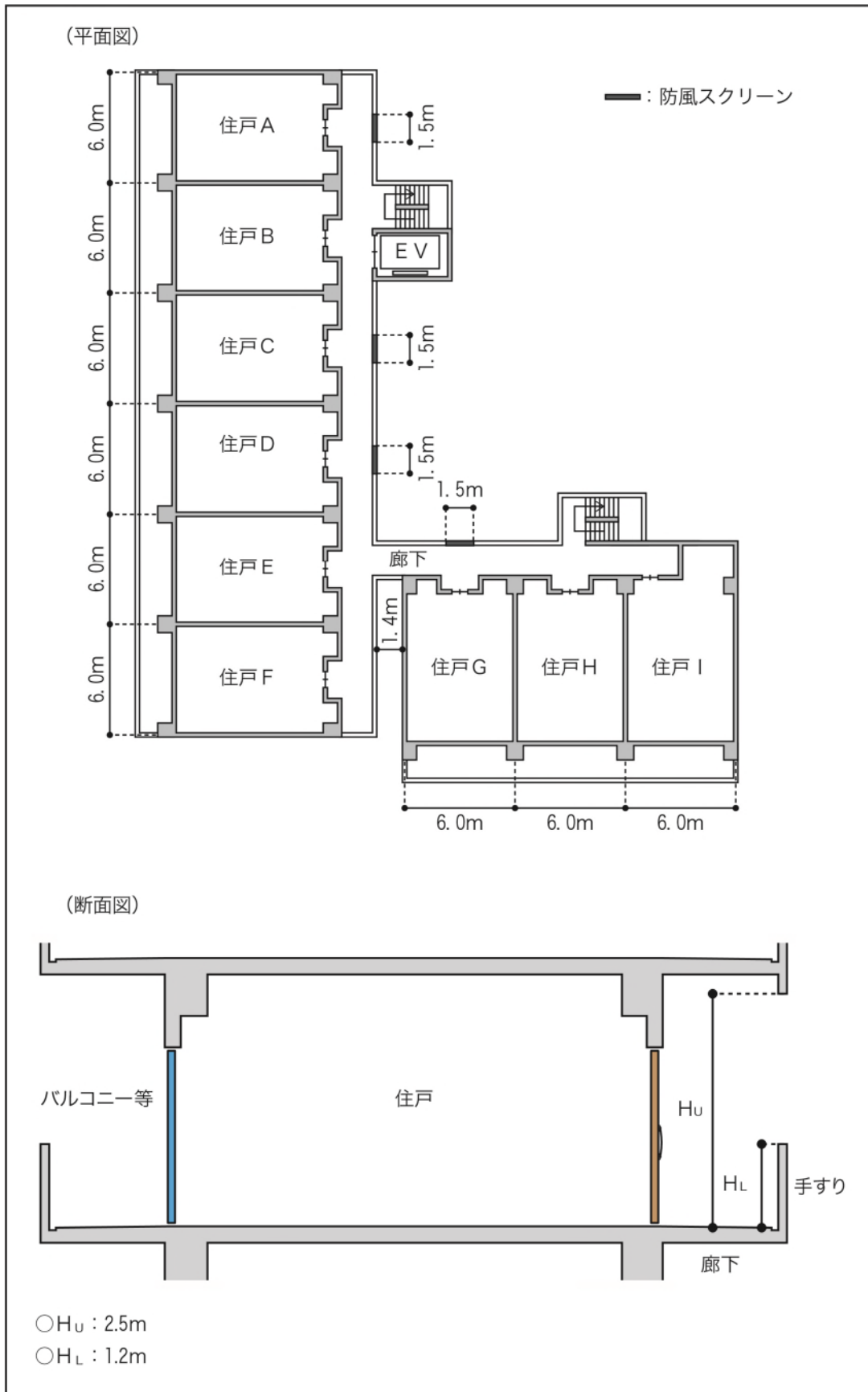
4 外気に面しない部分の長さを求める。

該当なし

5 判定

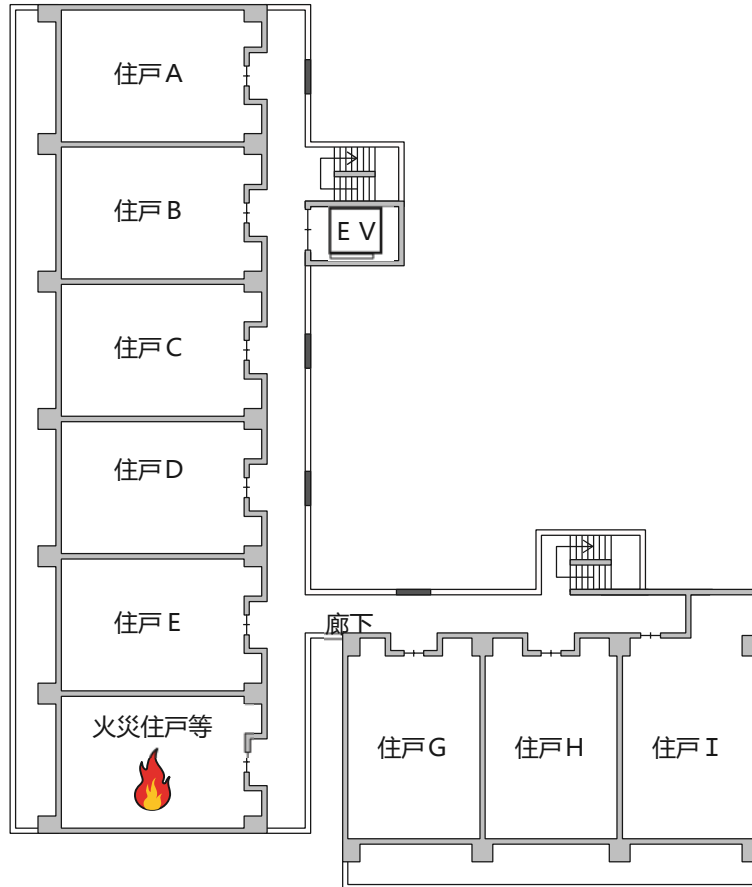
開放型廊下として認められる。

(参考) 開放型廊下の判定方法 (構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)によるもの)

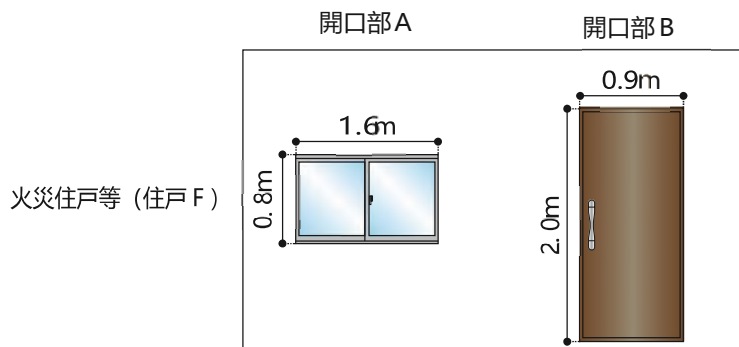


1-① 出火住戸等を想定する。(住戸F)

(平面図)



2-① 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度 (Q) を求める。



発熱速度が最も大きくなる開口部 (最大の開口部) である開口部Bの発熱速度 (Q) を求める。

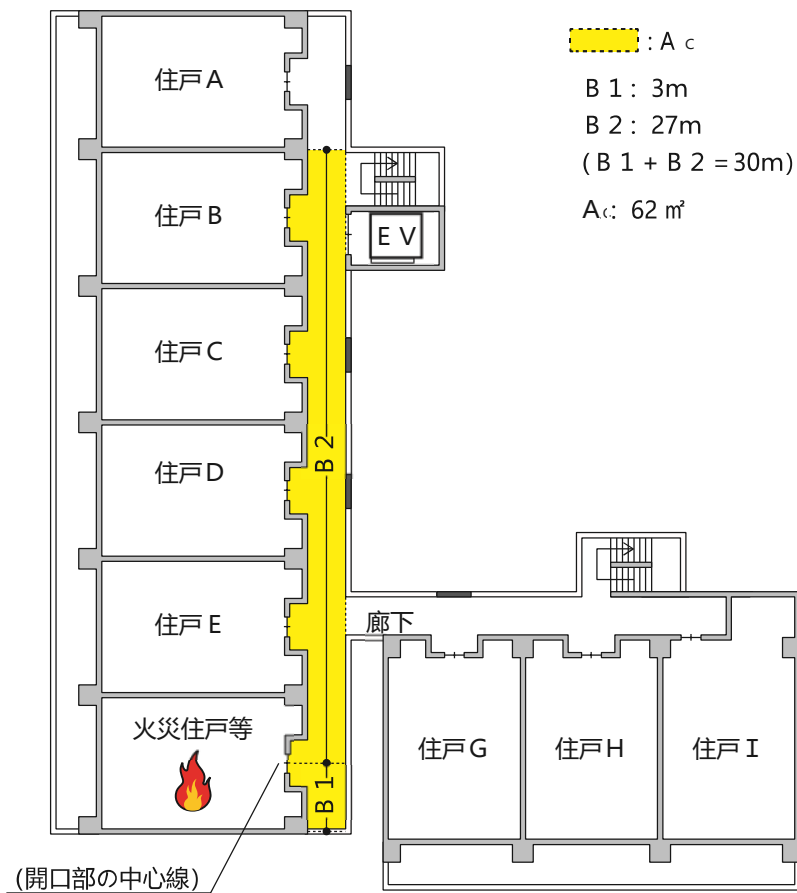
$$\circ Q = 400 A \sqrt{H} = 400 \times (2.0 \times 0.9) \sqrt{2.0} = 1018.23 (\text{kW})$$

3-① 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を求める。

$$\circ m_p = 0.52 A \sqrt{H} = 0.52 \times (2.0 \times 0.9) \sqrt{2.0} = 1.32 \text{ (kg/s)}$$

4-① 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度を求める。

(平面図)



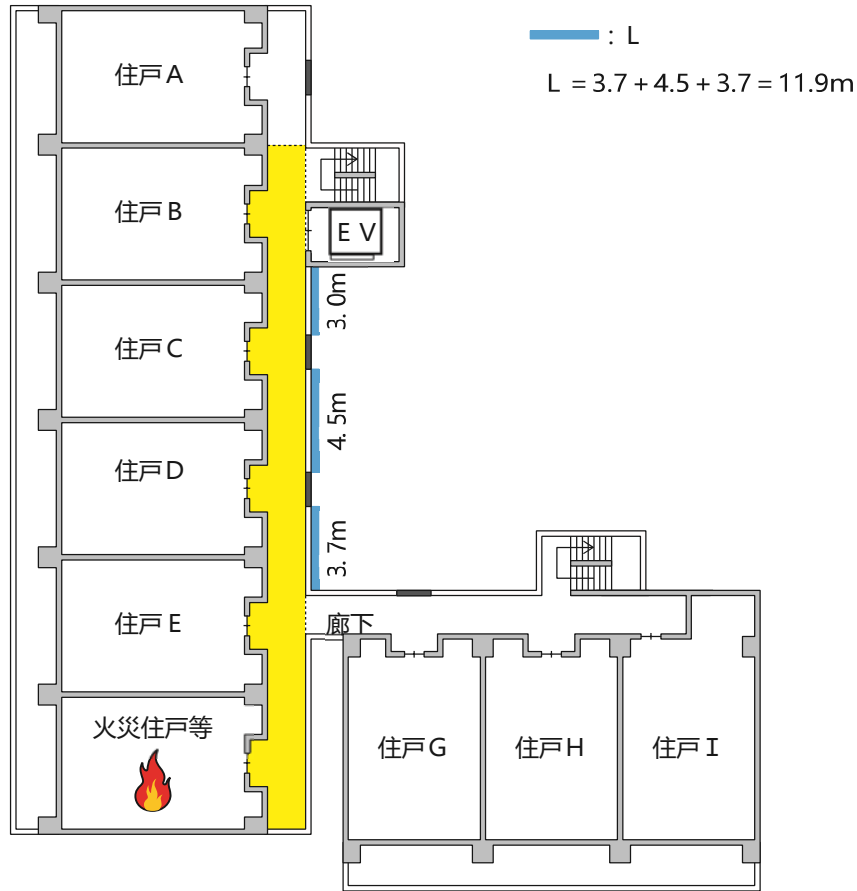
$$\circ P_c = \frac{353}{\left[293 + \frac{Q}{m_p + 0.01 A_c} \right]} = \frac{353}{\left[293 + \frac{1018.23}{1.32 + 0.01 \times 62} \right]} = 0.43 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

5-① 廊下における熱気流の発生量を求める。

$$\circ V = \frac{31.2 A \sqrt{H}}{P_c} = \frac{31.2 \times (2.0 \times 0.9) \sqrt{2.0}}{0.43} = 184.70 \text{ (m}^3\text{/min)}$$

6-① 廊下における排煙量を求める。

(平面図)



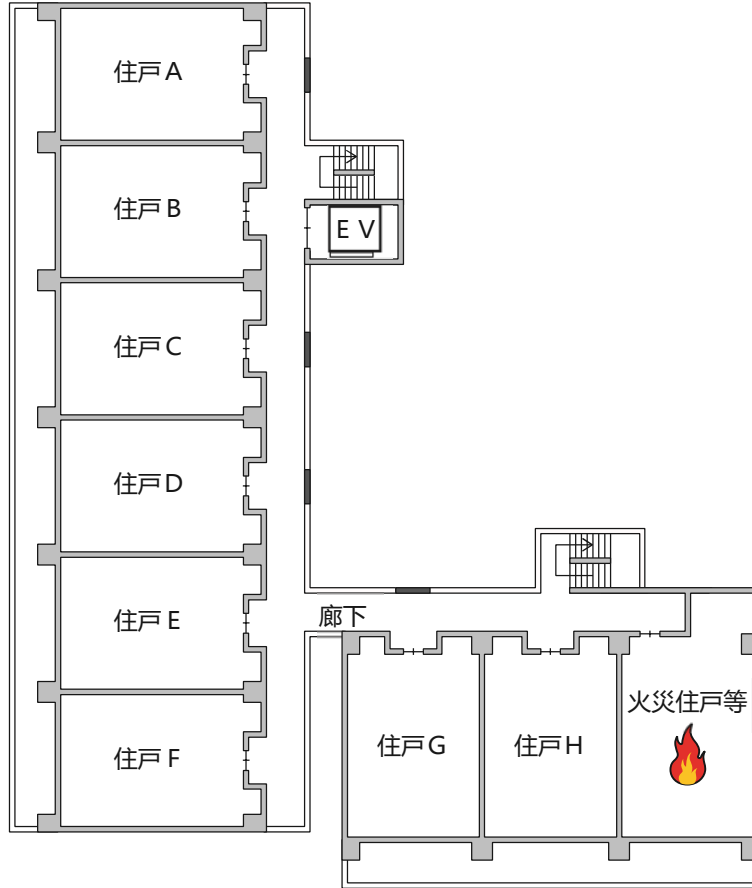
$$\begin{aligned} \text{○ } E &= \max \left[19L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}} \frac{53.7L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left[\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L} \right]^2}} \right] \\ &= \max \left[19L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}} \frac{53.7 \times 11.9 (2.5 - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left[\frac{2.5 - 1.8}{1.8 - 1.2} \right]^2}} \right] = 243.56 \text{ (m}^3\text{/min)} \end{aligned}$$

7-① 5-1で求めた廊下における熱気流の発生量(V)が6-1で求めた廊下における排煙量(E)以下であることを確かめる。

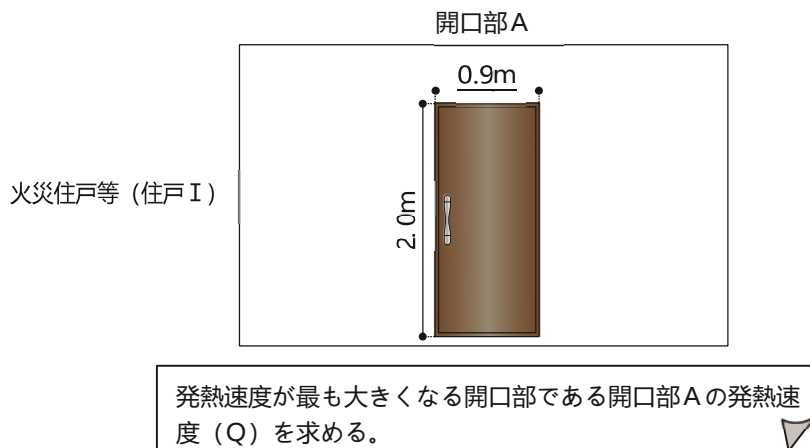
$$\text{○ } V (184.70 \text{ (m}^3\text{/min)}) \leq E (243.56 \text{ (m}^3\text{/min)})$$

1-② 出火住戸等を想定する。(住戸I)

(平面図)



2-② 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度 (Q) を求める。



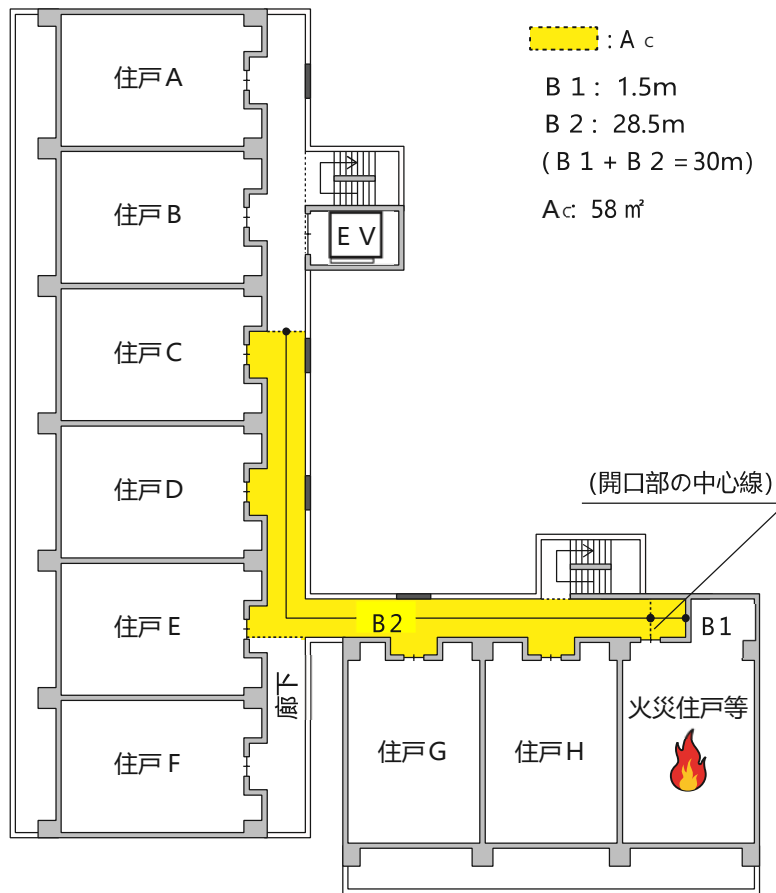
$$\text{○} Q = 400 A \sqrt{H} = 400 \times (2.0 \times 0.9) \sqrt{2.0} = 1018.23(\text{kW})$$

3-② 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を求める。

$$\circ m_p = 0.52A\sqrt{H} = 0.52 \times (2.0 \times 0.9) \sqrt{2.0} = 1.32 \text{ (kg/s)}$$

4-② 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度を求める。

(平面図)



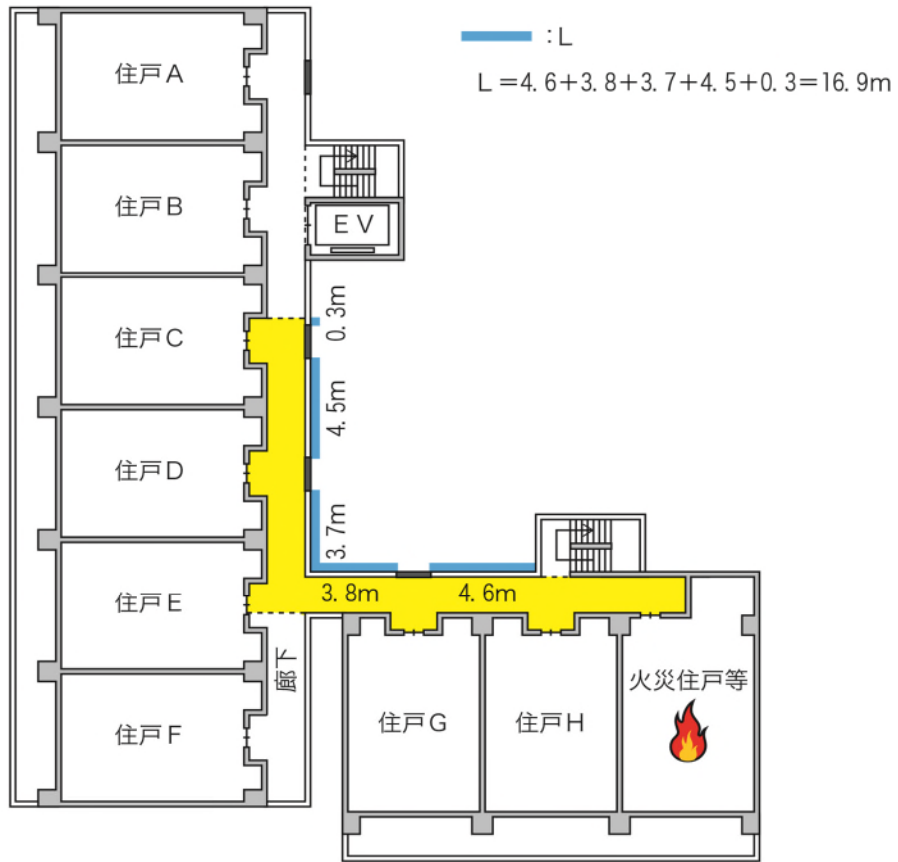
$$\circ P_c = \frac{353}{\left[293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c} \right]} = \frac{353}{\left[293 + \frac{1018.23}{1.32 + 0.01 \times 58} \right]} = 0.43 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

5-② 廊下における熱気流の発生量を求める。

$$\circ V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{P_c} = \frac{31.2 \times (2.0 \times 0.9) \sqrt{2.0}}{0.43} = 184.70 \text{ (m}^3\text{/min)}$$

6-② 廊下における排煙量を求める。

(平面図)



$$\begin{aligned} \text{○} E &= \max \left[19L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L (H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left[\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L} \right]^2}} \right] \\ &= \max \left[19L (2.5 - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7 \times 16.9 (2.5 - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left[\frac{2.5 - 1.8}{1.8 - 1.2} \right]^2}} \right] = 345.90 \text{ (m}^3\text{/min)} \end{aligned}$$

7-② 5-1で求めた廊下における熱気流の発生量(V)が6-1で求めた廊下における排煙量(E)以下であることを確かめる。

$$\text{○} V (184.70 \text{ (m}^3\text{/min)}) \leq E (345.90 \text{ (m}^3\text{/min)})$$

(計算プログラムにより実施した場合) 住戸F

廊下の開放性の検証

1. 開口部の発熱速度の算出

項目	記号	単位	数値	備考
住戸等開口部幅	B	m	0.9	入力項目
住戸等開口部高さ	H	m	2	入力項目
住戸等の開口部面積	A	m ²	1.80	
開口部の発熱速度	Q	kW	1018.23	

2. 熱気流発生量の算定

1) 開口部からの噴出熱気流量

項目	記号	単位	数値	備考
開口からの噴出熱気流量	m _p	kg/s	1.32	

2) 廊下の熱気流密度

項目	記号	単位	数値	備考
廊下幅員	B _c	m		入力項目
評価対象範囲内の廊下長さ	L _c	m		入力項目
評価対象範囲内の廊下面積	A _c	m ²	62	廊下形状が不整形の場合は、面積を直接入力する。
廊下における熱気流の気体密度	ρ _c	kg/m ³	0.43	

3) 廊下の熱気流発生量

項目	記号	単位	数値	備考
廊下の熱気流発生量	V	m ³ /min	183.79	

3. 排煙量の算定

項目	記号	単位	数値	備考
廊下有効開口部上端の床面からの高さ	H _u	m	2.5	入力項目
廊下有効開口部下端の床面からの高さ	H _l	m	1.2	入力項目
廊下の有効開口幅	L	m	11.9	入力項目 (但し、L ≤ 30m)
廊下の排煙量	E1	m ³ /min	132.42	
	E2	m ³ /min	243.56	
	E	m ³ /min	243.56	

4. 開放性有無の判定

項目	記号	単位	数値	備考
廊下の熱気流発生量	V	m ³ /min	183.79	2. 熱気流発生量の算定より
廊下の排煙量	E	m ³ /min	243.56	3. 排煙量の算定より
判定 (V ≤ E)			OK	

(計算プログラムにより実施した場合) 住戸 I

廊下の開放性の検証

1. 開口部の発熱速度の算出

項目	記号	単位	数値	備考
住戸等開口部幅	B	m	0.9	入力項目
住戸等開口部高さ	H	m	2	入力項目
住戸等の開口部面積	A	m ²	1.80	
開口部の発熱速度	Q	kW	1018.23	

2. 熱気流発生量の算定

1) 開口部からの噴出熱気流量

項目	記号	単位	数値	備考
開口からの噴出熱気流量	m _p	kg/s	1.32	

2) 廊下の熱気流密度

項目	記号	単位	数値	備考
廊下幅員	B _c	m		入力項目
評価対象範囲内の廊下長さ	L _c	m		入力項目
評価対象範囲内の廊下面積	A _c	m ²	58	廊下形状が不整形の場合は、面積を直接入力する。
廊下における熱気流の気体密度	ρ _c	kg/m ³	0.43	

3) 廊下の熱気流発生量

項目	記号	単位	数値	備考
廊下の熱気流発生量	V	m ³ /min	186.26	

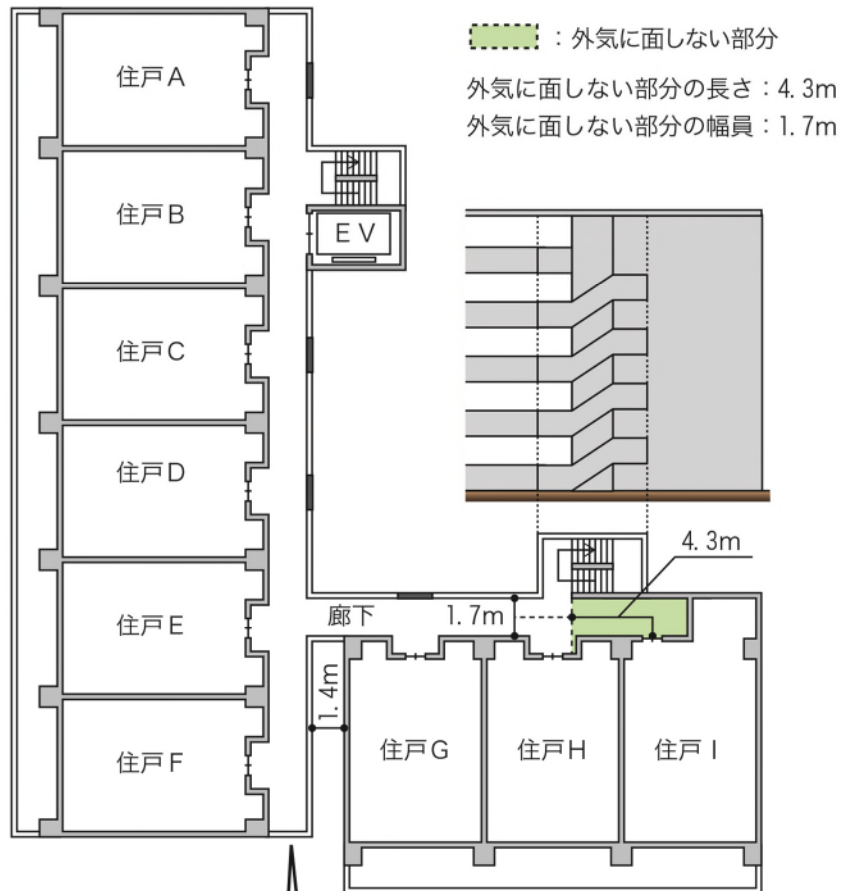
3. 排煙量の算定

項目	記号	単位	数値	備考
廊下有効開口部上端の床面からの高さ	H _u	m	2.5	入力項目
廊下有効開口部下端の床面からの高さ	H _l	m	1.2	入力項目
廊下の有効開口幅	L	m	16.9	入力項目 (但し、L ≤ 30m)
廊下の排煙量	E1	m ³ /min	188.06	
	E2	m ³ /min	345.90	
	E	m ³ /min	345.90	

4. 開放性有無の判定

項目	記号	単位	数値	備考
廊下の熱気流発生量	V	m ³ /min	186.26	2. 熱気流発生量の算定より
廊下の排煙量	E	m ³ /min	345.90	3. 排煙量の算定より
判定 (V ≤ E)			OK	

8 外気に面しない部分の長さを求める。



廊下の端部が閉鎖されている場合には、外気に面しない部分の長さに該当する。

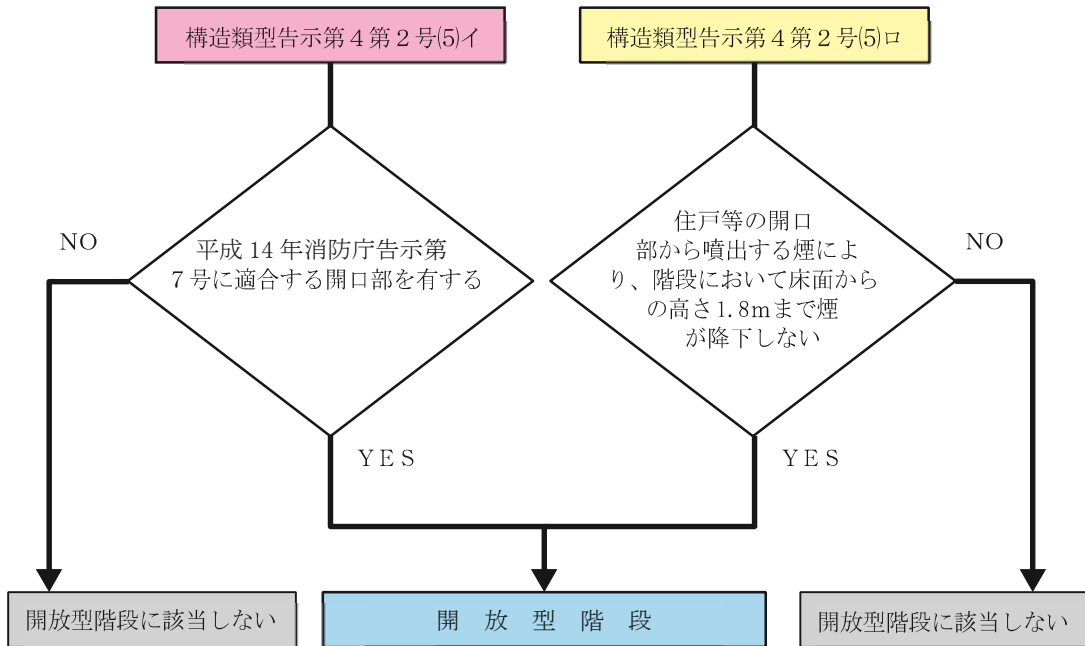
○外気に面しない部分の長さ $4.3\text{m} < 6.8\text{m}$ ($4 \times 1.7\text{m}$)、かつ、6m

9 判定

開放型廊下として認められる。

(7) 開放型階段

構造類型告示第4第2号(5)に規定する開放型階段の判断基準は、第5-37図に示すフローに基づき行うこと。



第5-37図

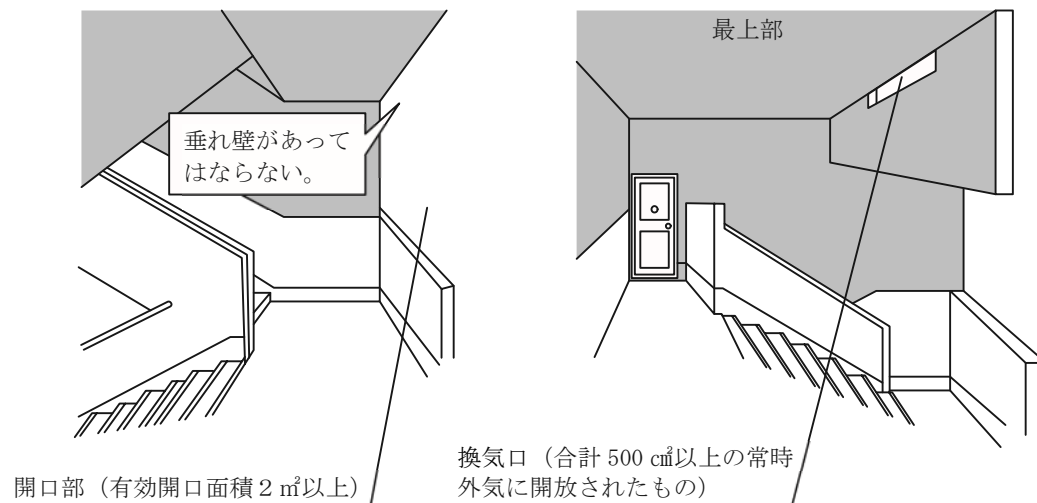
ア 開放型階段の判断基準（構造類型告示第4第2号(5)イ関係）

構造類型告示第4第2号(5)イに規定する「階段室等は、平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有すること」とは、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次のア及びイに該当するものとする。（第5-38図参照）

(7) 開口部の開口面積は、2㎡以上であること。

(4) 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

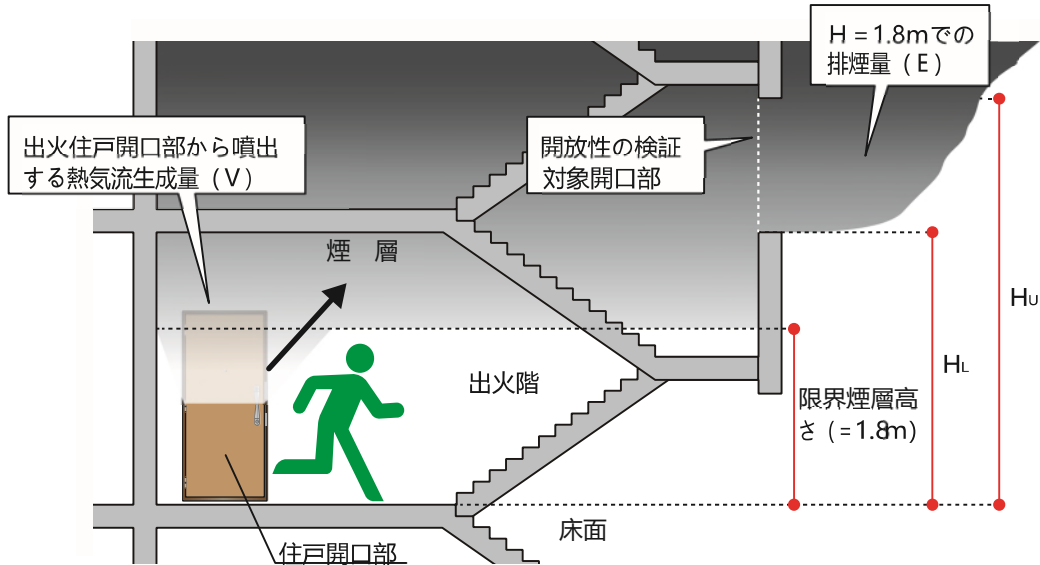
ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に500㎤以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。



第5-38図

イ 階段室等に対する煙の降下状況の判断基準（構造類型告示第4第2号(5)口関係）

構造類型告示第4第2号(5)口に規定する住戸等から噴出する煙により、階段室等において煙が床面からの高さ1.8mまで降下しないことの判断基準は、次によること。（第5-39図参照）



第5-39図

(7) 煙が床面からの高さ1.8mまで降下を確認する方法は、次のaからfまでの手順によること。

a 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を次の式により求めること。

$$Q = 400A \sqrt{H}$$

A : 住戸等の開口部面積

Q : 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位 kW）

H : 火災住戸等の一の開口部の高さ（単位 m）

※ 火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。

b 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_P = 0.52A \sqrt{H}$$

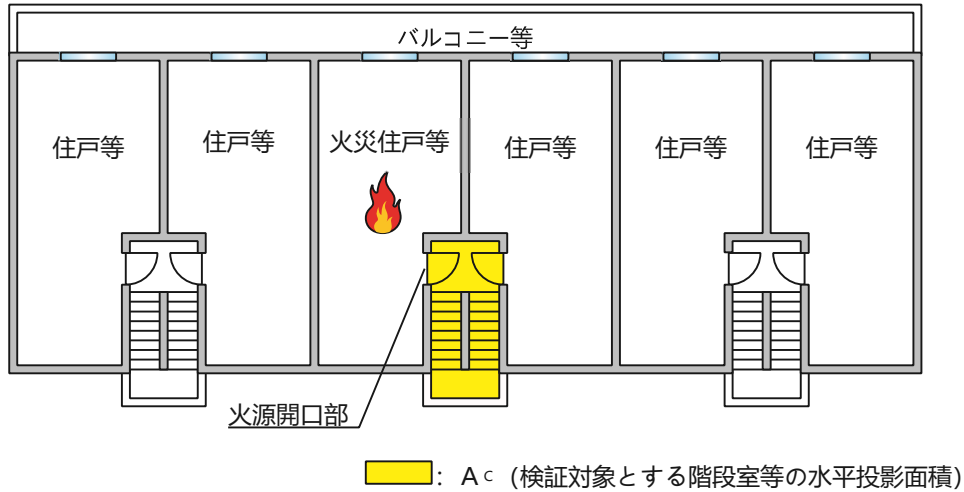
m_P : 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位 kg/S）

c 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$P_C = \frac{353}{\left[293 + \frac{Q}{m_P + 0.1A_C} \right]}$$

- P_c : 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から階段室等に噴出した熱気流の気体密度 (単位 kg/m^3)
- A_c : 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の階段室等において、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さ (床面からの高さ 1.8mをいう。) まで煙が降下しないことを確認する範囲内にある階段室等の水平投影面積 (単位 m^2) (第5-40 図参照)

(確認する範囲内にある廊下の水平投影面積の例)



第5-40 図

- d 階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{P_c}$$

V : 階段室等における熱気流の発生量 (単位 m^3/min)

- e 階段室等における排煙量を次式により求めること。

$$E = \max \left[19L (H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L (H_U - H_L) \sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right]$$

E : 階段室等における排煙量 (単位 m^3/min)

L : 階段室等の有効開口部の長さ (単位 m ただし、 $L \leq 30$)

H_U : 床面からの階段室等の有効開口部の上端の高さ (単位 m)

H_L : 床面からの階段室等の有効開口部の下端の高さ (単位 m)

- f dで求めた階段室等における熱気流の発生量がeで求めた階段室等における排煙量以下であることを確かめること。

- (i) 階段室等の有効開口部の長さについては、火源開口部 (階段室に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部をいう。) が面する階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の面する階段室等の上階の踊り場部分に存する開口部の幅をいうものであること。

3 二方向避難・開放型特定共同住宅等

二方向避難・開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等であって、1及び2の要件を満たすものであること。

4 その他の特定共同住宅等

二方向避難型特定共同住宅等、開放型特定共同住宅等、二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等をいうものであること。

第6 特定光庭の取扱い

1 光庭

位置・構造告示第2第6号の規定する光庭は、次によること。

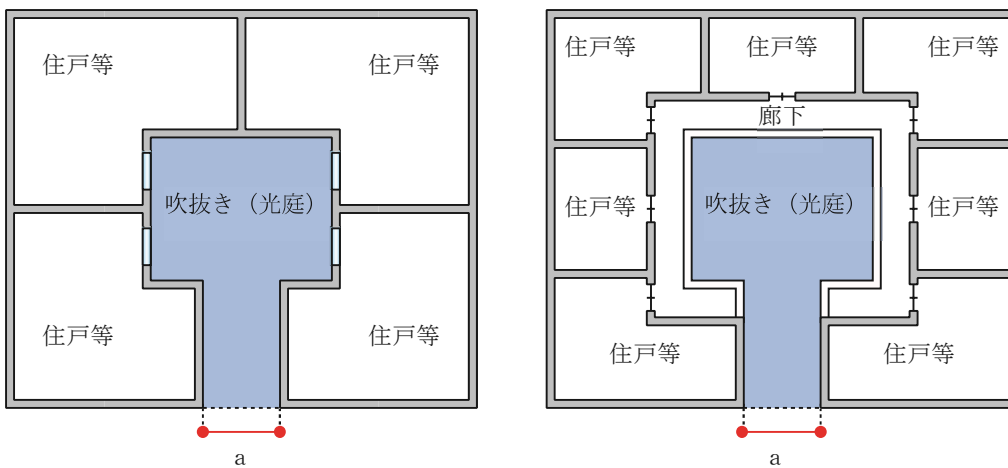
(1) 特定光庭に該当しない光庭

光庭のうち、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、開放性の高い形態を有しているものとして、位置・構造告示第4に規定する特定光庭として扱わないことができるものであること。

ア 光庭となる吹抜きが部分的に開放されている場合で、当該開放されている部分が当該光庭の周長の概ね8分の1以上、かつ、2m以上開放されている場合（第6-1図参照）

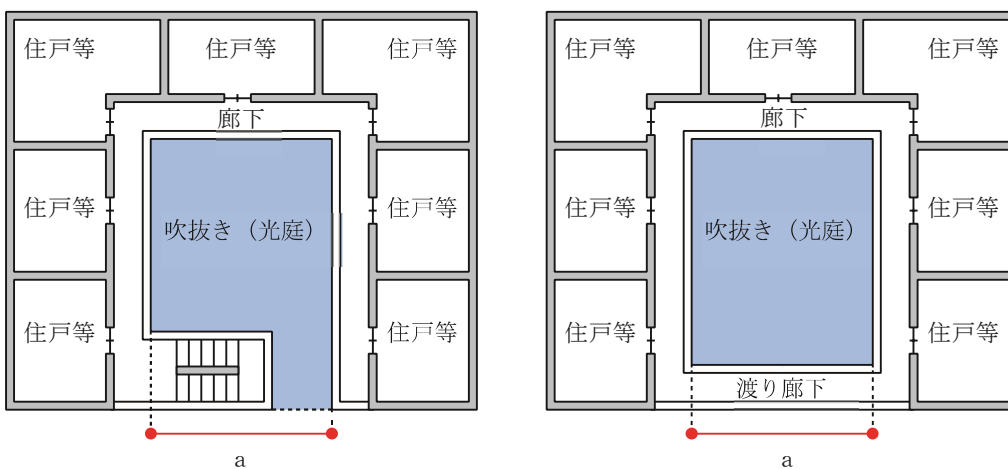
なお、第6-1図のaからcまで又は吹抜きの部分に開放型階段又は開放型廊下が設けられている場合、開放されているものとみなす（手すり等の上端から垂れ壁等までの高さが1m以上あるものに限る。以下この項において同じ。）。

（その1）吹抜きの一辺が開放されている場合



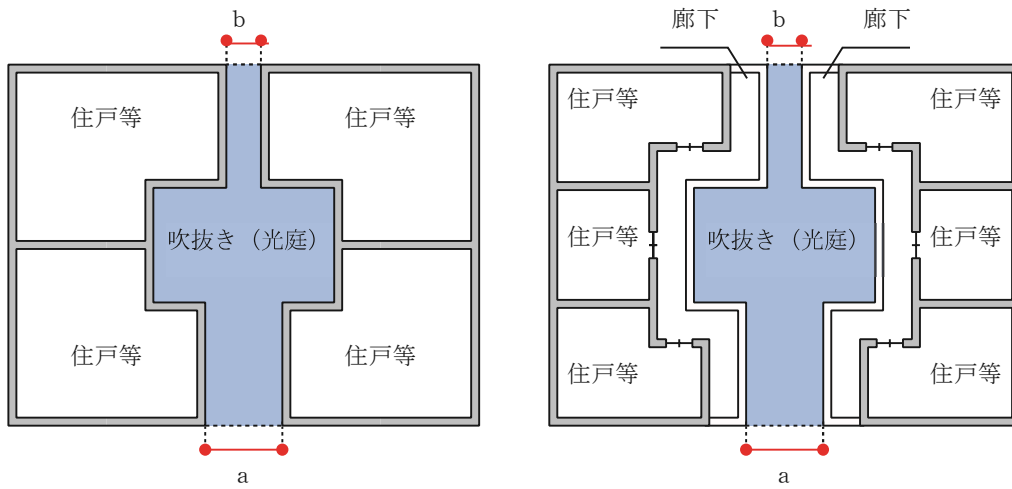
$a \geq$ 光庭の周長のおおむね $1/8$ 、かつ、 $a \geq 2\text{m}$

（その2）吹抜きの一辺が開放されている場合（開放型階段又は開放型廊下が設けられているもの）



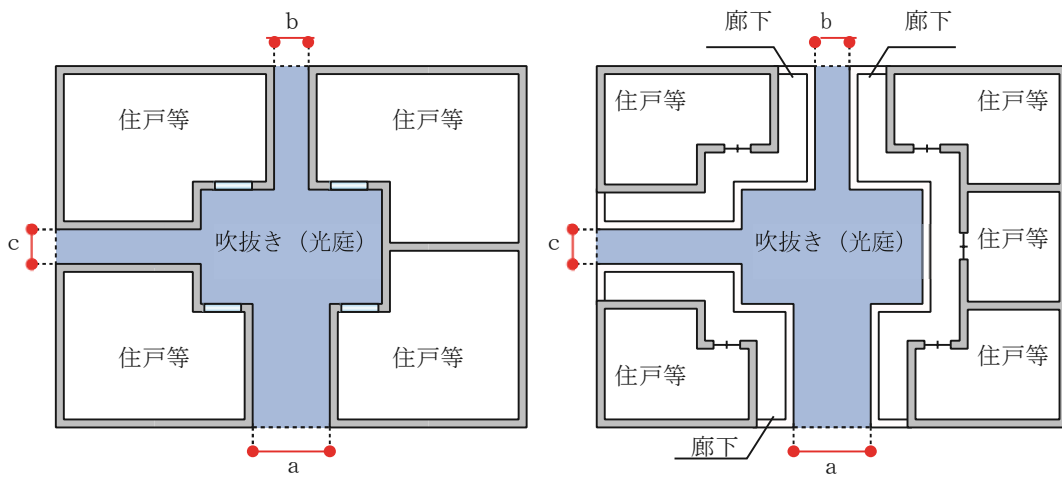
$a \geq$ 光庭の周長のおおむね $1/8$ 、かつ、 $a \geq 2\text{m}$

(その3) 吹抜きの二辺が開放されている場合 (注)一の建築物



$a + b \geq \text{光庭の周長のおおむね} 1/8$ 、かつ、 $a、b \geq 2\text{ m}$

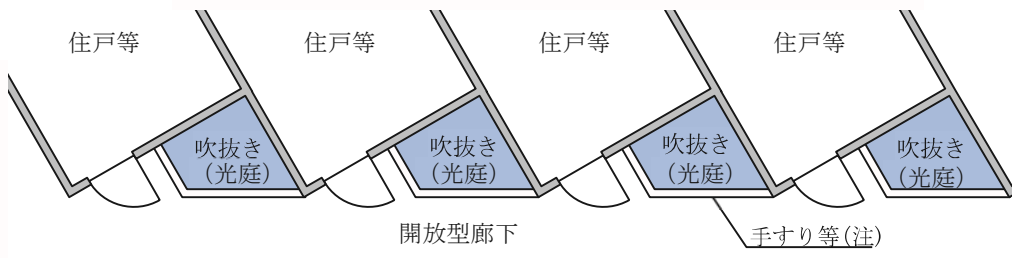
(その4) 吹抜きの三辺が開放されている場合 (注)一の建築物



$a + b + c \geq \text{光庭の周長のおおむね} 1/8$ 、かつ、 $a、b、c \geq 2\text{ m}$

第6-1図

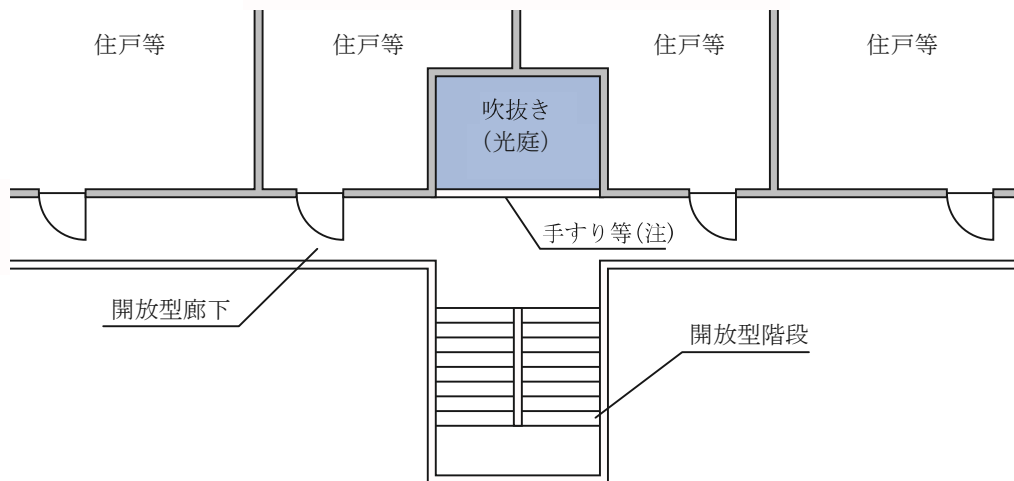
イ 開放型廊下に接する吹抜き部分で、当該開放型廊下の手すり等の上端からたれ壁等の下端までの高さが1m以上ある場合 (次のウにおいて同じ。) (第6-2図参照)



(注) 手すり等の上端からたれ壁等の下端までの高さが1m以上

第6-2図

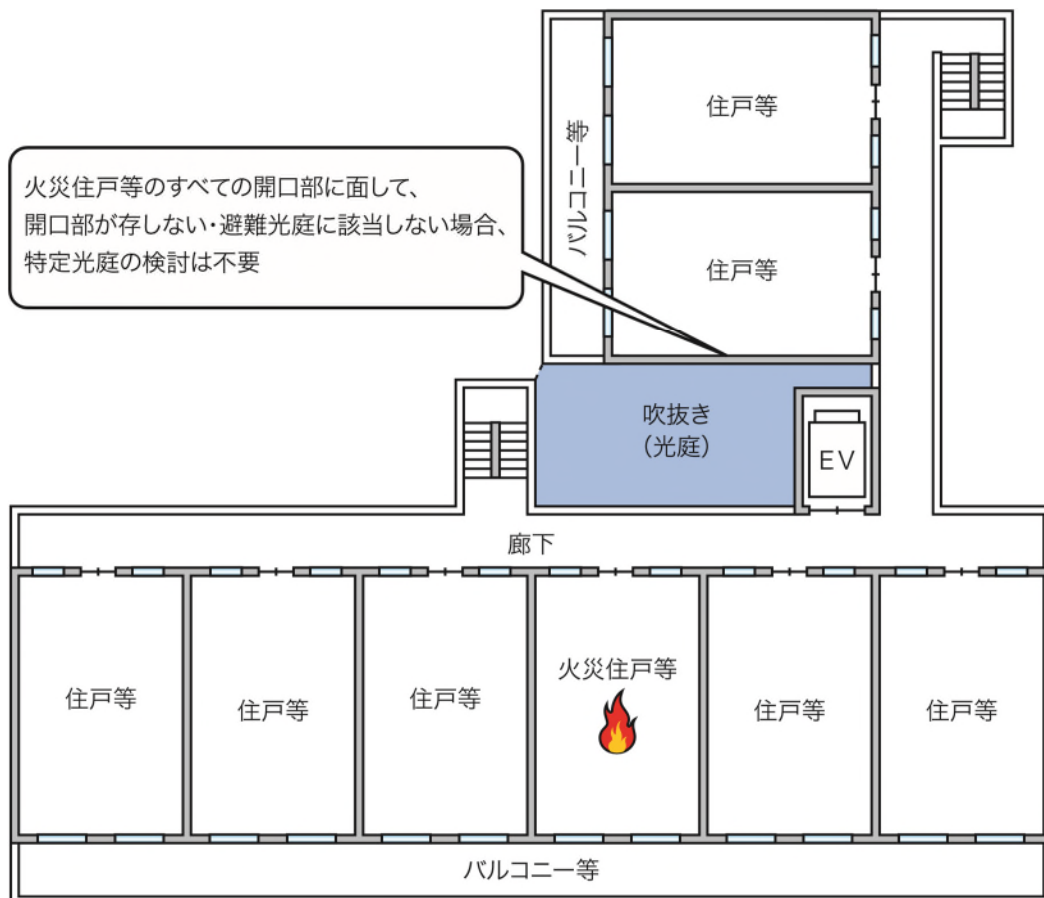
ウ 開放型階段に面する吹抜き部分で、当該階段が開放型階段である場合（第6-3図参照）



(注) 手すり等の上端からたれ壁等の下端までの高さが1 m以上

第6-3図

エ 光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等（以下この項において「火災住戸等」という。）のすべての開口部に面して、当該火災住戸等以外の住戸等の開口部が存しない場合及び避難光庭に該当しない場合（第6-4図参照）



第6-4図

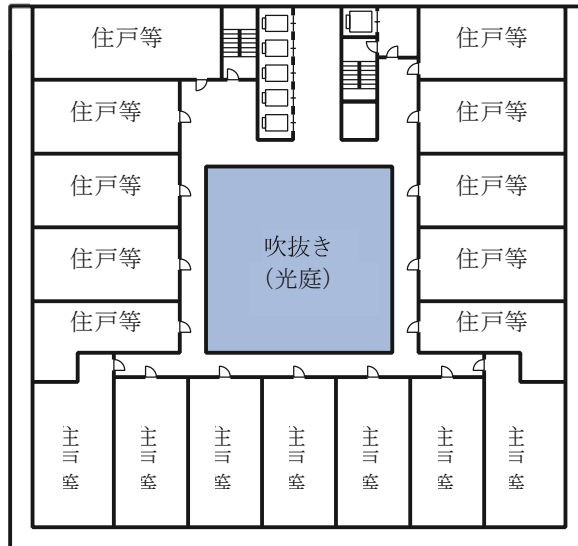
(2) 特定光庭であるかの検証が必要な光庭

光庭のうち、次のア又はイに該当するものは、位置・構造告示第4第1号の規定に基づき、特定光庭であるかの検証を行う必要があること。

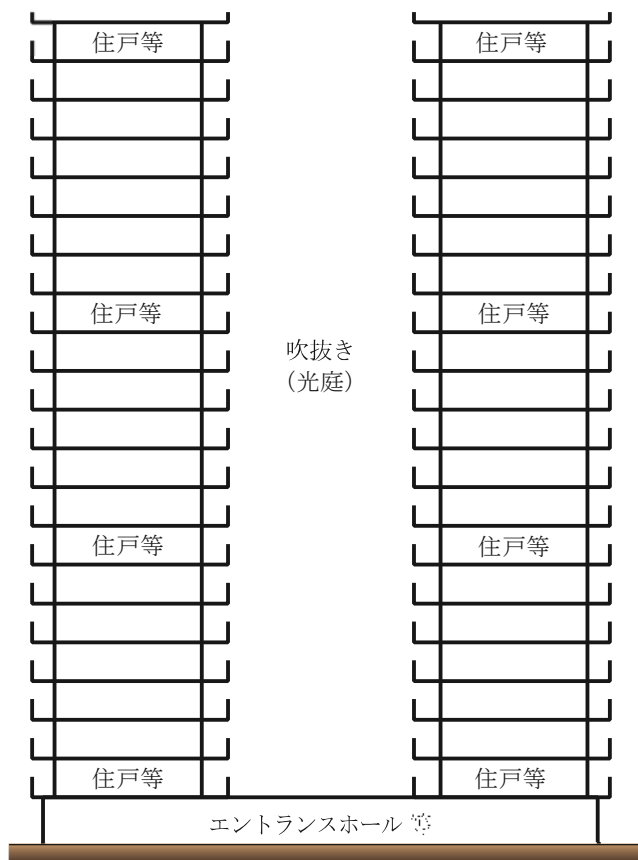
また、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合は、同検証を行うこと。

ア ボイド空間が存するもの（第6-5図参照）

(平面図)

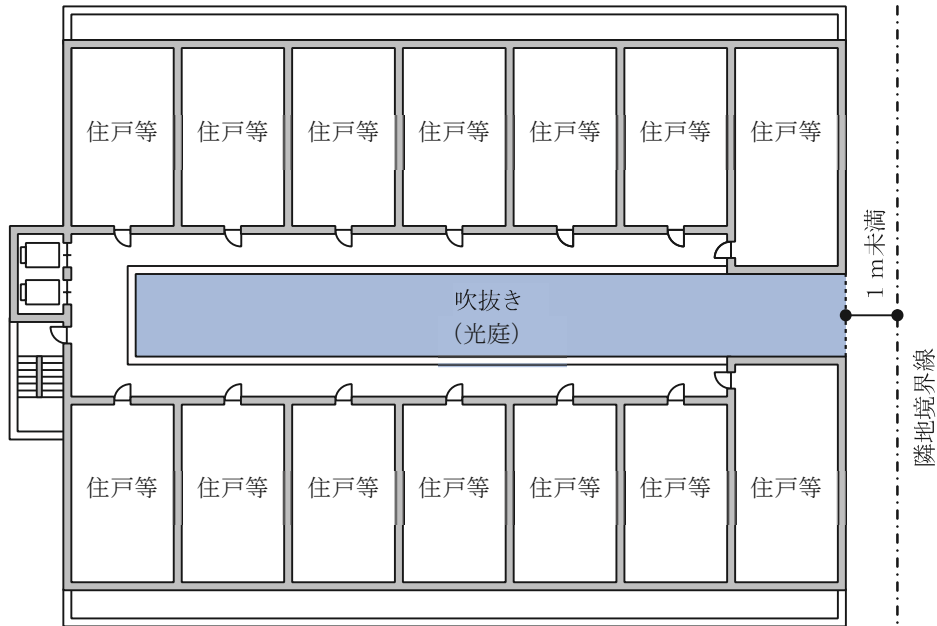


(断面図)



第6-5図

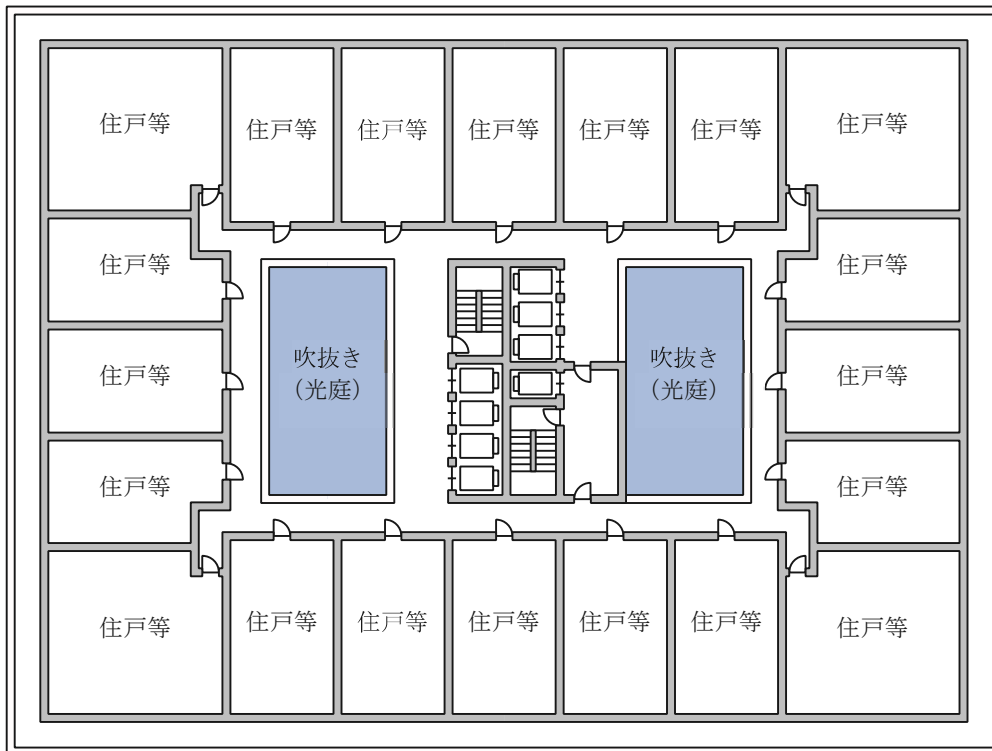
イ 吹抜きが部分的に開放されているもので、当該部分が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満のもの（第6-6図参照）



第6-6図

(3) 光庭が、渡り廊下等により複数の部分に分割されている場合は、分割されている部分ごとに特定光庭であるかの検証を行うこと。（第6-7図参照）

ただし、当該渡り廊下が開放型廊下の場合は、一の光庭として取り扱うこと。

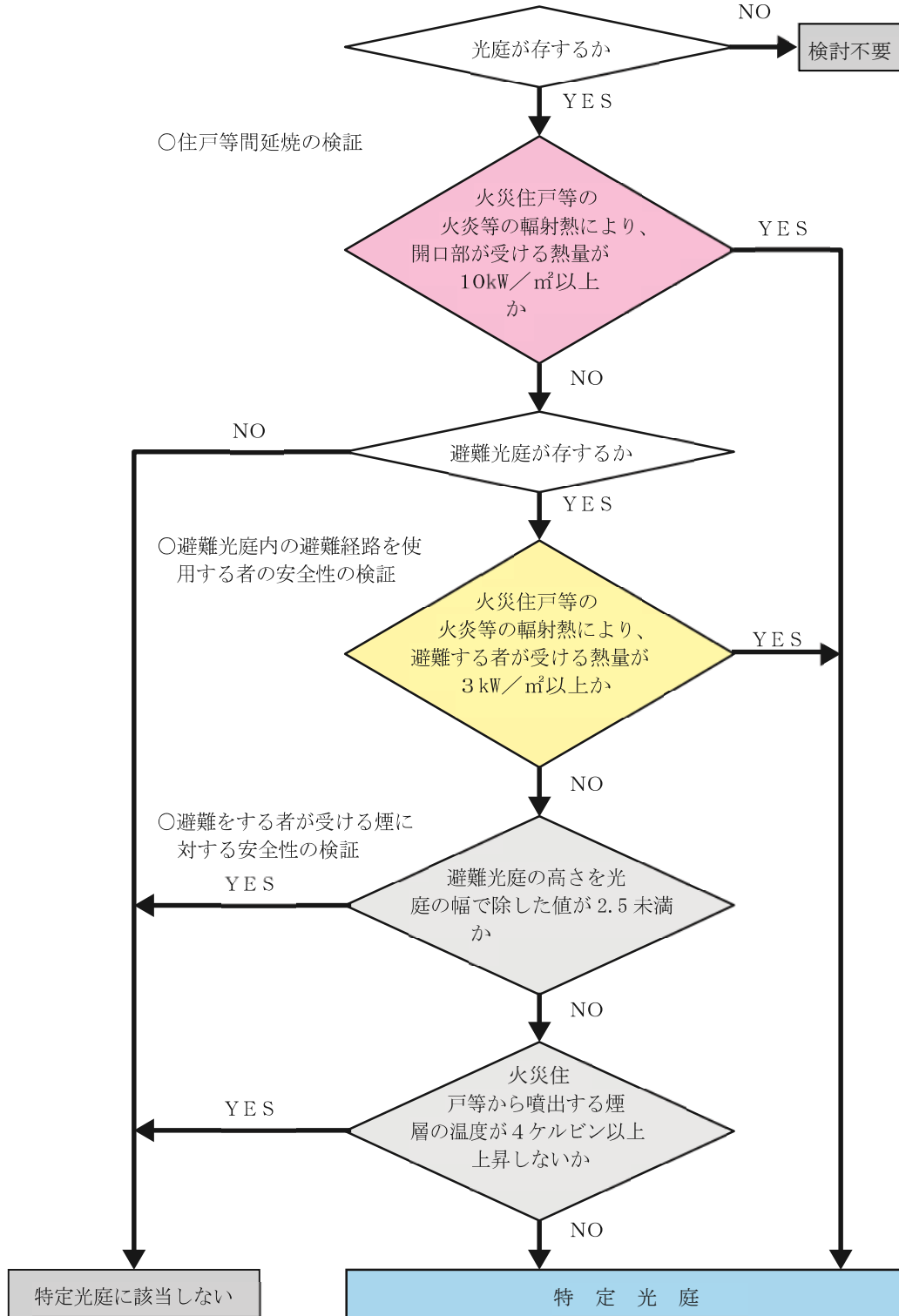


第6-7図

2 特定光庭の基準等

位置・構造告示第4の規定する特定光庭の基準等は、次によること。

(1) 検討フロー（第6－8図参照）



第6－8図

(2) 住戸等間延焼の検証

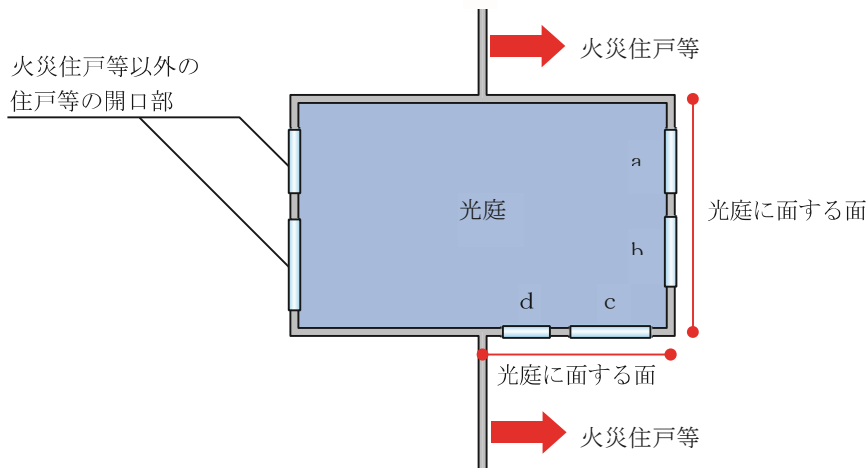
位置・構造告示第4第1号(1)に規定する「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」は、次のアからエまでの手順により求めること。

ア 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。

(第6-9図及び第6-10図参照)

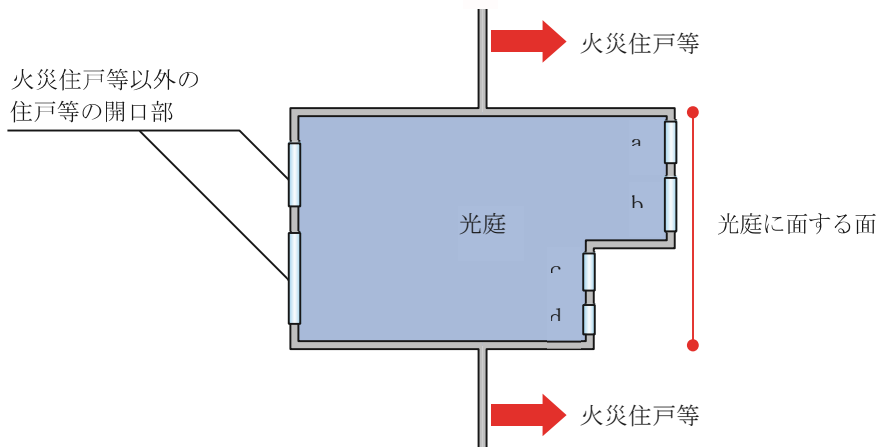
ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、次のイからオまでの手順により受熱量を求め合計すること。

(その1)



(注)面ごとに開口部「aとb」、「cとd」を合成し、それぞれ等価開口部を設定する。

(その2)

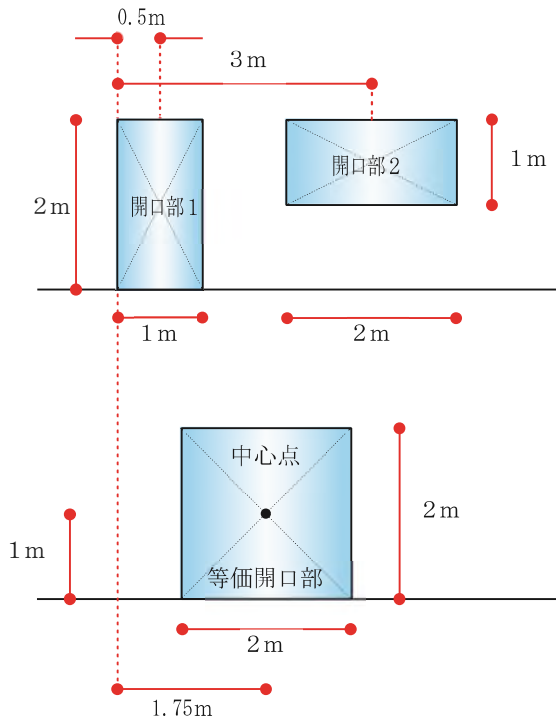


(注)面ごとに開口部「aとb」、「cとd」を合成し、それぞれ等価開口部を設定する。

第6-9図

(等価開口部の中心点の設定例)

(その1)



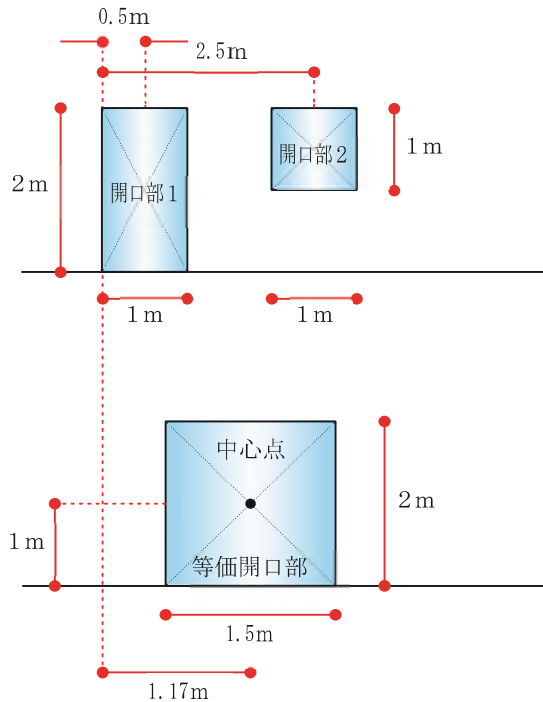
等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1, 2の最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部1, 2の面積の合計: 4m²
- ③ 従って、幅は2m
- ④ 中心位置は面積重心: 左破線を基準として面積重心を求めると、

$$2.0 \times 0.5 (\text{開口部1}) + 2.0 \times 3.0 (\text{開口部2}) = 4.0 \times L (\text{等価開口部})$$

となることから左破線より右側に
 $L = 1.75\text{m}$ (高さ1m) が中心点となる。

(その2)



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1, 2の最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部1, 2の面積の合計: 3m²
- ③ 従って、幅は1.5m
- ④ 中心位置は面積重心: 左破線を基準として面積重心を求めると、

$$2.0 \times 0.5 (\text{開口部1}) + 1.0 \times 2.5 (\text{開口部2}) = 3.0 \times L (\text{等価開口部})$$

となることから左破線より右側に
 $L = 1.17\text{m}$ (高さ1m) が中心点となる。

第6-10図

イ 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下この項において同じ。）の高さを次式により求めること。

$$L = 1.52 H_x$$

L : 等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位 m）

H_x : 等価開口部の高さ（単位 m）

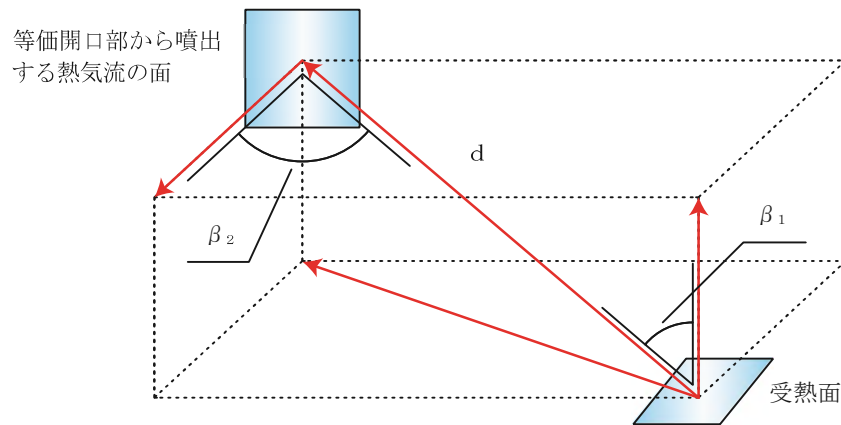
ウ 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。

$$S = LW$$

S : 等価開口部から噴出する熱気流の面積（単位 m^2 ）

W : 等価開口部の幅（単位 m）

エ 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。（第6-11図参照）



第6-11図

$$F = \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S$$

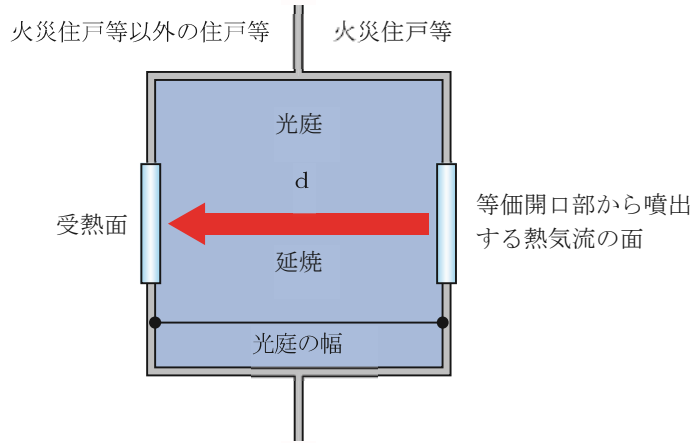
F : 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。（Fが1を超える場合にあっては $F = 1$ とする。以下この項において同じ。）

β_1 : 受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（受熱面側）
（単位 ラジアン）

β_2 : 受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（等価開口部側）
（単位 ラジアン）

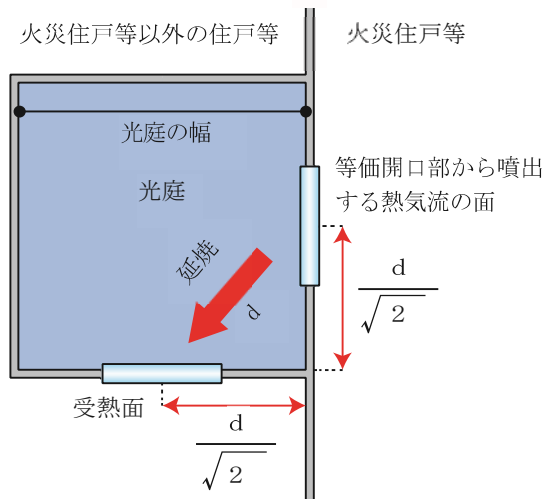
π : 円周率

d : 受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位 m）その適用例を第6-12図及び第6-13図に示す



光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、 β_1 及び β_2 は0ラジアンとなることから、 $F = S / \pi d^2$ （ただし、 $F \leq 1$ ）となる。

第6-12図



「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合、 β_1 及び β_2 は $\pi/4$ ラジアンとなることから、 $F = S / 2 \pi d^2$ （ただし、 $F \leq 1$ ）となる。

※ $1^\circ = \pi / 180$ ラジアン

第6-13図

オ 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部が受ける受熱量を次式により求めること。

$$q = 100 F$$

q : 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量 (単位 kW/m^2)

(3) 避難光庭を經由して避難する者の安全性の検証

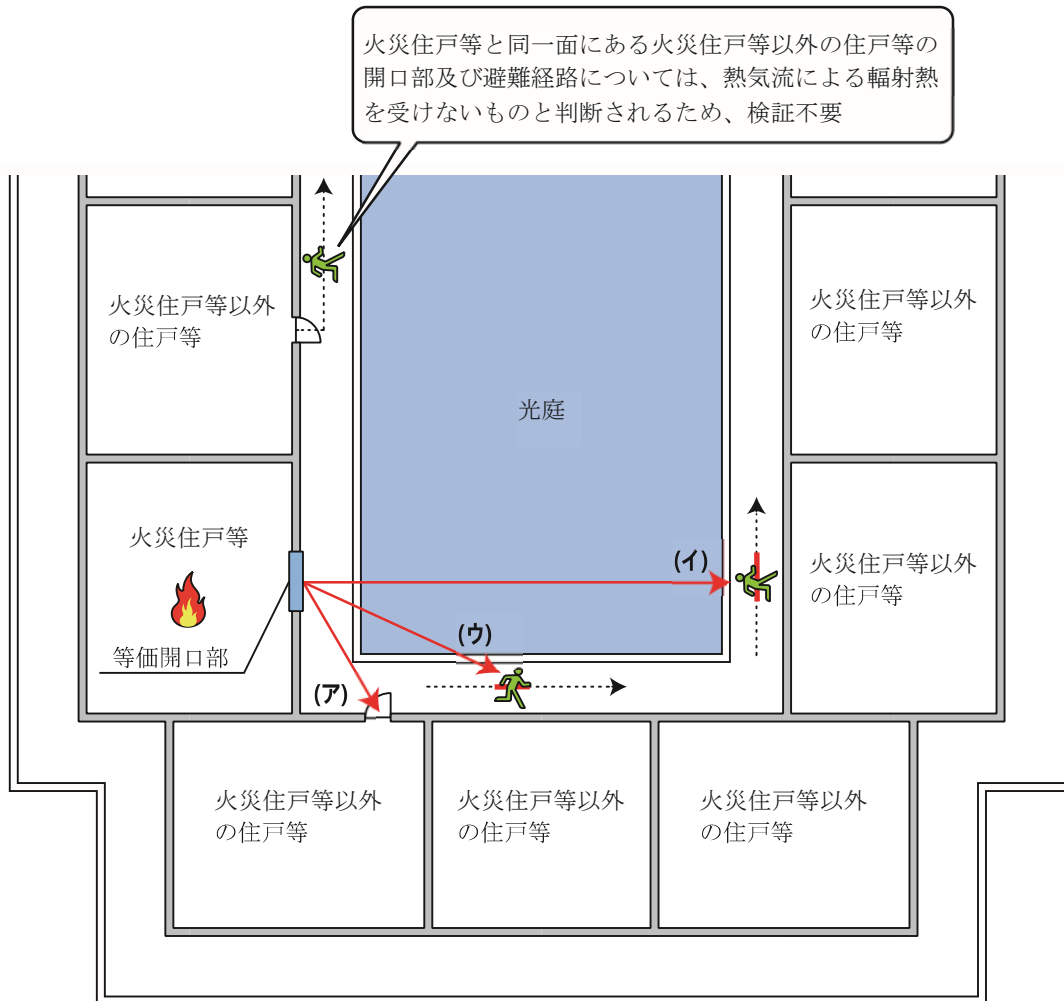
位置・構造告示第4第1号(2)に規定する避難光庭を經由して避難する者の安全性の検証については、次によること。

ア 位置・構造告示第4第1号(2)イに規定する「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量（ $3\text{ kW}/\text{m}^2$ 未満）」は、前(2)の手順により等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を求めること。

この場合において、避難光庭に面する廊下を経由して避難する者が受ける熱量の算定において受熱面（避難者）と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、次によること。（第6-14図参照）

- (ア) 火災住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分
- (イ) 火災住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部
- (ウ) 受熱量が大きくなると想定される廊下中央部（(ア)又は(イ)の部分における受熱量が $3\text{ kW}/\text{m}^2$ に近い値となる場合に限る。）

なお、火災住戸等と同一面にある火災住戸等以外の住戸等の開口部及び避難経路については、熱気流による輻射熱を受けないものと判断されるため、検証を要しないものであること。



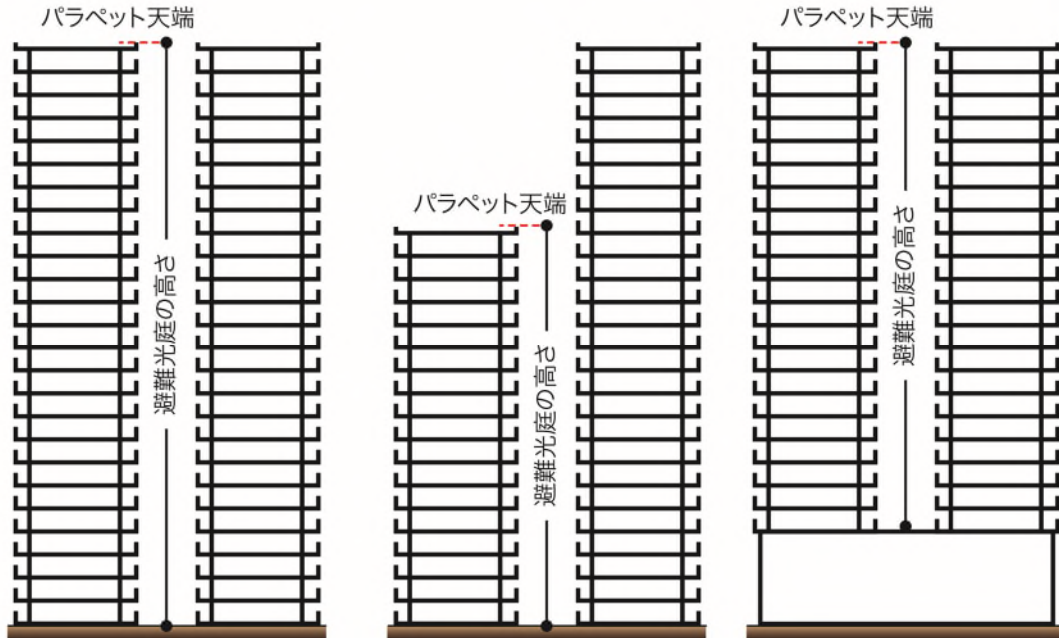
：避難者※

備考：避難者（※）避難方向と平行な面を受熱面とする。

イ 位置・構造告示第4第1号(2)ロイに規定する「避難光庭の高さ」及び「避難光庭の幅」の計測方法は、次によること。

(7) 避難光庭の高さの計測は、第6-15図の例によること。

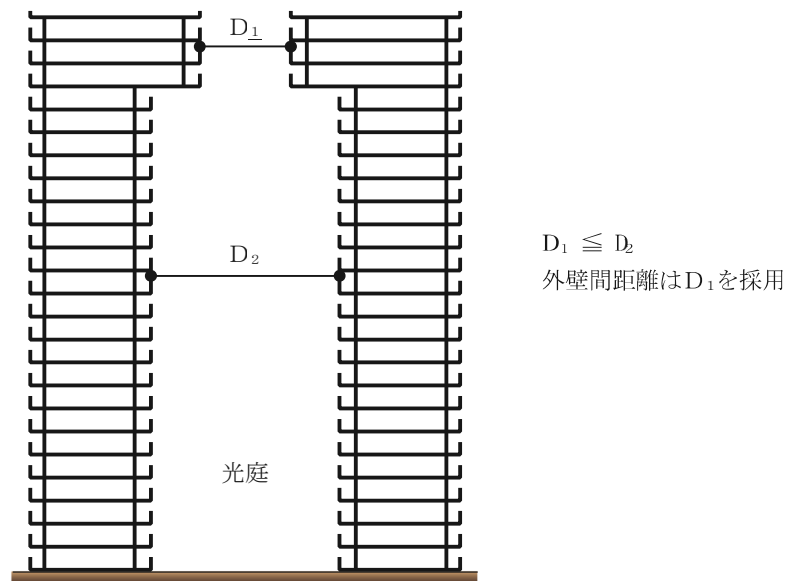
なお、パラペットの天端の高さが異なる場合には、原則として最も低い部分により計測すること。



第6-15図

(i) 避難光庭の幅の計測は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向（対向壁面の方向）とすること。

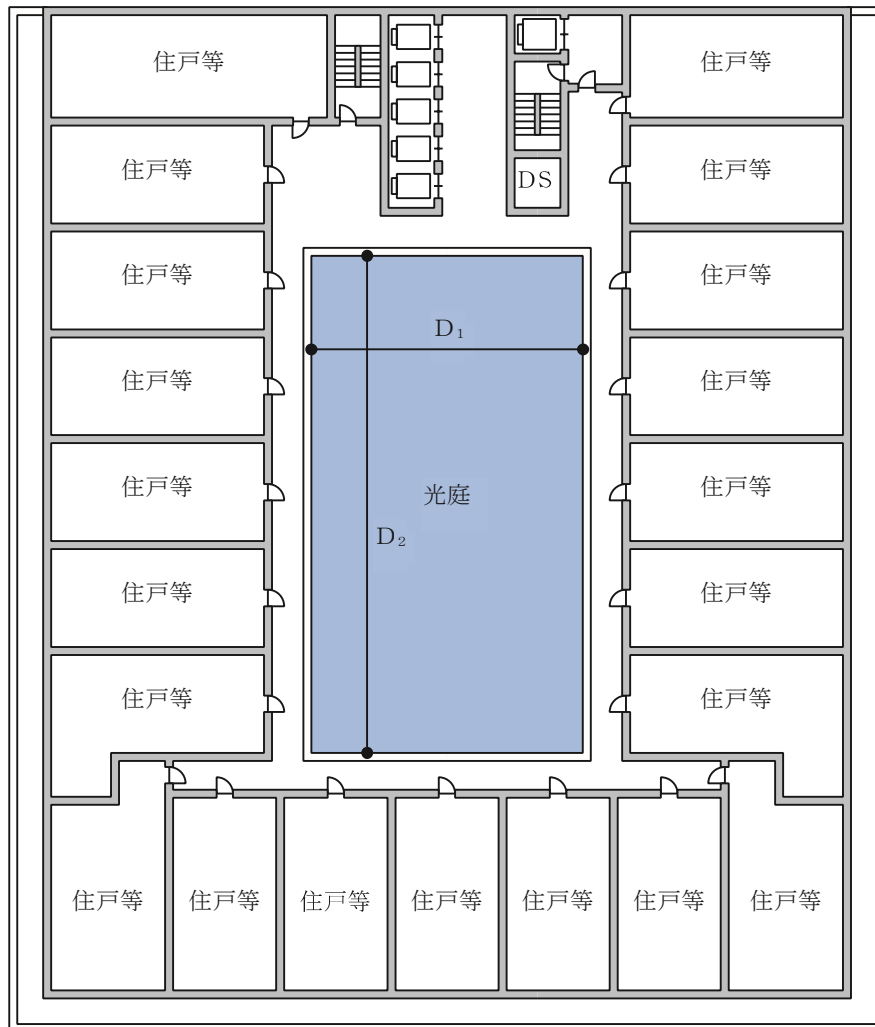
(ii) 立面的形状が複雑で、高さにより外壁間距離が異なる場合の避難光庭の幅の計測については、その最も小さい値を採用すること。（第6-16図参照）



第6-16図

(イ) 避難光庭の幅が長方形である場合は、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な条件を検証すること。(第6-17図参照)

なお、開口部が面している面及び位置により計算上不利な条件が明確とならない場合は、双方の相対する面を各々検証すること。



$D_1 \leq D_2$ であるが、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な条件を検証する。

第6-17図

(ロ) 避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、次の(4)で定める煙に対する安全性の検証を要しないものであること。

ウ 前ア及びイの検証により、避難をする者が受ける熱量が 3 kW/m^2 未満であり、かつ、避難光庭の高さと幅の比が2.5未満である場合については、当該避難光庭内の避難経路を使用して避難する者の安全性が確かめられたものとして特定光庭には該当しないものであること。

(4) 避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証

前(3)の検証により、避難をする者が受ける熱量が3kW/m²未満であっても、避難光庭の高さと幅の比が2.5以上となった場合については、位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ハ)に規定する「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」を次のアからウまでの手順により求め、当該避難光庭を経由して避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証を行うこと。

ア 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q_x = 400 A_x \sqrt{H_x}$$

Q_x : 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

A_x : 等価開口部の面積 (単位 m²)

イ 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率 (避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下この項において同じ。) を次式により求めること。

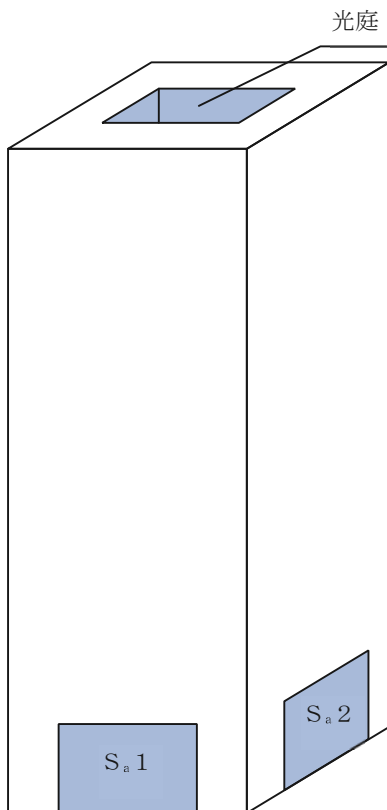
なお、光庭部分に面して常時開放された開口部が複数存する場合にあつては、個々の開口部の面積の合計により算定するものであること。(第6-18図参照)

$$r = 100 \frac{S_a}{S_t}$$

r : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率 (単位 %)

S_a : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積 (単位 m²)

S_t : 避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積 (単位 m²)



$$S_a = S_{a1} + S_{a2}$$

S_a : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部 (単位 m²)

S_{a1} , S_{a2} : 避難光庭部分に面して常時開放された個々の開口部の面積 (単位 m²)

第6-18図

ウ 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。

$$\Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q_x^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}}$$

ΔT : 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度 (単位 k)

A : 次式により求められる値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66}$$

D : 避難光庭の幅 (単位 m)

- (5) 前(2)から(4)までの計算は、平成19年1月30日事務連絡「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)等の運用に係る計算プログラムの消防庁ホームページへの掲載について」において示す計算プログラムにより実施し、関係図書を添えて建築確認申請書に添付すること。

(計算プログラムの掲載場所)

総務省消防庁 ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

ホーム>消防防災関係者の方へ>所管法令・省令・規則検索・告示・通知・通達一覧>通知・通達 平成19年一覧>平成19年1月の通知について (平成19年1月4日)

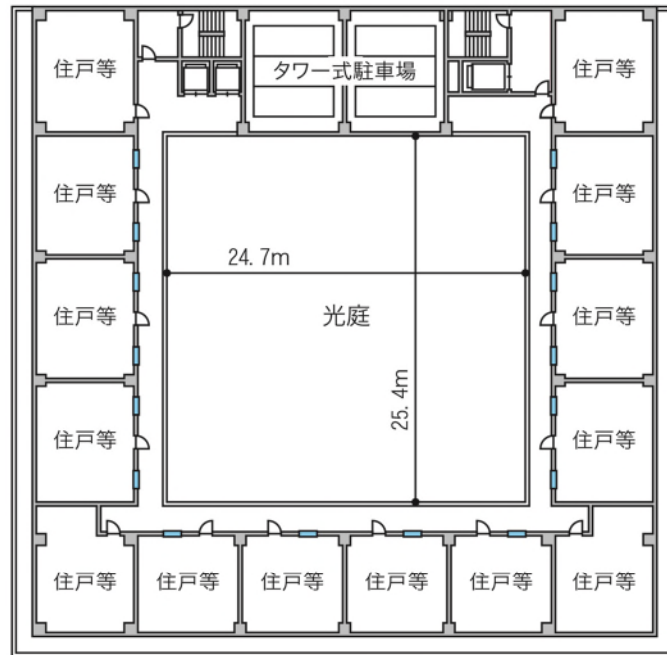
- (6) 光庭の検証範囲

光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りるものであること。

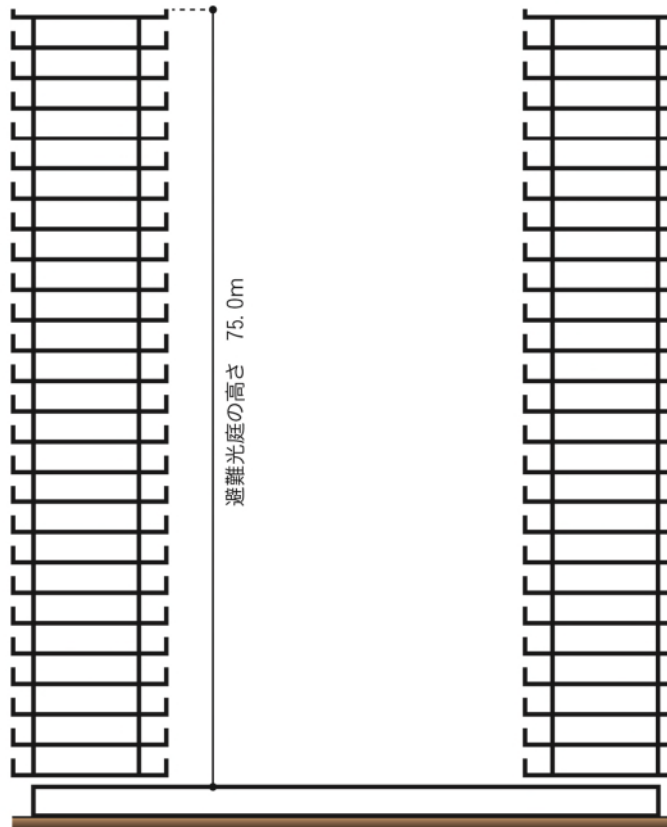
ただし、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行う必要があるものであること。

(参考) 特定光庭の判定方法

(平面図)



(断面図)



○計算手順

1 住戸等間延焼の検証

- (1) 想定出火住戸等を定める。
- (2) 等価開口部を設定する。
- (3) 等価開口部から噴出する熱気流の高さを求める。
- (4) 等価開口部から噴出する熱気流の面積を求める。
- (5) 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を求める。
- (6) 火災住戸等の火炎等の輻射熱により、開口部が受ける熱量が $10\text{kW}/\text{m}^2$ 以上か確認する。

2 避難光庭を經由して避難する者の安全性の検証

- (1) 想定出火住戸等を定める。
- (2) 等価開口部を設定する。
- (3) 等価開口部から噴出する熱気流の高さを求める。
- (4) 等価開口部から噴出する熱気流の面積を求める。
- (5) 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を求める。
 - ① 想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分
 - ② 想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部
 - ③ 受熱量が大きくなると想定される廊下中央部（①又は②の部分における受熱量が $3\text{kW}/\text{m}^2$ に近い値となる場合に必要に応じて確認する。）
- (6) 火災住戸等の火炎等の輻射熱により、避難する者が受ける熱量が $3\text{kW}/\text{m}^2$ 未満か確認する。
- (7) 避難光庭の高さを光庭の幅で除した値が 2.5 未満か確認する

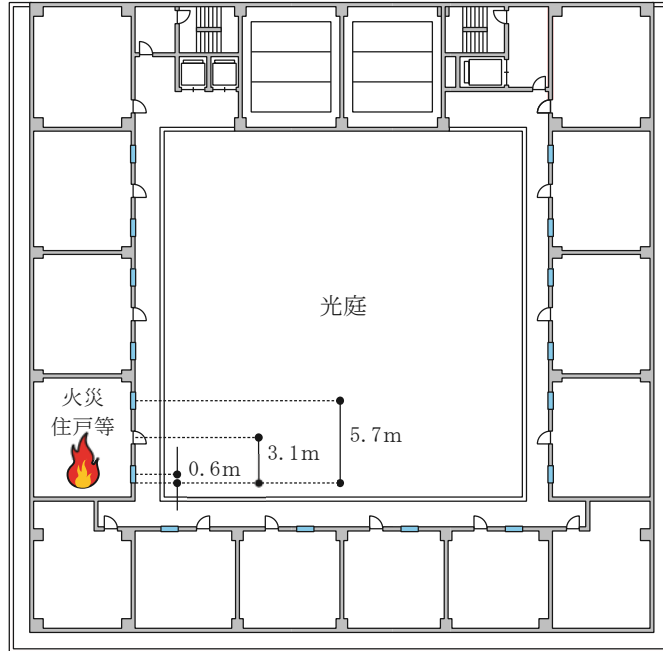
3 避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証（避難光庭の高さと幅の比が 2.5 以上となった場合に限る。）

- (1) 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を求める。
- (2) 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率を求める。
- (3) 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を求める。
- (4) 火災住戸等から噴出する煙層の温度が 4 ケルビン以上上昇しないか確認する。

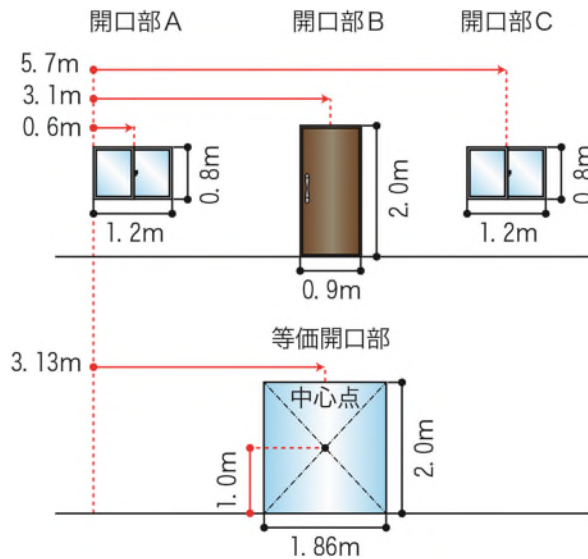
1 住戸等間延焼の検証

(1) 想定出火住戸等を定める。

(平面図)



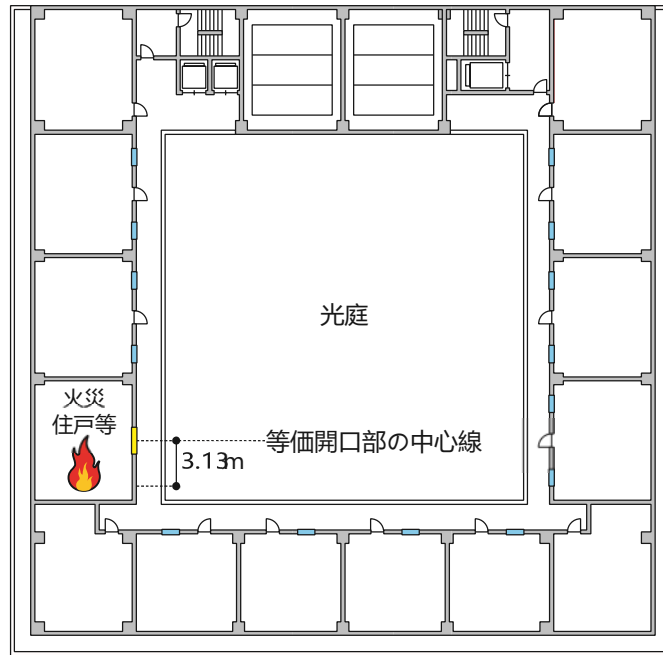
(2) 等価開口部を設定する。



〔等価開口部の求め方〕

- ① 高さは開口部A, B, Cの最大の高さ：2m
- ② 面積は開口部A, B, Cの面積の合計：3.72 m²
- ③ したがって、幅は $3.72 \div 2 = 1.86\text{m}$
- ④ 中心位置は面積重心：左破線を基準として面積重心を求めると、
 0.96×0.6 (開口部A) + 1.8×3.1 (開口部B) + 0.96×5.7 (開口部C) = $3.72 \times L$ (等価開口部) となることから左破線より右側に $L = 3.13\text{m}$ (高さ1m) が中心点となる。

(平面図)



(3) 等価開口部から噴出する熱気流の高さを求める。

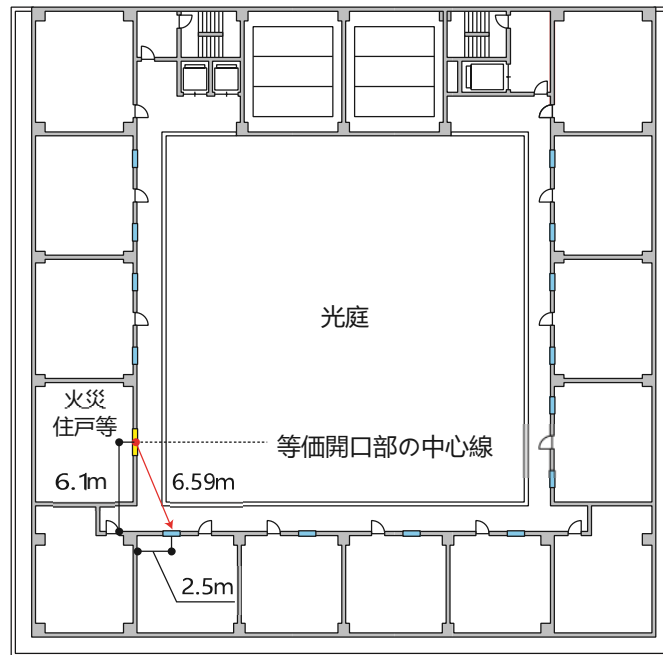
○ $L = 1.52 H_x = 1.52 \times 2.0 = 3.04(\text{m})$

(4) 等価開口部から噴出する熱気流の面積を求める。

○ $S = L W = 3.04 \times 1.86 = 5.65 (\text{m}^2)$

- (5) 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を求める。

(平面図)



$$\textcircled{O} F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S$$

$$\cos\beta_1 = 6.10 / 6.59 = 0.93$$

$$\cos\beta_2 = 2.50 / 6.59 = 0.38$$

$$= \frac{0.93 \times 0.38}{\pi \times 6.59^2} \times 5.65 = 0.0145$$

- (6) 火災住戸等の火災等の輻射熱により、開口部が受ける熱量が $10\text{kW}/\text{m}^2$ 以上か確認する。

$$\textcircled{O} q = 100F = 100 \times 0.0145 = 1.45 \text{ (kW / m}^2\text{)}$$

判定 : $1.45 < 10 \text{ (kW / m}^2\text{)}$

(計算プログラムにより実施した場合) 住戸等間延焼の検証

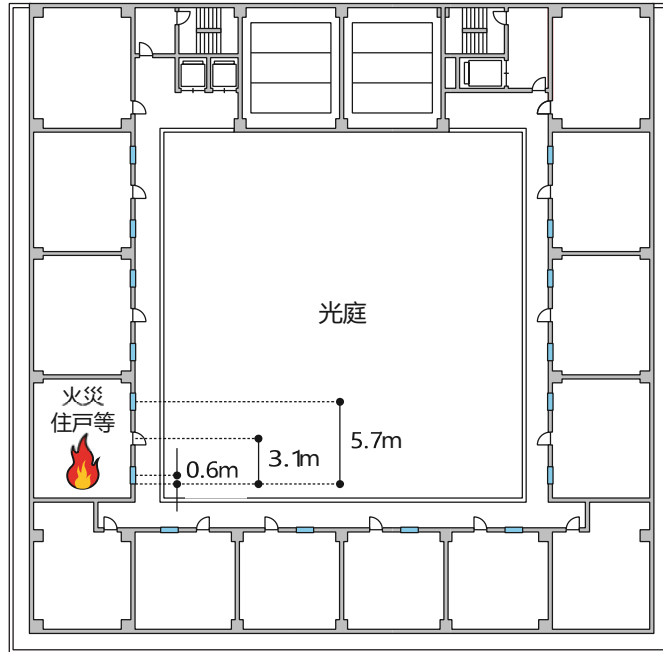
延焼安全性の検討(垂直)

項目	記号	単位	数値	備考
開口部面積	A1	m ²	0.96	入力項目
開口部面積	A2	m ²	1.8	
開口部面積	A3	m ²	0.96	
開口部面積	A4	m ²		
開口部面積	A5	m ²		
開口部面積	A6	m ²		
開口部面積	A7	m ²		
開口部面積	A8	m ²		
開口部面積	A9	m ²		
開口部面積	A10	m ²		
開口部高さ	H1	m	0.8	入力項目
開口部高さ	H2	m	2	
開口部高さ	H3	m	0.8	
開口部高さ	H4	m		
開口部高さ	H5	m		
開口部高さ	H6	m		
開口部高さ	H7	m		
開口部高さ	H8	m		
開口部高さ	H9	m		
開口部高さ	H10	m		
等価開口部 面積	A	m ²	3.72	
等価開口部 高さ	H	m	2.00	
等価開口部 幅	B	m	1.86	
噴出火炎の発熱速度	Q	kW	2104.35	
噴出火炎の高さ	L	m	3.04	
噴出火炎の面積	S	m ²	5.65	
受熱面と噴出火炎面の距離	d	m	6.59	
”(噴出火炎面に垂直)	X	m	6.1	入力項目
”(噴出火炎面に平行)	Y	m	2.5	入力項目
受熱面から噴出火炎面を見込む形態係数	F		0.0145	
受熱面の受ける輻射受熱量	q	kW/m ²	1.45	<10 O.K

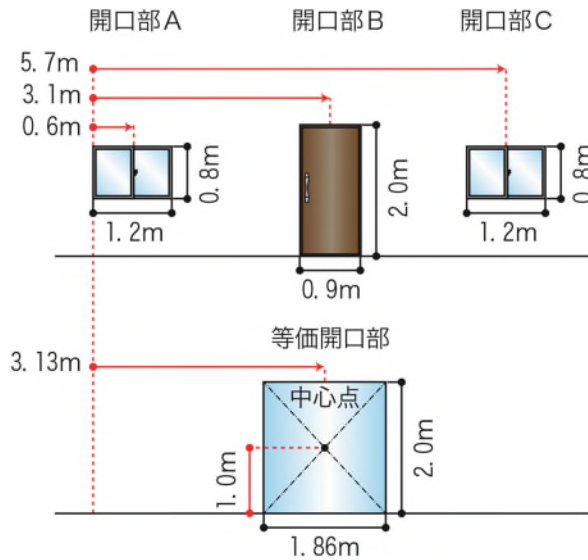
2 避難光庭を経由して避難する者の安全性の検証

(1) 想定出火住戸等を定める。

(平面図)



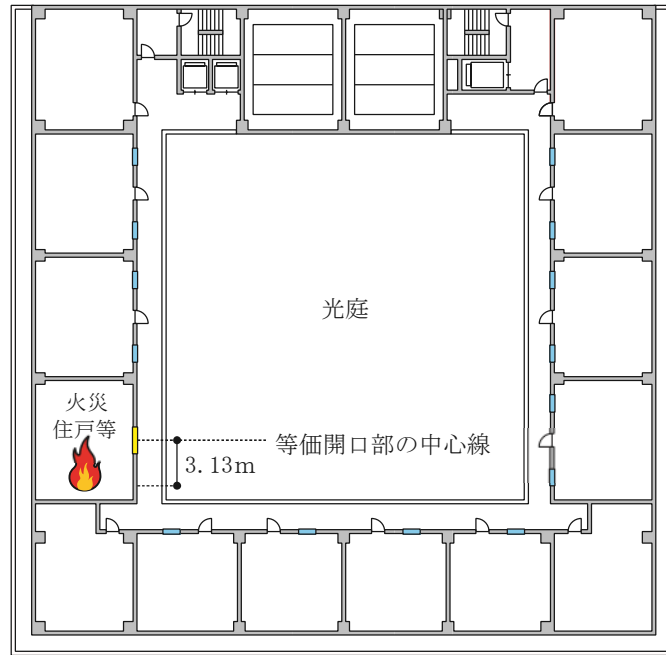
(2) 等価開口部を設定する。



[等価開口部の求め方]

- ① 高さは開口部A, B, Cの最大の高さ: 2m
- ② 面積は開口部A, B, Cの面積の合計: 3.72 m^2
- ③ したがって、幅は $3.72 \div 2 = 1.86\text{m}$
- ④ 中心位置は面積重心: 左破線を基準として面積重心を求めると、
 0.96×0.6 (開口部A) + 1.8×3.1 (開口部B) + 0.96×5.7 (開口部C) = $3.72 \times L$ (等価開口部)
 となることから左破線より右側に $L = 3.13\text{m}$ (高さ 1 m) が中心点となる。

(平面図)



(3) 等価開口部から噴出する熱気流の高さを求める。

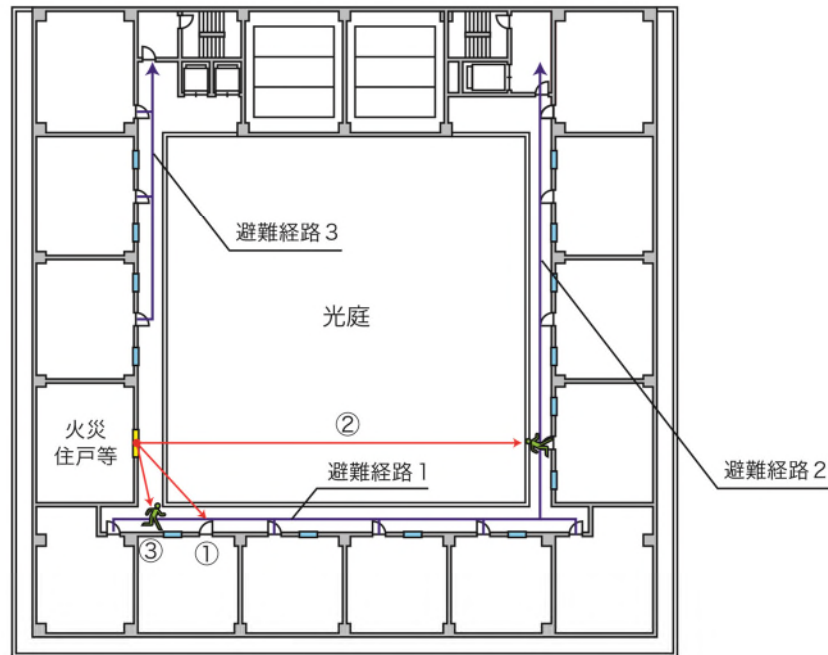
$$\bigcirc L = 1.52H_x = 1.52 \times 2.0 = 3.04 \text{ (m)}$$

(4) 等価開口部から噴出する熱気流の面積を求める。

$$\bigcirc S = LW = 3.04 \times 1.86 = 5.65 \text{ (m}^2\text{)}$$

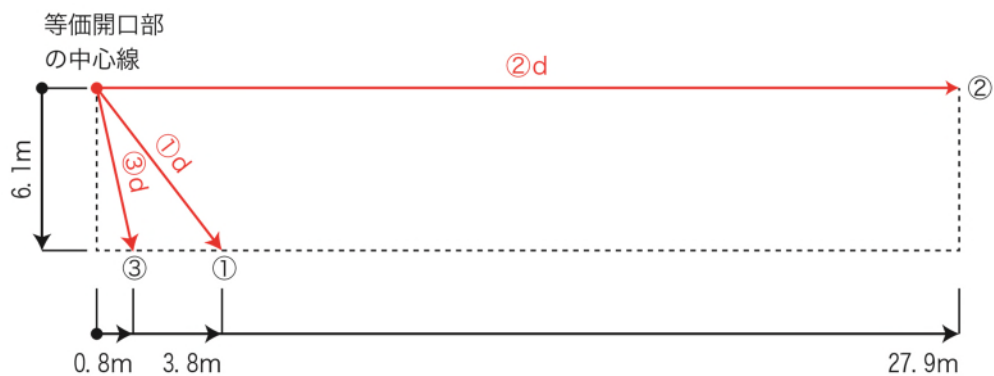
(5) 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を求める。

(平面図)



- ① 想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非火災住戸等の出入口部分
- ② 想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部
- ③ 受熱量が大きくなると想定される廊下中央部
(①又は②の部分における受熱量が $3 \text{ kW} / \text{m}^2$ に近い値となる場合に必要に応じて確認する。)

(注) 避難経路3は、火災住戸等と同一面にあり、熱気流による輻射熱を受けないものと判断されるため、検証不要



- ① $d: 7.19\text{m}$ $\text{Cos } \beta_1 = 6.1 / 7.19 = 0.85$, $\text{Cos } \beta_2 = 3.8 / 7.19 = 0.53$
- ② $d: 27.9\text{m}$
- ③ $d: 6.15\text{m}$ $\text{Cos } \beta_1 = 6.1 / 6.15 = 0.99$, $\text{Cos } \beta_2 = 0.8 / 6.15 = 0.13$

① 想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分

$$\circ F = \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S = \frac{0.85 \times 0.53}{\pi \times 7.19^2} 5.65 = 0.0156$$

② 想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部

$$\circ F = \frac{S}{\pi d^2} = \frac{5.65}{\pi \times 27.9^2} = 0.0023$$

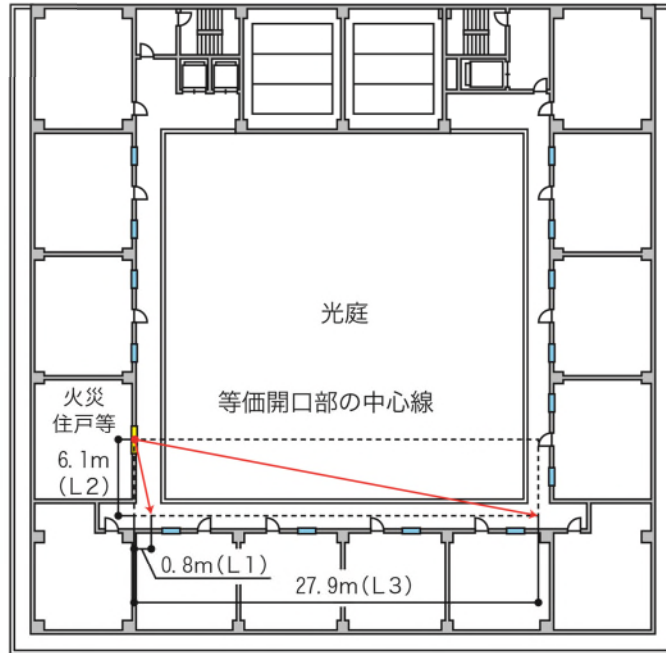
③ 受熱量が大きくなると想定される廊下中央部（①又は②の部分における受熱量が3kW/m²に近い値となる場合に必要に応じて確認する。）

$$\circ F = \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S = \frac{0.99 \times 0.13}{\pi \times 6.15^2} 5.65 = 0.0061$$

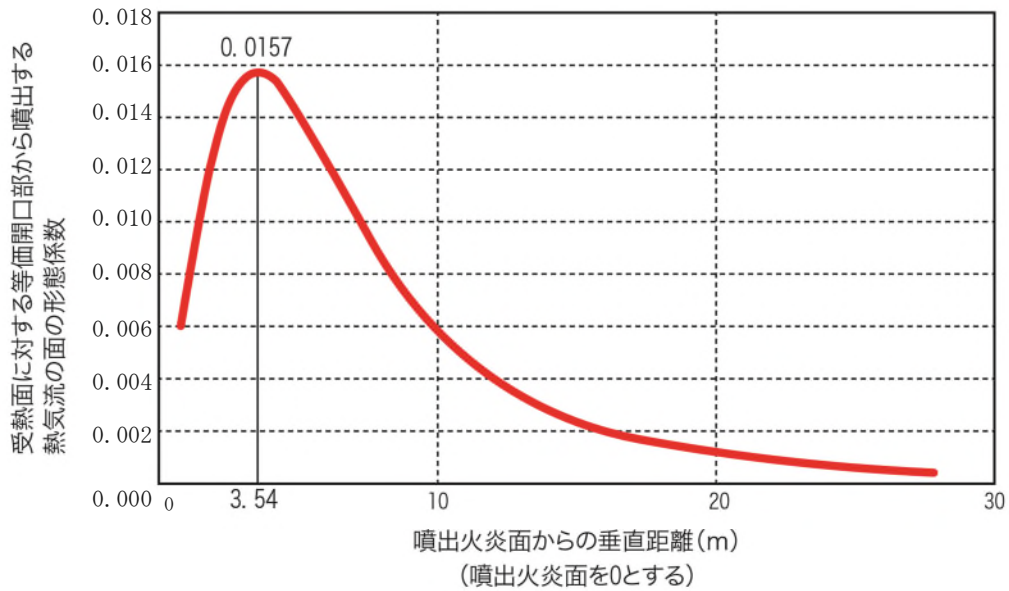
(注) ③「受熱量が大きくなると想定される廊下中央部」0.0061<①「想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分」0.0156 となった場合は、計算プログラムにより検証する必要があること（受熱量が明らかに小さい避難経路2は、省略することができる。）。

(計算プログラムにより、検証する場合)

(平面図)



受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数



計算プログラムにより、噴出火炎面からの垂直距離が3.54mの位置が受熱量が大きくなると想定される部分となる。

(7) 火災住戸等の火災等の輻射熱により、避難する者が受ける熱量が3kW/m²未満か確認する。

$$\circ q = 100F = 100 \times 0.0157 = 1.57 \text{ (kW / m}^2\text{)}$$

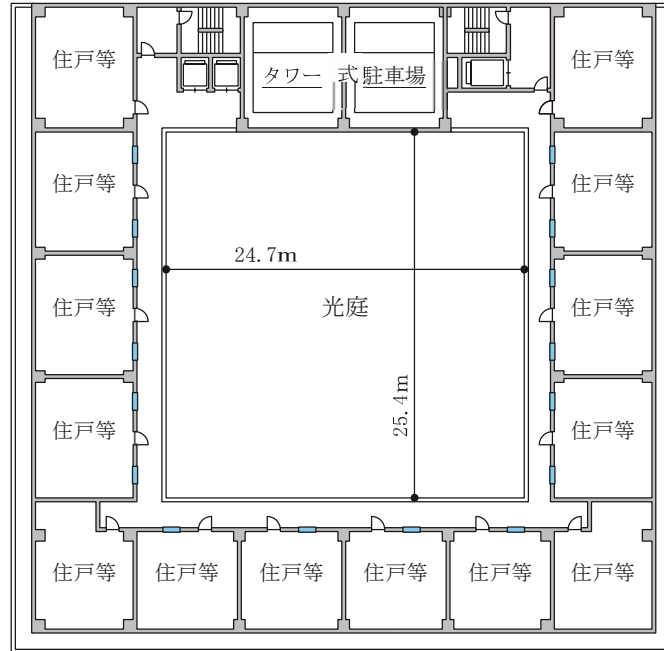
(計算プログラムにより実施した場合) 避難光庭を經由して避難する者の安全性の検証

避難安全性の検討(避難方向:噴出火炎面と垂直及び平行)

項目	記号	単位	数値	備考
開口部面積	A1	m ²	0.96	入力項目
開口部面積	A2	m ²	1.8	
開口部面積	A3	m ²	0.96	
開口部面積	A4	m ²		
開口部面積	A5	m ²		
開口部面積	A6	m ²		
開口部面積	A7	m ²		
開口部面積	A8	m ²		
開口部面積	A9	m ²		
開口部面積	A10	m ²		
開口部高さ	H1	m	0.8	入力項目
開口部高さ	H2	m	2	
開口部高さ	H3	m	0.8	
開口部高さ	H4	m		
開口部高さ	H5	m		
開口部高さ	H6	m		
開口部高さ	H7	m		
開口部高さ	H8	m		
開口部高さ	H9	m		
開口部高さ	H10	m		
等価開口部面積	A	m ²	3.72	
等価開口部高さ	H	m	2.00	
等価開口部幅	B	m	1.86	
噴出火炎の発熱速度	Q	kW	2104.35	
噴出火炎の高さ	L	m	3.04	
噴出火炎の面積	S	m ²	5.65	
避難経路1(噴出火炎面に垂直) L1	L1	m	0.8	入力項目
避難経路1 L2	L2	m	6.1	入力項目
避難経路1 L3	L3	m	27.9	入力項目
避難経路2(噴出火炎面に平行) L1	L1	m		入力項目
避難経路2 L2	L2	m		入力項目
避難経路2 L3	L3	m		入力項目
避難経路1(噴出火炎面と垂直)				
噴出火炎面からの垂直距離	xx	m	3.54	
受熱面から噴出火炎面を見込む形態係数	F		0.0157	
受熱面の受ける輻射受熱量	q	kW/m ²	1.57	<3 O.K
避難経路2(噴出火炎面と平行)				
噴出火炎面からの水平距離	yy	m		
受熱面から噴出火炎面を見込む形態係数	F			
受熱面の受ける輻射受熱量	q	kW/m ²		
避難光庭の幅	D	m		入力項目
避難光庭底部の給気口面積	Sa	m ²		入力項目
避難光庭頂部の開口面積	St	m ²		入力項目
避難光庭の給気口率	r			
計算定数	α			
煙層の上昇温度	ΔT	K		

(8) 避難光庭の高さを光庭の幅で除した値が2.5未満か確認する。

(平面図)



$$\text{○}75.0 / 24.7 = 3.04$$

2.5以上となるため、3避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証を行う。

3 避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証（避難光庭の高さと幅の比が2.5以上となった場合に限る。）

(1) 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を求める。

$$\bigcirc Q_x = 400 A_x \sqrt{H_x} = 400 \times 3.72 \sqrt{2.0} = 2104.35 \text{ (kW)}$$

(2) 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率を求める。

$$\bigcirc r = 100 \frac{S_a}{S_t} = 100 \frac{10.00}{627.38} = 1.59$$

(3) 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を求める。

$$\bigcirc \alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66} = 1.2 + \frac{1.32}{1.59 + 0.66} = 1.79$$

(4) 火災住戸等から噴出する煙層の温度が4ケルビン以上上昇しないか確認する。

$$\bigcirc \Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q_x^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}} = 2.06 \times 1.79 \frac{2104.35^{\frac{2}{3}}}{24.7^{\frac{5}{3}}} = 2.88 \text{ (ケルビン)}$$

4 判定

特定光庭には該当しない。

(計算プログラムにより実施した場合) 避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証

避難安全性の検討(避難方向:噴出火炎面と垂直及び平行)

項目	記号	単位	数値	備考
開口部面積	A1	m ²	0.96	入力項目
開口部面積	A2	m ²	1.8	
開口部面積	A3	m ²	0.96	
開口部面積	A4	m ²		
開口部面積	A5	m ²		
開口部面積	A6	m ²		
開口部面積	A7	m ²		
開口部面積	A8	m ²		
開口部面積	A9	m ²		
開口部面積	A10	m ²		
開口部高さ	H1	m	0.8	入力項目
開口部高さ	H2	m	2	
開口部高さ	H3	m	0.8	
開口部高さ	H4	m		
開口部高さ	H5	m		
開口部高さ	H6	m		
開口部高さ	H7	m		
開口部高さ	H8	m		
開口部高さ	H9	m		
開口部高さ	H10	m		
等価開口部面積	A	m ²	3.72	
等価開口部高さ	H	m	2.00	
等価開口部幅	B	m	1.86	
噴出火炎の発熱速度	Q	kW	2104.35	
噴出火炎の高さ	L	m	3.04	
噴出火炎の面積	S	m ²	5.65	
避難経路1(噴出火炎面に垂直) L1	L1	m	0.8	入力項目
避難経路1 L2	L2	m	6.1	入力項目
避難経路1 L3	L3	m	27.9	入力項目
避難経路2(噴出火炎面に平行) L1	L1	m		入力項目
避難経路2 L2	L2	m		入力項目
避難経路2 L3	L3	m		入力項目
避難経路1(噴出火炎面と垂直)				
噴出火炎面からの垂直距離	xx	m	3.54	
受熱面から噴出火炎面を見込む形態係数	F		0.0157	
受熱面の受ける輻射受熱量	q	kW/m ²	1.57	<3 O.K
避難経路2(噴出火炎面と平行)				
噴出火炎面からの水平距離	yy	m		
受熱面から噴出火炎面を見込む形態係数	F			
受熱面の受ける輻射受熱量	q	kW/m ²		
避難光庭の幅	D	m	24.7	入力項目
避難光庭底部の給気口面積	Sa	m ²	10	入力項目
避難光庭頂部の開口面積	St	m ²	627.38	入力項目
避難光庭の給気口率	r		1.59	
計算定数	α		1.79	
煙層の上昇温度	ΔT	K	2.88	<4 O.K

3 特定光庭が存する場合の基準等

特定光庭が存する場合にあつては、位置・構造告示第4第2号の規定によるほか、次によること。

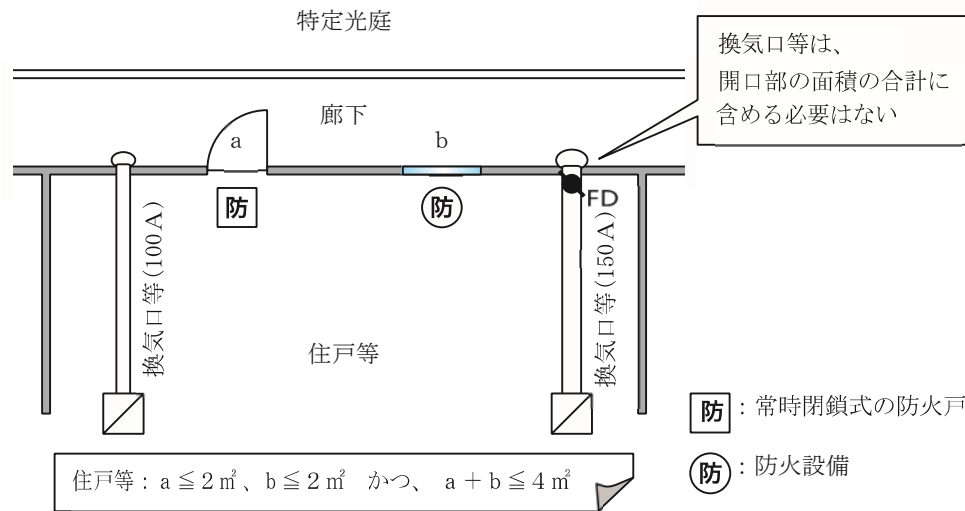
(1) 廊下又は階段室等が特定光庭に面し設けられる場合の当該特定光庭に面して設ける開口部

廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、位置・構造告示第4第2号(1)によるほか、次によること。

なお、当該開口部には、階段室に設けられた開口部は含まれないものであること。

ア 位置・構造告示第4第2号(1)イに規定する「特定光庭に面する一の開口部の面積が2㎡以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が4㎡以下」は、第6-19図の例によること。

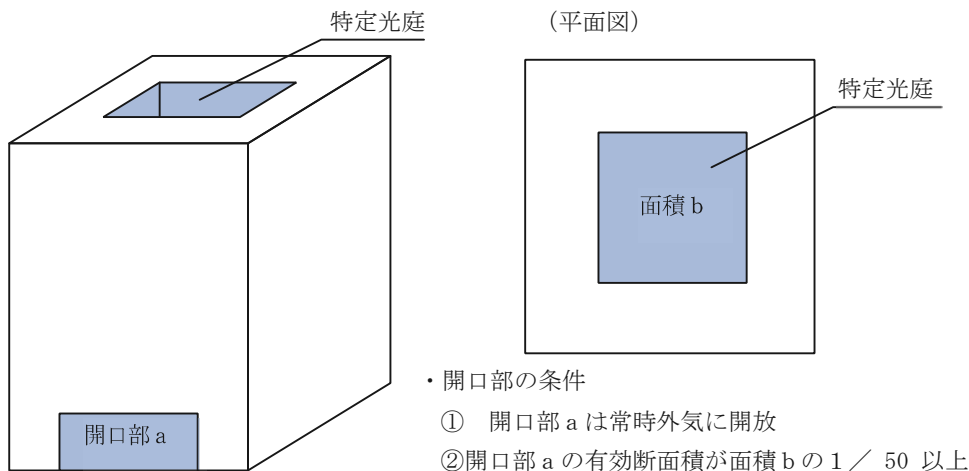
なお、位置・構造告示第3第3号(3)の規定の例により設けられている換気口等は、開口部の面積に含める必要はないこと。

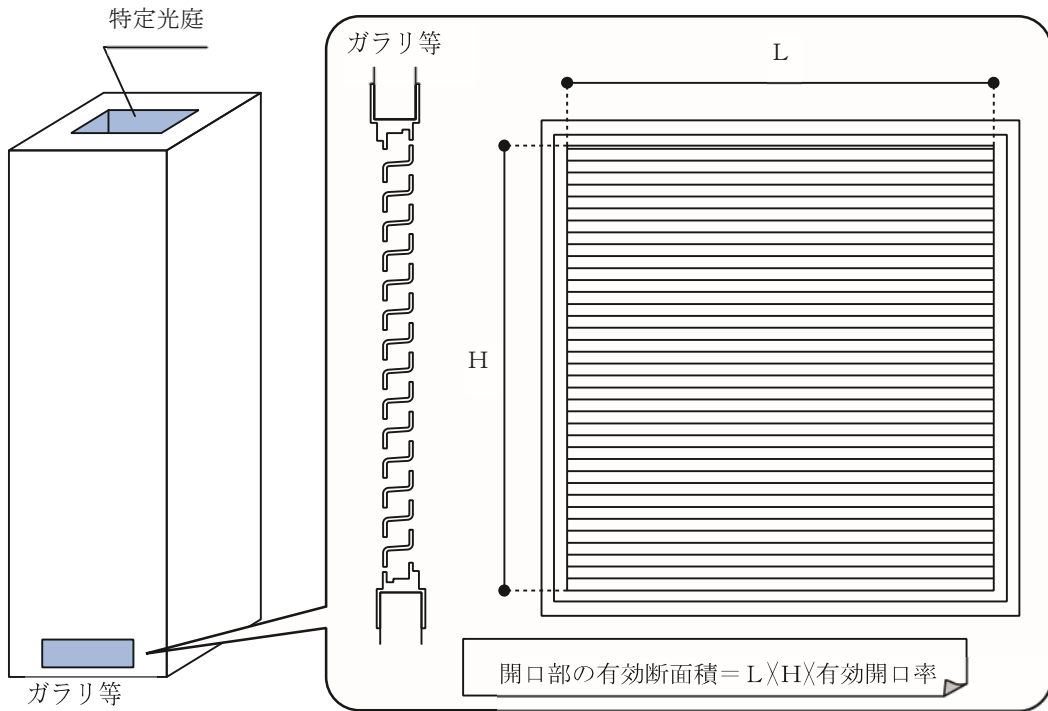


第6-19図

イ 位置・構造告示第4第2号(1)ロに規定する「特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の1/50以上であること」は、第6-20図の例によること。

なお、開口部にガラリ等を設けた場合は、当該ガラリ等の有効開口率を乗じて得られた値とすること。



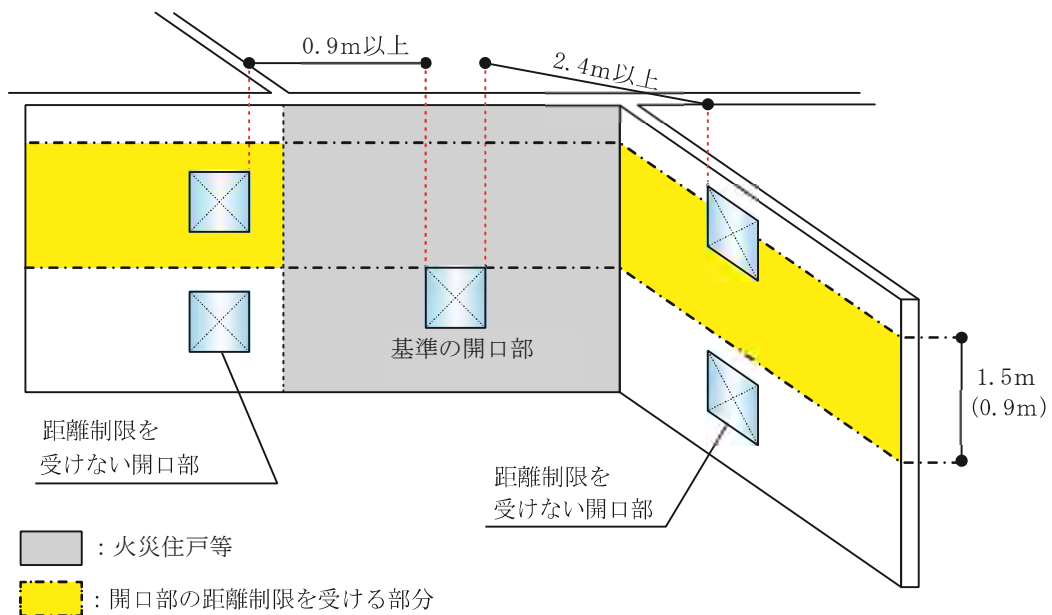


第6-20 図

(2) 特定光庭に面する開口部 ((1)に定めるものを除く。)

特定光庭に面する開口部にあつては、位置・構造告示第4第2号(2)の規定によるほか、次によること。

ア 位置・構造告示第4第2号(2)ロに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、第6-21 図の例により、計測すること。

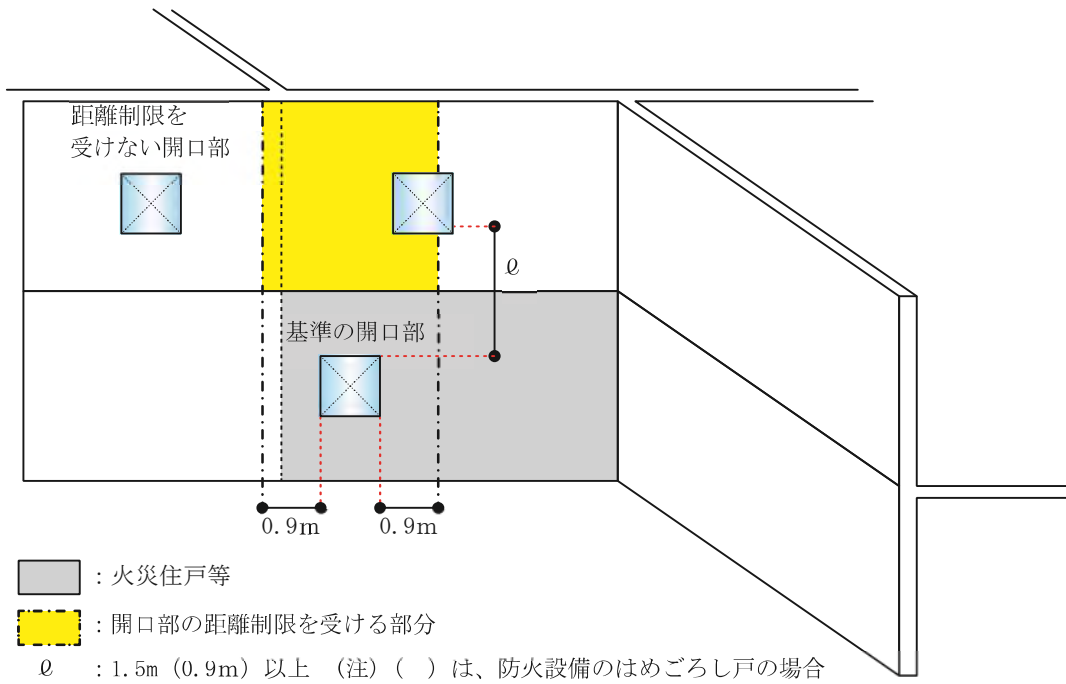


(注) () は、防火設備のはめごろし戸の場合

第6-21 図

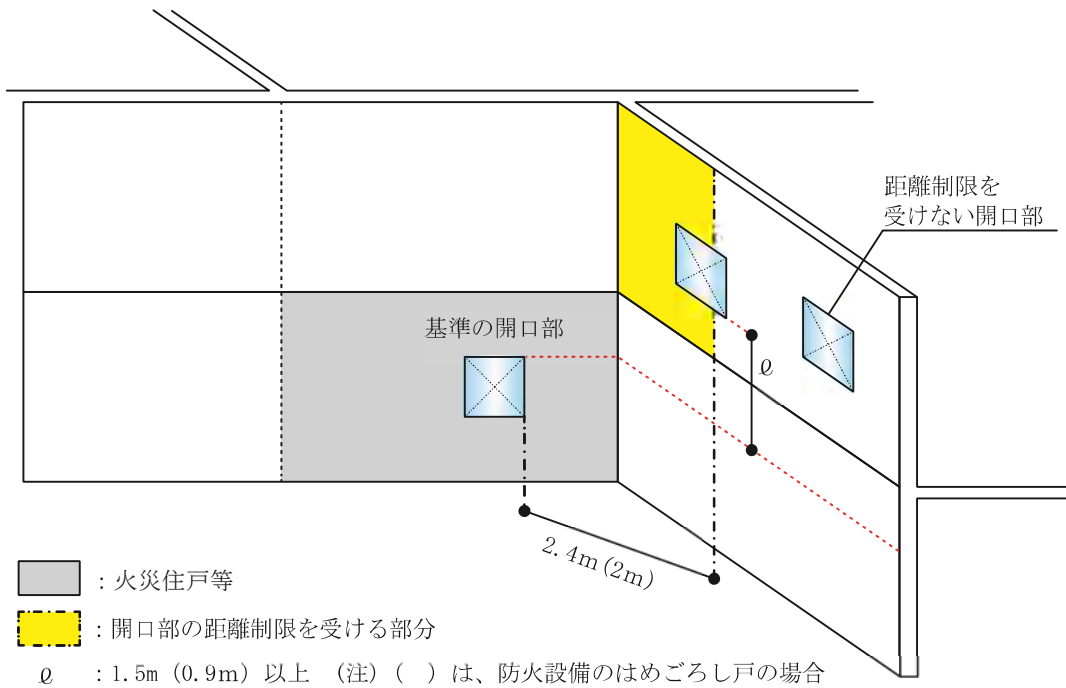
イ 位置・構造告示第4第2号(2)ハに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、第6-22図及び第6-23図の例により、計測すること。

(同一壁面上の例)



第6-22図

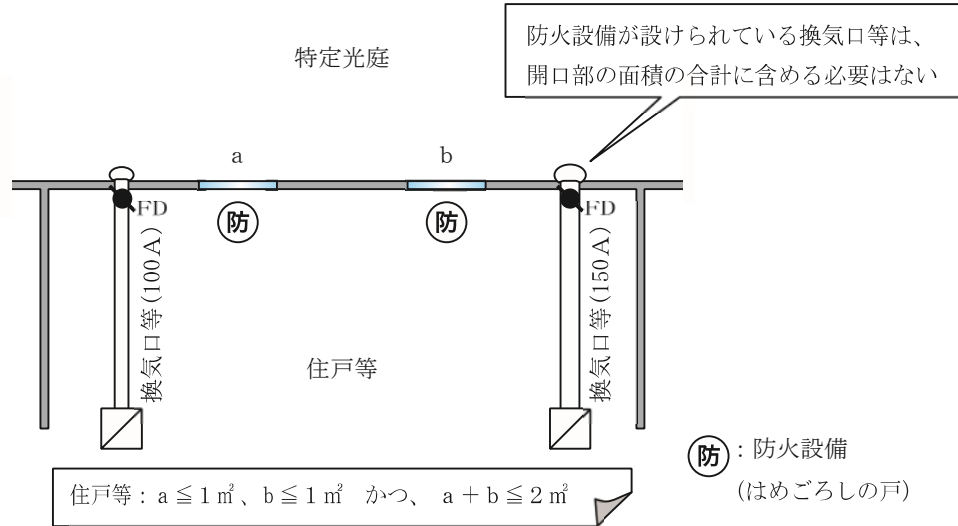
(異なる壁面上の例)



第6-23図

ウ 位置・構造告示第4第2号(2)に規定する「一の開口部の面積が 1 m^2 以下であり、かつ、一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が 2 m^2 以下であること」は、第6-24図の例によること。

なお、防火設備が設けられている換気口等は、開口部の面積に含める必要はないこと。



第6-24図

(3) 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、位置・構造告示第4第2号(3)の規定によるほか、同号(3)口に規定する「防火上有効な措置」とは、次のア及びイの措置をいうものであること。

ア 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

- (7) ガスの消費量が、 70 kW ($60,000\text{ kcal}$) 以下であること。
- (4) 一の住戸の用に供するものであること。
- (7) 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。
- (2) 密閉式以外の給湯湯沸設備を設置する場合は、光庭の高さ、大きさ、給湯湯沸設備の消費量等から必要給気口面積が確保された場合、自然通気力により給排気を行う自然給排気式（BF式）及び室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式（屋外式（RF式））とすることができるものであること。
- (4) 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。
- (7) 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。

イ 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

- (7) 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋めること。この場合において「すき間を不燃材料で埋める」は、第4区画貫通及び耐火性能1(3)ウ(7)を準用すること。
- (4) (7)の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

第7 必要とされる防火性能を有する消防 の用に供する設備等

1 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等とは、次に掲げる消防用設備等であること。

- ア 住宅用消火器及び消火器具
- イ 共同住宅用スプリンクラー設備
- ウ 共同住宅用自動火災報知設備
- エ 住戸用自動火災報知設備
- オ 共同住宅用非常警報設備
- カ 共同住宅用連結送水管
- キ 共同住宅用非常コンセント設備

2 住宅用消火器及び消火器具

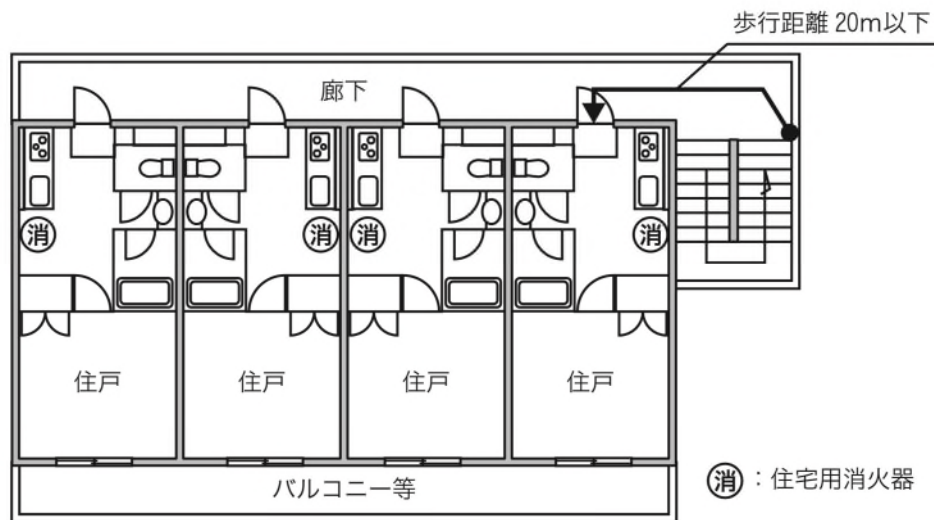
住宅用消火器及び消火器具は、省令40号第3条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 住宅用消火器

住宅用消火器は、省令40号第3条第3項第1号イの規定によるほか、次によること。

- ア 住戸、共用室又は管理人室の玄関、台所等の容易に目に付く部分に設置すること。▲
- イ 省令40号第3条第3項第1号ロただし書きに規定する「廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあつては、消火器具を設置しないことができる」とは、当該住戸、共用室又は管理人室の出入口から、歩行距離20m以下の廊下、階段室、エレベーターホール、エントランスホールその他人が通行する用のみに供する部分をいうものであること。●(第7-1図参照)

(消火器具を設置しないことができる例)

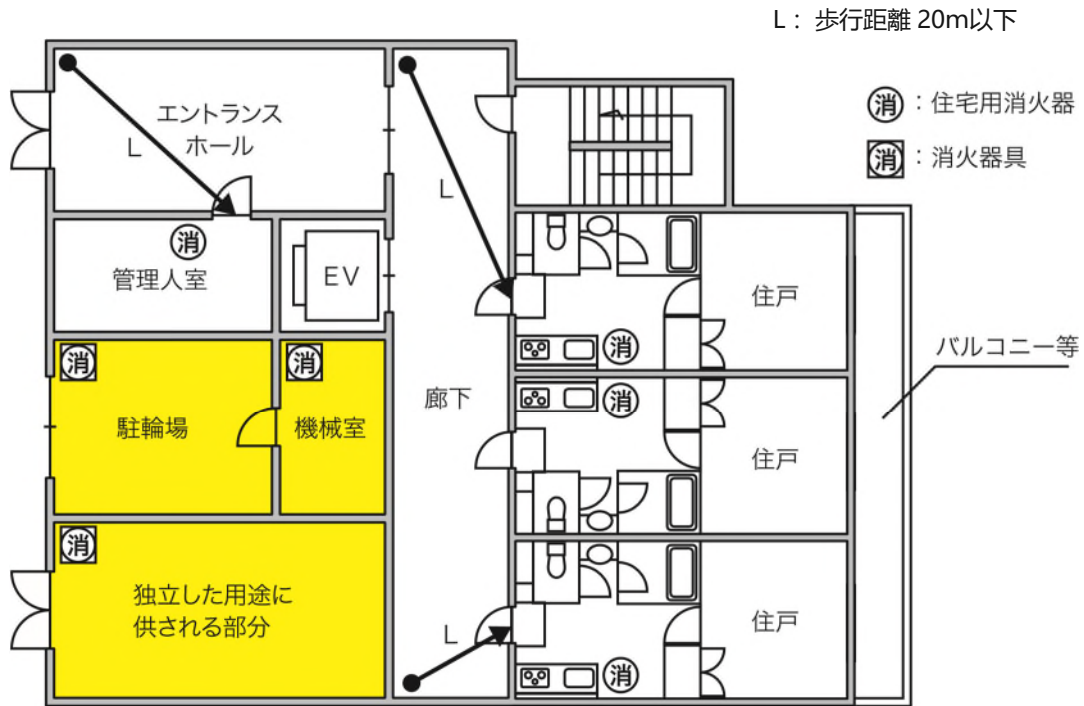


第7-1図

ウ 次に掲げる部分には、住宅用消火器を設けることはできないこと。(第7-2図参照)

- (イ) 倉庫、機械室その他これらに類する部分
- (ロ) 共用部分
- (ハ) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い5(2)みなし従属により、その独立した用途に供される部分

(住宅用消火器及び消火器具の併用設置が必要な例)



第7-2図

(2) 消火器具

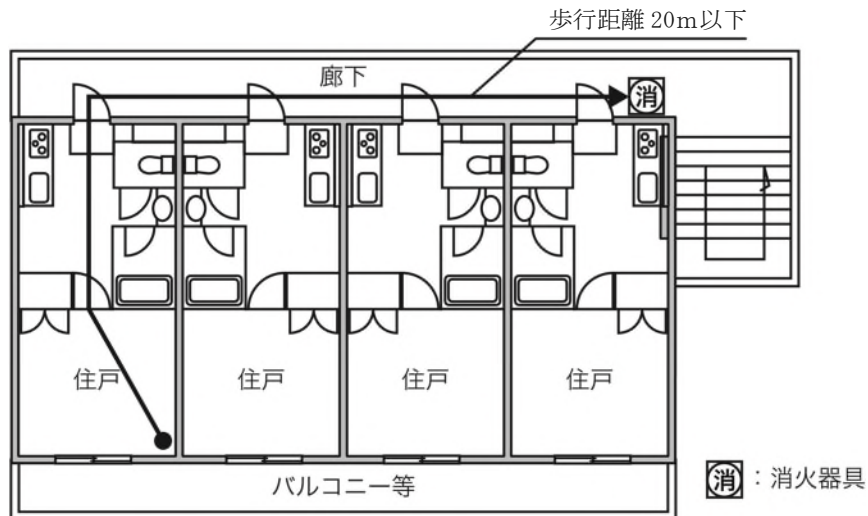
消火器具は、省令40号第3条第3項第1号ロの規定によるほか、次によること。

ア 消火器具は、第4章第1消火器具を準用すること。

イ 消火器具を住戸、共用室及び管理人室の各部分から歩行距離20m以下となるよう共用部分に設置した場合は、住戸、共用室又は管理人室の住宅用消火器の設置を要しないものであること。

(第7-3図参照)

(住宅用消火器の設置を免除することができる例)



第7-3図

3 共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備は、省令40号第3条第3項第2号の規定によるほか、第8共同住宅用スプリンクラー設備に定めるところによること。

4 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備は、省令40号第3条第3項第3号の規定によるほか、第9共同住宅用自動火災報知設備に定めるところによること。

5 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

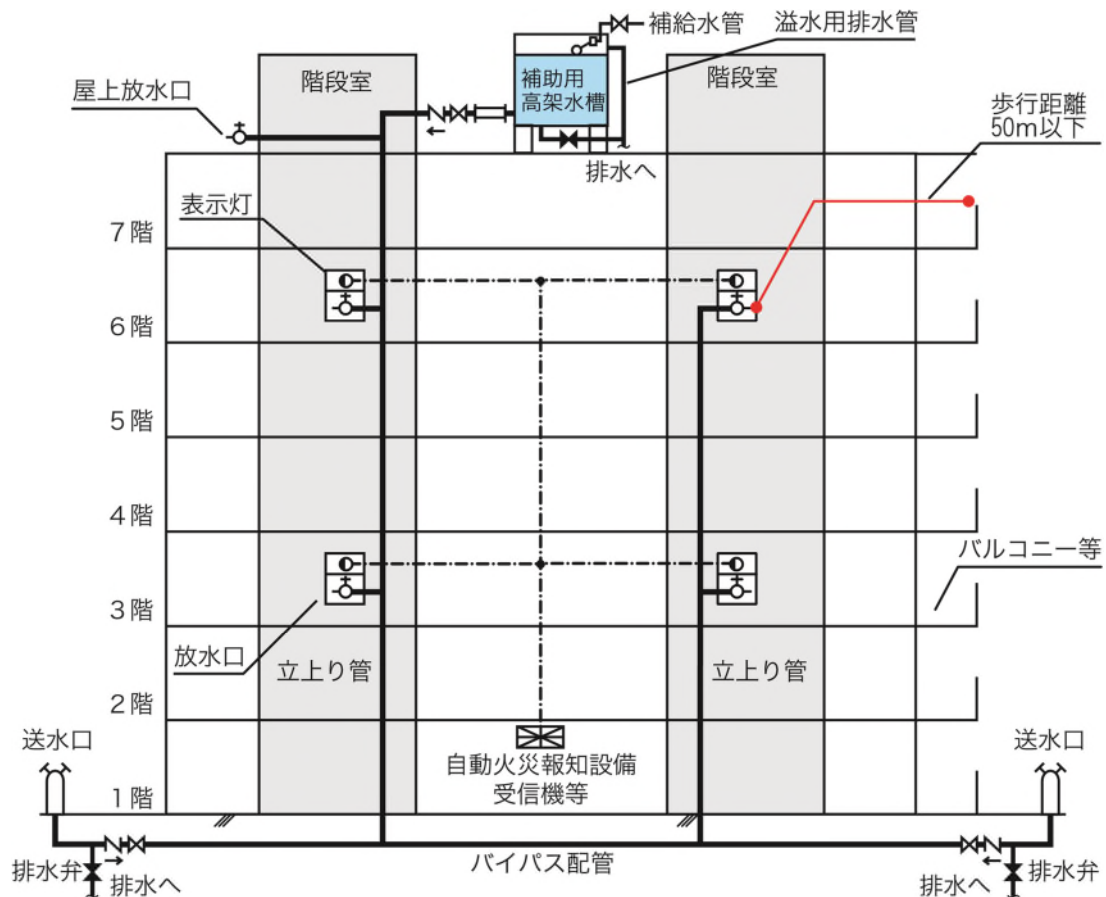
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、省令40号第3条第3項第4号の規定によるほか、第10住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備に定めるところによること。

6 共同住宅用連結送水管

共同住宅用連結送水管は、省令40号第5条第1項及び第2項第1号の規定によるほか、次によること。

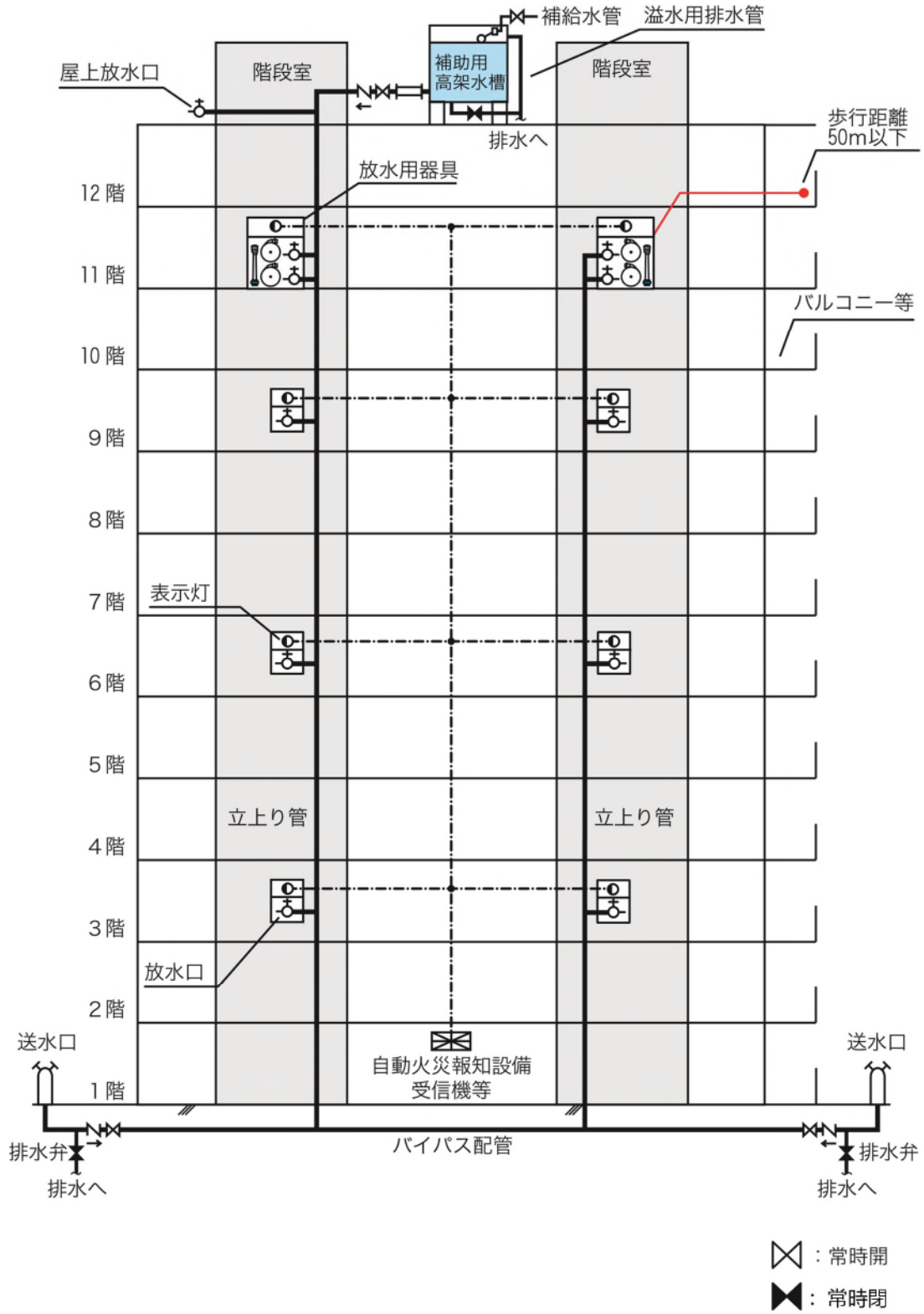
(1) 主な構成

ア 地階を除く階数が10以下の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第7-4図参照）



第7-4図

イ 地階を除く階数が11以上の階（以下この項において「高層階」という。）の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第7-5図参照）



第7-5図

(2) 送水口

送水口は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する政令第29条第2項第3号並びに省令第31条第1号及び第3号から第4号の2までの規定によるほか、第4章第20連結送水管2(1)を準用すること。

(3) 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する政令第29条第2項第2号並びに省令第31条第5号の規定によるほか、第4章第20連結送水管2(2)を準用すること。

(4) 放水口

放水口は、省令40号第5条第2項第1号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 放水口は、第4章第20連結送水管2(3)を準用すること。

イ 省令40号第5条第2項第1号ロに「3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごと」と規定されているが、高層階に設ける放水口は、11階を起点として上方に数えた階数3以内ごとに設けること。▲

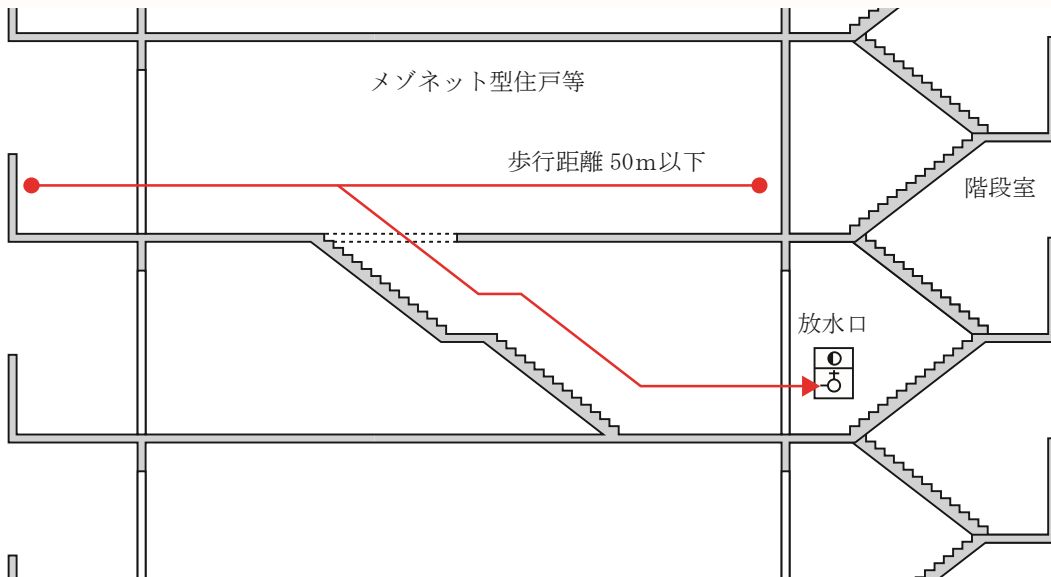
ウ 省令40号第5条第2項第1号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ 高層階に設ける放水用器具を格納した箱は、第4章第20連結送水管3(4)（ウアを除く。）を準用すること。

なお、一の放水口の位置ごとに設けること。

オ 高層階に設ける放水用器具は、第4章第20連結送水管3(5)を準用すること。

カ メゾネット型住戸等が存する部分に放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに設置し、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50m以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。●（第7-6図参照）



第7-6図

(5) 省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する省令第30条の4第1項の主管の内径を100mm未満にすることができる防火対象物は、第4章第20連結送水管4を準用すること。

(6) 設計送水圧力

設計送水圧力は、第4章第20 連結送水管5を準用すること。

(7) 配管等の摩擦損失計算

消防用ホース及び配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第4章第20 連結送水管6を準用すること。

(8) 貯水槽等の耐震措置

省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する省令第31条第10号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第4章第20 連結送水管7を準用すること。

(9) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する省令第31条第7号の規定によるほか、第4章第20 連結送水管8を準用すること。

(10) 総合操作盤

省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する省令第31条第9号に規定する総合操作盤は、第4章第24 総合操作盤によること。

7 共同住宅用非常コンセント設備

共同住宅用非常コンセント設備は、省令40号第5条第2項第2号の規定によるほか、次に定めるところによること。

(1) 設置位置等

設置位置等は、省令40号第5条第2項第2号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 設置位置等は、第4章第21 非常コンセント設備2を準用すること。

イ 省令40号第5条第2項第2号ロに規定する「11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごと」は、高層階に設ける共同住宅用連結送水管の放水器具を格納した箱又はその直近に設置すること。

ウ 省令40号第5条第2項第2号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ 階段室型特定共同住宅等の一部にメゾネット型住戸等が存する部分に共同住宅用非常コンセント設備を設置する場合は、前6(4)カによること。

(2) 電気の供給容量

電気の供給容量は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている政令第29条の2第2項第2号並びに省令第31条の2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

ア 電気の供給容量は、第4章第21 非常コンセント設備3 ((1)を除く。)を準用すること。

イ 非常コンセント設備の電気の供給容量は、一の回路につき、単相交流100Vで15A以上の容量とすること。

(3) 非常コンセント

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2

第3号に規定する非常コンセントのプラグ受けは、第4章第21 非常コンセント設備4を準用すること。

(4) 接地

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第4号に規定する接地工事は、第4章第21 非常コンセント設備5を準用すること。

(5) 保護箱等

保護箱（非常コンセントを収納した箱をいう。）及び設置の標示は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第2号及び第9号の規定によるほか、第4章第21 非常コンセント設備6を準用すること。

(6) 常用電源及び配線

常用電源及び配線は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、第4章第21 非常コンセント設備7を準用すること。

(7) 非常電源及び配線

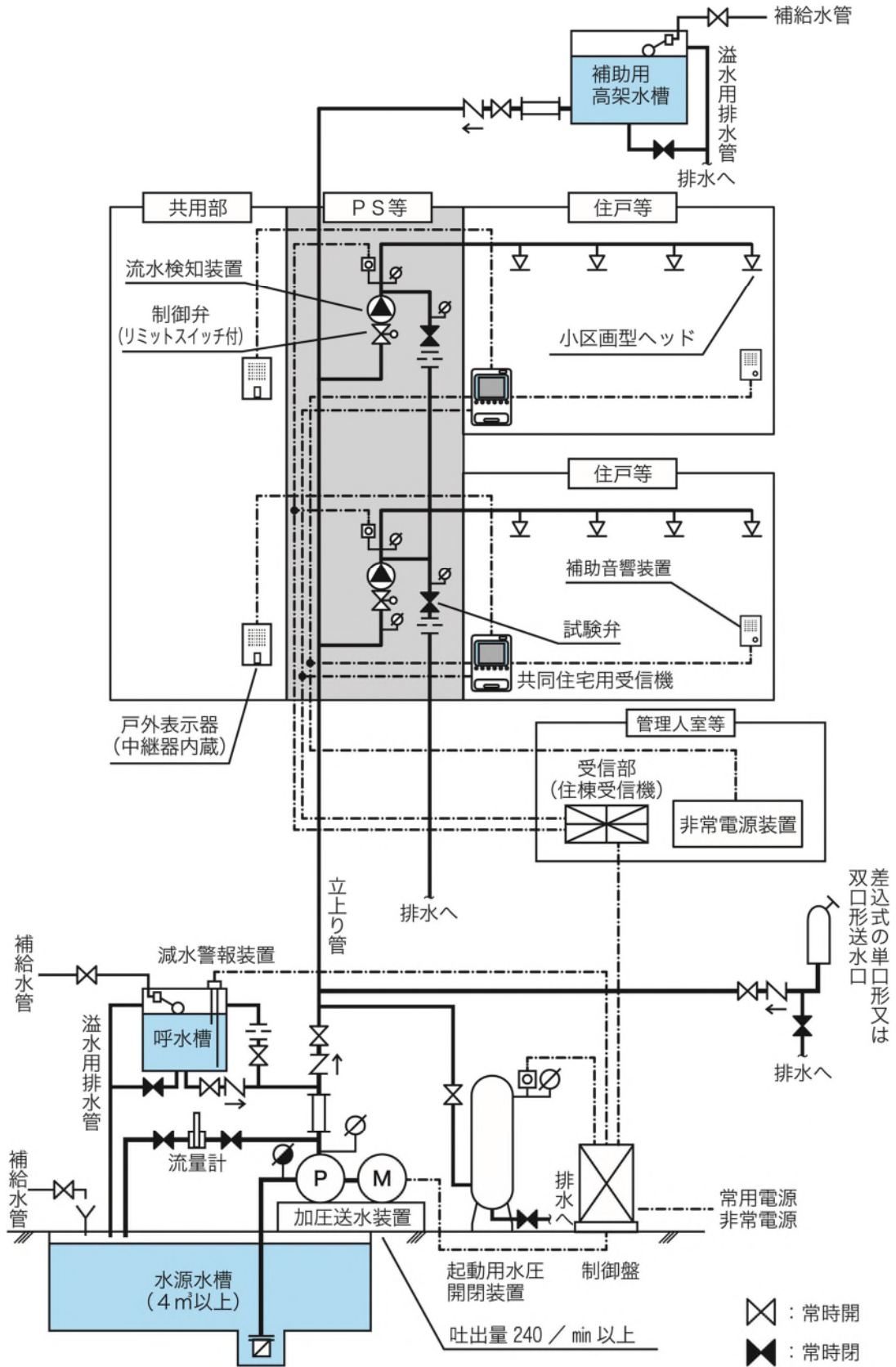
省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第8号に規定する非常電源及び非常電源回路の配線は、第23 非常電源によること。

(8) 総合操作盤

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第10号に規定する総合操作盤は、第24 総合操作盤によること。

第8 共同住宅用スプリンクラー設備

1 主な構成 (第8-1図参照)



第8-1図

2 加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

(1) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、17号告示第2第12号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない個所に設けること」は、第4章第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

イ 機器

機器は、17号告示第2第12号において準用する省令第14条第1項第11号（ハ(イ)を除く。）の規定によるほか、第4章第2屋内消火栓設備3(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、17号告示第2第12号において準用する省令第14条第1項第11号（ハ(イ)を除く。）の規定によるほか、第4章第2屋内消火栓設備3(3)を準用すること。

エ スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が1.0MPaを超えないための措置

17号告示第2第12号において準用する省令第14条第1項第11号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が1.0MPaを超えないための措置」は、第4章第2屋内消火栓設備3(4)（ウを除く。）を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

17号告示第2第12号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない個所に設けること」は、第4章第2屋内消火栓設備3の2(1)を準用すること。

イ 機器

機器は、17号告示第2第12号において準用する省令第14条第1項第11号（ハ(イ)を除く。）の規定によるほか、第4章第2屋内消火栓設備3の2(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、17号告示第2第12号において準用する省令第14条第1項第11号（ハ(イ)を除く。）の規定によるほか、第4章第2屋内消火栓設備3の2(3)を準用すること。

エ スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が1.0MPaを超えないための措置

17号告示第2第12号において準用する省令第14条第1項第11号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が1.0MPaを超えないための措置」は、第4章第2屋内消火栓設備3の2(4)を準用すること（3(4)ウを除く。）。

3 水源

水源は、省令40号第3条第3項第2号ニの規定によるほか、第4章第2屋内消火栓設備4を準用すること。

4 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、17号告示第2第11号において準用する省令第14条第1項第10号（各号列記以外の部分に限る。）の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

配管は、第4章第2屋内消火栓設備5(1)を準用するほか、配管の管径は、5配管等の摩擦損失計算により、水力計算で算出された呼び径とするほか、流水検知装置二次側から分水ヘッダーまでの間の呼び径は、32A以上とすること。●(第8-2図参照)

(2) 管継手

管継手は、第4章第2屋内消火栓設備5(2)を準用するほか、次によること。

ア 消火設備用巻出し管継手は、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。●

イ 分水ヘッダーは、合成樹脂管等告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(3) バルブ類

バルブ類は、第4章第2屋内消火栓設備5(3)を準用すること。

(4) 配管内の充水

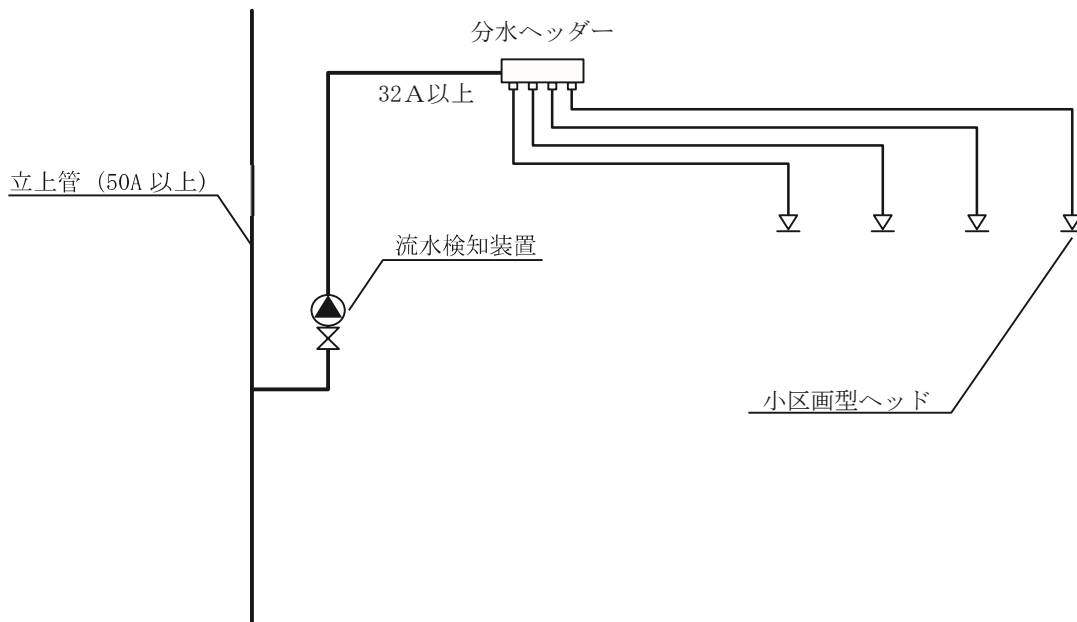
配管内には、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。

この場合の補助用高架水槽又は補助ポンプは、第2屋内消火栓設備5(4)(ア(7)及び(8)を除く。)を準用するほか、次によること。

ア 補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径40A以上のものとする。

イ 補助用高架水槽の有効水量は、0.5 m³以上とすること。

ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該水量を0.2 m³以上とすることができる。



第8-2図

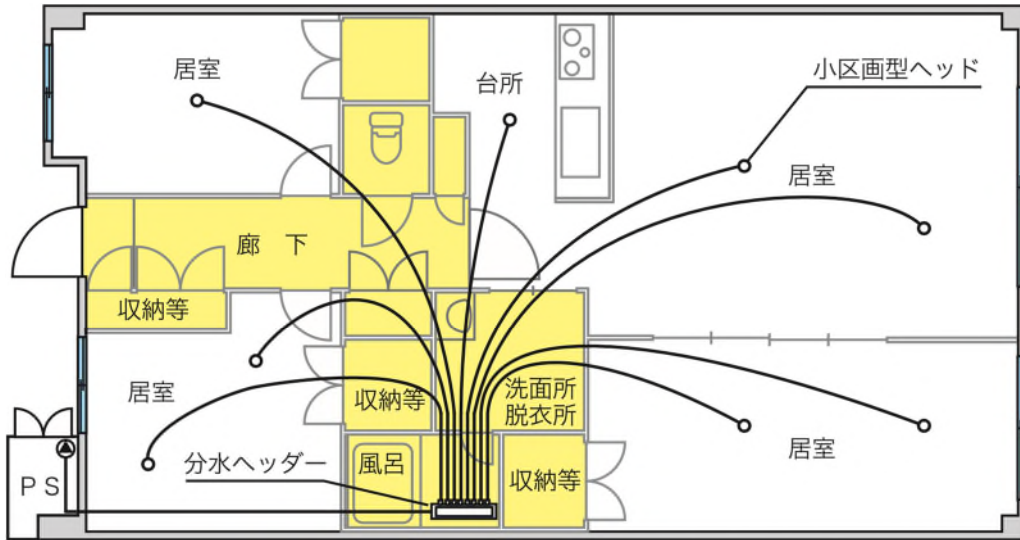
5 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第2屋内消火栓設備6を準用すること。

6 スプリンクラーヘッドの設置

スプリンクラーヘッドの設置は、省令40号第3条第3項第2号ロ及びハ並びに17号告示第2第1号の規定によるほか、次によること。

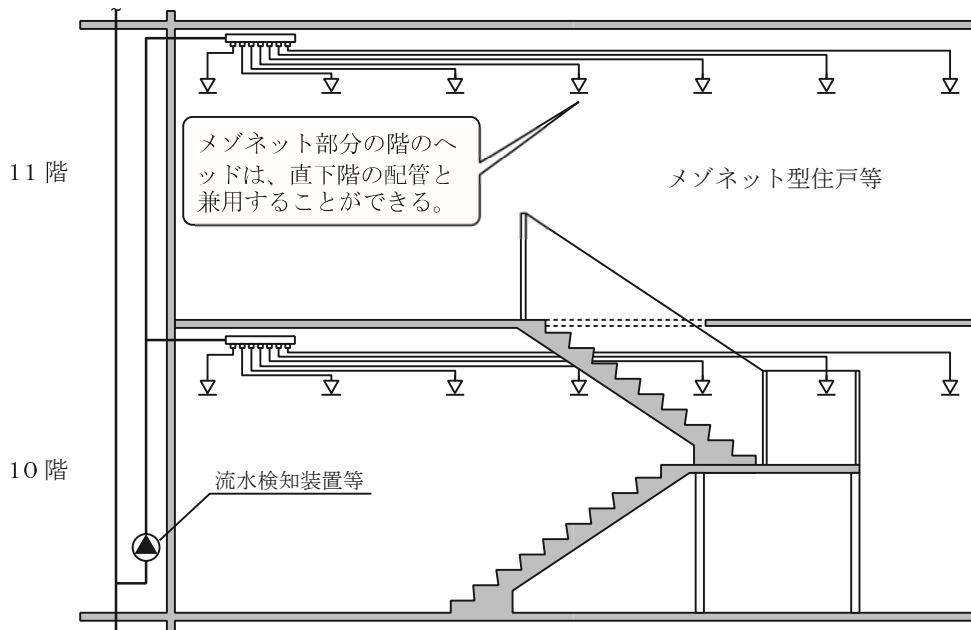
- (1) 省令40号第3条第3項第2号ロに規定する「収納室（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下この章において「収納等」という。）」には、収納庫、物入れ及び押入れを含むこと。（第8-3図参照）



: ヘッドの設置を省略できる部分（収納等は、4㎡未満に限る。）

第8-3図

- (2) メゾネット型住戸等のメゾネット部分の階層が11階以上の階となる場合については、当該メゾネット型住戸等全体にスプリンクラーヘッドを設置すること。（第8-4図参照）



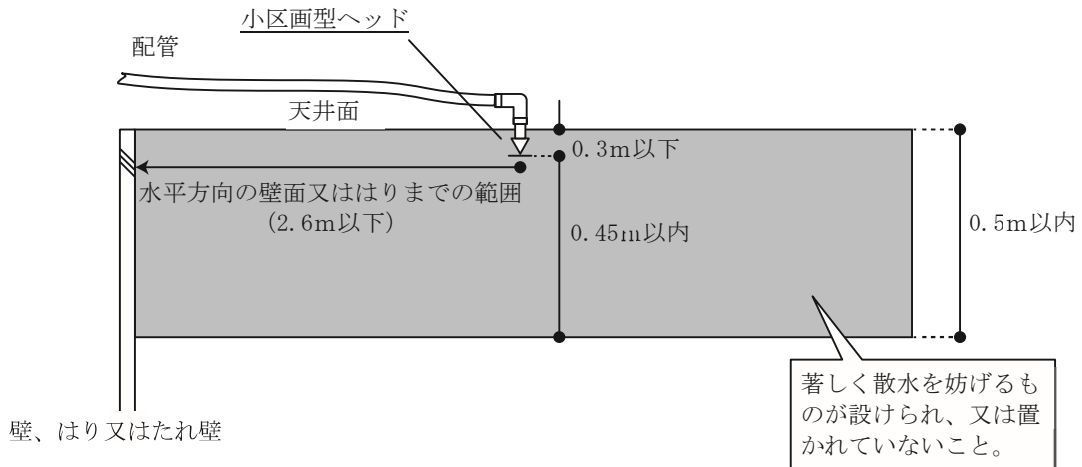
第8-4図

(3) 小区画型ヘッドの設置

ア 17号告示第2第1号(2)の規定に「デフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと」とされているが、天井面下0.5mまでの範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。▲（第8-5図参照）

イ 17号告示第2第1号(2)に規定する「壁面」とは、小区画型ヘッドから水平方向の壁、はり又はたれ壁をいうものであること。

ウ 天井に設ける家庭用照明器具等は、17号告示第2第1号(2)に規定する「著しく散水を妨げるもの」には、含まれないものであること。



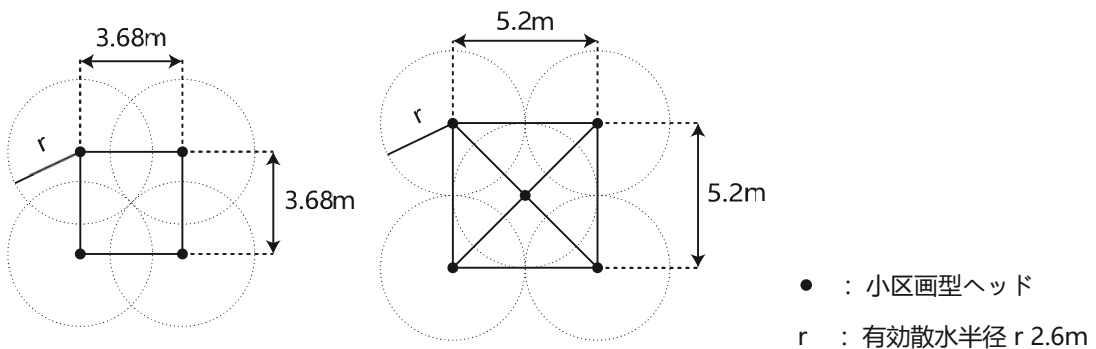
第8-5図

エ 配置形

小区画型ヘッドの配置は、原則として格子配置（正方形又は矩形）とすること。▲

なお、17号告示第2第1号(3)の規定に「防護される部分の面積が13㎡以下となるように設けること」とあることから、一のヘッドあたりの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置は行わないこと。（第8-6図参照）

（格子配置の例）



第8-6図

オ 周囲の環境

作動遅れ又は誤作動の要因となる空調吹出口付近等の位置を避けて設置すること。▲

カ 相互間隔

小区画型ヘッドは、スプリンクラーヘッド相互の設置間隔が3m以下とならないように設置すること。▲

ただし、設置上3m以上離すことができない場合であって、当該ヘッドに被水防止板の設置、又は、製造者等の仕様書、取扱説明書等により、当該ヘッドの散水パターンを確認の上、隣接ヘッドが濡れない距離とするなどの措置が講じられている場合は、この限りでない。

キ 保護

小区画型ヘッドは、設置場所の環境状態によりヘッド部分の破損が懸念される場合は、必要に応じ外部からの衝撃を防止するための保護用プロテクターを設置するなどの措置を講じること。

▲

ク はり、たれ壁等がある場合

はり、たれ壁がある場合は、第4章第3スプリンクラー設備8(7)を準用すること。

ケ 著しく散水を妨げるものがある場合

著しく散水を妨げるものがある場合は、第4章第3スプリンクラー設備8(9)を準用すること。

コ 傾斜天井等の配置間隔

傾斜天井等の配置間隔は、第4章第3スプリンクラー設備8(10)を準用すること。

7 制御弁

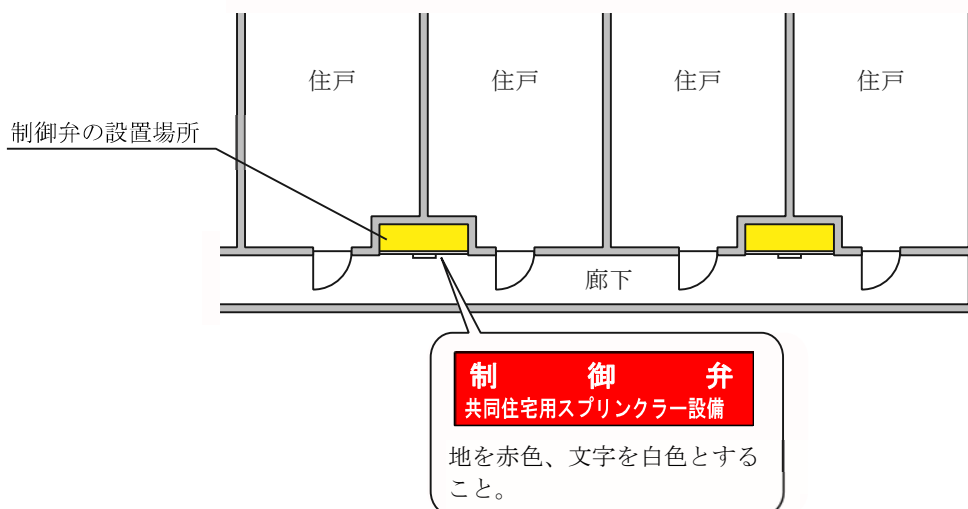
制御弁は、17号告示第2第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 17号告示第2第2号(2)に規定する「みだりに閉止できない措置」は、第4章第3スプリンクラー設備9(4)を準用すること。

(2) 17号告示第2第2号(3)に規定する「共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨の表示」は、次によること。(第8-7図参照)

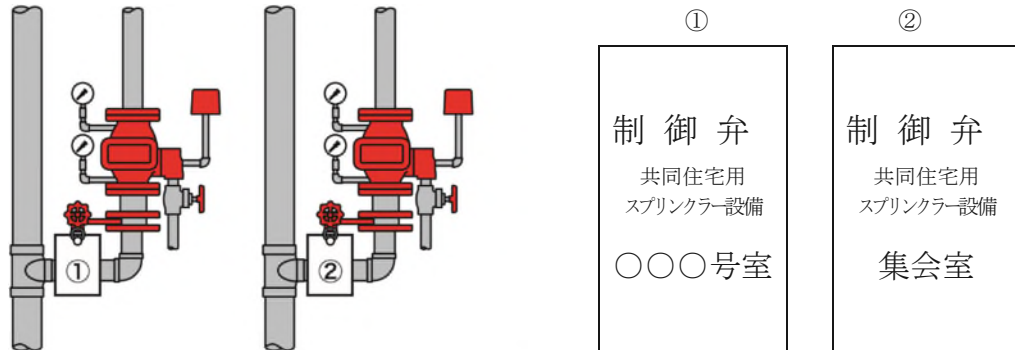
ア 制御弁である旨の表示の大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。●

イ 地を赤色、文字を白色とし、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、退色、変形等が生じないものであること。▲



第8-7図

- (3) 17号告示第2第2号(3)に規定する「住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識」とは、住戸、共用室又は管理人室の制御弁に各々標識を設置することをいう。(第8-8図参照)



第8-8図

8 自動警報装置

自動警報装置は、17号告示第2第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 流水検知装置は、呼び径40以上のものを用いること。▲
- (2) 発信部に流水検知装置を用いる場合は、次によること。
 - ア 流水検知装置をパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設置する場合は、ガス機器及びその配管と混在させないこと。

ただし、当該流水検知装置に防爆工事等の安全措置を講じた場合を除く。
 - イ 一のメゾネット型住戸等に設置する流水検知装置は、一の流水検知装置を設置することで二の階を受け持つことができるものであること。
- (3) 受信部（表示装置）

表示装置を設ける場合は、次によること。

 - ア 一の放水区域の面積は、各階ごとに行うものとした上で、1500㎡以下、一辺の長さは50m以下とすること。▲（第8-9図参照）

ただし、次の(7)から(9)までのすべての基準を満たすものについては、表示区域の面積を1500㎡以下とし、一辺の長さを100m以下とすることができる。

 - (7) 共同住宅用自動火災報知設備が設置されていること。
 - (8) 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示すること。
 - (9) 一の放水区域が各階ごとに表示されること。
 - (9) 流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示されること。

イ 表示装置の設置場所

表示装置の設置場所は、17号告示第2第3号(4)ロの規定によるほか、次によること。

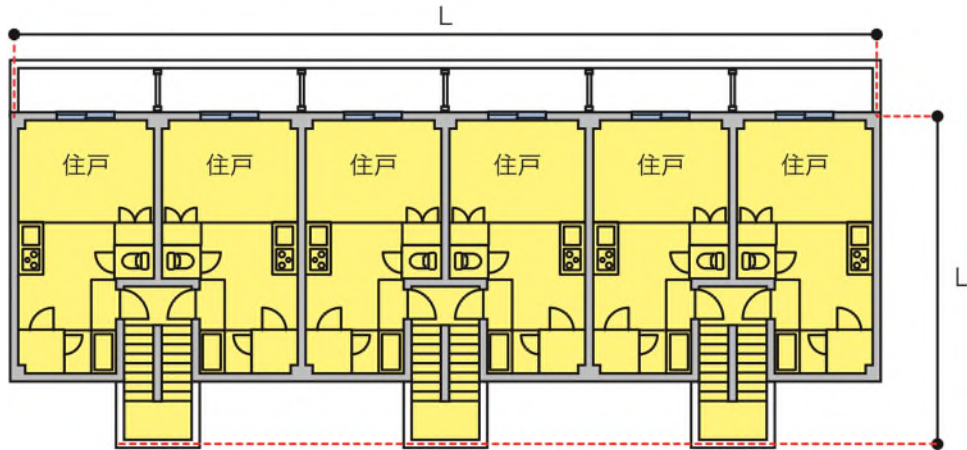
 - (7) 17号告示第2第3号(4)ロ(7)に規定する「省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等」とは、第4章第10自動火災報知設備4(1)アを準用（ただし書きを除く。）すること。
 - (8) 17号告示第2第3号(4)ロ(8)に規定する「管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラー

一ヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けること」は、次のいずれかによること。●

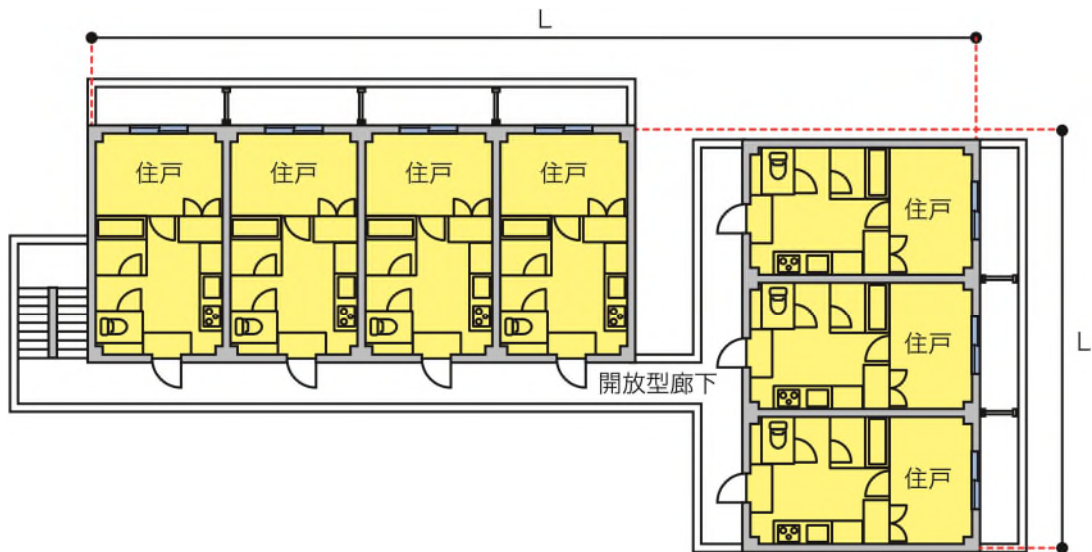
- a 常時人がいない管理人室の出入口が外部から容易に開錠できる構造であるもの
- b 常時人がいない管理人室の出入口がスプリンクラーヘッドの開放時に、自動的に開錠する構造であるもの
- c 常時人がいない管理人室内の表示装置が、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を外部から容易に確認できる場所に設けたもの
- d aからcまでのほか、共用部分からスプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けたもの

ウ 17号告示第2第3号(5)に規定する「受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備」は、第4章第10自動火災報知設備4(1)キ(7)を除く。)を準用すること。

(階段室型特定共同住宅等の一の放水区域の例)



(開放型特定共同住宅等の一の放水区域の例)



L : 一辺の長さ (50m以下)
 : 床面積 (放水区域の面積 1,500 m²以下)

(4) 表示器

表示器は、17号告示第2第13号の規定及び同規定においてその例によることとされる18号告示第3第10号によるほか、第4章第9共同住宅用自動火災報知設備9を準用すること。

(5) 音声警報装置

音声警報装置は、17号告示第2第3号(1)及び(6)の規定によるほか、次によること。(第8-1表参照)

ア 共同住宅用受信機の主音響装置が、17号告示第2第3号(6)ハに適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものであること。

イ 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

ウ 住戸、共用室及び管理人室の部分に設ける場合

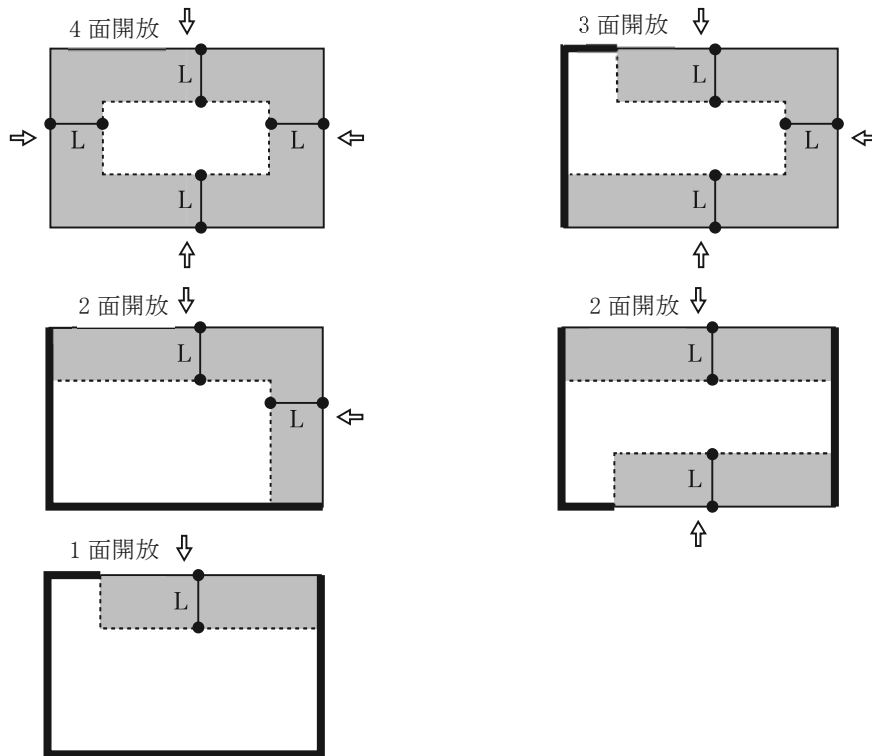
17号告示第2第3号(6)ロ(イ)に規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が150㎡を超える住戸、共用室及び管理人室をいう。

したがって、当該住戸、共用室及び管理人室の部分には、補助音響装置(住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、流水検知装置又は圧力検知装置からスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。)を設置する必要があること。●

エ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける場合

(7) 第4章第14非常警報設備2(11)(カを除く。)を準用すること。

(イ) 17号告示第2第3号(6)ロ(ロ)に規定する「直接外気に開放された共用部分」とは、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分を用いるものであること。(第8-10図参照)



[L: 常時外気に開放されている部分から5m未満の部分(■の部分)の例]

※ 常時外気に開放されている部分の開口部は、煙の排出に影響のない高さを有すること。

第8-10図

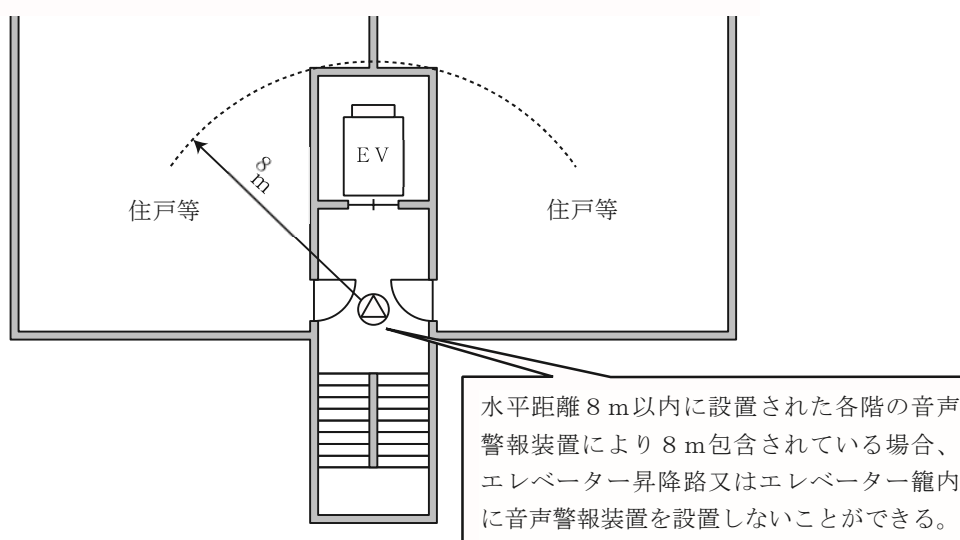
オ 音声警報音

- (7) 音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。●
- a 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室
「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」
(男声)
 - b 出火階
「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」(男声)
 - c 直上階
「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」(男声)
- (4) 前(7) b 及び c の「火災が発生した場所」は、具体的な住戸、共用室又は管理人室の名称、部屋番号、階層とすること。●
- なお、特定共同住宅等の形態から、「火災が発生した場所」を容易に特定できる場合については、「この近所」とすることができる。
- また、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室は、音声警報メッセージの内容から発生場所を省略することができる。

カ 音声警報を発する区域

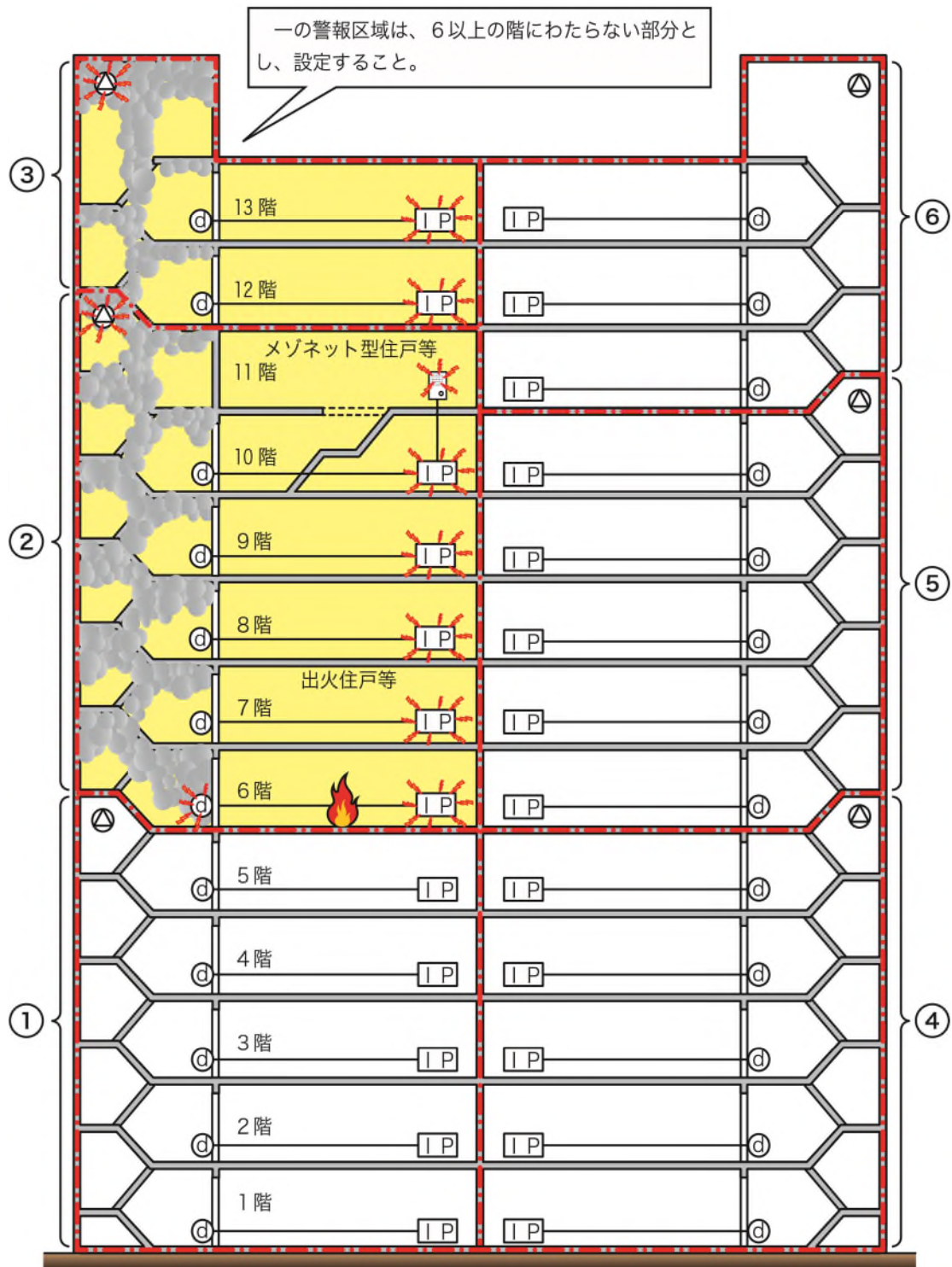
音声警報を発する区域（以下この章において「警報区域」という。）は、次によること。

- (7) 階段室型特定共同住宅等
- a 17号告示第2第3号(6)ニ(4)に規定する「6以上の階にわたらない部分」には、第8-12図の例に示すよう、メゾネット型住戸等が存する場合は、主たる出入口以外の階を含めないものとして、一の警報区域を設定することとして差し支えないこと。
 - b 17号告示第2第3号(6)ニ(4)の規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、一の警報区域に面するエレベーター昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーター昇降路部分から水平距離8m以内に設置された住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける音声警報装置により包含され、かつ、警報区域が設定されている場合は、当該部分に音声警報装置を設置しないことができる。(第8-11図参照)



第8-11図

(階段室型特定共同住宅等の例)



凡例

IP	共同住宅用受信機	補助音響装置
d	表示器	スピーカー

⊙No: 警戒区域

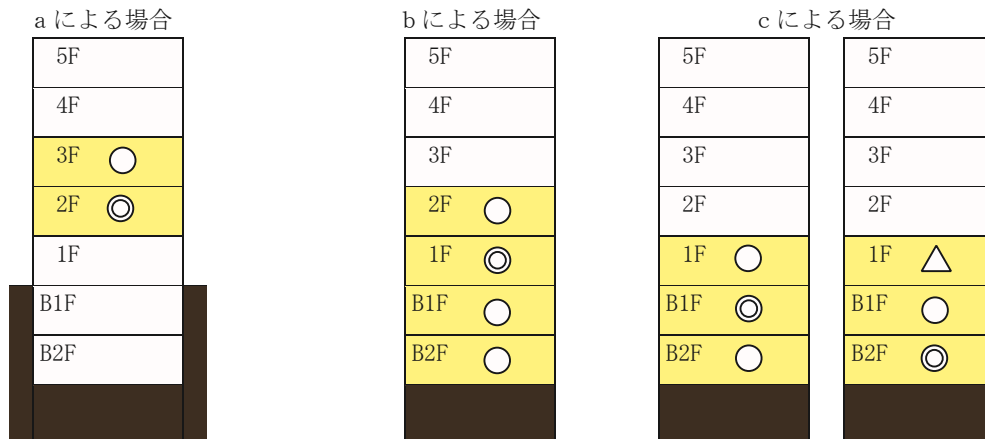
第8-12図

(4) 廊下型特定共同住宅等

区分鳴動方式とし、次に示す鳴動方式とすること。(第8-13図参照)

ただし、この場合において11階以下の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備が設けられていること。

- a 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が2階以上の階の場合にあつては、出火階及びその直上階
- b 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が1階に存する場合にあつては、出火階及びその直上階及び地階
- c 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が地階に存する場合にあつては、出火階及びその直上階及びその他の地階並びに1階▲



◎印は、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室を示す。
 ○印は、同時鳴動階を示す。
 △印は、地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。

第8-13図

第8-1表 (特定共同住宅等に設置する音声警報装置)

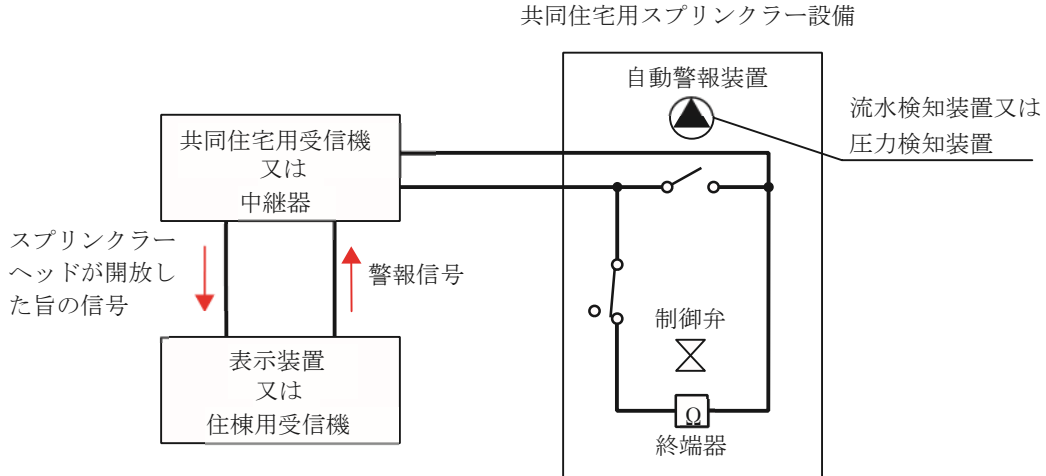
設置場所等	スピーカーの種別	音 圧	設 置 方 法
住戸、共用室及び管理人室	—	70dB 以上	150 m ² を超える住戸等又はメゾネット型住戸等には補助音響装置を設けること。
警報区域が100 m ² を超える部分 (住戸、共用室、管理人室、階段及び傾斜路を除く。)	L 級	92dB 以上	放送区域の各部分から一の音響警報装置までの水平距離が10m以下となるように設けること。 ただし、次の音声警報区域で隣接する他の音声警報区域の音声警報装置までの水平距離が8m以下であれば設置不要。 ① 居室及び居室から地上に通じる主たる廊下、その他の通路で6 m ² 以下の部分 ② その他の部分で30 m ² 以下の部分
警報区域が50 m ² を超え100 m ² 以下の部分 (住戸、共用室、管理人室、階段室及び傾斜路を除く。)	M 級	87dB 以上 92dB 未満	
警報区域が50 m ² 以下の部分 (住戸、共用室、管理人室、階段及び傾斜路を除く。)	S 級	84dB 以上 87dB 未満	
階段又は傾斜路	L 級	92dB 以上	垂直距離15mにつき1個以上設けること。

※ 直接外気に開放された共用部分はスピーカーの設置を省略できる。

(6) 警報回路の構成

警報回路の構成は、住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができる場合については、第8-14図による構成とすることができる。

(警報回路の構成例)



※ 共同住宅用自動火災報知設備が設置される場合は、第9共同住宅用自動火災報知設備7(8)によることもできる。

第8-14図

9 起動装置

起動装置は、17号告示第2第9号によるほか、第4章第3スプリンクラー設備11を準用すること。

10 試験弁

流水検知装置又は圧力検知装置の二次側配管に設ける流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下この項において「試験弁」という。）は、17号告示第2第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 同一階に補助散水栓が設けられている場合の当該配管に設ける試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。
- (2) 試験弁に接続する排水用の配管は、防火対象物の排水槽又は屋外等へ放流できるように設けること。▲
- (3) 試験弁は、流水検知装置と一体化されたもの又は流水検知装置の二次側配管より分岐して設けること。▲
また、接続する配管は、流水検知装置の放水機能試験に支障のないものとする。
- (4) 試験弁の二次側に設けるオリフィス口径は、小区画型ヘッドの放水性能を有するものとする。

11 送水口

送水口は、省令40号第3条第3項第2号トの規定によるほか、次によること。

(1) 機器

機器は、第4章第3スプリンクラー設備13(1)を準用すること。

(2) 設置方法

設置方法は、第4章第3スプリンクラー設備13(2)（イ及びオを除く。）を準用するほか、次によること。

ア 省令40号第3条第3項第2号トに規定する「消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置」とは、特定共同住宅等のエントランスホール付近で、前面道路等から送水口の位置が容易に識別でき、かつ、ホースを容易に接続できる位置とするなど消防活動に有効な位置とすること。●

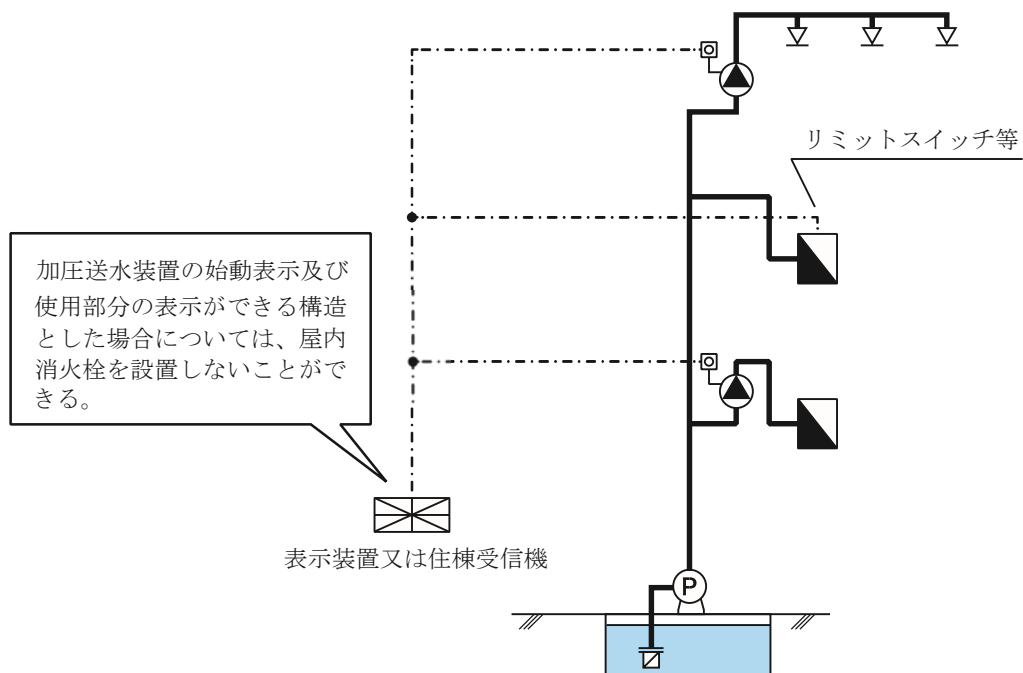
イ 送水口に接続する配管は、呼び径50A以上とすること。▲

12 補助散水栓

補助散水栓を設ける場合は、次によること。

(1) 第4章第3スプリンクラー設備14を準用すること。

(2) 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等で、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含し、かつ、補助散水栓使用時に、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示ができる構造とした場合については、屋内消火栓を設置しないことができる。（第8-15図参照）



第8-15図

13 表示及び警報

表示及び警報は、17号告示第2第6号によるほか、次の表示及び警報（ベル、ブザー等）を防災センター等にできるものであること（17号告示第2第14号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。▲

- ア 加圧送水装置の作動（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）の状態表示
- イ 呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）
- ウ 水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。）
- エ 補助用高架水槽の減水状態の表示及び警報（補助用高架水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。）

14 貯水槽等の耐震措置

17号告示第2号第15号の規定によるほか、第4章第2屋内消火栓設備11を準用すること。

15 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令40号第3条第3項第2号への規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第4章第23非常電源によること。

(2) 警報及び表示の非常電源の容量

警報及び表示の非常電源の容量は、17号告示第2第8号の規定によるほか、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸、共用室又は管理人室の数が5未満である場合は、当該規定の例によらず、当該住戸等分の非常電源の容量で足りるものであること。

(3) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備12(2)を準用すること。

(4) 配線

非常電源回路、操作回路の配線、表示装置（住棟用受信機を設ける場合は受信機）から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、次によること。（第8-16図参照）

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

ただし、次のいずれかに該当する部分に設置する配線は、火災により直接影響を受けるおそれのない部分として、耐熱配線とすることができるものであること。

- (イ) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分
- (ロ) メーターボックス
- (ハ) パイプシャフトその他これらに類するもの

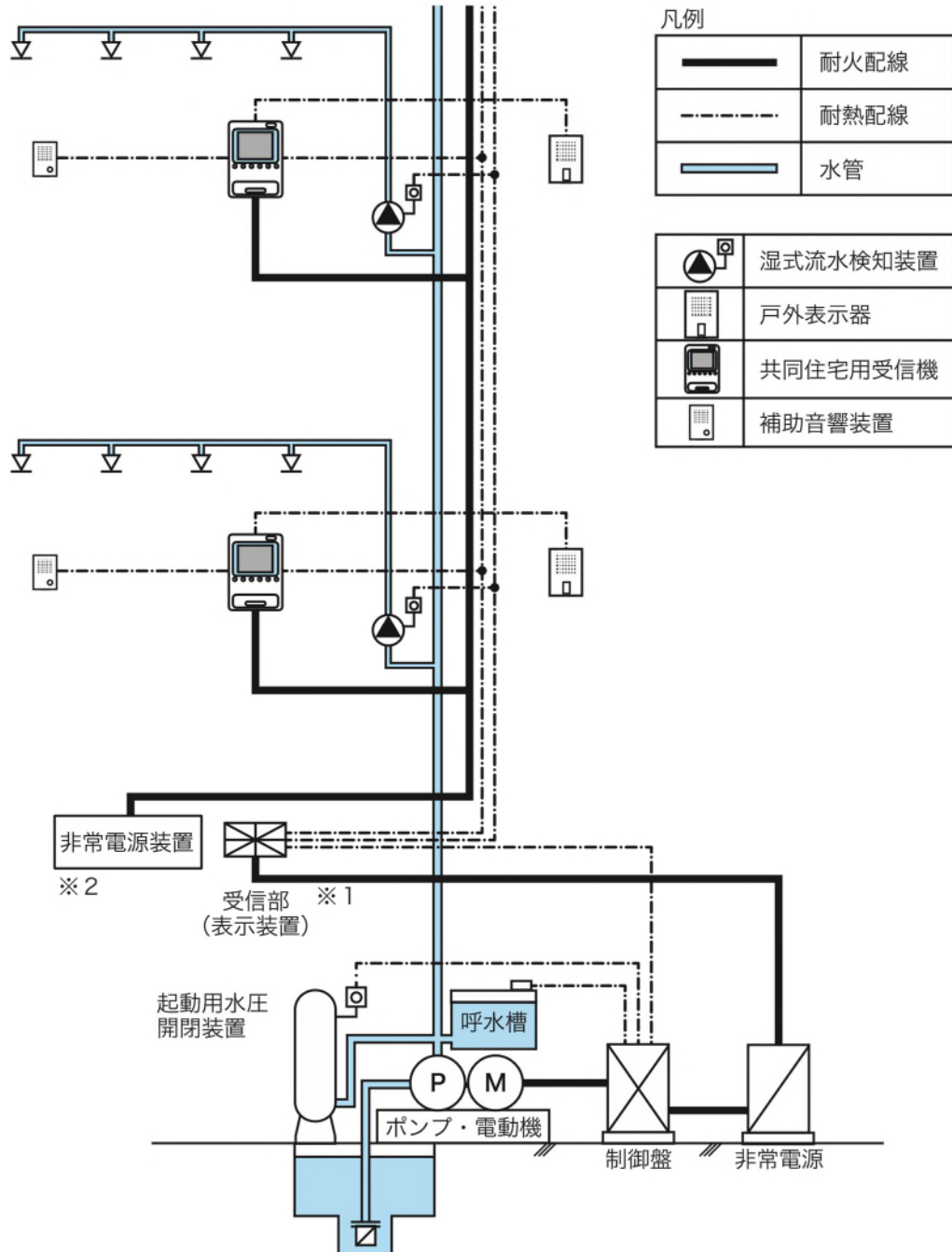
イ 操作回路

耐熱配線とすること。

ウ 表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの回路

耐熱配線とすること。

- エ 流水検知装置又は圧力検知装置から表示器までの回路
耐熱配線とすること。
- オ 流水検知装置又は圧力検知装置から音声警報装置までの回路
耐熱配線とすること。
- カ 音声警報装置から補助音響装置までの回路
耐熱配線とすること。



備考1：蓄電池が内蔵されている場合、一次側配線（※1）は、一般配線として差し支えない。
 2：受信部（表示装置）の予備電源により規定容量が供給できる場合は、非常電源装置（※2）を設置しないことができる。

第8-16図

16 総合操作盤

17号告示第2第14号において準用する省令第14条第1項第12号に規定する総合操作盤は、第4章第24 総合操作盤によること。

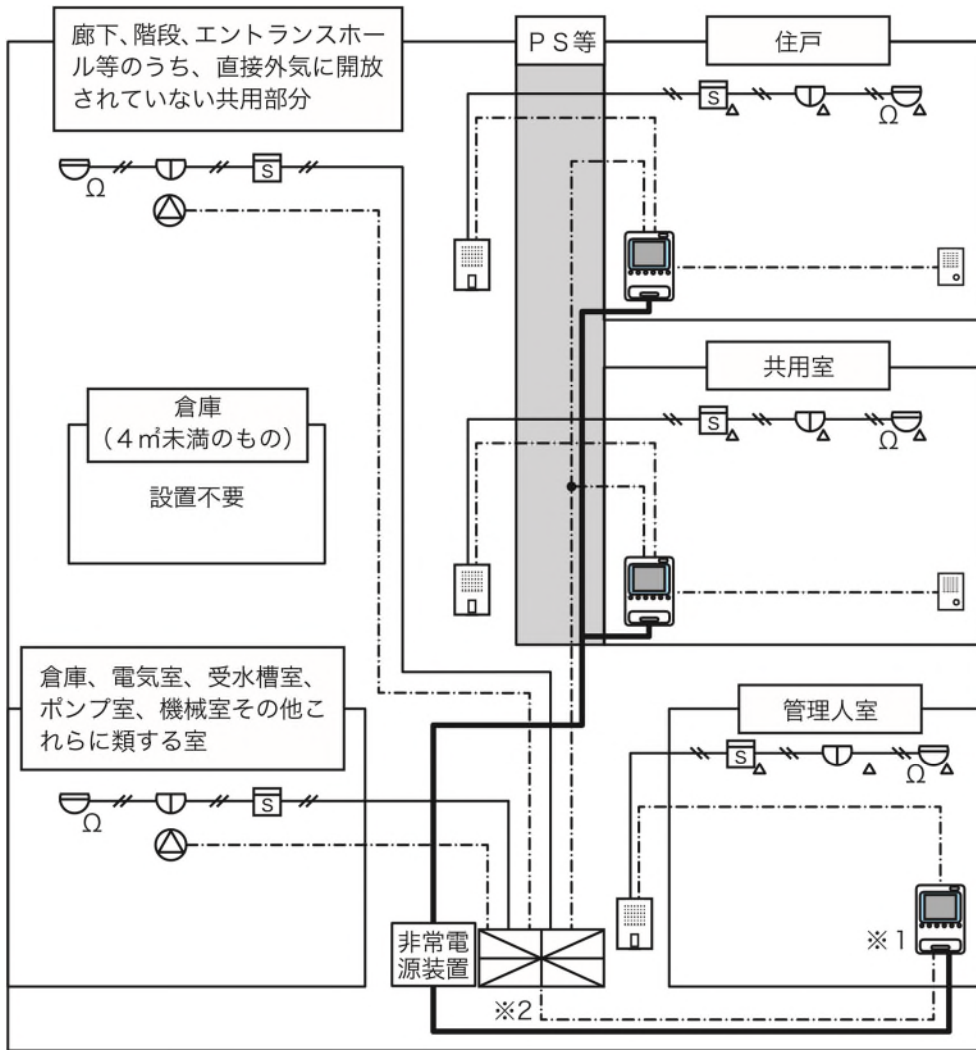
ただし、特定共同住宅等のうち、監視及び制御する設備が特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のみで、表示装置、住棟受信機等に表示を並列することで、監視及び制御が行える場合は、政令第32条の規定を適用し、総合操作盤を設置しないことができること。

17 特定福祉施設等

省令40号第3条第4項第1号ロの規定により、地階を除く階数が10以下の階に存する特定福祉施設等に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は、第4章第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を準用すること。

第9 共同住宅用自動火災報知設備

1 主な構成 (第9-1図参照)



凡例

	住棟受信機		光電式スポット型感知器
	共同住宅用受信機		差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	戸外表示器 (中継器内蔵)		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	補助音響装置		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	差動式スポット型感知器		スピーカー
	定温式スポット型感知器 (防水型)		終端抵抗

備考1：管理人室に住棟受信機を設ける場合は、共同住宅用受信機（※1）を設けないことができる。

2：住棟受信機（※2）に音声警報機能がない場合、別に音声警報装置を設置する必要がある。

2 警戒区域

警戒区域は、省令40号第3条第3項第3号イ及びロ並びに18号告示第3第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 警戒区域の面積の算出

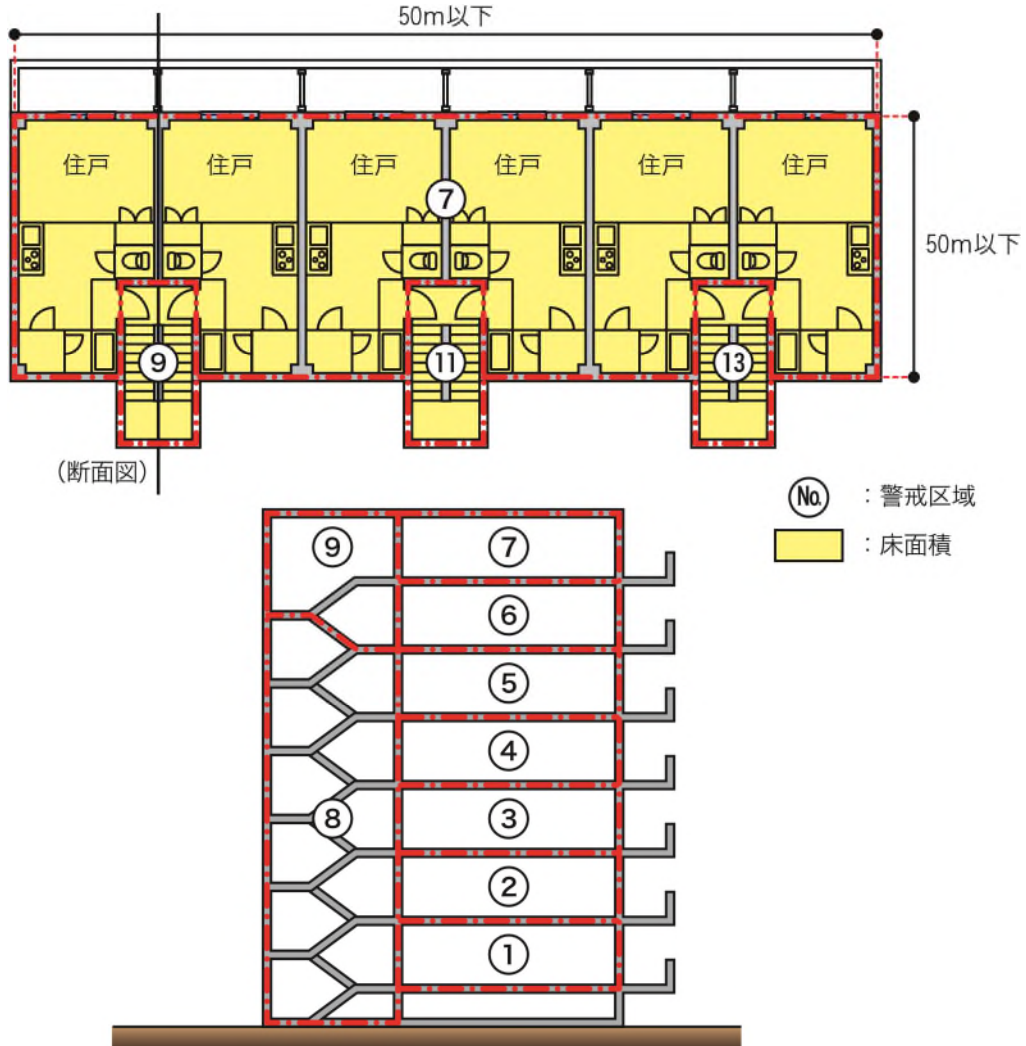
警戒区域の面積の算出は、第4章第10 自動火災報知設備3(1)を準用すること。

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第4章第10 自動火災報知設備3(2)（イ及びエを除く。）を準用するほか、次によること。

ア 省令40号第3条第3項第3号ロに規定する「一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下、一辺の長さは50m以下」は、第9-2図の例によること。

(7階建て階段室型特定共同住宅等の7階の警戒区域の例)

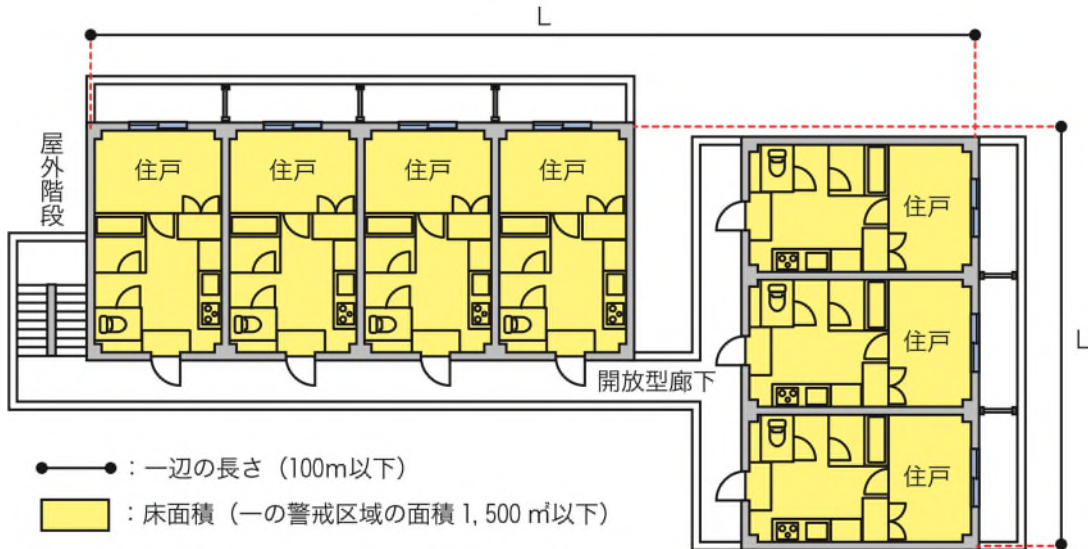


備考1：一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下、一辺の長さは50m以下とする。

2：階段室（開放型階段を除く。）は、別警戒（6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域）とする。

イ 省令40号第3条第3項第3号ロに規定する「住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等」とは、廊下型特定共同住宅等が該当するものであること。(第9-3図参照)

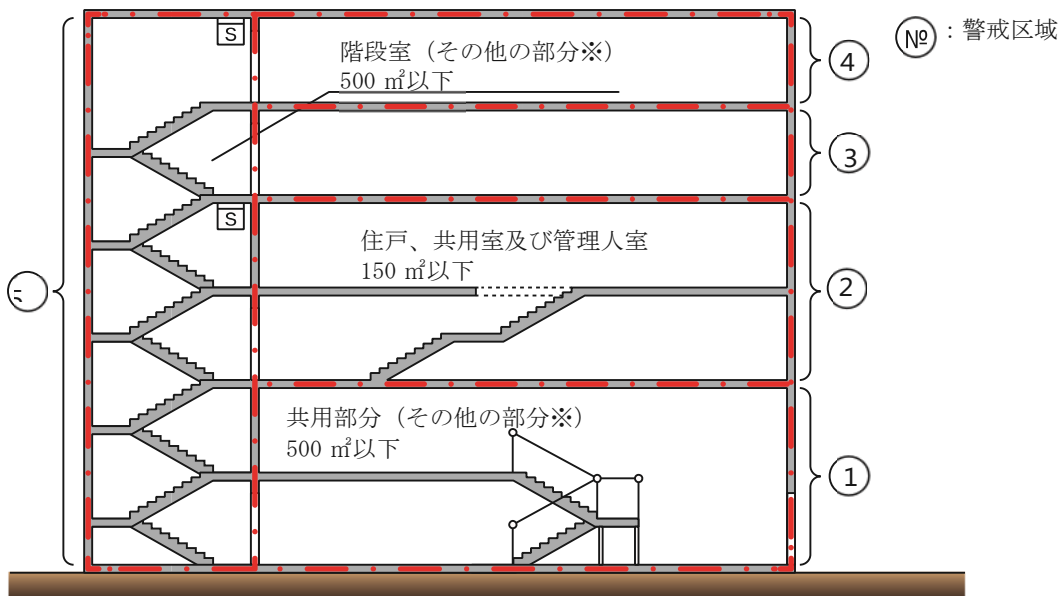
(開放型特定共同住宅等の一の警戒区域の例)



第9-3図

ウ 省令40号第3条第3項第3号イに規定する「警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないもの」は、次によること。

(7) 18号告示第3第1号(1)に規定する「一の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあつては150 m²以下、その他の部分にあつては500 m²以下であり、かつ、当該警戒区域が二の階にわたる場合又は煙感知器を設ける場合であること」は、第9-4図の例によること。



備考：その他の部分(※)については、500 m²以下、かつ、警戒区域が2の階又は煙感知器

第9-4図

(イ) 18号告示第3第1号(1)に規定する「その他の部分」のうち、エレベーターの昇降路に煙感知器を設ける場合の一の警戒区域の設定については、第4章第10自動火災報知設備第3(2)オを準用すること。

この場合、廊下型特定共同住宅等については、「水平距離50m」を「水平距離100m」と読み替えて準用すること。

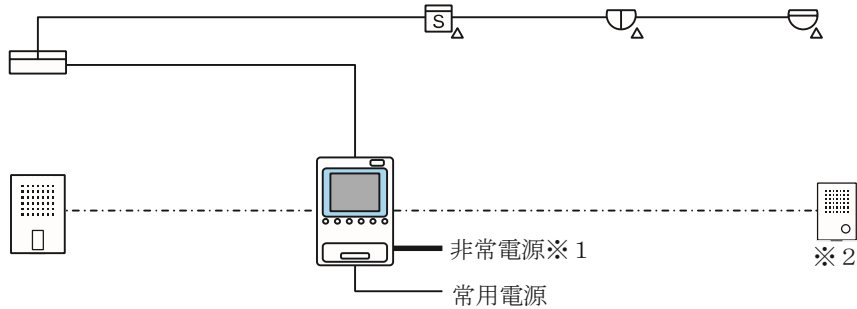
(ロ) 18号告示第3第1号(3)の規定に「階段室ごとに一の警戒区域とすること」とされているが、高層及び地階（地階の階数が一のものを除く。）の廊下型特定共同住宅等の階段室等は、垂直距離45m以下ごとに一の警戒区域に、地階は別警戒区域とすること。▲

3 共同住宅用受信機

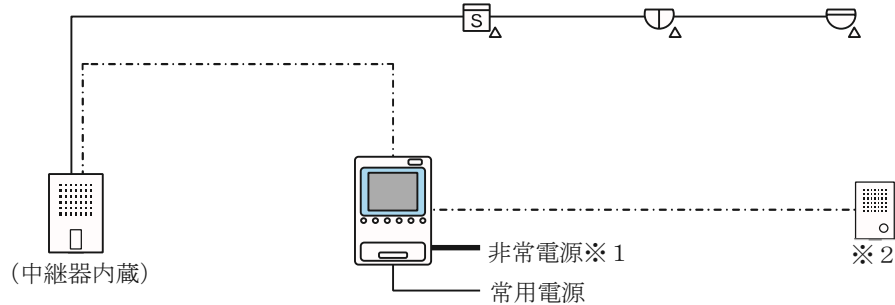
共同住宅用受信機は、18号告示第3第5号の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成例（第9-5図参照）

（住戸、共用室及び管理人室（住棟受信機を設ける管理人室を除く。）に設ける場合）



○中継器を内蔵した戸外表示器の場合



凡例

	共同住宅用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

備考1：住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、共同住宅用受信機（※1）に必要なとされる容量の非常電源を確保すること。

2：補助音響装置（※2）は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

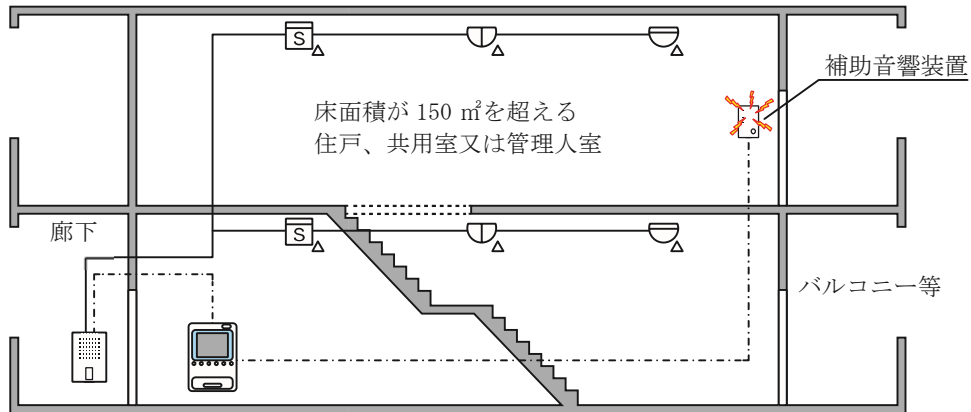
(2) 設置場所

設置場所は、18号告示第3第5号(1)の規定によるほか、次によること。

ア 18号告示第3第5号(1)において準用する省令第24条の2第1号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、第4章第10自動火災報知設備4(1)エ(自立型を除く。)を準用すること。

イ 18号告示第3第5号(2)の規定により「住戸、共用室又は管理人室で床面積が150㎡を超えるものに設けないこと」とされているが、床面積が150㎡を超える住戸、共用室又は管理人室内に補助音響装置(住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。)を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、共同住宅用受信機を設けることができる。(第9-6図参照)

(メゾネット型タイプにより床面積150㎡を超える住戸、共用室又は管理人室の例)



第9-6図

(3) 機器

機器は、18号告示第3第5号において準用する省令第24条第2号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 18号告示第3第5号において準用する省令第24条第2号イに規定する「警戒区域を表示できるものであること」は、警戒区域の表示機能を有しない共同住宅用受信機にあつては、火災表示により火災の発生した住戸等を特定するもので足りるものであること。

イ 火災警報機能のほかに、ガス漏れ警報機能、風呂の水量、温度警報、防犯警報等のホームセキュリティ機能、インターホン機能を加えた住宅情報盤としての機能を併せ持つことができるものであること。

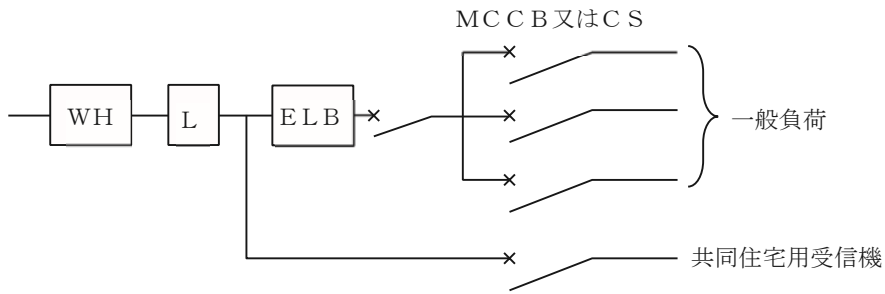
(4) 常用電源

常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

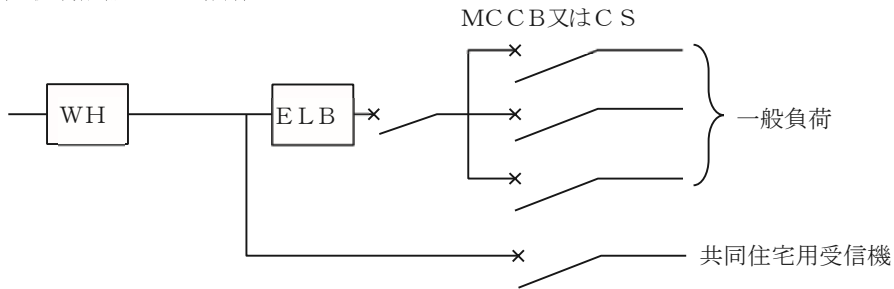
ア 第4章第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

ただし、18号告示第3第7号において準用する省令第24条第3号の規定の例によることとされている「他の配線を分岐させずにとる」は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式に、内線規程(JEAC-8001-2011、(一財)日本電気協会)の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を設置する場合がある」と規定されていることから、第9-7図の例によることもできるものであること。

(電流制限器がある場合)



(電流制限器がない場合)



凡例

WH	電力需用計量器	MCCB	配線用遮断器
L	電流制限器	CS	カットアウトスイッチ (ヒューズ付)
ELB	引込口装置		

第9-7図

イ 18号告示第3第7号の規定により「住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること」とされているが、未入居、長期の留守等により電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から住戸等に電気を供給できず、住戸等に未警戒が生じるときは、次のアからウまでの措置を講じた場合、同規定によらないことができる。

- (ウ) 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
- (イ) 未入居等であることが、特定共同住宅等の管理者等が周知していること。
- (ウ) 特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。

(5) 非常電源

非常電源は、省令40号第3条第3項第3号ホ及び18号告示第3第8号に規定するほか、次のこと。

ア 第4章第23 非常電源を準用すること。

イ 18号告示第3第8号(2)に規定する「共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる」とは、住棟用受信機の子備電源又は別置型の蓄電池設備等により、18号告示第3第8号(1)に規定する容量の非常電源が確保されているものをいうものであること。

4 住棟受信機

住棟受信機は、18号告示第3第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

設置場所は、18号告示第3第6号(2)及び(3)の規定によるほか、次によること。

ア 18号告示第3第6号(2)に規定する「省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等」とは、第4章第10自動火災報知設備4(1)アを準用（ただし書きを除く。）すること。

イ 18号告示第3第6号(2)に規定する「当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる」は、次のいずれかによること。

(i) 常時人がいない管理人室の出入口が、外部から容易に開錠できる構造であるもの

(ii) 常時人がいない管理人室の出入口が、共同住宅用自動火災報知設備の作動時に、自動的に開錠する構造であるもの

(iii) 常時人がいない管理人室内の住棟用受信機の警戒区域表示が、管理人室の外部から容易に確認できる場所に設けたもの

(iv) (i)から(iii)までのほか、共用部分から住棟用受信機の警戒区域表示を容易に確認できる場所に設けたもの

ウ 18号告示第3第6号(3)のただし書きに規定する「同一敷地内に特定共同住宅等が2以上ある場合で、当該共同住宅等の火災発生時に円滑な対応ができる場合」とは、次のいずれかによること。

(i) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を、同一敷地内の24時間人が常駐する防災センター等で一括監視され、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合

(ii) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を、同一敷地内の防災センター等で一括監視され、かつ、警備会社等により24時間監視され、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合

(iii) (i)又は(ii)による監視体制が構築され、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されていると判断できるもので、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を隣接する敷地等に設けられた防災センター等により一括監視する場合

(2) 機器

機器は、第4章第10自動火災報知設備4(2)を準用すること。

(3) 常用電源

常用電源は、第4章第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

(4) 非常電源

非常電源は、第4章第23非常電源によること。

なお、住棟受信機に内蔵されている予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(5) 予備電源

予備電源は、第4章第10自動火災報知設備4(5)を準用すること。

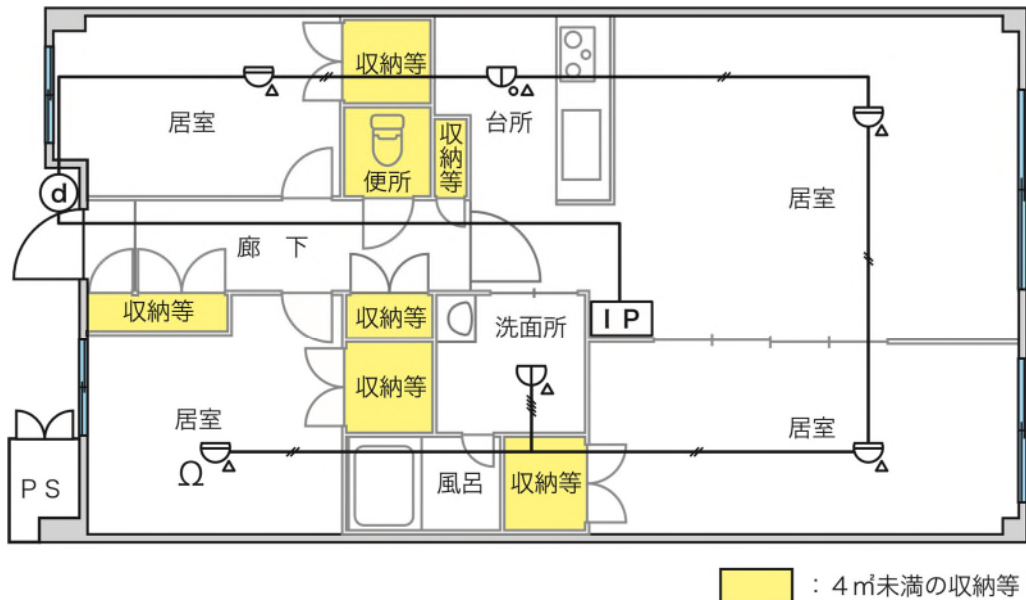
5 感知器

共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、省令40号第3条第3項第3号ハ、ニ及び第4条第3項並びに18号告示第3第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 感知器の選択

感知器の選択は、省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する省令第23条第4項各号（第1号ハ、第7号へ及び第7号の5を除く。）及び同項第3号ニ並びに18号告示第3第2号(1)の規定によるほか、設置場所の環境状態と適応感知器により、選択すること。

なお、熱式の感知器で、粉じん、腐食性ガス等の発生するおそれのある場所にあつては、耐酸型又は耐アルカリ型の感知器を、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所にあつては、防爆型の感知器を、水蒸気が著しく発生するおそれのある場所にあつては、防水型の感知器をそれぞれ設けること。（第9-8図参照）

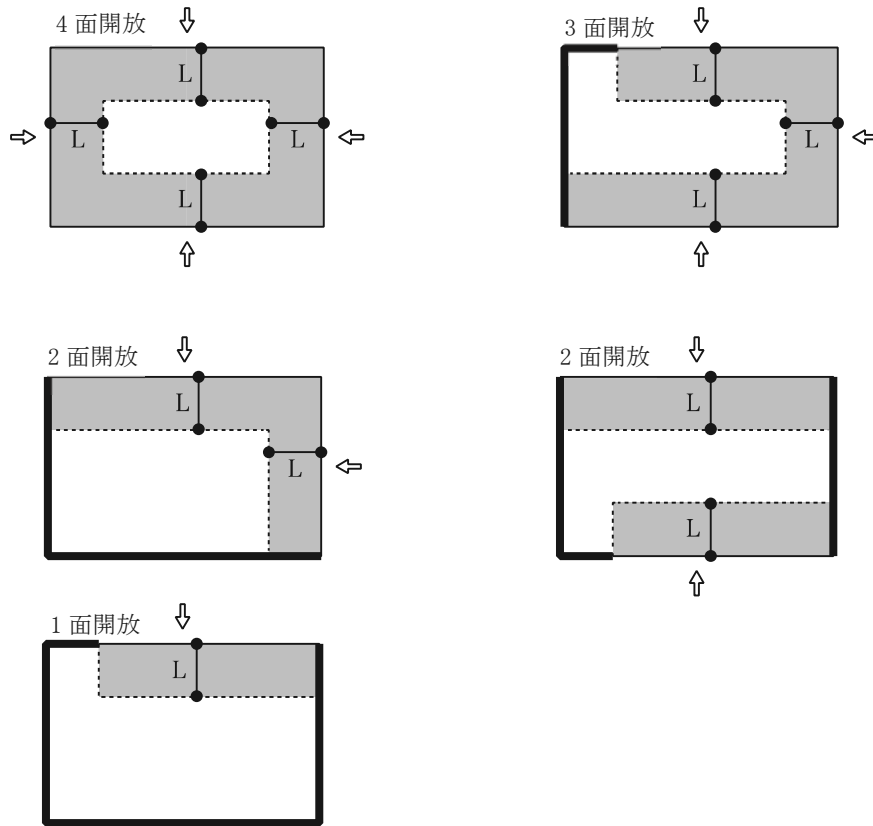



凡例

IP	共同住宅用受信機
(d)	戸外表示器（中継器内蔵）
△	差動式スポット型感知器 （遠隔試験機能付）
△	定温式スポット型感知器 （防水型・遠隔試験機能付）
△	定温式スポット型感知器 （特種・防水型・遠隔試験機能付）
S△	光電式スポット型感知器 （遠隔試験機能付）
Ω	終端抵抗

第9-8図

ア 省令40号第3条第3項第3号ニハに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から5m以上離れた部分が該当するものであること。(第9-9図参照)



[L: 常時外気に開放されている部分から5m未満の部分 ( の部分) の例]

※ 常時外気に開放されている部分の開口部は、煙の排出に影響のない高さを有すること。

第9-9図

イ 省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する省令第23条第4項第1号ニ(イ)から(ロ)まで及びホに掲げる場所に設置する感知器は、第4章第10自動火災報知設備5(1)ウ(イ)によること。

ウ メゾネット型住戸等のうち、住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段及び傾斜路は、18号告示第3第2号(1)イに規定する「階段及び傾斜路」には、該当しないものであること。

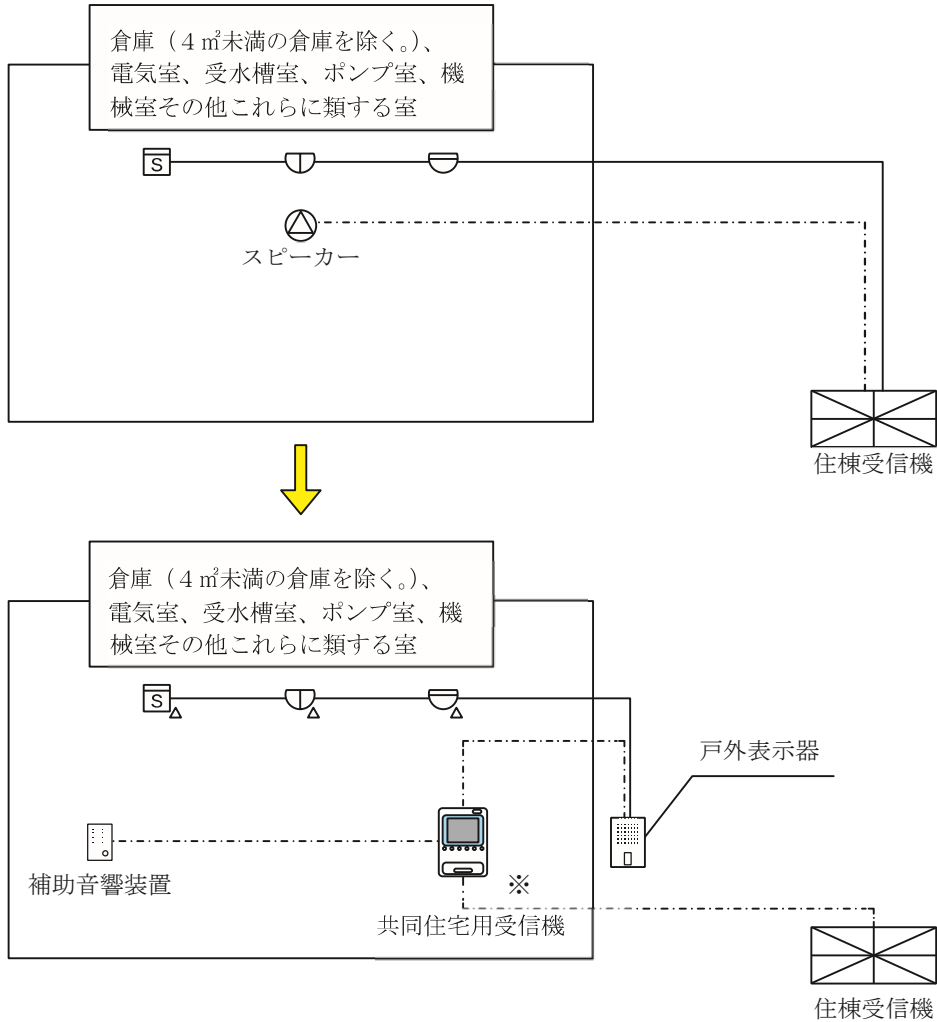
エ 18号告示第3第2号(1)チに規定する「その使用場所に適応する感知器」については、第4章第10自動火災報知設備5(1)ウ(イ)及び(ロ)を準用すること。

オ 省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する省令第23条第4項第2号に規定する取り付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、第4章第10自動火災報知設備5(1)ウ(イ)を準用すること。

(2) 感知器と受信機の接続方法

感知器と受信機の接続方法は、18号告示第3第2号(3)の規定に「住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあつては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあつては住棟受信機に

接続すること。」とあるが、その他の部分のうち、倉庫（4㎡未満の倉庫を除く。）、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室に共同住宅用受信機を設けた場合については、当該部分に設置した感知器による火災信号が共同住宅用受信機を介して住棟受信機に移報するよう措置を講じた場合、18号告示第3第2号(3)の規定によらないことができる。（第9-10図参照）



備考：共同住宅用受信機（※）を介して住棟受信機に移報

第9-10図

(3) 感知器の設置を要しない場所

省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する省令第23条第4項第1号イからハまで及びニの規定によるほか、次によること。

ア 第4章第10自動火災報知設備5(2)ア、イ及びオに準じた場所

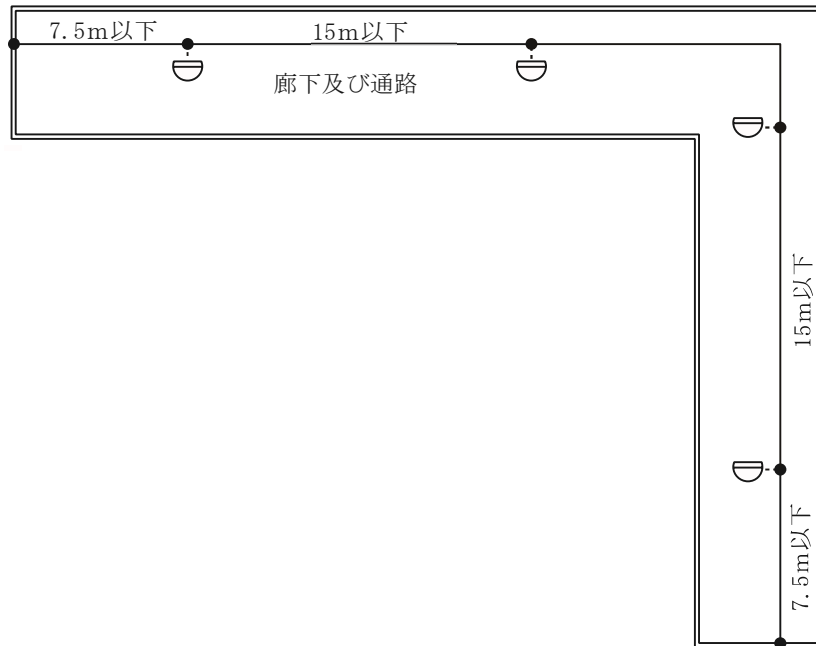
イ メーターボックス、パイプシャフトその他これらに類する場所

ウ 前(1)アに定める常時外気に開放されている部分から5m未満の範囲の場所

(4) 感知器の取り付け面の高さ

省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する省令第23条第4項第2号に規定する取付け面の高さは、第4章第10自動火災報知設備5(3)を準用すること。

- (5) 差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型及び熱アナログ式スポット型の感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第3号、第8号及び第9号並びに第7項の規定によるほか、次によること。
- ア 第4章第10自動火災報知設備5(4)（ク及びツを除く。主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用すること。
- イ 18号告示第3第2号(2)イの規定により共用部分の廊下及び通路に感知器を設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が15m以下となるよう設置すること。（第9-11図参照）



第9-11図

- (6) 差動式分布型感知器（空気管のもの）の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第4号の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(5)を準用すること。
- (7) 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第4号の2の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(6)を準用すること。
- (8) 差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第4号の3の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(7)（主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用すること。
- (9) 定温式感知線型感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第5号の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(8)を準用すること。
- (10) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）、イオン化アナログ式スポット型感知器及び光電アナロ

グ式スポット型感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第7号（へを除く。）、第8号及び第9号並びに第7項の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(9)（サ及びニからハ並びにヘからマまでを除く。主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用すること。

- (11) 光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第7号の3及び第7項の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(10)を準用すること。
- (12) 炎感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する省令第23条第4項第7号の4の規定によるほか、第4章第10自動火災報知設備5(11)を準用すること。
- (13) 機器等は、第4章第10自動火災報知設備5(13)を準用すること。

6 中継器

中継器は、18号告示第3第3号の規定において準用するその例によることとされる省令第23条第9項の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 18号告示第3第3号に規定する「その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること」は、第4章第10自動火災報知設備6(1)（アを除く。）を準用すること。

イ 18号告示第3第3号に規定する「遠隔試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号。以下この章において「中継器規格省令」という。）第2条第13号に規定する遠隔試験機能をいう。）を有する中継器のうち、中継器規格省令第3条の3第3項第1号に規定する外部試験機を接続するものにあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けること」とは、次の(7)又は(4)のいずれかによること。

(7) 住戸のメーターボックス内に設置する場合

(4) 住戸の戸外表示器と併設して設置する場合

ウ 前イ(7)の場所に設ける場合は、ガス機器及びその配管と混在させないこと。

ただし、当該中継器に防爆工事等の安全措置を講じた場合を除く。

エ 接続端子を収納する外箱は、難燃性のものを使用すること。

(2) 機器

第4章第10自動火災報知設備6(2)を準用すること。

(3) 常用電源

第4章第10自動火災報知設備6(3)を準用すること。

(4) 非常電源

第4章第10自動火災報知設備6(4)を準用すること。

(5) 予備電源

第4章第10自動火災報知設備6(5)を準用すること。

7 音声警報装置

音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）は、18号告示第3第9号の規定によるほか、次によること。

- (1) 共同住宅用受信機の主音響装置が、18号告示第3第9号(3)に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものであること。
- (2) 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。
- (3) 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合

18号告示第3第9号(2)イに規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が150㎡を超える住戸、共用室及び管理人室をいう。

したがって、当該住戸、共用室及び管理人室の部分には、補助音響装置を設置する必要があること。●
- (4) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける場合

ア 第4章第14非常警報設備2(11)（カを除く。）を準用すること。

イ 18号告示第3第9号(2)ロに規定する「直接外気に開放された共用部分」とは、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分を用いるものであること。
- (5) 音声警報音

音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。●

ア 感知器作動警報

 - (7) 住戸、共用室、管理人室の感知器が作動した場合

「火災感知器が作動しました。確認してください。」（女声）
 - (i) 住戸、共用室、管理人室以外の部分の感知器が作動した場合

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認してください。」（女声）

イ 火災警報

 - (7) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）
 - (i) 出火階

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）
 - (ii) 直上階

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）

ウ 前イ(i)及び(ii)の「火災が発生した場所」は、具体的な住戸、共用室又は管理人室の名称、部屋番号、階層とすること。●

なお、特定共同住宅等の形態から、「火災が発生した場所」を容易に特定できる場合については、「この近所」とすることができる。

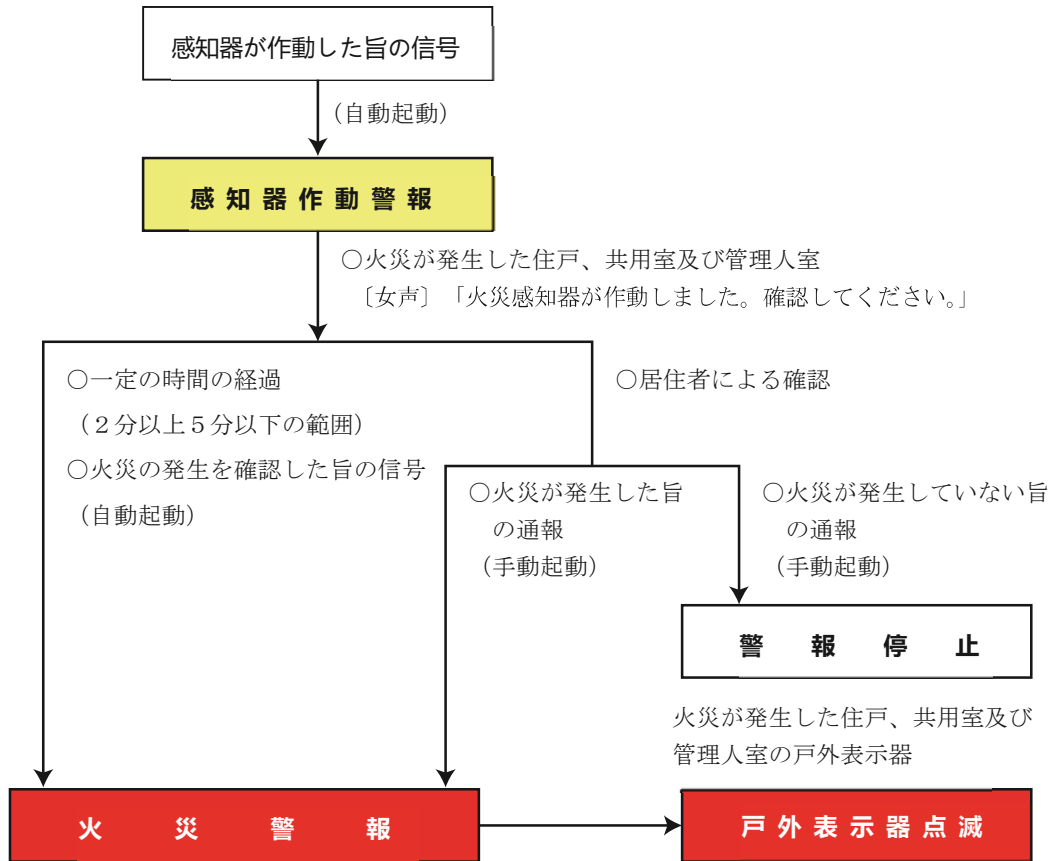
また、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室は、音声警報メッセージの内容から発生場所を省略することができる。

(6) 音声警報装置の機能

18号告示第3第9号(5)ロに規定する音声警報装置の機能は、第9-12図の例によること。

なお、同号(5)ロ(ロ)に規定する時間は、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができるものであること。

(廊下型特定共同住宅等の場合)



- 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室
(男声) 「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」
- 出火階
(男声) 「火事です。火事です。○○で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」
- 直上階
(男声) 「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」

第9-12図

(7) 警報区域

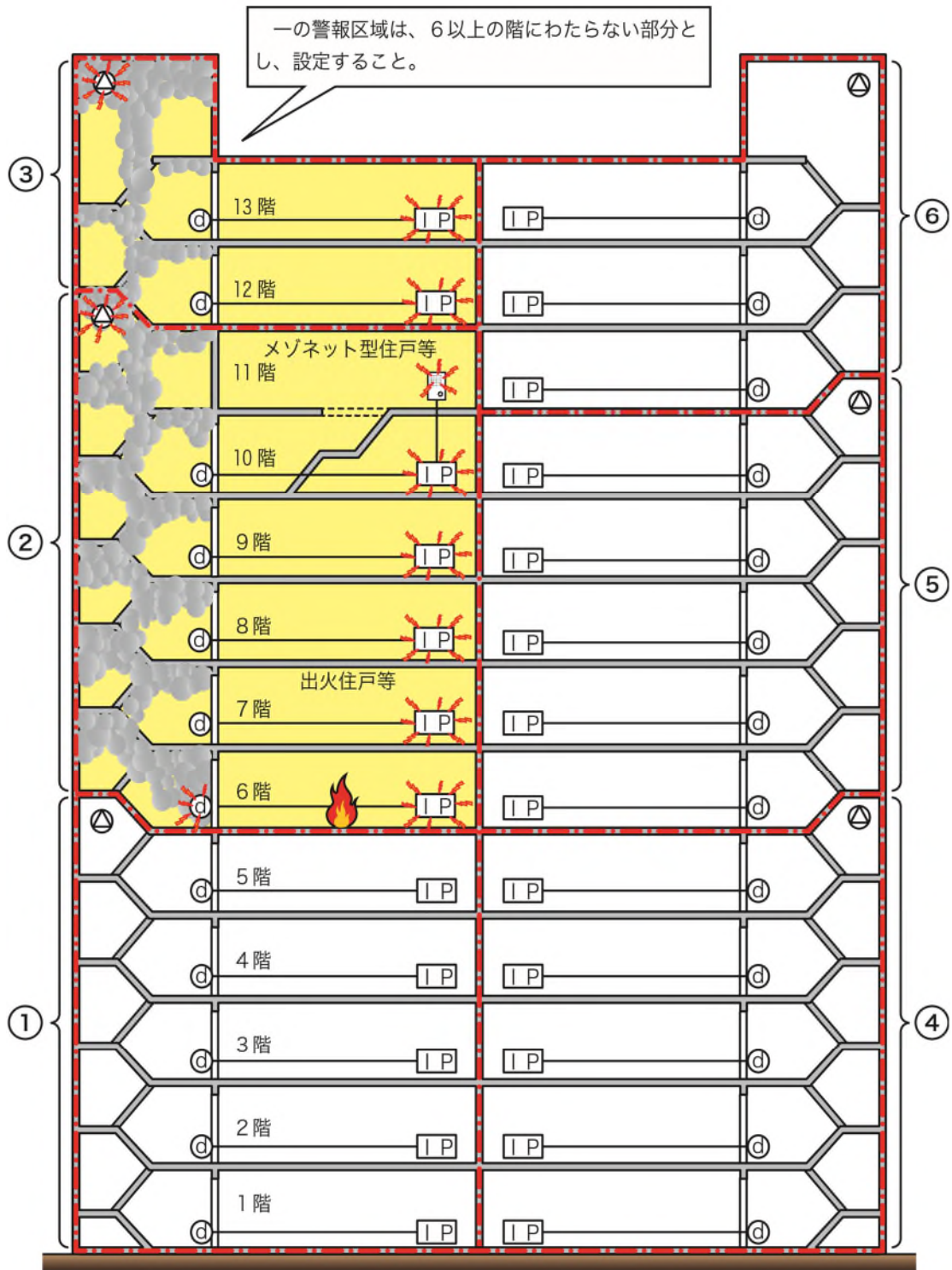
警報区域は、18号告示第3第9号(4)の規定によるほか、次によること。

なお、階段室型特定共同住宅等及び廊下型特定共同住宅等の火災発生場所による警報区域は、第9-1表によること。

ア 階段室型特定共同住宅等

- (イ) 18号告示第3第9号(4)ロ(イ) a 及び(ロ) a に規定する「6以上の階にわたらない部分」には、第9-13図の例に示すよう、メゾネット型住戸等が存する場合は、主たる出入口以外の階を含めないものとして、一の警報区域を設定することとして差し支えないこと。

(階段室型特定共同住宅等の例)

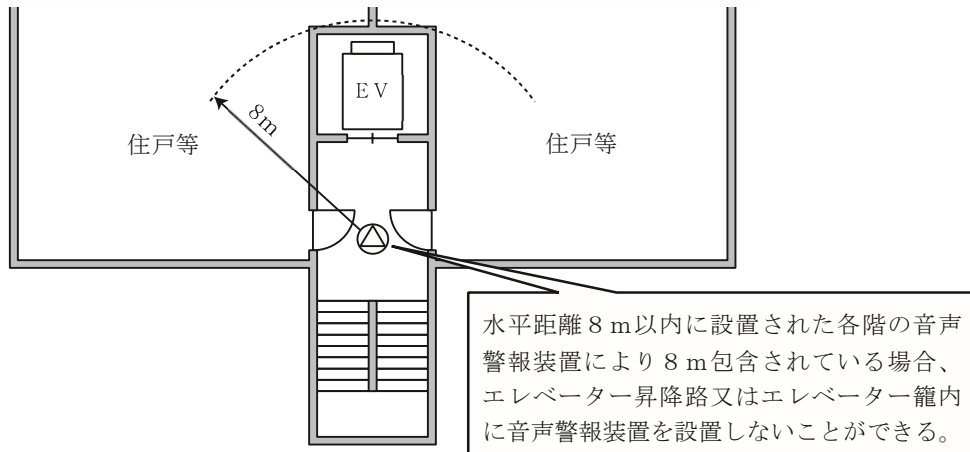


凡例

IP	共同住宅用受信機	△	補助音響装置
d	表示器	△	スピーカー

ⓃNo: 警戒区域

- (イ) 18号告示第3第9号(4)ロ(イ) aの規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、一の警報区域に面するエレベーター昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーター昇降路部分から水平距離8m以内に設置された住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける音声警報装置により包含され、かつ、警報区域が設定されている場合は、当該部分に音声警報装置を設置しないことができる。(第9-14図参照)

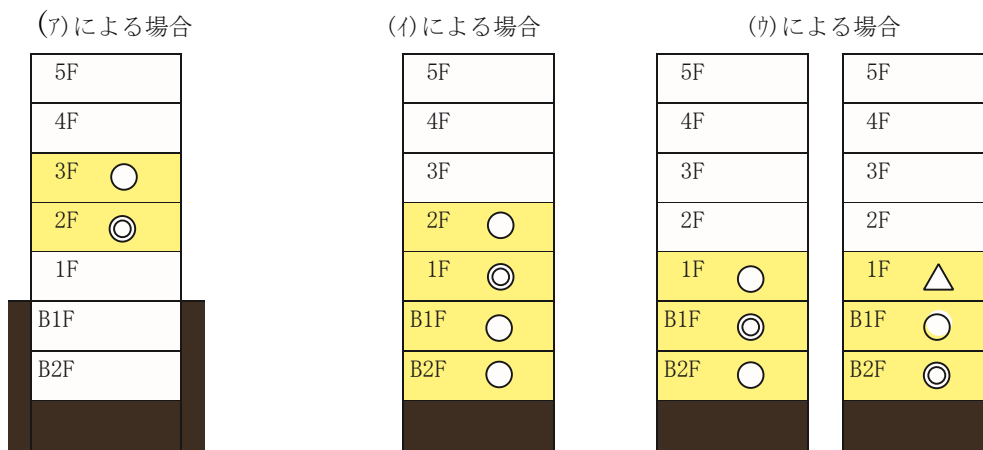


第9-14図

- イ 廊下型特定共同住宅等区分鳴動方式とし、次に示す鳴動方式とすること。(第9-15図参照)

ただし、この場合において11階以下の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備が設けられていること。

- (ア) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が2階以上の階の場合にあつては、出火階及びその直上階
 (イ) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が1階に存する場合にあつては、出火階及びその直上階及び地階
 (ウ) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が地階に存する場合にあつては、出火階及びその直上階及びその他の地階並びに1階▲



◎印は、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室を示す。

○印は、同時鳴動階を示す。

△印は、地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。

第9-15図

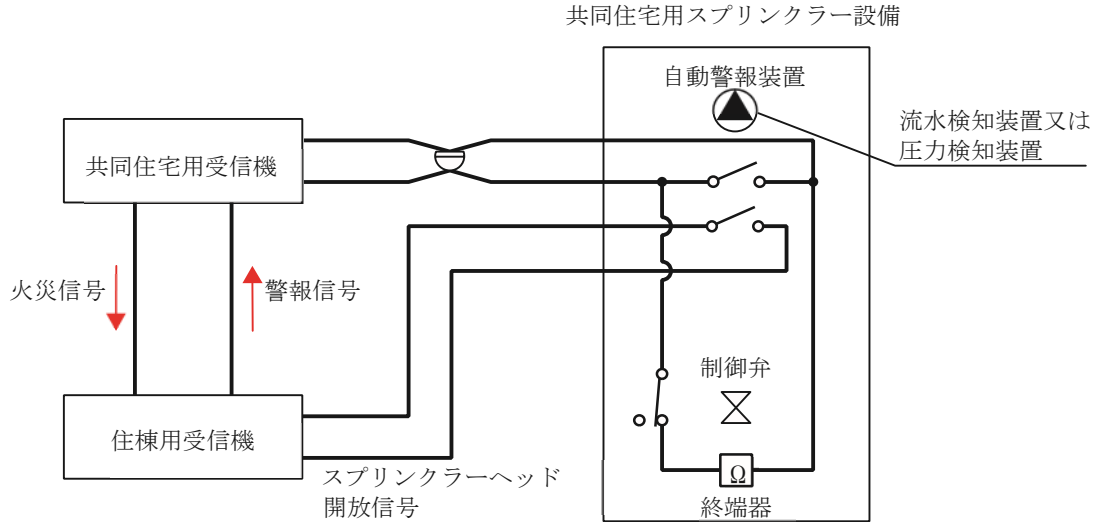
第9-1表 特定共同住宅等の構造類型別警報区域

タイプ別 火災発生場所	階段室型特定共同住宅等	廊下型特定共同住宅等
住戸、共用室又は管理人室	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階に渡らない部分を一の警報区域とした当該区域 ③ ②の警報区域の直上の警報区域の階段室等 ④ ②の警報区域に主たる出入口が面する住戸等 ⑤ ②の警戒区域に面する乗り場のドアを有するエレベーターの昇降路	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①が2階以上の階に存する場合は出火階及びその直上階 ③ ①が1階に存する場合にあっては当該階、その直上階及び地階 ④ ①が地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階
倉庫等（倉庫（室の面積が4㎡以上のものをいう。）、機械室その他これらに類する室をいう。）又は共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。）	① 出火倉庫等、共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の警報区域とした当該区域 ③ ②の直上の警報区域の階段室等 ④ ②の警報区域に主たる出入口が面する住戸等 ⑤ ②の警報区域に面する乗り場のドアを有するエレベーターの昇降路	① 出火倉庫等、共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①が2階以上の階に存する場合は出火階及びその直上階 ③ ①が1階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階 ④ ①が地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階
階段室	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② ①に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② 共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）
エレベーター昇降路	① 一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等 ② 一の階段室等に主たる出入口が面する共用部分 ③ 階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室 ④ ③の警報区域内の住戸等 ⑤ ③の警報区域内の共用部分	① エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

(8) 警報回路の構成

住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される場合の警報回路の構成は、第9-16図の例による構成とすることができる。

(警報回路の構成例)



第9-16図

8 配線

配線は、18号告示第3第4号の規定において準用する省令第24条第1号（チを除く。）及び第5号の2ハの規定によるほか、次によること。

(1) 電線の種類

電線の種類及び太さは、第4章第10自動火災報知設備10(1)を準用すること。

(2) 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線及び非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、次によること。（第9-17図参照）

ア 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線耐熱配線を使用すること。

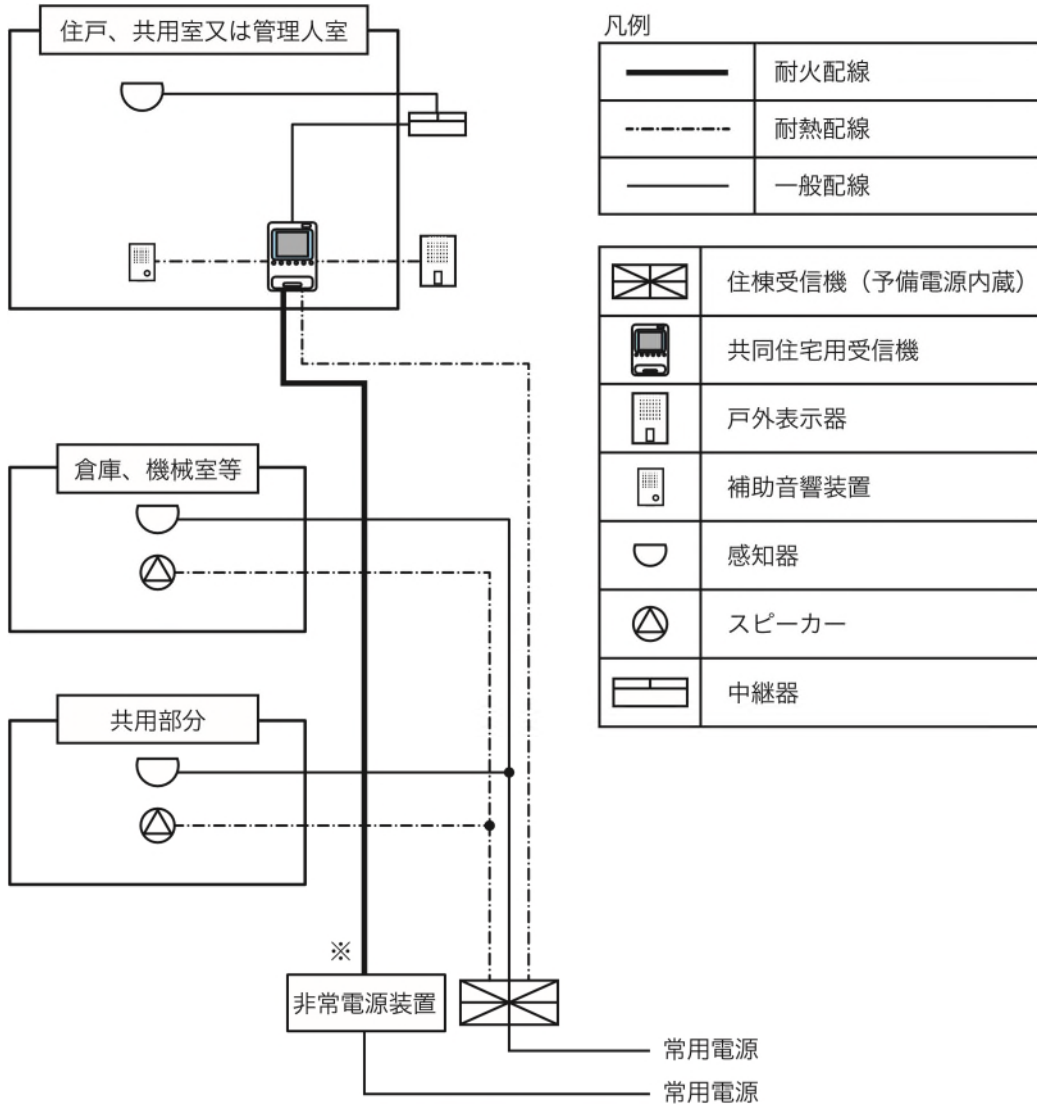
イ 非常電源から共同住宅用受信機までの配線耐火配線を使用すること。

ただし、次のいずれかに該当する部分に設置する配線は、18号告示第3第4号(2)に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」として、耐熱配線とすることができるものであること。

- (イ) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分
- (ロ) メーターボックス
- (ハ) パイプシャフト等

ウ 非常電源から住棟受信機

耐火配線を使用すること。



備考：火災により直接影響を受けるおそれのない部分に設ける配線（※）は、耐熱配線とすることができる。

第9-17図

(3) 工事方法

18号告示第3第4号の規定において準用する省令第24条第1号（チを除く。）に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月通商産業省令第52号）等をいうものであること。

(4) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線

住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示器と共用する配線を除く。）は、18号告示第3第4号(3)の規定によるほか、「外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること」は、中継器又は戸外表示器に外部試験器を接続することにより導通試験ができるよう措置されているものであること。

ただし、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、容易に導通を確認することができる場合を除く。

9 戸外表示器

戸外表示器は、18号告示第3第10号及び20号告示の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 18号告示第3第10号(1)ロに規定する「点検に便利な場所」とは、自動試験機能を有する中継器のうち、中継器規格省令第3条の3第3項第2号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、検査、点検時等に容易に外部試験器を接続できる場所をいうものであること。

イ 18号告示第3第10号(1)ハに規定する「雨水のかかるおそれの少ない場所」とは、雨線内（軒や庇の先端から、鉛直に対して建物側に45°で引いた線の軒下側又は庇下側部分をいう。）をいうものであること。

ウ 開放廊下に設置する場合は、必要な防水措置等を講ずること。

エ 操作上支障となる障害物がないこと。

(2) 機器

機器は、自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを設置すること。▲

ただし、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、感知器の作動試験等が容易にできる部分である場合を除く。

10 総合操作盤

18号告示第3第11号の規定において準用する省令第24条第9号の規定によるほか、第4章第24総合操作盤によること。

11 社会福祉施設等

省令40号第2条の規定により、特定共同住宅等に社会福祉施設等が入居する場合は、次によること。

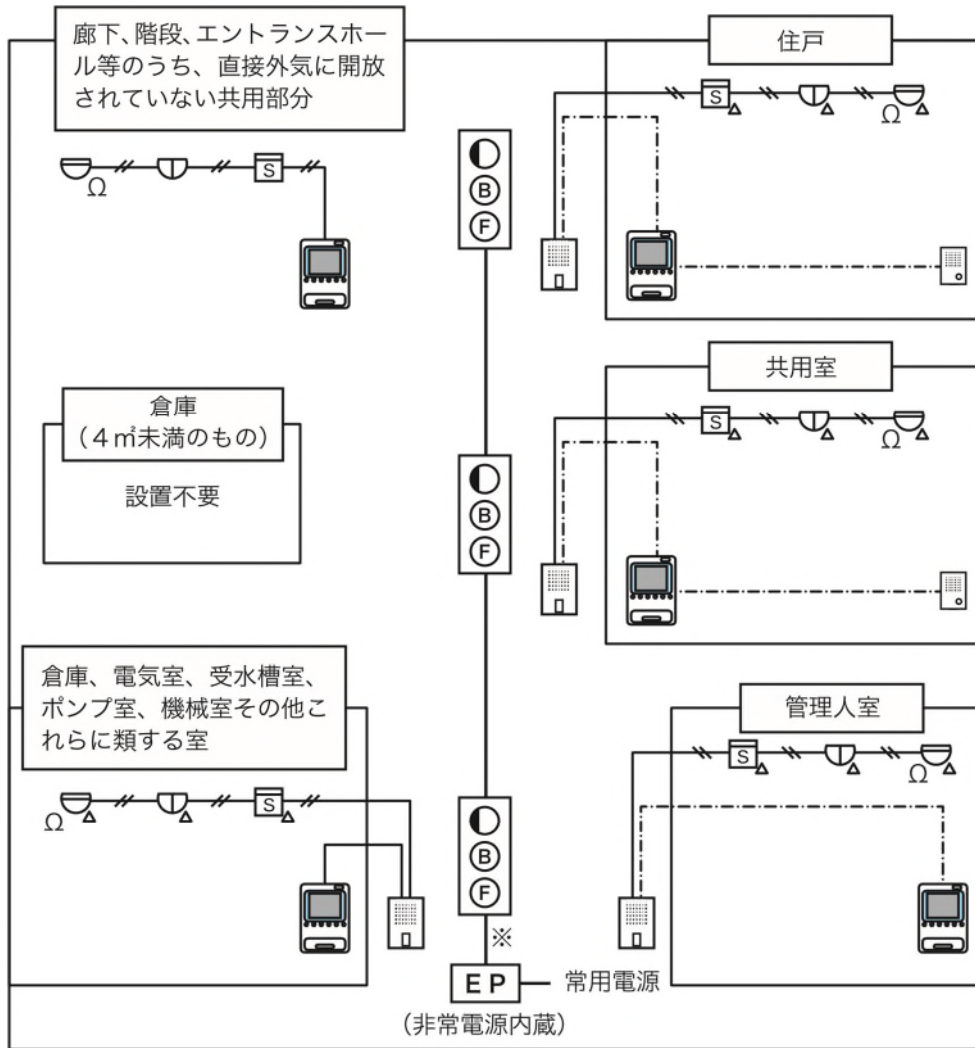
(1) 省令40号第3条第3項第3号に規定する「当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下この号において「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、次のア及びイの措置がされていることをいう。

ア 当該社会福祉施設等において火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう、鳴動範囲の設定が行われている場合

イ 当該社会福祉施設等の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置等（消防機関へ通報後に、他の場所へ通報する機能を有する火災通報装置又は同等のものをいう。）の第2次連絡先として、関係者等の常駐する場所が登録されている場合

第 10 住戸用自動火災報知設備及び共同 住宅用非常警報設備

1 主な構成 (第10-1図参照)



凡例

	住戸用受信機		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	戸外表示器 (中継器内蔵)		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	補助音響装置		終端抵抗
	差動式スポット型感知器		起動装置
	定温式スポット型感知器 (防水型)		音響装置
	光電式スポット型感知器		表示灯
	差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)		操作部

備考：表示灯、警報装置（※）は、各15個以下

2 住戸用自動火災報知設備

住戸用自動火災報知設備は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号及び 19 号告示第 3 の規定によるほか、次によること。

(1) 警戒区域

警戒区域は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号イ及びロ並びに 19 号告示第 3 第 1 号の規定によるほか、次によること。

ア 警戒区域の面積の算出

警戒区域の面積の算出は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 2(1)を準用すること。

イ 警戒区域の設定

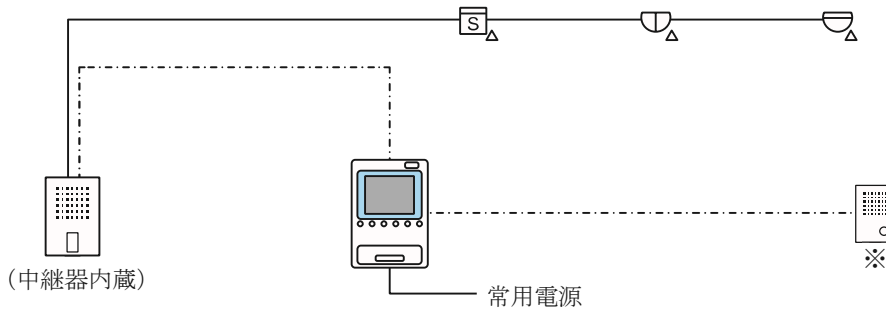
警戒区域の設定は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 2(2)ウを準用すること。

(2) 住戸用受信機

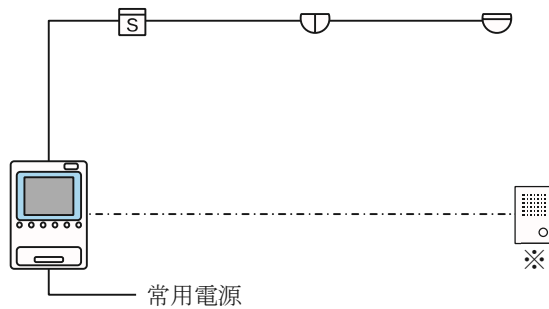
住戸用受信機は、19 号告示第 3 第 5 号の規定によるほか、次によること。

ア 主な構成例（第 10-2 図参照）

(住戸等に設ける場合) ○中継器を内蔵した戸外表示器の場合



(共用部分に設ける場合)



凡例

	住戸用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

備考：補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

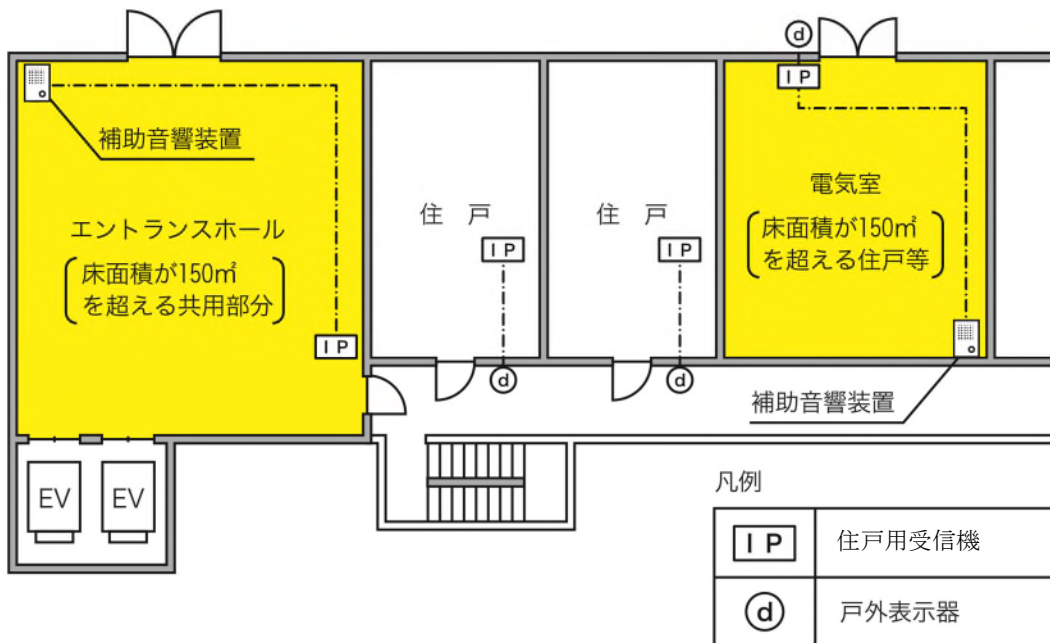
第 10-2 図

イ 設置場所

設置場所は、19号告示第3第5号(1)の規定によるほか、次によること。

- (7) 19号告示第3第5号(1)において準用する省令第24条の2第1号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、第4章第10自動火災報知設備4(1)エ（自立型を除く。）を準用すること。
- (4) 19号告示第3第5号(2)の規定により「住戸等及び共用部分で床面積が150㎡を超えるものに設けないこと」とされているが、床面積150㎡を超える住戸等及び共用部分に補助音響装置（住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。）を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、住戸用受信機を設けることができる。

(第10-3図参照)



第10-3図

ウ 機器

機器は、19号告示第3第5号において準用する省令第24条第2号イ及びロの規定によるほか、第9共同住宅用自動火災報知設備3(2)を準用すること。

エ 常用電源

常用電源は、19号告示第3第6号の規定によるほか、第9共同住宅用自動火災報知設備3(4)（イを除く。）を準用すること。

(3) 感知器

感知器は、省令40号第3条第3項第4号ハ及び19号告示第3第2号の規定によるほか、第9共同住宅用自動火災報知設備5（(2)を除く。）を準用すること。

(4) 中継器

中継器は、第9共同住宅用自動火災報知設備6（(4)及び(5)を除く。）を準用すること。

(5) 音声警報装置

音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）は、19号告示第3第7号の規定によるほか、次によること。

ア 住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3第7号(3)に適合するものである場合、当該住戸等及び共用部分に設ける音声警報装置に該当するものであること。

イ 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

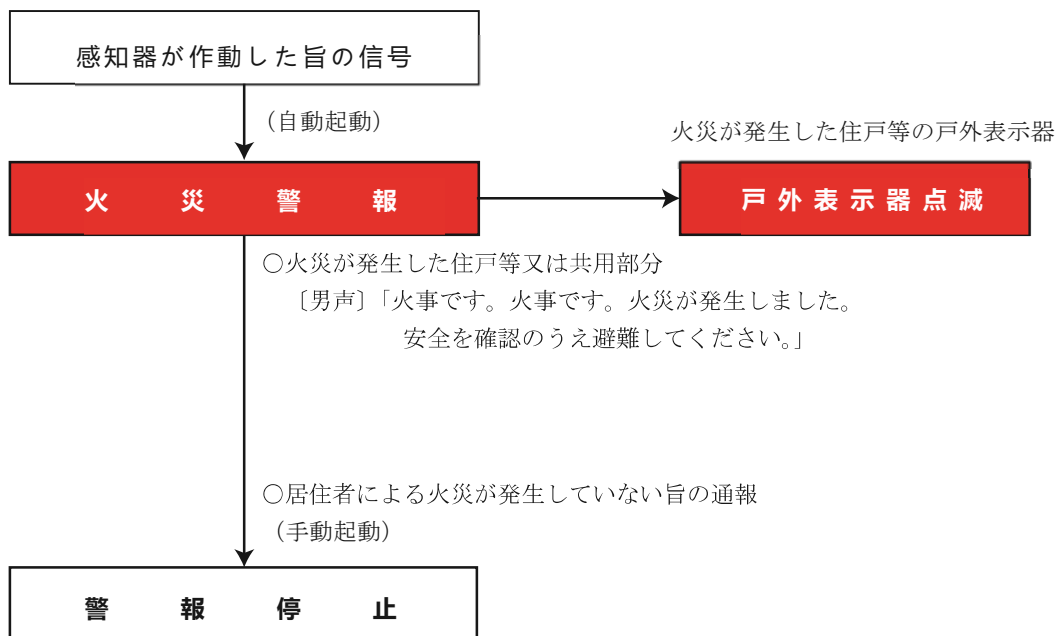
ウ 19号告示第3第7号(2)の規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸等や床面積が150㎡を超える住戸等及び共用部分をいう。

したがって、当該部分に補助音響装置を設置する必要があること。●

エ 音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。●

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」（男声）

オ 音声警報装置の機能は、第10-4図の例によること。



第10-4図

カ 19号告示第3第7号(4)に規定する音声警報を発する区域は、第10-1表の区分によること。

第10-1表

火災発生場所	音声警報を発する区域	音声警報装置
住戸等	当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合） 戸外表示器
共用部分	当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合）

(6) 音響警報装置

音響警報装置は、19号告示第3第8号の規定によるほか、次によること。

- ア 音響警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。
- イ 音響警報装置は、19号告示第3第8号の規定において前第7号に規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」は、前(5)ウを準用すること。
- ウ 音響警報音のシグナルは、非常警報設備告示第4第3号(2)の規定によるほか、次の例又はこれに準ずるものとする。

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）

+

第2シグナル（ビューツ、ビューツ、ビューツ（スイープ音）

（以降繰り返し。ただし、住戸用受信機に予備電源を設置した場合は、10分間以上の繰り返し。）

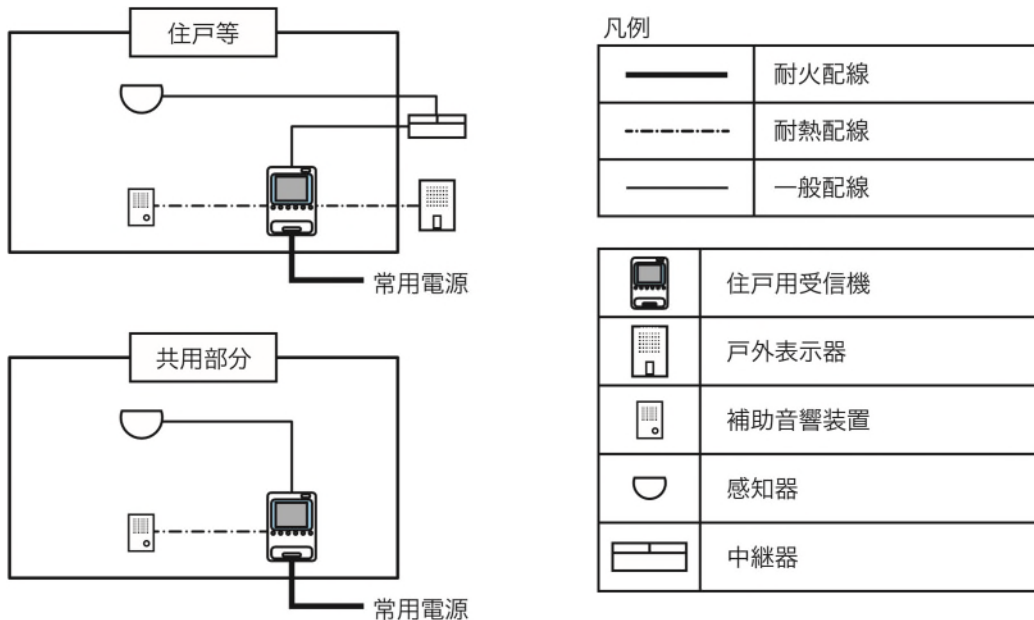
(7) 配線

配線は、19号告示第3第4号の規定において準用する省令第24条第1号（チを除く。）及び第5号の2ハの規定によるほか、次によること。

- ア 電線の種類及び太さは、第4章第10自動火災報知設備10(1)を準用すること。
- イ 電源から住戸用受信機までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、次によること。（第10-5図参照）

(i) 電源から住戸用受信機までは、耐火配線を使用すること。▲

(ii) 住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までは、耐熱配線を使用すること。



第10-5図

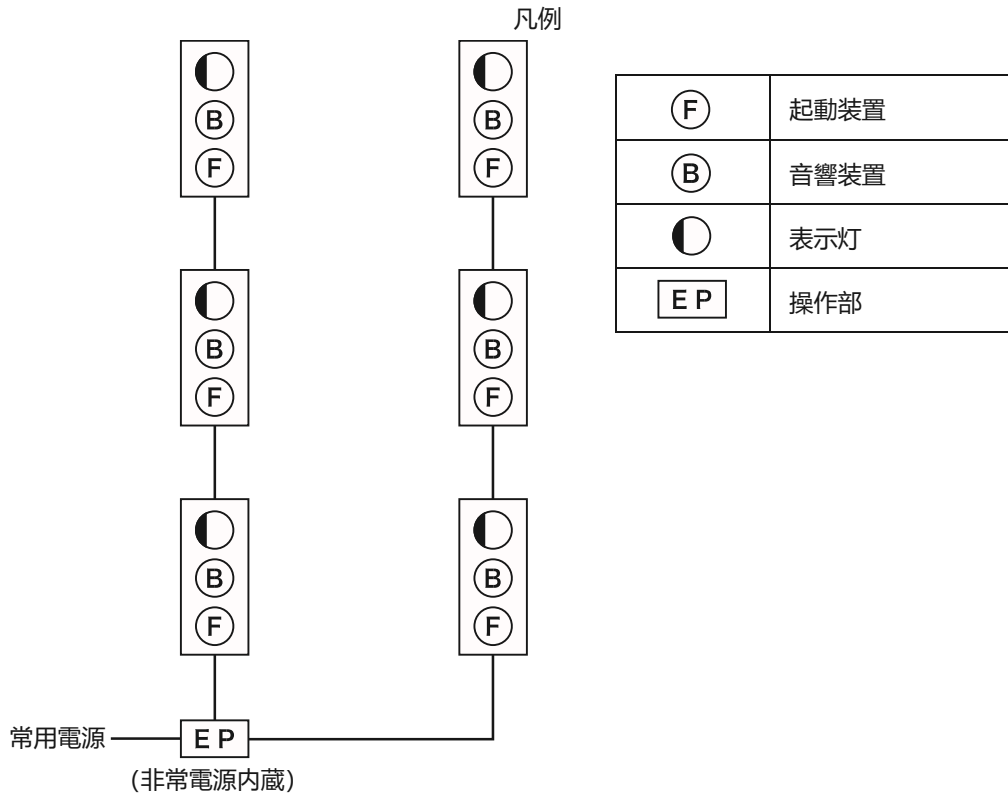
(8) 戸外表示器

戸外表示器は、19号告示第3第9号及び20号告示の規定によるほか、第9共同住宅用自動火災報知設備9を準用すること。

3 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ホ及びへ並びに 19 号告示第 4 の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成 (第 10-6 図)



第 10-6 図

(2) 設置場所

省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ホに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から 5 m 以上離れた部分が該当するものであること。

(3) 機器

ア 共同住宅用非常警報設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
 イ 次に掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。

- (イ) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
- (ロ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
- (ハ) 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

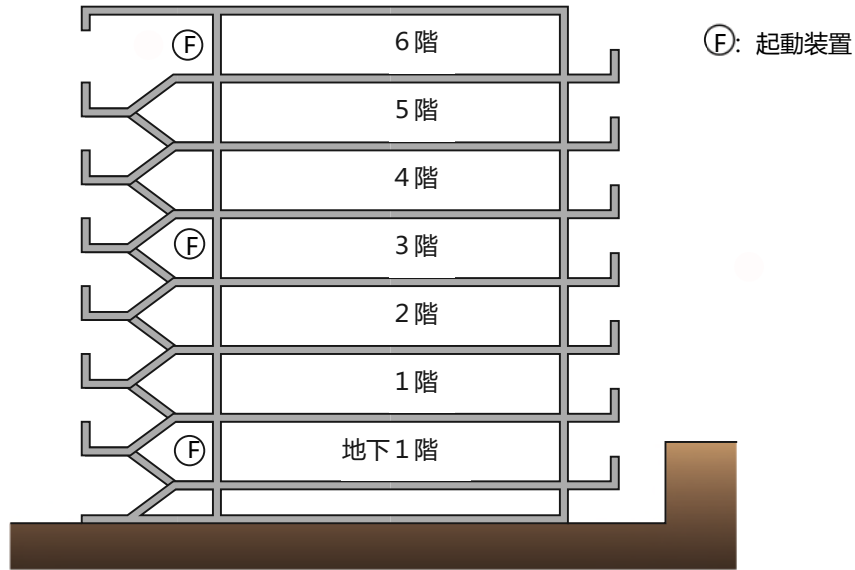
(4) 起動装置

起動装置は、19 号告示第 4 第 2 号によるほか、次によること。

- ア 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。
- イ 19 号告示第 4 第 2 号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段から 5 m 以内の廊下又は踊場の位置をいうものであること。

ウ 階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること。

(第10-7図参照)



第10-7図

(5) 音響装置

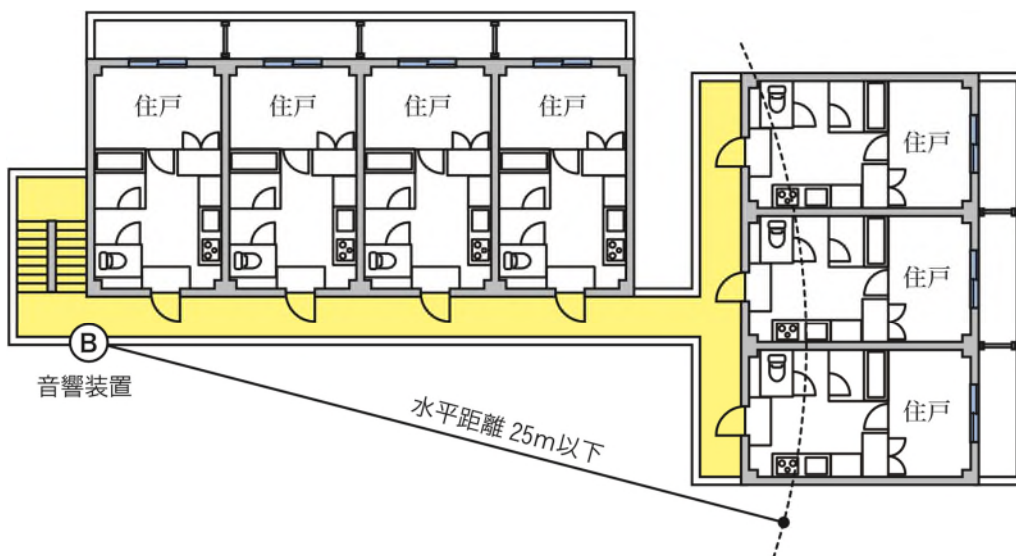
音響装置は、19号告示第4第1号によるほか、次によること。

ア 音響効果を妨げる障害物がある場所には設けないこと。

イ 障害を受けるおそれのある場所には設けないこと。

ウ 19号告示第4第1号(3)に「廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離25m以下となるように設けること」と規定されていることから、住戸等の部分は含まれないものであること。

(第10-8図参照)



第10-8図

エ 階段室型特定共同住宅等にあつては、19 号告示第 4 第 1 号(4)の規定によるほか、階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに設けること。

(6) 表示灯

表示灯は、19 号告示第 4 第 2 号において準用する省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 ニの規定によるほか、第 4 章第 14 非常警報設備 1 (6)を準用すること。

(7) 操作部

操作部は、19 号告示第 4 第 3 号の規定によるほか、次によること。

ア 第 4 章第 14 非常警報設備 1 (7) (ア(7)を除く。)を準用すること。

イ 19 号告示第 4 第 3 号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること」は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 9 (1)を準用すること。

(8) 非常電源、配線等

非常電源及び配線等は、19 号告示第 4 第 4 号及び第 5 号において準用する省令第 25 条の 2 第 2 項第 4 号及び第 5 号の規定によるほか、第 4 章第 14 非常警報設備 1 (9)を準用すること。

4 政令第 21 条に規定する自動火災報知設備による代替設置

政令第 21 条に規定する自動火災報知設備を次に適合するように設けた場合、共用部分及び住戸以外の住戸等の住戸用受信機並びに共同住宅用非常警報設備を設けないことができる。

(1) 住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び住戸以外の住戸等に設ける感知器について、防災センター等に政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続した場合

(2) 直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に、政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置及び表示灯を 19 号告示第 4 の規定に準じて設置した場合

5 社会福祉施設等

省令 40 号第 2 条の規定により、特定共同住宅等に社会福祉施設等が入居する場合は、次によること。

(1) 省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ニに規定する「当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 11(1)を準用すること。

